



# 文化学術立国をめざして

国立大学は訴える

国立大学協会 編

# 文化学術立国をめざして

国立大学は訴える

国立大学協会 編

## 序 文

本書は、わが国の国立大学の歴史、客観的な資料、そして現在の国立大学が自ら設定している国立大学の意義と将来の計画を、一卷の書としてまとめることを通じ、国立大学についての社会的理解を深め、あわせて国立大学に対する要望や批判が広く寄せられることを期待して編纂されたものである。

国立大学とは、国立学校設置法という法律にもとづいて設置された大学であり、現在 98 大学ある。各大学に共通するのは設置法を中心とする定めであるが、それぞれの使命、そこで行われる教育研究は多様であり、しかも現在進行中の大学改革では、各大学が個性を持つことに重点が置かれ、国立大学全体を一括して説明することは不可能である。

しかし、国立大学という制度が、明治維新以後の日本の近代化過程と不可分であったことや、最近においては、この制度が国際的に強い関心を呼んでいることなどを背景として、国立大学という制度の意義を明らかにすることは必要なことである。しかも、変転する世界的状況の中におかれたわが国が、国際社会の一員として責務を果たしつつ、しかも一国として豊かさと安全を安定的に維持して行くための知識と知性を生み出すことに、大学は益々大きな仕事を課せられている。このことを考えれば、個別大学を越えて、国立大学の意義を改めて見定めることの必要性は大きい。

このことを意図しつつも、大学の本質からいって、国立大学協会として意見を統一することはできない問題も多く、結果としては一貫性を欠く部分があることは否めない。しかし、初めてこのような形でま

とめられた本書は、国立大学自身にとっても有意義なものであり、編纂の過程で新しい発見があった。この経験を基礎として、大学間の交流を深めつつ、各国立大学が、その社会的責務をよりよく果たすために国立大学協会としても努力する所存である。

このように、本書は、国立大学協会としての統一された見解を示すものではないが、決してばらばらの意見ではない。総会や各委員会で議論され、委員の間で互に理解したことを基礎として、その上で各執筆者が書いたものである。是非多くの大学関係者、あるいは教育・研究に関係のある一般の人々に読んで頂き、率直なご意見を寄せられることを心から願っている。

なお、本書ではいろいろな文献からデータを引用させて頂いたが、ここに深く感謝したい。

国立大学協会会長 吉 川 弘 之

# 目 次

序 文	吉 川 弘 之	
国立大学の歴史とその役割	村 上 陽 一 郎	1
I 国立大学の現状		
1 学部	金 森 順 次 郎	15
2 大学院	武 藤 輝 一	30
3 研究活動	井 村 裕 夫	43
4 人材育成	金 森 順 次 郎	55
5 財政状況	廣 重 力	60
6 施設	廣重 力・佐々木慎一	68
II 大学が当面する課題		
1 入学試験	荒 井 克 弘	75
2 学部教育のあり方	天 野 郁 夫	85
3-1 大学院のあり方：文科系の場合	天 野 郁 夫	95
3-2 大学院のあり方：理工系の場合	松 尾 稔	103
4 大学の組織と運営	村 松 岐 夫	110
5 大学財政のあり方	廣重 力・佐々木慎一	121
6 教職員の待遇改善	阪 上 信 次	129
7 国際化への対応	江 崎 玲 於 奈	143
8 生涯学習における国立大学の役割	阿 部 謹 也	154
9 理工系教育のあり方	木 村 孟	165
10 人文社会系教育のあり方	阿 部 謹 也	174
11 教員養成系大学・学部の課題	遊 見 音 彦	182
12 医学教育のあり方	石 川 英 一	190
13 女性と大学	太 田 次 郎	200

14 地域と大学	尾上久雄	209
15 大学評価	和田光史	216
16 情報化社会と大学	開原成允	226
Ⅲ 21世紀と国立大学		
1 21世紀における国立大学	吉川弘之	239
2 大学運営の将来像	金森順次郎	261
3 21世紀におけるわが国の科学技術	西澤潤一	271
4 COEとしての大学のあり方	井村裕夫	278
5 将来の大学教育のあり方試論	加藤延夫	287
6 大学と社会	江崎玲於奈	292
Ⅳ 提 言		
国立大学の課題	天城 勲	313
国立大学の制度的あり方	飯島宗一	315
大学の個性化と規制緩和	石川忠雄	317
大学院大学の創設と一般教育の重要性	岡本道雄	319
卓越したリーダー層の育成に向けて	小野田武	321
専門と教養	塩野谷祐一	323
知性の混乱の中での大学の活路	永井道雄	325
広い視点から大学の未来を考えよう	福井謙一	327
教育, 研究, そして思索	森 亘	329
文科系への期待	山本卓真	331
編集を終わって	井村裕夫	

# 国立大学の歴史とその役割

## 1 はじめに

本稿の目的は、わが国における大学とくに国立大学の発展の歴史を述べ、わが国の近代化において果たした役割を概観することにある。しかしその内容は国立大学協会の意見をまとめたものではなく、また大学の歴史を客観的かつアカデミックに辿るものでもない。筆者の個人的見解を主として披瀝することをあらかじめお断りしたい。

## 2 日本の近代化と東京大学

周知のように、中国では漢以来、中央政府の建てた「太学」という教育機関が存在し、官僚の養成に当たってきた。儒学のみならず、算学など実際の学問も教えられ、宋代には、科挙によらない官僚への登竜門の役割も果たしたといわれる。しかし、一般の入学は認められないことが多く、ある程度以上の階級の子弟のために機能する機関であったといえよう。

古代日本においては、大宝令によって定められた「大学寮」という教育制度が存在した。ここでも五位以上の子弟、あるいはすでに官僚として登用されているものの子弟など、入学に身分上の制限がある官僚養成のための機関であった。その後、仏教の教団の設ける教育機関、江戸時代には各藩が設けるものなど、さまざまな学校が存在したが、なかでも年来、林家(大学頭)に依託されてきた儒教の儀典と教育の中心「湯島聖堂」を、寛政年間、幕府直属の教育機関として整えた「昌平坂学問所」(昌平黉)は、「高等」教育機関だけでなく、庶民に対する儒教教育なども手掛けるものであった。またこの機関は、時代の推移とともに、幕末にはやむを得ず、西洋の文物にも多少とも開かれた姿勢を示した。

---

村上 陽一郎(むらかみ よういちろう)：国際基督教大学教授、前東京大学教授(前先端科学技術研究センター長)

この昌平坂学問所の諸施設を明治政府が統轄して、はやくも明治2年(1869)に「大学(校)」と名付けて、新政府の中心的教育機関として発足させた。これが近代日本における大学の初めである。維新直後の政府内では、皇道主義的な国学と儒学との間にイデオロギー上の対立があり、それに加えて、欧化主義の台頭も見逃せない状況であった。この「大学」設立においては、儒教理念を中心としながらも、かつての律令に定められた「大学」の名称を利用するなど、やや折衷的な匂いがする。さらに、この「大学」は明治政府の教育行政を司るという役割も期待されたと考えられる。念のために付け加えれば、維新は、文字通り「御一新」であり、多くの幕府以来の制度とその制度内の人事は、維新によってまったく改まったが、この昌平坂学問所や後に述べる開成所などでは、名称の変化はあっても、とくに勤務者には格別の変化はないままに、新政府に受け継がれたのである。

一方、江戸時代に設けられた開成所は、遡れば幕府が編暦の研究を目指して発足させた天文方まで行きつくが、その後、蛮書和解御用、蕃書調所、洋学所という変遷の歴史の中で、次第に西洋の文物の翻訳、研究と、そこでの知識を基礎とする外交官の養成という役割を担うようになっていた。新政府はこれを引き継ぎ、明治元年から「開成学校」として新発足させた。明治2年「大学」の誕生にともない、開成学校は「大学南校」と名称変更された。さらに、幕末近く民間の種痘所を幕府が直轄することによって成立した医学所も明治元年に「医学校」として再発足し、同じく明治2年には「大学東校」と名付けられた。これらは、「大学」(湯島)に対する位置関係に基づく名称である。「大学」中心的なものの考え方がよく顕れている。

しかし、翌年になると事態は急変する。一言でいってしまえば、台頭する欧化主義がヘゲモニーを握ったということになるだろうか。「大学」の内部での儒学か皇道学か、の争いは、「大学」の学神を、孔子にするか天照大神にするかで大論争となり、政府は明治3年に「大学」を休校にせざるを得なくなり、翌4年(1871)に正式に廃止されることになった。背後には、漸く実権を握り始めた「開化」主義者、「欧化」主義者たちの動きがあった。ここに明治政府の教育の方向性は原理的には固まったといっただろう。もちろんこの「大学」の廃止はまったく否定的な意味だけを持っていたのではない。発足に当たって「大学」に期待されていた教育行政の機能を拡大して、それを「文部省」という官制に発展させ、しかし学問の基本は洋学へと移行させ、伝統的に西洋の学問を追求してきた開成学校(南校)と医学校(東校)とに、その育成の役割を担わせる、という方針が打ち出された。つまり「大学」は文部省に変身し、学問自体の中心は「南校」と「東校」に移ったのであった(「大学」が消滅したので、それ



らの名称から「大学」の文字も消さざるを得なかったのである)。

この明治4年の文部省の誕生によって、日本の教育機関統一化の方向が確定したように受け取られるかもしれないが、事態はそう簡単ではない。むしろ当面はまったく逆の動きも顕著であった。というのもこの年、幾つかの省では、自らの職務の遂行に必要な人材を、自らの手で養成するための教育・訓練機関を次々に設け、この傾向はその後も暫くは続くことになるからである。例えば、工部省は同年工学寮を設立して、電信、鉱山、灯台、土木などの技術者の養成に乗り出し、法務省も同じ年明法寮を発足させて、司法技術者の育成を試みた。これらは、近代国家の形成のために現場で働く技術者(高等技術者から、第一線の職人的技術者に到る)が、緊急に求められた結果であり、それらの役割は、外国人(いわゆる「お雇い」)によって取敢えずは埋めるものの、近い将来、日本人が担っていくべきであるとする考え方に基づいていた。こうした教育機関はたちまち当時のエリートである士族の子弟を惹きつけた。農、工、商に比べて、士族、とくに下級士族は、一般に、維新によってその社会的存立の基盤を失っていたために、こうした現場で国家建設のために働く機会を与えられ、自らのキャリア・メイキングも可能となる、ということは、彼らにとっても極めて歓迎すべきことであった。もう一つ付け加えれば、こうした学校には官費生の機会が多く、待遇もよかったのである。ここに、知的エリートが現業で働くことに対して、往々にして偏見、もしくは否定的な姿勢を示す欧米社会とは異なった環境が、日本に生まれる素地があったと考えられる。

それはともかく、従って、「南校」や「東校」は、当時の知的エリートたちが選ぶべき決定的な選択肢というわけではなかったのであり、この事情は、後で述べるように、それらが明治10年(1877)に東京大学となった後にも変わらなかったという点、またその後の東京大学の方向にも影響を与えたという点は、ここで指摘しておいてもよいだろう。

さて、「南校」(と「東校」)のその後の転変はどのようであったか。明治5年(1872)文部省は学制を發布して、小学校からの教育制度のイメージをフランスのそれに倣って造るが、もはや「文明開化」は決定的となり、以降、お雇い外国人の提言、あるいは欧米への派遣使節たちが持ち帰ったデータを元にした西歐化・近代化への途は、政府の教育施策においても決定的となる。そこでは「南校」は第一大学区第一番「中学」として位置付けられ、主として、ヨーロッパ語の修得機関としての役割を期待されたように見える。言い換えれば、政府は「開成学校」とは別個に、大学を造ろうとする目論見を持っていたと考えられる。このとき同時に「東校」は同区の「医学校」

となっている。朝令暮改という言葉が当たるが、明治6年この「中学」は再び「開成学校」に名を改めると同時に、外国語の修得の機能を特化させた「東京外国語学校」を設立し、ここに制度の上では、明確に「開成学校」は、単なるヨーロッパ語の修得機関ではなく、より高度な一般の学問を修める場所であることが確認されたといえる。この「東京外国語学校」は、その後上級の学校(つまりは「東京大学」)で学ぶための基礎的な教養としての「外国語」を修得するという位置づけを与えられ、「(東京大学)予備門」(明治10年)、さらに「第一高等中学校」(明治19年)となって、「高等学校」(旧制)の原型の役割を果たすようになる。

大きな転機は明治10年(1877)に訪れた。この年「開成学校」(明治7年に、この第二期の「開成学校」には「東京」の名が付され、同様に「医学校」も「東京医学校」と改称されていた)と「医学校」を主体として「東京大学」が誕生したからである。ここに、近代日本における本格的な高等教育機関としての大学が制度化された。「開成学校」系統からは、法学部、文学部、理学部が、そして「医学校」が医学部として、それぞれ「東京大学」という名の下に組織化されることになった。

欧米の大学が、13世紀以来の伝統のなかで、神学部を必須の構成要素とし、またこの時期において理学部を備えたものが極めて少なかったことを思えば、発足当時の東京大学がすでに、時代の先端を走るものであったことが理解できる。確かに、その内部にいる人々にとって「大学になったからと言って、変わったことは何もなかった」という発言も見つけることができるが、それは、「開成学校」の単なる延長ではなく、やはり一つの理念を持った新しい組織と言うべきだろう。もう一つ注目されることは、「開成学校」などの文部省関係の学校とは別のルートで生まれていた工部省管轄の「工学寮」が、この年、「東京大学」発足の前に「工部大学校」と名乗ったことで、これは後に見るように、東京大学に併合されるが、ここに少なくとも「大学」の名を持つ二つの機関が存在することになった。

しかし、もう一つの飛躍がそれから9年後に起こった。明治19年(1886)、「東京大学」は「帝国大学」として、新しく発足仕直したからである。すでに、そこに到る9年間に、文部省は、教育に関する全権を掌握しようとする動きを見せており、他の官庁でも、自前で設けていた現業に携わる技術的人材の養成機関を、文部省関係の機関に委譲するという事態が起っていた。例えば法務省が設置していた「明法寮」は、法務の実務家の養成に高い実績を上げてきていたが、明治17年に、その管轄権を文部省に渡している。明治19年の帝国大学の発足は、一面ではこうした動きの集約点として理解できる。現象的には、先述の工部大学校も、この19年に帝国大学に編入

されたし、農務省管轄の「(駒場)農学校」(明治10年発足当時は内務省管轄だったが、明治15年に農務省に移管され、明治19年に「東京農学校」となる)もやや遅れて、明治23年にはこの「帝国大学」に編入されたからである。

近代化の要求が最も強力な時期に、近代化を国是とする国家が、その国是の実現に必要な「技術者」を育成しようと大学を建立したとき、その内容が現業的な実践の技術に傾くのは自然であったかもしれない。しかし、約半世紀前にドイツにおいて、伝統的な理念を踏襲しない新しい大学の構想が実って、ベルリン大学が誕生し、その後、これを模範とした大学の改革が欧米にも浸透していくが、しかし、19世紀後半という時期に、「帝国大学」のように、工学部と農学部を備えるという新機軸を敢えて採用した大学は、「帝国大学」以外に世界にはなかった。良くも悪くも、欧米の大学は、依然として、大学を知識の殿堂として捉え、近代国家建設に必須の人材の教育機関に徹することはできなかったからである。そして、そのことは、「帝国大学」にあっては、「国立」であることによって、より強化されていたと見るべきだろう。ちなみに、欧米では、この時期には、工学や農学に関しては、アメリカの「土地付き学校」に典型的なように、大学とは別個の専門学校を設けることで対応していたことを忘れることはできない。

### 3 その後の国立大学

「東京大学」が誕生してちょうど20年後の明治30年(1897)、「(東京)帝国大学」の独占は崩れた。第二の帝国大学である「京都帝国大学」が発足したからである。このときの構成は、法、文、医、理工の四つの学部(「帝国大学」以後、「学部」は実際には「大学」と呼ばれていて、例えばここで「医学部」というのは、当時は「医科大学」という呼称であったが、のちに述べるように、大正に入って再び「学部」に戻るので、煩雑を避けて、一貫して「学部」と呼んでおくことにする)からなっていた。しかも、先ず発足したのは「理工学部」であった。その後の国立大学建設の動きは着実に、その10年後の明治40年(1907)「東北帝国大学」が「札幌農学校」を母体に生まれたが、ここでも最初は「農学部」のみでスタートしている。明治43年(1910)「九州帝国大学」設立が決まり、再び最初は「工学部」のみで出発することになる。大正7年(1918)には、「東北帝国大学」の「農学部」(札幌)を母体とし、「農学部」と「医学部」とからなる「北海道帝国大学」が誕生する。これによって、北海道、本州の北、中央、そして関西、さらに九州と、国立大学の分布が一段落したという意味も

あつてか、政府は、この年の12月に大学制度の基礎的な改革を「大学令」の公布とともに発表した。ここに、初めて、私立や公立の高等教育機関が「大学」と名乗ることができるようになった。学校という組織としては慶応年間に源を遡り、その当時すでに「大学部」を持っていた「慶応義塾大学」、明治15年(1880)「東京専門学校」として発足し、同じくすでに「大学部」を発足させていた「早稲田大学」や、明治8年(1875)「同志社英学塾」として生まれていた「同志社大学」、明治14年(1881)「明治法律学校」として発足し、同じくすでに「大学部」を持っていた「明治大学」などが、相次いでこの「大学令」による大学と認められるに到ったのである。なお、この改訂で、前述のように帝国大学における、例えば「医科大学」の呼称を「医学部」に改めることになった。

ちなみに、その後の国立大学の新設に関して触れておこう。「北海道帝国大学」開設の後、植民地における「国立」大学の建設が、大正13年(1924)の「京城帝国大学」と昭和3年(1928)の「台北帝国大学」という形で続き、一方昭和6年(1931)に「大阪帝国大学」の開設が決まって、医学部と工学部によって翌々年から実際にスタートする。戦前の国立大学としては最後のものになる「名古屋帝国大学」は昭和14年(1939)が設立の勅令の年であり、医学部と理工学部を中心に翌年から発足したのであった。

さて、第二の帝国大学となった「京都帝国大学」の設立が、こうした一連の動きのきっかけであったことは確かであるが、「京都帝国大学」が誕生する理念は何だったのであるか。

言うまでもなく、そこで求められているものは、第一には、独占となっていた「東京帝国大学」に対して、競争相手を造ることであった。この点は「東京帝国大学」関係者のなかでさえ、議論されていたことであって、独占が腐敗と停滞を生むという原則は、ここでも「東京帝国大学」への批判の基礎であった。しかし、問題はそれだけに留まらなかった。「東京大学」が唯一の「国立」の高等教育機関であるという事態は、国家と大学の結び付きを過剰にする傾向があった。そのことは、学長や学部長が政府から任命されるというような形式的な場面だけに留まらなかった。「東京帝国大学」の教授たちのかなりの部分が、政府の要職を兼務するという事態は、政府と大学の関係として、決して望ましいものではなかった。福沢諭吉は「学者識分論」を唱えて、こうした事態を批判したことはよく知られている。もう一つ、そうした状況のなかでの「東京帝国大学」は、「研究」に精力を傾注することに困難を感じていた。教育、なかならず国家有為の人材の育成こそがその使命であるとすれば、自発的な研

究活動は軽視されがちになる。「京都帝国大学」が理念として目指したのは、こうした状況への補完的な役割を担うことであった。

「東京帝国大学」において、学生は知識を順序立てて修得することを求められた。そのこと自体は必ずしも批判されるべきではないかもしれない。しかし、森有礼に負うところが大きいといわれる「帝国大学」の理念は、期すると期せざるとに拘わらず、大学をフランス風の知識修得の場に限定することになり、ドイツ流の大学、すなわちその成員が教授も学生もひたすら自発性のなかに真理を探求することに自らを捧げる場にはなり得ない、という反省があったのである。

そして結局は「京都帝国大学」以降に生まれた国立大学は、大正7年以来、こうした国立大学に対抗する形で実力を発揮しつつあった有力私立大学との競合もあって、教育のみならず、研究という場面における役割を強く意識するようになる。

#### 4 戦前の国立大学の役割

しかし、世界の状況と照合してみたとき、この近代化の時期に誕生・成育した日本の大学の特徴は、善くも悪くも、永く残ったと言わなければなるまい。その最大の特徴は、やはり大学を「科学技術」の場として位置付けたところにあると思われる。

13世紀のヨーロッパに大学という組織が誕生して以来、ヨーロッパの大学にも変遷はあり、国や地域によって、理念、構造、方法などに多少の違いが生じていたことは確かである。しかし、少なくとも17世紀までは、キリスト教の教義を基盤とし、神の被造世界のなかに、神の真理と計画とを探り当てるといふ最終目標は常に意識され、そのための基礎的技芸である「自由七科」が、大学の本体となっていた。それはまた、知識人であることの最小の共通の基底であり、その上に上級学校としての、神学校、医学校、法学校があった。これらの学校で修得される知識は、確かに専門的であり、しかも修得者はその知識によって生計を立てているように見えるが、しかし、司祭や牧師はもちろん、医師も法曹家も、いずれも、その才能と知識とを、神の命令(vocation)に基づき、世に苦しんでいる人々を助けるために使うことを、神の前に約束(profession)することによって、初めてその地位を保証されると考えられていた。

18世紀啓蒙主義を通して、このようなキリスト教神学的な枠組みは崩壊し、その結果として、19世紀に世俗的な諸科学が生まれてくることになるが、そして大学という組織もそれにともなって変化を体験するが、それにしても、職人的な技芸など、知識の伝統とまったく無縁の領域が、大学の構成要素となるというような事態はおよ

そ考えられないことであった。実際、この時期になると、産業革命が進行し、技術の世界でも新機軸が爆発的に生まれてくるが、それらを担ったのは、およそ大学とは無縁、しかも社会がようやく大学とは別個に整え始めた技術の専門学校ともさしあたっては無縁の、いわゆる起業家 (entrepreneur) とされる人々であった。端的に言えば、工学も農学も、知識の殿堂たる大学からは差別され、排除されていたのである。

このような事態は 20 世紀に入って、次第に変わってくる。一つには、科学研究の成果が、社会の諸領域(産業、軍事、医療、通信・交通、農業など)で「利用」が可能であるという認識が広がったこと、そして一つには、そうした科学の利用が結局は工学と結びつくこと、言い換えれば科学と技術との間の壁が薄くなるにつれて、工学は次第に大学に必要な分野として認知されるようになり、また科学が応用面に向かうことをあまりとがめだてしないような雰囲気が生じてきた。その結果、科学技術は、20 世紀も 30 年代以降の欧米の大学でも、追求すべき最重要課題になっていく傾向が見られる。

しかし、すでに眺めたように、日本では、明治の初期、大学の草創の時代から、科学と技術は平等に扱われ、農学をも取り込んで、「帝国大学」はこうした分野での「学士」を平然と世に送り出したのであり、それは、世界の歴史から見れば半世紀近く先を走っていたことになる。すでに触れたように、維新によって生活の基盤を失った下級武士の子弟は、知的エリート予備軍であるにも拘わらず、率先してこうした分野に自らのキャリア造りを求め、意図するとしないとによらず、国家建設のために働くことになった。今でも、ヨーロッパの知的エリートの階級の子弟が、技術の分野に進んでキャリアを求めようとせず、企業内部でも、経営・管理の場と、現業の技術の場との間に、越えがたい垣根があることを考えれば、明治の初期に、大学を中心とする知的社会のなかに造り出された工学や技術への関心(というよりは「偏見の無さ」)は、その後の日本社会の運命を決めるものだったと言っても過言ではないだろう。

実際、その後の帝国大学の建設に当たっても、工学部はほとんど常に、大学の中心であり、最初に整備されるべきものであったことが指摘できるし、また、こうして最初から大学の「学士」として世に送り出された技術者たちは、そのまま、官僚組織、民間産業組織、教育組織のなかで、指導的なネットワークを形成し、現代的な産官学の複合体の原型を産み出すことにもなっていた。

もちろん、全体としてみれば、明治初期の工学系への偏重は、その後法学系の台頭とともに次第に弱まり、官僚機構のヘゲモニーは、帝国大学(とくに「東京帝国大学」)法学部出身者によって独占的に握られるという、必ずしも歓迎できない方向へ移

行したことも事実であるが、それでも欧米「先進国」に比べて、非常に早い時期から学士号を持った技術者が社会の諸セクターに配備されたことは、日本社会の重要な特徴と言えるであろう。その点は、明治期に日本の基幹産業が立ち上がっていく場面にも影響を与えている。日本の基幹産業は、カーネギー、エディソン、イーストマン、ジューメンス、ダイムラーなどといった、純粋技術畑の起業家によってではなく、渋沢、岩崎、安田などの経済人による起業が主体であり、こうした産業に学士である技術者が「研究・開発」を担う者としてリクルートされるというパターンが早くから生じていた。このパターンもまた、現代において先進国のどこにでも見られるようになってはいるが、1880年代、90年代には、日本以外には見いだせないものであった。

こうした事情は、技術の行方に敏感であった一部の欧米人には早くから注目されており、例えば19世紀末や20世紀初頭の『ネーチャー』などのメディアには、しばしば日本の国家形成に対して工学が果たしつつある役割を称賛し、さらにはそれを可能にしている、日本の「帝国大学」(東京、京都)における工学教育の充実に欧米は留意しなければならぬとする記事が掲載されている。

時代を深めるに従って、次第に社会のなかでのプレゼンスを増し始めた私立の大学が、どちらかと言えば、経済界で活躍する人材を育成する役割に傾いたのに対して、国立大学が法文系のみならず、工学系並びに医学系に大きなアクセントを置いたことは、時代からくるやむを得ぬ選択であったとも言えるが、近代国家形成に大きな意味があったと考えられる。

もとより、コインには必ず表裏二面がある。ともすれば「象牙の塔」視されがちな大学のなかでさえ、日本では、「役に立たない」、純粋に個人の自立的な好奇心の満足のために行われる研究は、肩身の狭い思いをさせられる空気がないわけではない。とりわけ、国家の体制と密着すればするほど、そうした空気が働く傾向があることは、注意すべきことであろう。

## 5 戦後の国立大学

言うまでもなく、戦後の学制改革は、大学にも大きな変化をもたらした。大学は、国家社会の中樞を占めるべき有為な人材の供給という機能を放棄したわけではないが、むしろアメリカ流の、「健全な市民」を養成するという新しい機能に優先権が与えられることになった。別の見地からすれば、新制度の下での義務的な初等・中等教育、すなわち新制の小学校・中学校、さらにその延長としての高等学校の上に、直接

大学が位置付けられることになった。かつては小学校、あるいは高等小学校から社会へ直接リクルートされる大多数の一般のためのコースと、中学校を經由して、大学予備的な高等学校へ進んだ比較的少数のものだけが、大学へ進学するというコース、さらに付随的には種々の大学とは異なる専門学校、師範学校などへの中間コースなど多岐化していた教育のキャリア・パスが、直線的なルートに一元化されたと言ってもよい。昭和22年(1947)教育基本法、学校教育法が公布されて、いわゆる「六・三・三」制度が制定され、大学に関しても新制の大学のための設置基準が定められた。

当然のことながら、そのためには、大学の数を増やす必要が生じる。12の私立・公立の機関が、種々の既存の組織を利用しながら、新制の大学へと切り替えて、新しく発足を始めたのが昭和23年のことであり、これが新制大学の初めである。また短期大学の制度も認められるようになった。翌昭和24年(1949)には、国立学校設置法が公布されて、69校の国立大学が各都道府県に設置されることになった。こうした国立大学は、この場合も、既存の国立(場合によっては公立)の師範学校、医学専門学校、工業専門学校、商業専門学校あるいは女子教育機関などを寄せ集め、それを大学としてまとめるという方法がとられ、「市民教育」という目標と、寄せ集められた組織の統一を図るという目標を達成するために、「教養課程」が置かれることになった。

言うまでもなく、こうして生まれた国立大学は、アメリカの「州立大学」をモデルにしている。昭和23年にCIEが大学法の試案を発表しているが、そこにははっきり州立大学方式が盛られている。もともとアメリカの州立大学は、1862年の「モリル法」によって、連邦政府の土地を州に無償で与えて、そこに州政府の責任で、各州の実情に見合った新しい(大学とは異なった)教育・訓練機関を設けようという考え方の下で発足した「農学校」や「工業学校」を下地にしている。州の税金によって賄われ、原則的には州民のすべてに開放(例えば無試験入学制度)されている「コミュニティ密着型」の学校制度なのである。こうした学校は、その後の経過のなかで、概ね最終的には「大学」に昇格するが、そしてなかには、カリフォルニア大学(学校群)の一部である「バークリー校」のように、高等教育・研究機関として、他の名門私学と肩を並べるような組織も生まれているが、植民地時代から続いているヨーロッパ型のいわゆる「アイヴィ・リーグ」大学(そのすべてが本来はミッション系の「私学」である)とはまったく出自を異にすと言わなければならない。実は、「カリフォルニア大学」というのは、現在でも100を越えるコミュニティ・カレッジをも抱え込んでいる、巨大な州立組織体に与えられた名称なのである。

したがって、日本の大学制度、とくに国立大学制度は、このとき以来、伝統的な大



学の理念と、こうした「コミュニティ・カレッジ」型の理念という、非常に異質の（しかし、無論現代社会にとってどちらも非常に重要であることに変わりのない）分裂した理念を背負わされてきており、その統一に悩んできたというのが実情であろう。現在国立大学の間に行われている「大学改革」の成功の如何は予断を許さないが、改革に駆り立てている遠因は、まさしく上に挙げた理念の分裂からくる歪みをどう乗り越えるか、というところにあると考えることができる。

## Ⅰ 国造大学の現状

① 学部

② 大学院

③ 研究活動

④ 人材育成

⑤ 財政状況

⑥ 施設

## I 国立大学の現状

# 1 学 部

### 1 国立大学の学部構成

国立大学の総数は、大学院のみを持つ3つの大学院大学を除くと95である。表1に各国立大学とその学部構成を示した。最近、情報、人間、国際、政策等をキーワードとして新しい構想に基づいた斬新な名称の学部が増えており、全体で52の異なった名称が用いられている。表2に、国公立大学全体について、平成7年4月現在設置されている学部名を紹介した。その内で、枠内に示した学部が、表1に記載されている国立大学(もちろん、大部分は公私立大学にも同じ名称の学部がある)に設置されている学部である。なお、表2の分類は後に示す統計のために導入したものであるが、かなり便宜的なものであることをお断りしておきたい。実際には、内容的に2つ以上の分類にまたがる学部が少なくない。また、表1、表2に示しているように、国立大学には学部システムを取らない筑波大学がある。

### 2 学生の入学定員

図1および図2は国公立大学の総入学定員の現状とその変遷を示している。国立大学の占める割合は昭和54年当時の30%近くの数字から近年は21%まで低下している。また、図2は私立大学の入学定員が近年急速に増加していることを示している。この増加は、第2次ベビーブームによる適齢人口の増加に加えて進学率の向上による大学志願者の増加に対応したものである。国公立大学の入学定員の緩慢な上昇に

表 1 国立大学の学部

(平成7年4月現在)

番号	大 学 名	学 部 名	番号	大 学 名	学 部 名
1	北 海 道 大 学	文 学 部 教 育 学 部 法 学 部 経 済 学 部 理 学 部 医 学 部 歯 学 部 薬 学 部 工 学 部 農 学 部 獣 医 学 部 水 産 学 部	13		理 学 部 医 学 部 工 学 部 農 学 部
2	北海道教育大学	教 育 学 部	14	福 島 大 学	教 育 学 部 行 政 学 部 社 会 学 部 経 済 学 部
3	室 蘭 工 業 大 学	工 学 部	15	茨 城 大 学	人 文 学 部 教 育 学 部 理 学 部 工 学 部 農 学 部
4	小 樽 商 科 大 学	商 学 部	16	図 書 館 情 報 大 学	図 書 館 情 報 学 部
5	帯 広 畜 産 大 学	畜 産 学 部	17	筑 波 大 学	*学群・学類は、本 表末に別掲
6	旭 川 医 科 大 学	医 学 部	18	宇 都 宮 大 学	国 際 学 部 教 育 学 部 工 学 部 農 学 部
7	北 見 工 業 大 学	工 学 部	19	群 馬 大 学	教 育 学 部 社 会 情 報 学 部 医 学 部 工 学 部
8	弘 前 大 学	人 文 学 部 教 育 学 部 理 学 部 医 学 部 農 学 部	20	埼 玉 大 学	教 養 学 部 教 育 学 部 経 済 学 部 理 学 部 工 学 部
9	岩 手 大 学	人 文 社 会 科 学 部 教 育 学 部 工 学 部 農 学 部	21	千 葉 大 学	文 学 部 教 育 学 部 法 学 部 経 済 学 部 理 学 部 医 学 部 薬 学 部 看 護 学 部 農 学 部 工 学 部 園 芸 学 部
10	東 北 大 学	文 学 部 教 育 学 部 法 学 部 経 済 学 部 理 学 部 医 学 部 歯 学 部 薬 学 部 工 学 部 農 学 部	22	東 京 大 学	教 養 学 部 文 学 部 教 育 学 部 法 学 部 経 済 学 部 理 学 部 医 学 部
11	宮 城 教 育 大 学	教 育 学 部			
12	秋 田 大 学	教 育 学 部 医 学 部 鉱 山 学 部			
13	山 形 大 学	人 文 学 部 教 育 学 部			

番号	大 学 名	学 部 名
22		薬 学 部 工 学 部 農 学 部
23	東京医科歯科大学	医 学 部 歯 学 部
24	東京外国語大学	外 国 語 学 部
25	東京学芸大学	教 育 学 部
26	東京農工大学	農 学 部 工 学 部
27	東京芸術大学	美 術 学 部 音 楽 学 部
28	東京工業大学	理 学 部 工 学 部 生 命 理 工 学 部
29	東京商船大学	商 船 学 部
30	東京水産大学	水 産 学 部
31	お茶の水女子大学	文 教 育 学 部 理 学 部 生 活 科 学 部
32	電気通信大学	電 気 通 信 学 部
33	一 橋 大 学	法 学 部 社 会 学 部 経 済 学 部 商 学 部
34	横浜国立大学	教 育 学 部 経 済 学 部 経 営 学 部 工 学 部
35	新 潟 大 学	人 文 学 部 教 育 学 部 法 学 部 経 済 学 部 理 学 部 医 学 部 歯 学 部 工 学 部 農 学 部
36	長岡技術科学大学	工 学 部
37	上越教育大学	学 校 教 育 学 部
38	富 山 大 学	人 文 学 部 教 育 学 部 経 済 学 部 理 学 部 工 学 部
39	富山医科薬科大学	医 学 部

番号	大 学 名	学 部 名
39		薬 学 部
40	金 沢 大 学	文 学 部 教 育 学 部 法 学 部 経 済 学 部 理 学 部 医 学 部 工 学 部
41	福 井 大 学	教 育 学 部 工 学 部
42	福井医科大学	医 学 部
43	山 梨 大 学	教 育 学 部 工 学 部
44	山梨医科大学	医 学 部
45	信 州 大 学	人 文 学 部 教 育 学 部 経 済 学 部 理 学 部 医 学 部 工 学 部 農 学 部 織 維 学 部
46	岐 阜 大 学	教 育 学 部 医 学 部 工 学 部 農 学 部
47	静 岡 大 学	人 文 学 部 教 育 学 部 理 学 部 工 学 部 農 学 部
48	浜松医科大学	医 学 部
49	名 古 屋 大 学	文 学 部 教 育 学 部 法 学 部 経 済 学 部 情 報 文 化 学 部 理 学 部 医 学 部 工 学 部 農 学 部
50	愛知教育大学	教 育 学 部
51	名古屋工業大学	工 学 部
52	豊橋技術科学大学	工 学 部

番号	大 学 名	学 部 名	番号	大 学 名	学 部 名
53	三 重 大 学	人 文 学 部 教 育 学 部 医 学 部 工 学 部 生 物 資 源 学 部	66	奈 良 女 子 大 学	文 学 部 理 学 部 生 活 環 境 学 部
54	滋 賀 大 学	教 育 学 部 経 済 学 部	67	和 歌 山 大 学	教 育 学 部 経 済 学 部
55	滋 賀 医 科 大 学	医 学 部	68	鳥 取 大 学	教 育 学 部 医 学 部 工 学 部 農 学 部
56	京 都 大 学	総 合 人 間 学 部 文 学 部 教 育 学 部 法 学 部 経 済 学 部 理 学 部 医 学 部 薬 学 部 工 学 部 農 学 部	69	島 根 大 学	法 文 学 部 教 育 学 部 理 学 部 農 学 部
57	京 都 教 育 大 学	教 育 学 部	70	島 根 医 科 大 学	医 学 部
58	京 都 工 芸 繊 維 大 学	工 芸 学 部 繊 維 学 部	71	岡 山 大 学	文 学 部 教 育 学 部 法 学 部 経 済 学 部 理 学 部 医 学 部 歯 学 部 薬 学 部 工 学 部 環 境 理 工 学 部 農 学 部
59	大 阪 大 学	文 学 部 人 間 科 学 部 法 学 部 経 済 学 部 理 学 部 医 学 部 歯 学 部 薬 学 部 工 学 部 基 礎 工 学 部	72	広 島 大 学	総 合 科 学 部 文 学 部 教 育 学 部 学 校 教 育 学 部 法 学 部 経 済 学 部 理 学 部 医 学 部 歯 学 部 工 学 部 生 物 生 産 学 部
60	大 阪 外 国 語 大 学	外 国 語 学 部	73	山 口 大 学	人 文 学 部 教 育 学 部 経 済 学 部 理 学 部 医 学 部 工 学 部 農 学 部
61	大 阪 教 育 大 学	教 育 学 部	74	徳 島 大 学	総 合 科 学 部 医 学 部 歯 学 部 薬 学 部 工 学 部
62	兵 庫 教 育 大 学	学 校 教 育 学 部			
63	神 戸 大 学	文 学 部 国 際 文 化 学 部 発 達 科 学 部 法 学 部 経 済 学 部 経 営 学 部 理 学 部 医 学 部 工 学 部 農 学 部			
64	神 戸 商 船 大 学	商 船 学 部			
65	奈 良 教 育 大 学	教 育 学 部			

番号	大 学 名	学 部 名
75	鳴門教育大学	学校教育学部
76	香川大学	教育学部 法学部 経済学部 農学部
77	香川医科大学	医学部
78	愛媛大学	法文学部 教育学部 教理学部 医学部 農学部
79	高知大学	人文学部 教育学部 教理学部 農学部
80	高知医科大学	医学部
81	福岡教育大学	教育学部
82	九州大学	文学部 教育学部 法学部 経済学部 経営学部 医学部 歯学部 薬学部 農学部
83	九州芸術工科大学	芸術工学部
84	九州工業大学	工学部 情報工学部
85	佐賀大学	教育学部 経済学部 経営工学部 農学部
86	佐賀医科大学	医学部

番号	大 学 名	学 部 名
87	長崎大学	教育学部 経済学部 医学部 歯学部 薬学部 工学部 産学部
88	熊本大学	文学部 教育学部 法学部 理学部 医学部 薬工学部
89	大分大学	教育学部 経済学部 工学部
90	大分医科大学	医学部
91	宮崎大学	教育学部 工学部 農学部
92	宮崎医科大学	医学部
93	鹿児島大学	法文学部 教育学部 教理学部 医学部 歯学部 薬学部 農学部 工学部 産学部
94	鹿屋体育大学	体育学部
95	琉球大学	法文学部 教育学部 教理学部 医学部 工学部 農学部

17 筑波大学

学 群 名	学 類 名	学 群 名	学 類 名
第 一 学 群	人文学類 社会学類 自然学類	第 三 学 群	社会工学類 国際総合学類 情報学類
第 二 学 群	比較文化学類 日本語・日本文化学類 人間学類 生物学類 生物資源学類		工学システム学類 基礎工学類
		医学専門学群 体育専門学群 芸術専門学群	

表 2 国公立大学の学部

(平成7年4月現在)

分類	学部名称等	分類	学部名称等
文等	教養学部	経済等	総合政策学部
	文理学部		経済学部
	教育学部		国際経済学部
	学芸学部		経済情報学部
	文学部		経営経済学部
	文教育学部		経営学部
	文芸学部		国際経営学部
	神学部		経営情報学部
	仏教学部		情報学部
	外国語学部		経営科学部
	日本文化学部		流通科学部
	国際文化学部		商学部
	国際言語文化学部		国際商学部
	比較文化学部		政策科学部
情報文化学部	商経学部		
		社会情報学部	
人間等	文化情報学部	理等	理学部
	現代文化学部		情報科学部
	人文学部		衛生学部
	人文・社会学部		生命科学部
	人文社会科学部	工等	理工学部
	社会学部		生命理工学部
	行政社会学部		生物理工学部
	社会科学部		コンピュータ理工学部
	総合管理学部		工学部
	人間学部		基礎工学部
	人間関係学部		生産工学部
	国際関係学部		工芸学部
	国際学部		芸術工学部
	産業社会学部		電気通信学部
	人間社会学部		情報工学部
	人間科学部		医用工学部
	総合科学部		開発工学部
総合人間学部	システム工学部		
総合情報学部	デザイン工学部		
発達科学部	商船学部		
図書館情報学部	鉱山学部		
	繊維学部		
法等	社会福祉学部	農等	農学部
	環境情報学部		園芸学部
	法文学部		獣医畜産学部
	法学部		獣医学部
法経学部		畜産学部	
不動産学部		農獣医学部	
環境学部		酪農学部	
経済等	政経学部		
	政治経済学部		
	国際政治経済学部		

および筑波大学第一学  
群人文学類

および筑波大学第一学  
群社会学類  
第二学群比較文化学  
類、日本語・日本文化  
学類人間学類

および筑波大学第一  
学群自然学類  
第二学群生物学類

および筑波大学第三  
学群

および筑波大学第二  
学群生物資源学類



分類	学部名称等	
農 等	水産学部	
	生物資源学部	
	海洋学部	
	生物生産学部	
	生物産業学部	
医	医学部	および筑波大学医学専門学群
歯	歯学部	
薬	薬学部	
保健等	保健学部	
	保健衛生学部	
	保健福祉学部	
	保健医療学部	
	医療技術学部	および筑波大学体育専門学群
	医療福祉学部	
	医療衛生学部	
	環境保健学部	
	看護学部	
	看護福祉学部	

分類	学部名称等	
保健等	栄養学部	
	食品栄養科学部	
	体育学部	
	スポーツ健康科学部	
	鍼灸学部	
芸術等	芸術学部	および筑波大学芸術専門学群
	美術学部	
	造形学部	
	造形芸術学部	
	デザイン学部	
家政等	美術工芸学部	
	音楽学部	
	家政学部	
	文家政学部	
	生活科学部	
教員養成	生活環境学部	
	人間生活学部	
	教育学部等のうち教員養成	

- 【備考】 1. 分類は、図2、図3の分布を示すための便宜的なものである。  
 2. 国立大学に設置されている学部には  を付した。

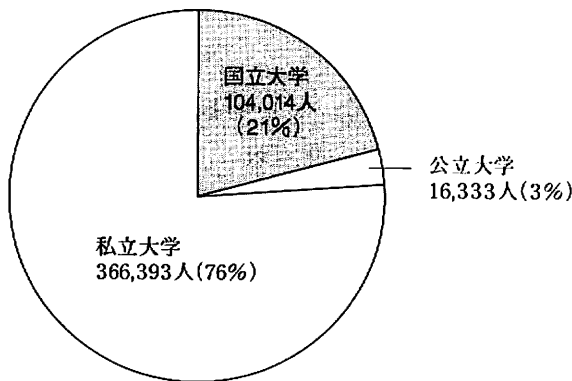


図1 入学定員の国公立大学別分布(平成6年度)

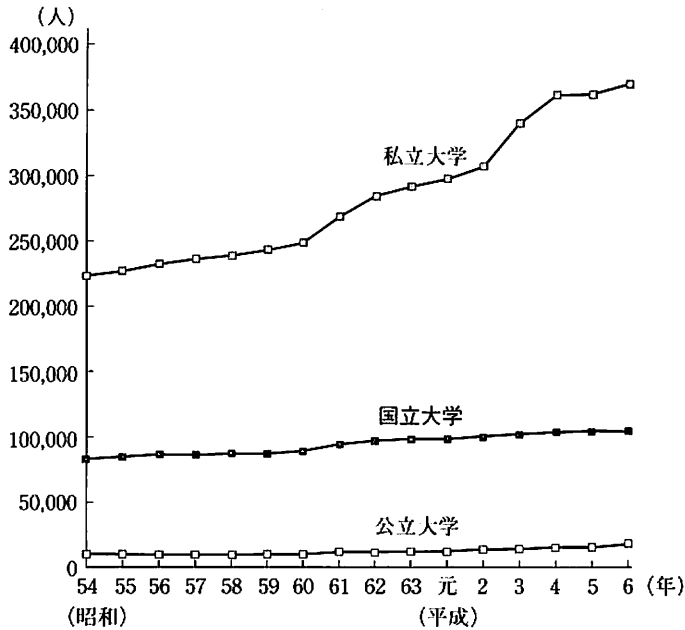


図2 入学定員の推移

対比すれば、大学進学人口の急増の問題は主として私立大学によって対応されてきたといえる。

一方、図3が示すように、今後18歳人口は急激に減少する。しかし、大学への進学率は近年高まっているので、志願者の減少による「大学冬の時代」がいつ到来するかはなお将来の問題である。しかし、大学進学人口が減少したとき、その対応を国立大学に求めることは、図2で示されている入学定員の推移からみても、根拠に乏しいように思われる。国立大学の入学定員については、むしろ現状より増加させる必要があることを後で論じたい。なお、現状では、国立大学の志願者数には減少の気配がみられないことも留意する必要があるだろう。

入学定員に関連して、教員の総数についても触れたい。国立大学の教授、助教授、講師の総数は、『文部統計要覧』平成7年度版によれば38,838名である。公立大学、私立大学の対応する数字は、それぞれ5,447名、54,107名であって、これから教員一人当たりの学部学生数を求めると、国立が12.0名、公立が12.7名、私立が32.3名となる。兼務する大学院のウエイトを考慮し、大学院担当教員を0.5名と数えると、教員一人当たりの学部学生数は国立で23.8名、公立で20.5名、私立で40.4名となる。後述のように国公立大学では理工系のウエイトが高いことを考慮しても、教員数には設置形態による有意の差が存在する。

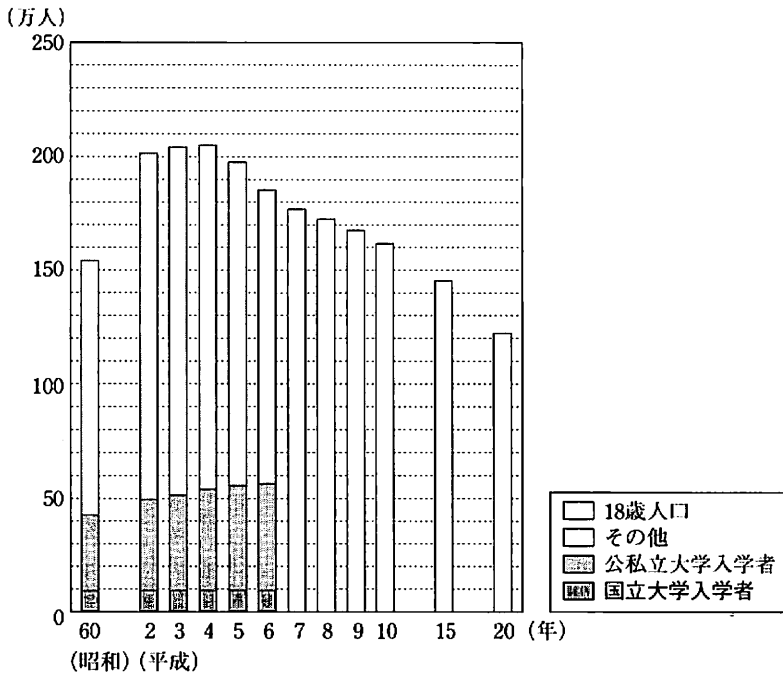
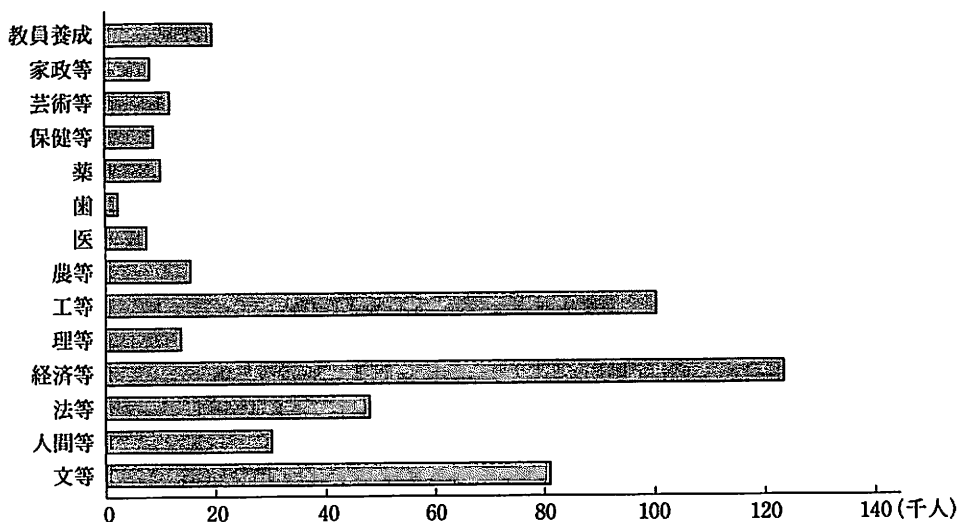


図 3 18歳人口と大学入学者数

### 3 分野別の分布

図4および図5は、学部入学定員の分野別の分布を示している。前節でお断りしたように、各分野の設定には、かなり便宜的要素が入っているの、これらの図はおおまかな分布を表しているとして理解していただきたい。例えば、現在では理学部系と工学部系に明確な境界線を引くことは困難である。実際に表1、表2に示すように、理工学部を始め分類困難な学部が幾つか存在する。

図5は、分野別に国立、公立、私立大学が入学定員に占める割合を示している。国立大学は、理、工、農、医学系にかなり高いシェアをもっている。このことは、国立大学は国家的見地から人材育成の必要が高いと判断された分野に主眼を置いて設置されたという歴史を反映しているのであろう。また、教員養成はこの分類では国立大学がほとんど一手で引き受けている唯一の分野であることも、同様な事情に由来する。ただ、教員養成以外の大学あるいは短大の課程の卒業生も教員免許を獲得できるので、実際の教員は国立大学出身者のみで占められているわけではない。これらの分野とは逆に、芸術および家政等の分野は入学定員上は国立大学のウエイトが際立って小さい分野である。



- 【備考】
1. 医学部総合薬学科(広島大)(60)は薬学部、医学部看護学科(山形大・富山医科薬科大・滋賀医科大・愛媛大・佐賀医科大・大分医科大)(360)、医学部健康科学・看護学科(東京大)(43)、医学部保健衛生学科(東京医科歯科大)(80)、医学部保健学科(大阪大・広島大・琉球大)(350)、は看護学部に、医学部栄養学科(徳島大)(50)、は栄養学部に、それぞれ入学定員を算入した。
  2. 昼間部と夜間部の合計。
  3. 放送大学及び私立大学通信教育部は除いた。
  4. 臨時増募による入学定員を含む。

図4 国公立大学の学部等別入学定員の合計(平成6年度)

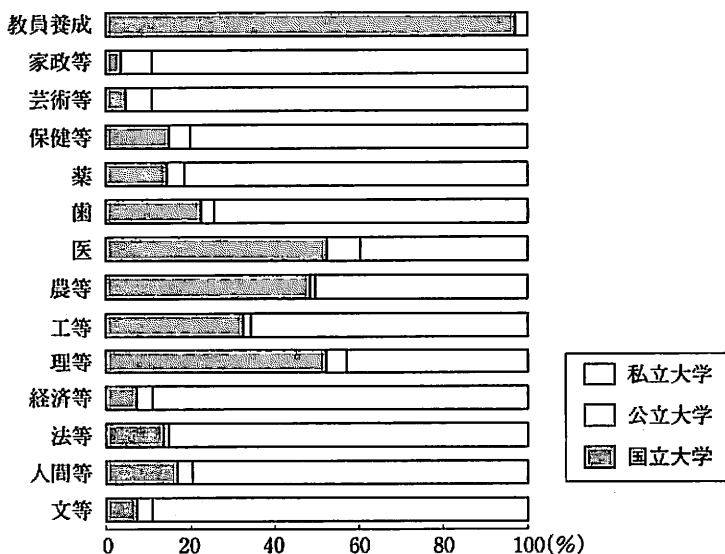


図5 分野毎の定員に占める国公立大学の割合(平成6年度)

#### 4 将来に向けて

表2に示すように、学部名称がヴァリエティに富むようになったのは、社会の需要の多様化と同時に、学問内容の変化が契機となっている。トレンドの一端を紹介して、今後の議論の参考に供したい。

20世紀の自然科学では、研究対象について、それを構成する要素を分析して、その働きを探究推理する方向の研究が大きい成果をあげた。典型的な例は、物理学の原子から素粒子への発展であり、また20世紀後半の分子生物学の発展も同様な例としてよいであろう。その結果、研究分野は細分化される傾向を強めていった。この研究方向は、一口でいえば、要素還元主義に沿った方向である。しかし、要素の働きが理解されたとしても、非常に多数の要素で構成されるシステム全体の働きが理解されるとは限らないことも徐々に解明されてきた。環境、生命、地殻変動等、今後自然科学が取り組むべき諸問題では、要素還元主義と並んで、システム全体の働きを理解するための新しいアプローチの開発が待望されているとあってよい。そのためには、分析的傾向によって細分化された自然科学諸分野が再結合ないしは再構成されることが必要であり、また、そのことが独創的な研究を生むうえで重要であることは多言を要しないであろう。

人文科学や社会科学においても、自然科学の分析的傾向がかなり影響を与えている。しかし、元来全体像を追求するこれらの分野と自然科学との交流が、21世紀においては、全体像の把握という面で重要になるであろう。さらに、これら諸科学と芸術分野との交流が今後ますます重要となる可能性がある。異分野間の交流は、単にそれぞれが新しい視点を獲得するためだけではなく、それから新しい科学あるいは学問分野を生む可能性があることをいつも念頭に置く必要がある。

このような観点から、国立大学が伝統的な分野の維持だけではなく、さらに新しい分野の導入ないしは育成に積極的に取り組む必要がある。米国等の総合大学と比較しても、学部・学科の構成が狭い範囲に限定されている印象がある。かつて明治初期に、世界にさきがけて工学部を設置したことは、単に技術教育を重視しただけではなく、今日では常識となりつつある技術から科学が生まれるという可能性を先取りした柔軟な思考に由来することであった。同様に、学問および社会双方が転換期を迎えつつあるようにみえる今日、国立大学は、学問および社会の発展を見通して新しい学部学科の創設に先導的な役割をより積極的に発揮するべきであろう。これに関連して、一部を除いて国立総合大学は芸術分野の学部学科を欠いていることを指摘しておきた

い。このことは、21世紀においてますますウェイトを増すと予想される人間活動の重要な部分が視野から欠落する危険を内蔵していて、教育上学生の芸術への関心や知的好奇心を受け止める機能を欠くだけでなく、研究上の視野を狭める懸念を引き起こすものである。

ここで、今後大学進学人口が減少したとしても、国立大学の入学定員は、むしろ増加することが望ましいと考える理由をまとめておきたい。第1に、国立大学は、今日でも、わが国の大学の教育研究の水準を支える基準的な役割を果たしていることを指摘したい。将来においてもこのような基準が必要であって、そのためには、現行の総入学定員に占める割合(21%)以上のシェアを確保することが望ましい。第2に、後の人材育成の章で論じるように、国立大学の卒業生は今後の産業界その他で期待されている専門的・技術的職業への就職志向が強く、時代の要求に応じている。第3に前記の学問の動向および他の章で論じられる研究面での国立大学の役割の現状を考え合わせると、国立大学は、今後の学問の発展を大学の教育に反映させるうえで先導的役割を演じる使命を与えられている。その際学部を安易に理科系、文科系に分類して、国立大学は理科系のみを分担するべきであるとする議論も、前記の文科系、理科系の学問が総合される傾向を考えると、わが国の将来にとって危険なものといわざるを得ない。第4には、今後大都市集中から地方への分散が日本社会の発展のために重要であるとすれば、各都道府県に分布する国立大学(「人材育成」の章を参照)の重要性がますます増加する。これで議論が尽くされているわけではないが、以上のような理由で、国立大学の学部学生定員は、当面はむしろ増加させるべきであることを主張したい。

## 5 大学の多様な機能

伝統的な学部教育の他に、大学は今後ますます多様な機能を持つことが期待されるようになってきている。その一端を以下で紹介する。

### 1) 中途編入学

高等専門学校等を卒業した人を対象に一定の定員を設けて中途入学することを認める制度は国立大学工学部ではかなり以前から導入されている。最近、同様に中途入学を認める制度がさまざまな学部で採用され始め、対象も短期大学卒業者等に大きく広がっている。図6に統計を示したが、前記の歴史を反映して国立大学の方が定員数が

多い。また、国立大学の場合、工学部が全体の定員の約60%を、私立大学では、文学部、外国語学部が約40%を占め、残りはいろいろな学部に分散している。なお、大学の既卒業者についてはいわゆる学士入学の制度が古くからあるが、編入学定員が設けられていない場合、実際には門戸を閉ざしている場合が多かった。今後、大学の機能の多様化の一環として、リフレッシュ教育の意味も含めて中途編入学(2年次または3年次への編入学を意味する)の制度がもっと拡大されるべきであろう。

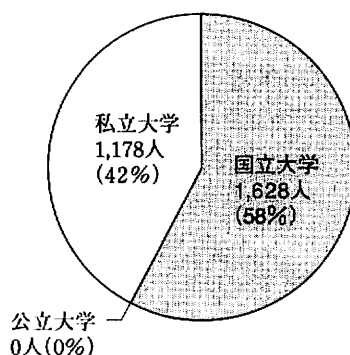


図 6 途中編入学定員

## 2) 外国人留学生

図7、図8に外国人留学生についての統計を示した。現在のところ、学部学生については私立大学が、大学院学生については国立大学が、それぞれ約70%を占めている。外国人留学生数は学生数の約1%強で、国立、公立、私立であまり変わらない。大学院学生については、国立、公立では約14%、私立で約10%であって、大学院の方が国際色が豊かになっているとあってよい。この問題は別途論じられる予定であるので、ここでは統計を示すだけに止める。

## 3) 社会人特別選抜

定員に特別枠を設けて、すでに社会で職業に就いている人を特別選抜する制度も近年拡大している。平成6年度は28国立大学が学部において、62国立大学が大学院においてこの制度を実施している。図9に統計の一端を示している。

## 4) その他

その他、公開講座はほとんどすべての国立大学で実施されていること、また、科目

I 国立大学の現状

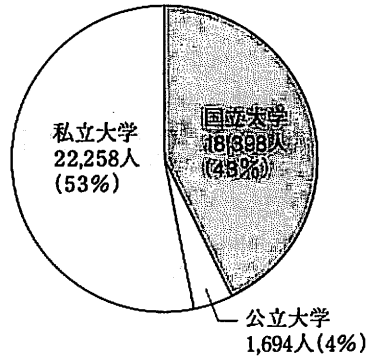


図 7 外国人留学生

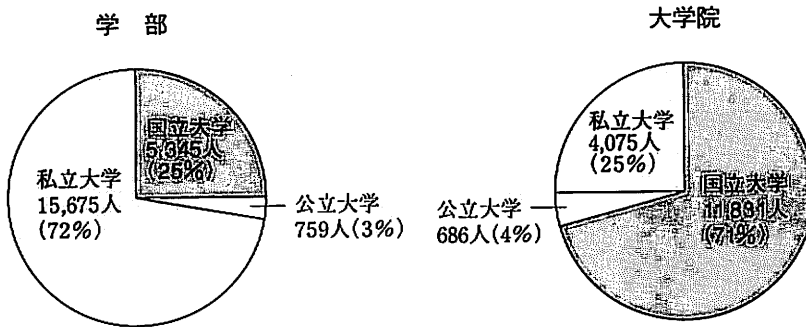


図 8 外国人留学生の内訳

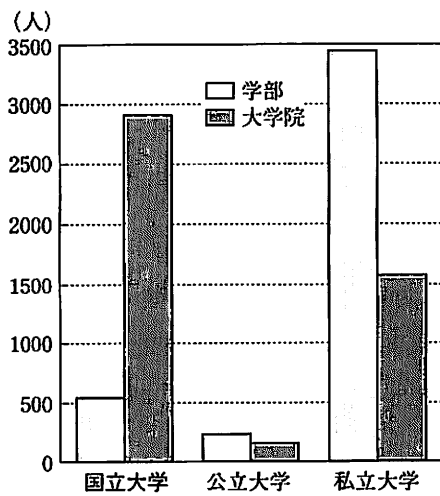


図 9 平成6年度社会人特別選抜入学者数



等履修生の制度も平成6年度には半数以上の国立大学で導入されている。後者は特定の科目だけを履修することを可能にするもので、以前からある聴講生の制度に類似しているが、履修した科目について試験に合格すれば単位が与えられ、その単位は蓄積可能で後に正規の学生として入学した場合にも既修の単位として認められる可能性がある点で異なっている。

## 6 む す び

この小論では、最初に各国立大学の学部構成を概観した後、入学定員の総数の現状と昭和54年以後の増加の推移を、公私立大学との比較の下で紹介した。さらに、学部のおおまかな分類に基づいて、分野ごとの分布とそれぞれの分野での国立、公立、私立の割合を示して、国立大学の特徴の一端を例示した。そのうえで、将来の教育・研究の発展のためには、学部学科の再編成に国立大学が先導的役割を果たすべきこと、さらに、国立総合大学で欠けている分野を今後取り入れることの意義を論じた。また、将来に予想される大学進学人口の減少期にも、国立大学の入学定員は拡大すべき理由を述べた。

この他、近年ますます充実してきた大学の多様な機能の例として、中途編入学、外国人留学生等を紹介した。この内の幾つかでは、国立大学が先導的役割を果たしている。

## 2 大学院

### 1 大学院制度及び学位授与の経緯

学術研究の高度化をはかり、学位を授与するための大学院制度は、明治10年に発足した東京大学が明治19年の帝国大学令に基づき帝国大学となった時に始まる。明治19年3月2日の帝国大学令の第2条に「帝国大学ハ大学院及分科大学ヲ以テ構成ス大学院ハ學術技芸ノ蘊奥ヲ攷究シ…」とある。明治20年5月21日の学位令の中には第1条に「学位ハ博士及大博士ノ二等トス」、第2条に「博士ノ学位ハ法学博士医学博士工学博士文学博士理学博士ノ五種トス」、第3条に「博士ノ学位ハ文部大臣ニ於テ大学院ニ入り定規ノ試験ヲ経タル者ニ之ヲ授ケ又ハ之ト同等以上ノ学力アル者ニ帝国大学評議會ノ議ヲ経テ之ヲ授ク」とされていた。

これが大学院と学位の始まりであり、学位の種類は博士及び大博士の2種であったが、大博士の授与はなかったという。授与権者は文部大臣であったが、大正9年の学位令の改正により学位は文部大臣の認可を経て大学から授与されることになった。そして博士の学位の種類も14と多くなった。この学位令による制度は昭和28年に発足した学位規則と並行しながら昭和37年3月まで存続した。

現在の学位制度の基本は昭和22年3月の学校教育法と昭和28年4月の学位規則により定まった。

その要点は、

- (1) 学位の種類は2種とし、博士のほか修士の学位がおかれた。
- (2) 授与権者は大学院を置く大学とし、同時に博士、修士の学位の授与要件が

それぞれ定められた。

昭和 49 年 6 月には、既存の博士の種類と同水準の総括的な博士の種類として学術博士が設けられ、昭和 51 年 6 月には独立大学院が制度化され、昭和 53 年 11 月には医学・歯学の大学院研究科に修士課程の設置が認められた。平成元年 9 月には博士の学位は「大学等の研究者のみならず、社会の多様な方面で活躍し得る高度の能力及びその基礎となる豊かな学識」を有する者にも授与するという幅広い意義を持つものとなった。

平成 3 年 7 月には、学校教育法と学位規則の一部改正により、

- (1) 学士が学位として位置付けされた。
- (2) 博士、修士等の種類について、限定的に列挙する方法が廃止され、専攻分野を付記することとされた。
- (3) 新たに種々の学習成果を評価して、大学・大学院の修了者と同等の水準にあると認められる者に対する学位授与を行うために学位授与機構の新設が認められた。

一方、専ら夜間に教育を行う大学院として、平成元年 9 月に修士課程の設置が、平成 5 年 10 月には博士課程の設置が可能となった。

以上の経過を経て現在の課程の修了要件は、

- (1) 修士課程： 大学院に 2 年以上在学し、30 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該大学院の行う修士論文の審査及び試験に合格することである。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に 1 年以上在学すれば足りること。
- (2) 博士課程： 大学院に 5 年(修士課程に 2 年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における 2 年の在学期間を含む)以上在学し、30 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することが必要であること。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に 3 年以上在学すれば足りること。
- (3) 大学院への入学資格に関し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、博士課程の後期 3 年の課程に入学した場合の修了の要件は、大学院に 3 年以上在学し、必要な研究指導を受けた上、当該大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することである。この場合であっても、在学期間に関しては、優れた研究成績を上げた者については、大学院に 1 年以上在学

すれば足りること。

とされている。

そして、これに並行する学位授与は、

(1) 修士の学位： 大学院を置く大学は、当該大学院の修士課程を修了した者に授与する。また、大学院設置基準により、当該大学は前期2年及び後期3年の課程の区分を設けない博士課程に入学し、修士課程の修了要件を満たした者に対し授与することができる。

(2) 博士の学位： 大学院を置く大学は、当該大学院の博士課程を修了した者に授与する(課程博士)。また、この大学は、当該大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者に博士の学位を授与することができる(論文博士)。

とされている。

ところで、しばしば大学院博士課程に在学し所定の単位を取得した後、博士の学位を取得せずに退学した者が、「博士課程修了者」と呼ばれていることがあるが、これは間違いである。

## 2 国立大学大学院の現況

### 1) 国立大学の数と大学院の種類

98ある国立大学はすべて大学院を置いている。平成7年4月1日現在、修士課程だけを設置する大学は26大学であり、他の72大学では修士課程と博士課程の両者、もしくは博士課程だけが設置されている。

### 2) 大学院の組織形態

(1) 最も一般的な編成は学部が基礎となり、それに積み上げる形で大学院が設置されているものである。

(2) 独立大学院： 学部組織はなく独立した大学院組織を持つものである。この中には、①学部などの基礎となる組織は全くなく、まさに大学院担当のみを本務とする教員による組織を持つもの、②研究機関等を基礎として、博士課程後期3年のみのもの、とがある。

(3) 独立研究科： ①主として数個の学部又は修士課程を基礎とする後期3年

のみの博士課程の独立研究科，② 主として数個の学部を基礎とする独立研究科，③ 複数の大学の学部または修士課程を基礎とする後期3年のみの博士課程の独立研究科，④ 主として大学の附置研究所その他の教育研究施設を基礎とする独立研究科，⑤ 大学以外の研究機関が参加する独立研究科，などがある。

- (4) 最近は，(1)に述べた従来最も一般的とされた編成に似てはいるが，それとは全く逆の考えで，大学院担当を本務とする教員によって組織される固有の大学院があって，その下に付随する形で大学の学部がある形のものが作られつつある。これにより講座名や学科名は変化したものの，今のところ内容は従来の(1)のものとあまり変わらない。

このように大学院の機能を高めるため，いろいろの形で大学院が運営されているが，基本となるのは，① 修士課程(2年)のみのもの，② 博士課程(前期2年・後期3年の区分制)，③ 後期(3年)のみの博士課程，④ 一貫性の博士課程(4年または5年)の4種である。

### 3) 在学者数

平成6年5月1日現在で，入学定員は修士課程 23,427 人，博士課程 8,447 人，合計 31,874 人であるが，実際の入学者数は修士課程 31,327 人(充足率 1.34)，博士課程 8,425 人(充足率 1.00)で合計 39,752 人(充足率 1.25)であり，定員をかなり超過しており喜ばしいことである。

専攻による大まかな分野別の入学志願者数，入学定員，入学者及び充足率を表1に

表 1 修士課程及び博士課程の分野別入学者数等

(平成6年度)

分 野		人 文	社 会	理 学	工 学	農 学	保 健	家 政	教 育	芸 術	そ の 他	計
修士 課程	入学志願者	3,303	5,263	7,205	22,991	4,000	1,552	173	6,719	914	3,049	55,169
	入学定員(A)	1,270	2,016	3,072	9,510	2,268	652	66	3,471	264	838	23,427
	入 学 者(B)	1,288	1,737	3,700	15,616	2,798	967	90	3,713	351	1,067	31,327
	充足率(B/A)	1.01	0.86	1.20	1.64	1.23	1.48	1.36	1.07	1.33	1.27	1.34
博士 課程	入学志願者	702	558	1,278	2,578	919	3,013	19	219	80	579	9,945
	入学定員(A)	373	601	1,070	2,438	588	2,889	7	145	30	306	8,447
	入 学 者(B)	457	344	1,158	2,292	838	2,689	16	156	34	441	8,425
	充足率(B/A)	1.23	0.57	1.08	0.94	1.43	0.93	2.29	1.08	1.13	1.44	1.00

示した。修士課程における工学系の入学志願者及び入学者は群を抜いて多く、博士課程では保健及び工学系に入学志願者及び入学者が多い。

なお、ここでの分野は大きく10種にしたが、実際の研究科の名称は、104種に達する。

#### 4) 修士及び博士の学位授与状況

修士の学位授与状況は図1のとおりであり、昭和26年4月から平成3年6月までの約40年間に280,468人に授与されているのに対し、平成3年7月から平成5年3月までの1年9ヵ月の間に40,508人に授与されており、1ヵ年換算の授与数がおおよそ7,000人から23,000人と3.3倍に変化していることから最近の著しい増加がわかる。しかも工学系の学位が半数以上を占め、これよりかなり離れて続くものが理学系、教育学系、農学系である。

博士の学位授与状況は図2のとおりである。(同図には新制博士の学位授与数のみを記載し、新制博士制度発足の当初暫く並行して存在した旧制度の博士の学位授与数については割愛させていただいた。)

昭和32年4月から平成3年6月までの約34年間に116,005人に授与されているのに対し、平成3年7月から平成5年3月までの1年9ヵ月の間に13,899人に授与されており、修士課程と同様に1ヵ年換算の授与数が2.3倍に変化していることから最近の増加がみられるものの、修士の学位ほどに顕著な増加ではない。授与数の半数近

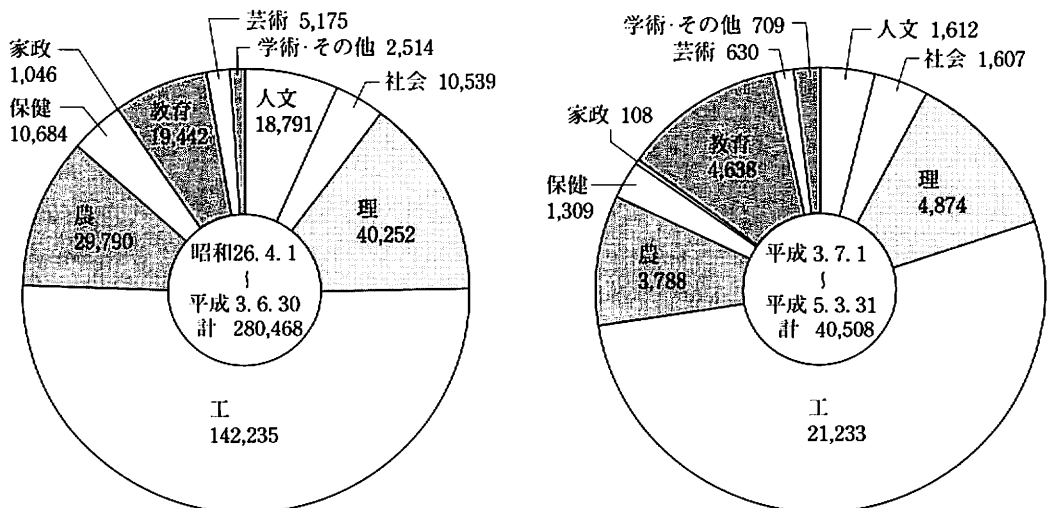
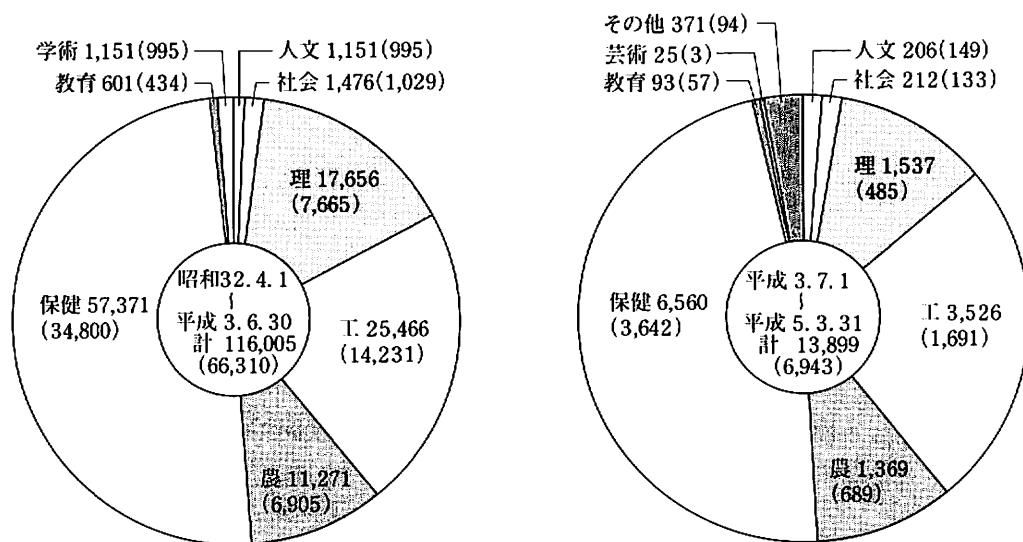


図1 学位授与数累計——修士の学位——



[注] ( )内は、いわゆる論文博士の数を内数で示す。

図 2 学位授与数累計——博士の学位——

くを保健学系が占めており、中でも医学系のものが圧倒的に多いが、その半数以上はいわゆる論文博士である。保健学系に次いで多いのは工学系であり、最近工学系の博士の学位授与数の増加が明らかである。

## 5) 夜間大学院及び昼夜開講制の大学院

### (1) 夜間大学院

現在の大学院設置基準第2条の2において、社会人の受入れを積極的に進めていくため「大学院には、専ら夜間において教育を行う修士課程及び博士課程を併せ置き、又はそのいずれかを置くことができる」と規定されている。

前に述べたように修士課程の設置は平成元年9月に、博士課程の設置が平成5年9月に認められたことになっているが、法政大学においては人文科学研究科の日本史学専攻(修士課程)が昭和27年に、同じ研究科の地理学専攻(修士課程)が昭和28年に設置されている。

国立大学では平成元年からであり、現在、筑波大学と大阪教育大学に3研究科、4専攻の修士課程が設置されている。その年次的な推移は、図3のとおりである。今後は、社会に向かって開かれた国立大学大学院として専ら夜間に教育を行う課程の増加が予想される。

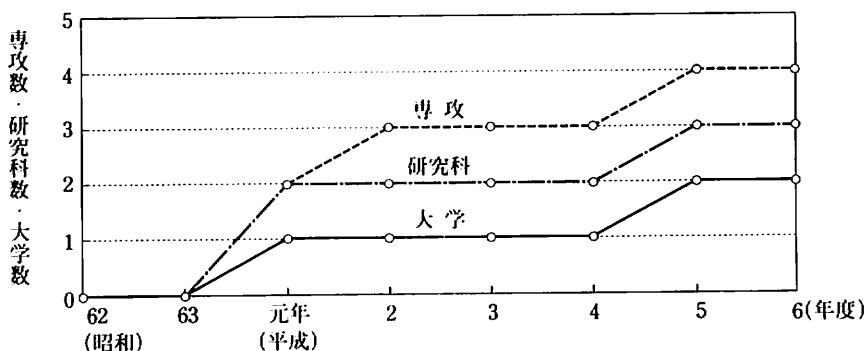


図3 夜間大学院のある大学数，研究科数，専攻数の推移

## (2) 昼夜開講制の大学院

大学院における教育方法の特例として，大学院設置基準第14条に「大学院の課程においては，教育上特別の必要があると認められる場合には，夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる」と記載されており，現在，この特例に基づいて設置されているのが昼夜開講制大学院である。表2に同設置基準第14条に基づき特例を実施する大学院を持つ大学数，研究科数，専攻数の平成7年度の状況を示した。

履修年限のこともあり圧倒的に修士課程における研究科数や専攻数が博士課程のそれに比べて多い。しかし，今後修士課程における数も増加する一方で，博士課程での数がより増すものと考えられる。

第14条の特例による大学院は，昭和59年度から修士課程の設置が始まったが，図4にみられるように，最近の増加の傾向は著しいものがある。

表2 大学院設置基準第14条に基づき教育方法の特例を実施している大学——昼夜開講制大学院の大学数，研究科数，専攻数——  
(平成7年4月1日)

区分	大学数	研究科数	専攻数
修士課程	66	126	409
博士課程	10	11	32
⊕ 計*	66	130	431

[注] \*たとえば，1つの大学内に昼夜開講制の修士課程と博士課程両者がある場合，計を1として数えている。研究科数および専攻数についても同様。



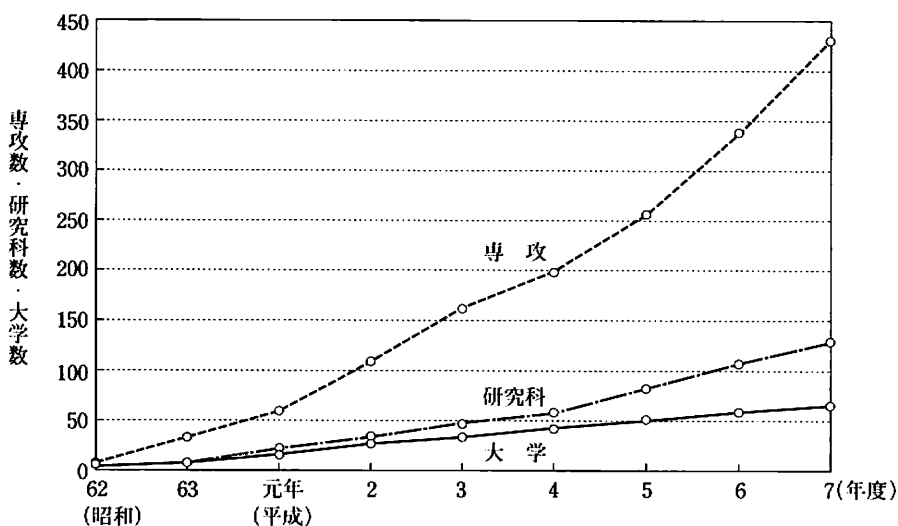


図4 大学院設置基準第14条に基づき教育方法の特例を実施している大学数等——昼夜開講制大学院の大学数，研究科数，専攻数の推移——

なお，博士課程への第14条特例の導入は平成7年度からである。

## 6) 社会人の大学院入学

社会人の勉学希望や再教育を考慮して，前項に述べたような昼夜開講制の大学院や夜間を主とする大学院が設置されたこともあり，図5にみられるように博士課程及び修士課程の両課程への社会人の入学が急増している。

そして，受入れ数における博士課程の比率は，昭和62年度には17%であったものが，平成6年度には34%となり，両課程への入学者が増加しつつある中で，博士課程への入学者増加率が著しく高くなりつつあることがわかる。

かつて国立大学の大学院も，社会人にとっては入学しにくいものであった。しかし，最近は大学院でも特別選抜が行われ，図-6のとおり社会人を受け入れる大学や研究科が著しく増加しており，社会人も入学しやすくなってきている。

## 7) 大学院制度の弾力化

元来，大学院制度は固いものであったが，昭和63年12月に大学審議会から，大学院がその目的に沿って，多様な形で教育研究の一層の高度化・活性化を発揮し，かつ推進するためには，大学院制度の弾力化が必須であるとする答申が提出された。

その結果，大学院の入学資格も，研究者として優れた資質を有する者には早期に大

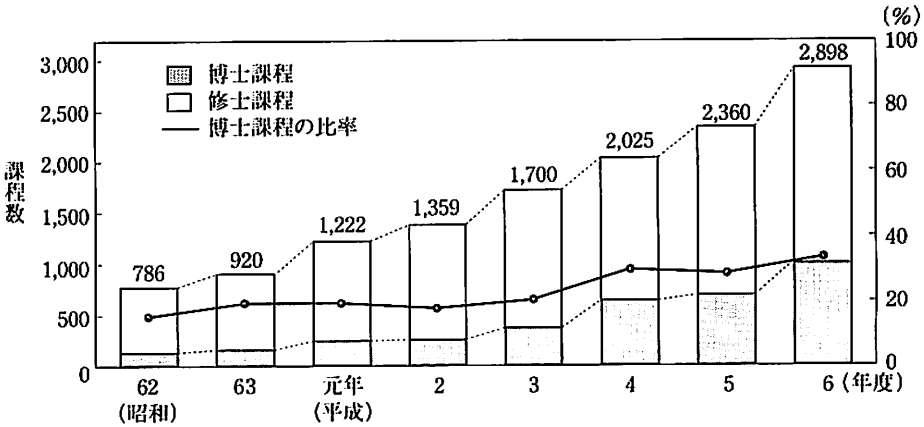


図5 大学院における社会人の受入れ状況の推移——課程別数と博士課程における比率の推移——

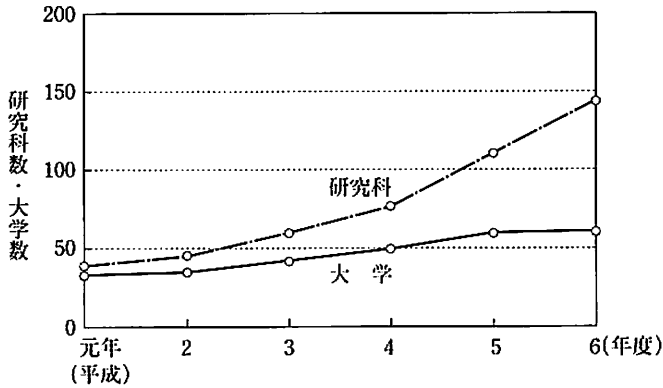


図6 大学院で社会人特別選抜を行う大学数及び研究科数の推移

学院教育を行うことが効果的であると考えられた。すなわち、学部を卒業していない者でも、大学に3年以上在学し、それぞれの大学院が定める所定の単位を修得した者については当該大学院(修士課程及び博士前期課程)への入学資格を有する者と認められることになった。ただし、医学、歯学等の分野には適用されない。

また、博士後期課程への入学資格については、修士の学位を有しない者であっても、学部卒業後、大学、研究所等において2年以上研究に従事しており、当該研究の成果などにより、修士の学位を有する者と同程度の学力を有すると認められた者は、博士後期課程への入学資格があると認められることになった(平成元年9月)。この告示に基づく入学者数とこの学生が在籍する大学数及び研究科数の推移は、図7のとおりである。

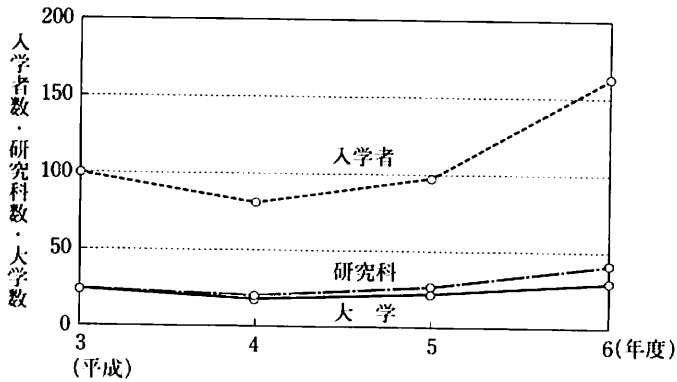


図 7 大学院における入学資格の弾力化の導入状況(学部卒業後の2年以上の研究歴を基にした博士後期課程への入学者のいる大学数, 研究科数及び入学者数)

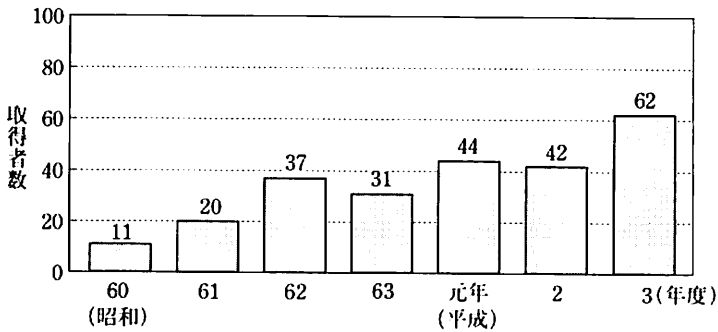


図 8 大学院における在学期間の弾力化の実施状況——博士課程を3年又は4年で修了し、博士の学位を取得した者の数——

一方、個々の学生の業績に着目しての修了要件としての大学院における在学期間の基準も弾力化された。すなわち、2年以上の在学が必要とされる修士課程(博士前期課程)においては、優れた業績を上げた者では大学院に1年以上在学すれば足りることになった。同様な考え方からすると、標準3年以上とされる後期3年のみの博士課程も1年以上(修士課程を1年で修了した者は、同課程の在学期間を含めて3年以上)、5年一貫博士課程も3年以上、4年一貫博士課程は3年以上在学すれば、論文審査及び試験に合格している場合には修了ということになる。この規定に従い、標準修業年限よりも短く、博士課程を3年または4年で修了した者の数は、図8のとおりである。この数は年度別に徐々に増加しつつあるものの、必ずしも急増するものとは思

われない。

なお、前述した大学院博士後期課程への入学資格に関し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者では、博士後期課程の修了の要件は大学院に3年以上在学することになっているが、優れた研究業績を上げ、論文審査及び試験に合格していれば在学1年以上でも足りる。

大学院における入学資格や在学期間の弾力化は最近の大学院制度の改革の特徴の一つといえよう。

### 8) 大学院学生数の国際比較

大学院学生数の国際比較を図9に示したが、早くから大学院制度が確立した欧米のいくつかの国に比べ、わが国における人口千人当たりの大学院学生数は1.0人(この内、国立大学の大学院学生数が64%を占める)と少なく、学部学生数に対する大学院学生数の比率も5.5%と低い。しかし、前に述べた大学院入学資格や在学期間の弾力化並びに社会人入学により、今後かなりの増加が期待される。

ついでながら、比率の上で人口千人当たりの大学院学生数はアメリカはイギリスの2倍以上であるが、学部学生に対する大学院学生数はイギリスはアメリカの2倍以上に達している。それぞれの国の大学院教育の施策の違いが分かり興味深い。わが国では両者の比率の上昇が急務である。

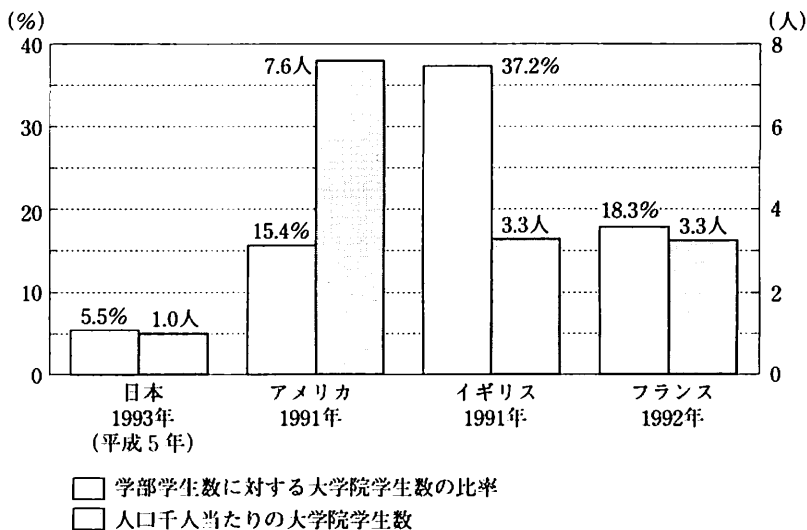


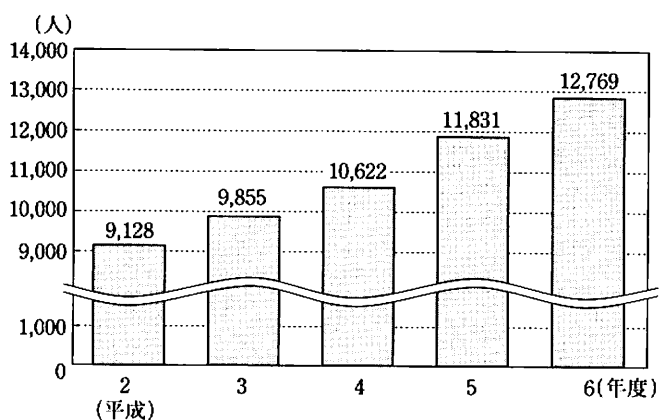
図9 大学院学生数の国際比較

### 9) 大学院留学生

昭和 58 年、当時の国際情勢をもとに、21 世紀初頭を目途に「留学生受入れ 10 万人計画」が策定され、留学生交流が推進されてきた。

その結果、昭和 58 年度には国公立の大学、大学院、短期大学、高等専門学校及び専修学校の留学生総数は、10,428 人にすぎなかったが、平成 6 年度には 53,787 人に増加している。

国立大学大学院における留学生数も、図 10 のとおり平成 2 年度の 9,128 人から平成 6 年度の 12,769 人へと漸次増加している。



【注】各年度 5 月 1 日現在。

図 10 国立大学大学院における留学生数の推移

いわゆる「留学生の受入れ 10 万人計画」によれば、21 世紀初頭には、国公立を通じ、大学院レベルで 3 万人の受入れが想定されており、特に、留学生が集中している理工学系の大学院等を中心に留学生の定員内化を進めるほか、平成 7 年度からはアジア・太平洋地域からわが国の大学院等に短期間受け入れる短期留学推進制度が創設され、今後における留学生数の増加に対応した方策が整備されてきている。

一方で、私費留学生に対する支援、留学生のための宿舍の確保、大学等の受入れ体制の整備など留学生受入れに向けて多くの課題を解決する必要がある。

### 10) 特別研究員制度

研究費に関しては、次章 I-3 で触れられているので、ここでは述べないが、現在、

日本学術振興会「特別研究員制度」に従って大学院博士課程修了者 (PD) だけではなく、大学院博士課程在学者 (DC) にも交付されている。研究奨励金の月額、DC で 195,000 円であり、文部省科学研究費補助金(特別研究員奨励費)の申請資格が与えられ、所定の審査を経て毎年度 150 万円以内の研究費が交付されている。

### 3 む す び

日本における大学院制度が柔軟なものとなり、大学院が日本における大学教育研究の高度化の推進力となり、社会の活性化に役立っていることは申すまでもない。国立大学における修士、博士の学位の取得者増に一層の期待が寄せられている。

長い歴史のある、いわゆる論文博士制度もそれなりに価値あるものであるが、「研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」という目的のために大学院博士課程制度がより一層生かされるよう努力する必要があるものと思われる。

### 3 研究活動

#### 1 はじめに

1886年わが国に初めて帝国大学令が公布されたが、その中で大学は「学術技芸の理論及び応用を教授」する所、大学院は「学術技芸の蘊奥(うんのう)を攷究(こうきゅう)」する所とされているので、教育と研究は最初から大学の二大使命であった。しかし研究が本格的に始まるのは、文部省が科学研究費を設けた大正期(1918年)に入ってからのことである。この頃から理化学研究所など、民間の研究所も発足している。

第二次世界大戦後わが国では経済が混乱した上に、大学が急増したこともあって、研究費の増加は微々たるものであった。研究の振興が本格化するのは、高度経済成長以降のことである。この頃になると国公立の研究所も多数設立されるようになり、わが国の研究の幅は大変広がった。しかし他方では大学への研究助成は相対的に不十分となり、行政改革による研究支援人員の縮小と相俟って、大学の研究体制には多くの問題を生じている。

こうした困難な状況の中で、わが国の大学とくに国立大学が研究の面でどのような役割を果たしつつあるかを紹介したい。

#### 2 わが国の研究費

わが国の研究・開発のための費用(以下「研究費」とする)は、年々増え続け、今や

井村 裕夫(いむら ひろお)：京都大学長，国立大学協会副会長

米国に次いで世界で第2位であり、ドイツを上廻っている。しかしここ2,3年民間の研究への投資が減少していることもあって、国民総生産との比率をみると1990年以降減少傾向にある。

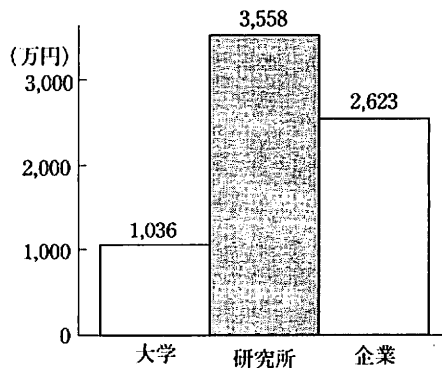
最も問題になるのは、研究費の出所である。図1に示すように、わが国の研究費の大部分は民間のものであり、政府の負担は20%弱である(1992年)。それに反して他

国名 (年度)	(1) 負担			(2) 使用			
	政府	民間	外国	政府研究機関 大学	産業	民間研究機関	
日本 (1992)	19.4%	80.5%	0.1%	8.3%	18.5%	68.7%	4.4%
日本(1992) (自然科学のみ)	18.0	81.9	0.1	8.7	12.2	74.8	4.2
米国 (1993)	42.3	57.7		10.3	16.1	69.9	3.7
ドイツ (1992)	37.4	60.0	2.5	15.2	16.6	67.8	0.4
フランス (1991)	48.8	43.2	8.0	22.7	15.1	61.5	0.8
イギリス (1992)	35.4	53.7	10.9	16.1	17.0	62.8	4.1

- [注] 1. 国際比較を行うため、各国とも人文・社会科学を含めている。なお、日本については自然科学のみの値を併せて表示している。  
 2. (1)負担では政府と外国以外を民間とした。  
 3. 米国及びドイツの値は推定値である。

[出典] 科学技術庁編『科学技術白書』, 平成6年。

図1 主要国における研究費の組織別負担割合及び使用割合



[出典] 科学技術庁編『科学技術白書』, 平成5年。

図2 研究者一人当たりの研究費(1989)



の先進諸国では、35～49%を政府が負担している。また研究費の使用割合をみると、3分の2以上が産業界で使用されており、わが国では研究費のフローが少ない。一方アメリカでは政府研究費もある程度、産業界に流れている。

大学の使用する研究費は1992年度で1兆5,660億円で、国立が54.1%、公立が6.1%、私立が39.9%で、国立大学が相対的には恵まれている。しかし注目すべきは大学の研究費の最も大きい部分は人件費で、国立大学57.3%、公立68.9%、私立65.1%に達している。したがって実質的な研究費は、企業、研究機関に比して大学ははるかに少ないことになる。これは大学には教育の負担があり、他の研究機関より多くの人員が必要であることを示している。したがって研究者一人当たりの研究費は大学が最も少ないことになる(図2)。

### 3 国立大学の研究費

わが国の国立大学の研究費の特徴は、教官、学生当たりで積算される校費と、教官が個人で応募して配分される科学研究費などの研究助成費に分けることができる。校費はわが国独特の制度で、講座制、学科目制などの違いに応じて研究、教育の基本的な経費として配分される。しかしその全額を研究費に使用できるわけではなく、光熱水費、図書購入、動物飼育室などの運営のための費用、非常勤職員の雇用のための費用などが含まれる。校費は最近12年の間伸び率が著しく抑制されてきたが(図3)、この間インフレーションのため光熱水費などの必要経費は増加したので、研究のために使用できる経費は著しく減少した。

一方研究助成費は、科学技術の振興が叫ばれて最近かなりの伸びを示している。その中心となる文部省の科学研究費は、図3に示すように順調な伸びを示し、平成7年度には924億円になっている。この科学研究費に次いで多い科学技術庁の科学技術振興調整費も順調に伸びて155億円となっている。しかしこれら研究助成費はまだ決して十分なものではない。例えば文部省の科学研究費についてみると申請件数に対する採択件数の比率は過去数年をみても30～34%であって、およそ3分の2の研究者は研究助成を受けていない。したがってこれらの研究者は校費、科研費以外の政府関係の研究費、財団、企業などからの研究費に頼らざるを得ないが、校費以外の研究費は分野によって獲得することが困難な場合が多い。

いま一つの問題は研究費の総額である。例えばアメリカの個人研究費とグループ研究費の合計は、少し古い統計(1989年)であるが58億9,500万ドル(当時の為替レ-

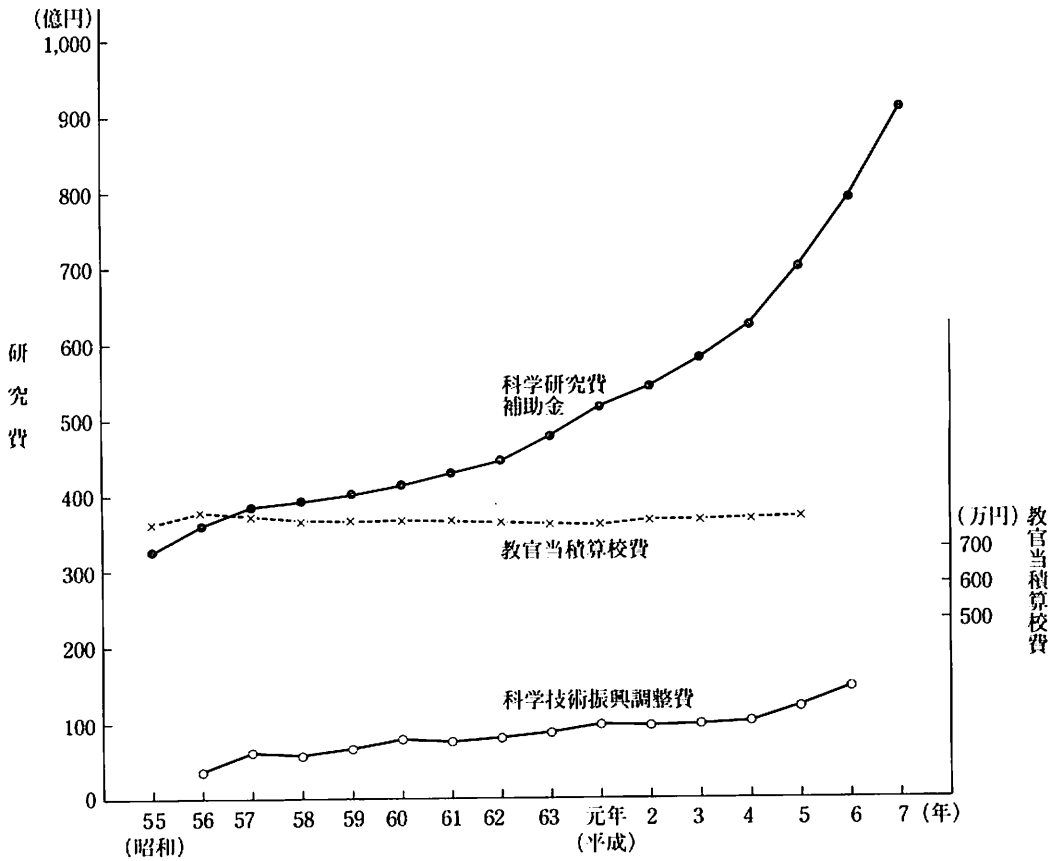


図3 文部省の科学研究費補助金，教官当積算校費(例として実験講座のものを示す)，科学技術庁の科学技術振興調整費の推移

トで8,453億円)である。研究機関への援助も含めると、1兆380億円に達している。もちろんアメリカの研究費には一部人件費も含まれているので、そのままの比較は困難であるが、わが国の研究費と大きく異なることだけは確実である。

こうした点から考えると、わが国の研究で校費が果たしてきた役割を再検討し、そのあり方を見直すべき時期であると考え。図書、動物飼育、光熱水費などの基本的経費を除いて、一定額の基礎研究費があることが、萌芽的研究を育てる上に有用であろう。

#### 4 分野別にみた研究助成金

わが国の研究費が分野別にどのように配分されているかを、アメリカのそれと対比したのが表1である。日米の分類の基準は明確でなく、とくにわが国では薬学もすべ

て医学に含まれているので、アメリカより相対的に多くなっていると考えられる。しかし医学と生物学の和はアメリカ 46.8%，日本 42.2% と日本が少ない。一方工学、農学などの実学、人文社会科学への配分はわが国が多いようである。

分類基準の不明確さゆえ結論は難しいが、生物学、情報科学への研究費が少ないことは、ほぼ確実であろう。

表 1 研究費の分野別比較

	日本*	アメリカ**
医 学	32.7(%)	27.7(%)
生 物 学	9.5	19.1
農 学	5.5	3.7
心 理 学	0.6	1.9
物 理 学	3.2	6.6
宇 宙 物 理	0.9	1.3
地 球 科 学	5.2	4.7
数 学	1.8	1.7
化 学	5.1	4.4
情 報 科 学	3.9	6.9
環 境 科 学	1.3	1.3
人 文 社 会 学	5.8	2.4
工 学	23.0	16.0
そ の 他	1.4	5.6

[注] \* 科学研究費及び科学技術振興調整費(1994).

\*\* *Science and Technology Indicators*, 1993 による.

分野の区別は日米間に違いがあることが予想される。また分類もかなり恣意的にせざるを得ないところがあった。いわゆる big science の経費は、日本の統計には含まれていないので物理学、工学等では過小になっている可能性がある。

## 5 研究者及び支援体制

国立大学の教職員数は、行政改革による定員削減のため大きい影響を受けた。図4は昭和54年以降の総教官数、事務職員数、技術職員数を示したものである。大学の新設と、既設大学の組織の拡充によって総教官数は増加の傾向を示している(昭和54年に比し1.22倍)。しかし教授(1.36倍)、助教授(1.27倍)に比し、助手の増加は1.08倍と少ないため、図4に示すように助手/教授比は漸減し、遂に1以下となってい

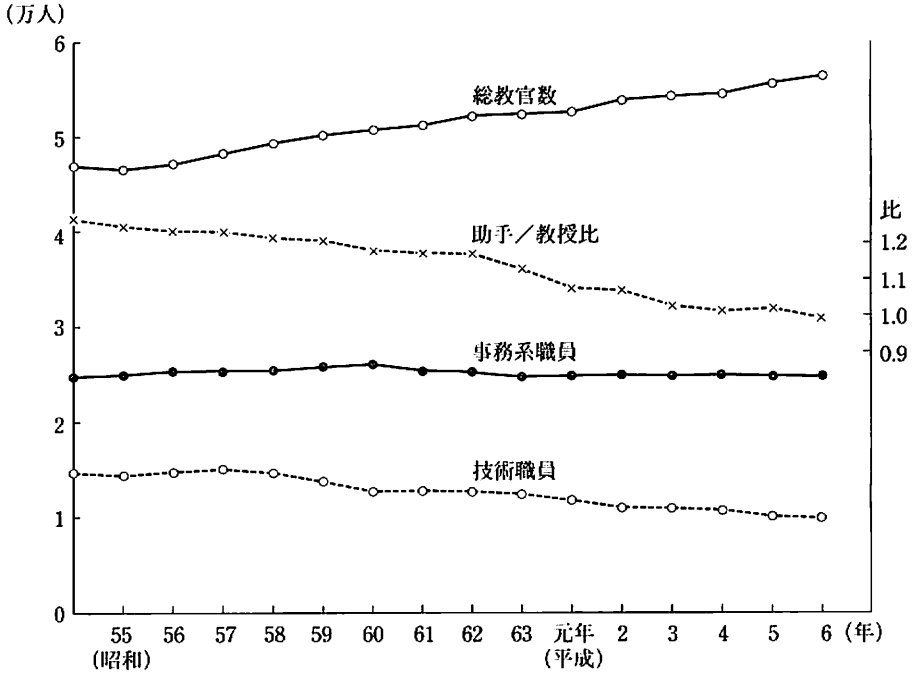


図 4 国立大学職員数の変化

る。このことは若い研究者のための定員が少なくなったことを示しており、助手にかかる負担は大きくなったものと考えられる。それは助手には教育・研究職の最初のステップであると同時に、教育、研究、教室運営の支援という役割があるからである。

事務職員数は昭和 54 年以降も微増しているが、これは恐らく大学新設などに伴うものである。教官との比をみると、昭和 54 年 0.52 に比し、平成 6 年 0.45 と減少している。とくに教室系事務職員などの職員はどの大学でも激減している。加えて技術職員、教務職員は平成 6 年には昭和 54 年に比し、それぞれ 0.72、0.74 と減少が著しい。こうした事実は、教育・研究支援体制が著しく貧困化したことを示している。

文部省ではこうした状態に対応すべく、昭和 60 年からは日本学術振興会特別研究員制度を発足させた。特別研究員には大学院博士後期課程在学中のもの (DC) と、大学院博士課程終了後のもの (PD) があり、現在は DC が多い (図 5)。DC は大学院博士後期課程への進学を促すものであり、PD がアメリカにおけるポストドクに相当する。これらはわが国の研究の発展を促す有意義な施策であると考えられるが、何といってもまだ数が少ない。アメリカでは大学院学生の助成を 84,901 人 (1991 年) が受けており、そのおよそ半分が政府の助成である。ポストドクの正確な数は不明であるが、わが国の数十倍に達するのは確実であろう。

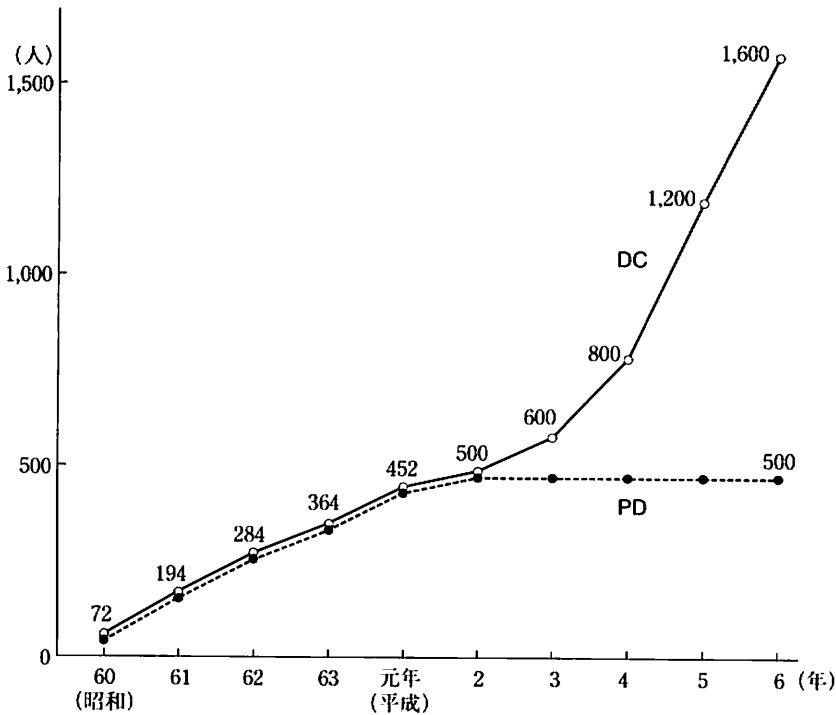


図 5 特別研究員の数の変化

大学院学生への経済的支援の一つとして、最近発足した制度にティーチング・アシスタント(T・A)がある。T・Aは単なる経済的支援のためだけでなく、教育補助業務を通して将来教員、研究者となるためのトレーニングの機会を提供するものであり、教官の負担を若干軽減する効果もある。平成4年度は1,960人(予算上の人数)、6億4,680万円の予算から始まり、平成7年度には8,497人(予算上の人数)、約28億円まで達している。T・Aの有効な活用は、大学にとっても益するところ大であろう。

## 6 学 位

大学における研究を評価する方法として学位がある。図6は新制度になってから平成3年6月までに出された主要な分野の学位の数を、大学の種類別に示したものである。学位全体としてみると、国立大学がおよそ3分の2を占めている。これは平成3年1~6月に限ってみても、ほぼ同じ比率である。分野別にみると、理、工、

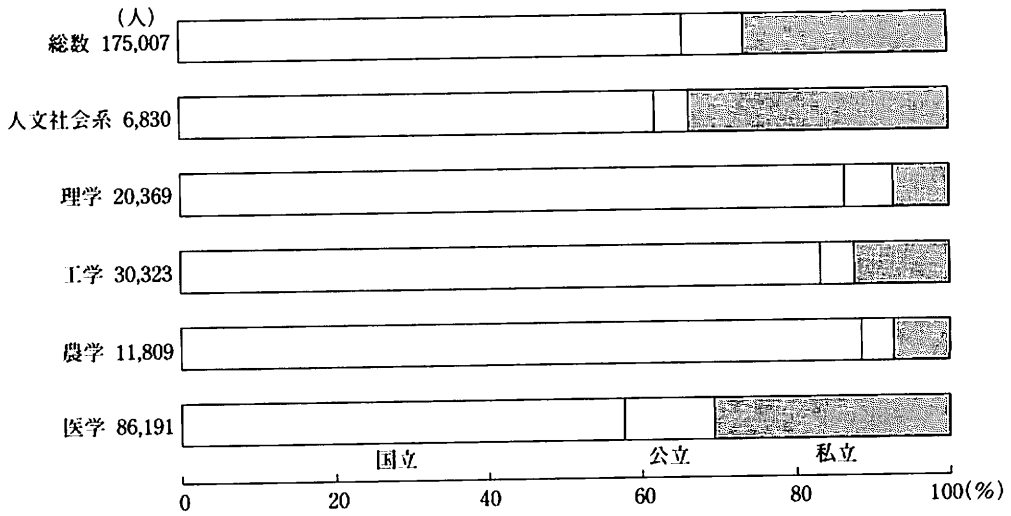


図 6 新制度博士(平成3年6月末まで)の大学設置形態別分布

農は85%以上が国立大学であり、私立大学は医、人文・社会系が比較的多い。こうした事実は次に述べるように、理系の論文が圧倒的に国立大学から発表されていることと軌を一にするもので、国立大学の特徴をよく現している。

## 7 研究業績

研究業績の評価は決して簡単なものではなく、また分野によっても異なる。しかし理科系では国際的な雑誌に掲載された論文数と、その論文の引用率がある程度の目安となる。それは国際的な雑誌にはレフェリー制度があって、一定レベル以上の論文でないと掲載されないからである。人文・社会系の中でも経済学の分野では、このような雑誌が存在する。

わが国の研究機関の業績評価としては、物理学、化学、医学、経済学の分野ですでにいくつかの研究がある。したがってここでは1981年から91年の間のわが国の主要な研究機関からの論文の発表について述べる。なおこのデータはISI Science Indicator Data Baseによったもので、工学、臨床医学、農学は除外されている。

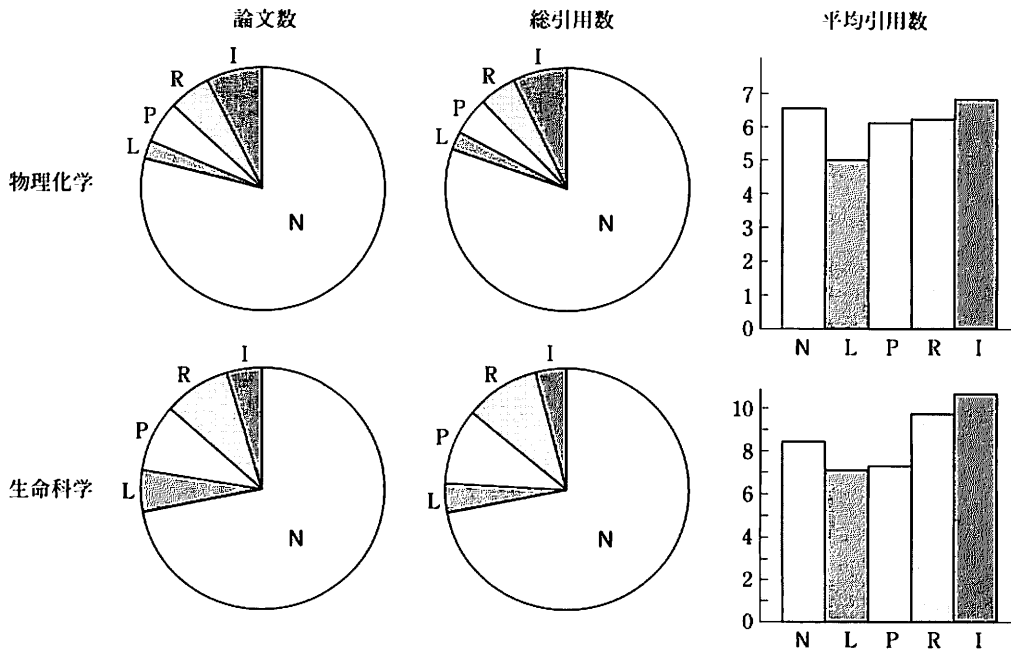
まず物理、化学、地球科学の800の雑誌についてみると、10年間にわが国から97,026の論文があり、平均引用回数は6.4回である。3,000以上の論文を発表したのは8国立大学で、平均引用回数は、6.8回である。これらの大学の論文数は、世界の一流大学に伍しているが、論文引用回数はかなり低い。

論文を発表している機関別にみると国立大学が圧倒的で、論文数においても、引用数においても80%近くを占めている(図7)。

次に生命科学の約1,200の雑誌の統計をみると、115,201の論文が発表されており、平均引用回数は8.5回である。3,000以上の論文を発表しているのは7国立大学で、その数はMITなど世界の一流大学とほぼ匹敵する。しかしわが国の7大学の平均引用回数は9回で、MITの23回に比較するとかなり低い。

論文を発表している機関別にみると、国立大学が圧倒的に多く、論文数でも引用数でも70%以上を占めている。次いで国公立などの公的な研究所が10.6%であり、かつこの研究所の論文は他に比較して引用回数はやや高い。

医学の領域ではメドラインに蓄積された1993年の1~6月の生命科学分野の評価が、山崎によってなされている。この論文ではファカルティの数、全研究者数を基礎にして評価しているところが特徴である。表2は医学部、医科大学の国・公・私立別の年間論文生産係数を示したもので、やはり国立大学が高い。これについて著者は、私立大学では研究より臨床に力を入れているためであるとコメントしている。なおこの論文生産係数を外国の一流大学のそれと比較すると、表2のごとくわが国の方が高



N: 国立大学, L: 公立大学, P: 私立大学, R: 公的研究機関, I: 企業研究所

図7 わが国から国際的な雑誌に発表された研究業績

表 2 わが国の医系大学の年間論文生産係数

大学の種類	論文数	ファカルティ (人)	全研究者 (人)	ファカルティ 論文生産係数	全研究者 論文生産係数
国立	3,148	6,366	16,384	0.99	0.38
公立	416	1,050	2,926	0.79	0.28
私立	1,001	7,014	16,528	0.29	0.12
計 / 平均	4,565	14,430	35,838	0.63	0.25
ジョンズホプキンス大	538		3,411		0.32
コロンビア大	386		2,127		0.36
オックスフォード大	246		489		1.01

【出典】 山崎茂明『メディカル朝日』1: 54, 1995.

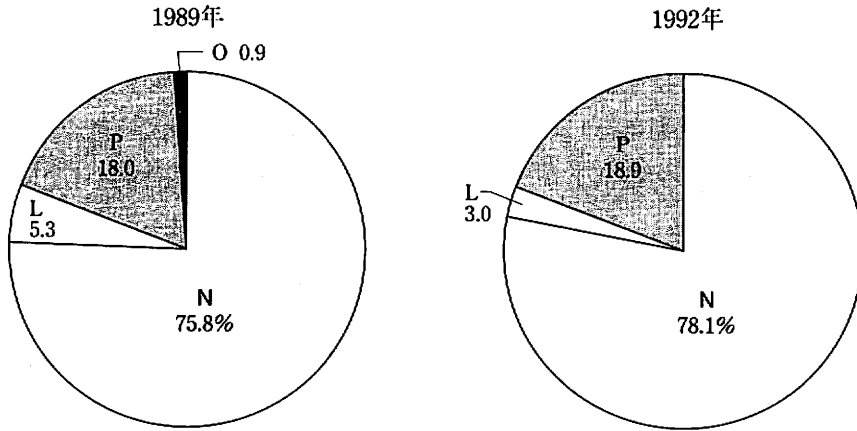
い。これは博士の制度があることが一つの理由と考えられるが、わが国の学者がよく努力していることも評価すべきであろう。

次に経済学の分野では、国際的に評価の高い31の専門誌に掲載された論文についての楠本の集計がある。この分野では一般に論文のページ数(ある雑誌を規準として標準化したもの)が用いられる。わが国の主要大学等の発表論文ページ数は図8の如くで、やはり国立大学が75%以上を占めている。大学以外の機関からの論文は極めて少ない。経済学のような人文社会系の分野では、自然科学より欧米の大学に比較して論文が少ない。これは一つには言葉のハンディキャップがあること、英文で発表する習慣に乏しいことなどによるのであろう。論文ページ数からみて世界の大学のランクで100位以内に入るのは、わが国には存在しない。

このように分野によって若干の違いがあるが、わが国の国立大学は論文数でみる限り理系では世界のトップレベルに達している。しかしこのことは国立大学が公・私立大学より優れていることを必ずしも意味するものではない。国立大学は私立大学に比し教官数がやや多く、後に述べるように大学院生の数も多い。したがってごく大ざっぱに言えば、国立大学は研究指向型、私立大学は教育指向型と言えるかも知れない。ただ、ここで明確にしておきたいことは、あらゆる分野で国立大学が、他の大学や研究所と比較して圧倒的に多くの論文を発表してきたことである。すなわちわが国の研究は圧倒的に国立大学で支えられているとよいであろう。

それではわが国の研究が、世界レベルに達したと手放しで喜んでよいであろうか。確かに論文数は世界のレベルに達したが、引用数はまだかなり低い。とくに世界で最もよく引用される論文100のリストをみると(表3)、圧倒的にアメリカが多く、わが





N：国立大学，L：公立大学，P：私立大学，O：その他の機関

【出典】 筑波大学，楠本捷一郎による。

図 8 経済学の分野の論文ページ数

表 3 1990~94 の 5 年間に世界でよく引用された論文 100

国 名	生 命 科 学	物 理 化 学
ア メ リ カ	75	70
イ ギ リ ス	15	15
フ ラ ン ス	4	8
ド イ ツ	6	12
日 本	6	5
そ の 他	16	22

【注】 合計が100を越えるのは多国間の共著のため，ISI のデータによる。

国は物理，化学系で5，生命科学系で6程度である。勿論アメリカ人は自国の論文をよく引用すること，論文の発表数も多いこと，とくによく引用される論文には総説 review が多いことから，引用数で見れば有利であることは否めない。その点を考慮しても，なおアメリカは世界をリードするようなインパクトの大きい論文を数多く発表していることは確かな事実であり，わが国の論文の引用数が少ないのは後追いが多いことによる。したがって独創性の高い研究をいかに多く生み出していくかが，これからの課題であろう。

## 8 ま と め

わが国における研究は国立大学に始まった。最近になって大学以外の研究機関が増加し、それぞれの役割を果たしているが、国立大学の役割は決して小さくなっていない。しかし研究環境の劣化はかなり深刻で、研究費の不足、支援体制の貧困化、施設の狭隘化など課題は多い。現在まで研究者の努力でかなりの成果を挙げてきているが、今後さらに独創性の高い研究を生み出すため、改善しなければならない課題も多い。

## 参 考 文 献

慶伊富長，緒方直哉：「研究活動——化学のケース」，慶伊富長編『大学評価の研究』東京大学出版会，208頁，1984.

有馬朗人：「国立大学の危機——研究面からみて」，『IDE 現代の高等教育』，民主教育協会誌 10月号：11，1989.

山崎茂明：「海外発表論文からみた日本の医学研究機関の評価」，『メディカル朝日』1：54，1995.

楠本捷一郎：「国際的経済学術誌に見た大学ランキング」，報告書，1995年.  
“Science in Japan” *Science*, 258: 561, 1992.

# 4 人材育成

## 1 はじめに

国立総合大学は明治の初期に近代化の担い手になる教員養成を主目的として設置された東京大学に、同じく諸官庁の官吏の養成を目的として設置された官立諸学校が統合されて、東京帝国大学を形成したときに始まる歴史をもっている。その後設置された、各帝国大学、単科大学、また後に国立大学となった諸学校も、それぞれの創設の時期において、国家的見地から人材育成の必要が高いと判断された分野の需要に応じるものであった。「国家の須要」は、その後社会各界の要望に応える形に変貌してゆくにせよ、国立大学は人材育成面で常に次の世代での日本社会の発展を念頭において設置される傾向は現在でも続いている。

現代社会は、その全般にわたって多様化が進むとともに、個人の生き方についての評価の尺度も多様化が必然的である。また、国立大学出身者が比較的多数を占める職業ないし職種があっても、それと相補的な分野においては逆に国立大学出身者があまり目立たないということもあるので、社会への貢献を評価する尺度に特定の職業を取り上げることあまり当を得ていない。さらに、観点を変えれば、国立大学の出身者が、卒業後も永くその特色を保持している分野があるとすれば、その分野の閉鎖性あるいは停滞性が問題となる場合もあるかもしれない。このように、現実の社会において、青少年期の学歴がそのことだけで価値をもつものではないことを考慮すると、国立大学の人材育成の面での日本社会への貢献を定量的に示すことは難しいと結論せざるを得ない。しかし、定性的には、国立大学は社会の多くの分野において先導的役割

を果たしている人物を多数送り出しているといっただけであろう。

以下では、人材育成の面で国立大学が受けている評価と卒業生が果たしている役割について、前述の現代社会の多様性を意識しつつ概観を試みたい。

## 2 現 状

### 1) 国立大学の種別とその分布

すでに、I-1「学部」の章で紹介しているが、総数 98 の国立大学の分類を、議論の前提としてもう一度まとめておきたい。

第 1 の部類は、総合大学であって、都道府県名あるいは所在地域ないしは都市名を冠した大学と 2 つの女子大学を含んでいる。この中には、学部数が 10 前後の大きな総合大学から学部数が 2 の小さい大学までであるが、女子大学を除いた数 47 は都道府県数と一致する。茨城県に茨城大学と筑波大学の 2 大学がある代わりに、奈良県にはこのような大学がないという事情を除くと、1 都道府県に 1 総合大学という分布になっている事情は、昭和 20 年代の学制改革に基づくものであることはよく知られていることである。

第 2 の部類は、特定分野の学部からできている 18 大学で、もちろん規模は小ささまぎまである。その中の小分類としては、理工農系(商船大学を含む)の大学が 13、文科系(外国語大学、芸術大学を含む)の大学が 5 である。

第 3 の部類の中に、第 2 の部類よりもより卒業後の進路がはっきりしている大学として 13 の医学系統の大学と 8 の教員養成系統の大学を含めた。この内、教員養成系統の大学は、近年教員免許状取得を目標としない教養学科等を設置している大学が増加し、総合大学への道を歩んでいるのでこの分類は便宜上のものであることをお断りしておきたい。

第 4 の部類は、新しいさまざまな需要に応えるために設立された新構想大学が主で、技術科学大学、新しい構想の教育大学、図書館情報大学および体育大学を併せて、合計 9 大学を数える。最後に、3 つの大学院大学が第 5 の部類を構成する。

### 2) 国立大学の人材育成面での評価

産業界での国立大学の人材育成面での評価の一つとして、『週刊ダイヤモンド』誌が、企業 5,000 社の人事部長について行ったアンケートの結果を引用したい。回答は 361 社であったとのことで、アンケートは 13 項目について大学の評価を求めている。

その全項目の総得点では 100 位中、国立大学は 41 を数える。アンケートの対象となる国立大学は前記第 1 と第 2 の部類の 67 大学と考えられるが、リストアップされなかった大学を調べてみると、大学の内容の差ではなく所在場所が東京から離れていることによる知名度の差が原因のように思われる。因みに、一部のジャーナリズムで駅弁大学というワンパターンの枕言葉で揶揄される第 1 の部類の総合大学は、47 大学中 30 大学が 76 位までに入っている。残り 17 大学が取り上げられなかった理由は前述の地理的な事情に尽きるようであるが、見方を変えればそれだけ地域の文化、産業に貢献しているといつてよい。これらの大学が、リストアップされた 30 大学と遜色

大学学部卒業生の進路 (平成 6 年 3 月現在)

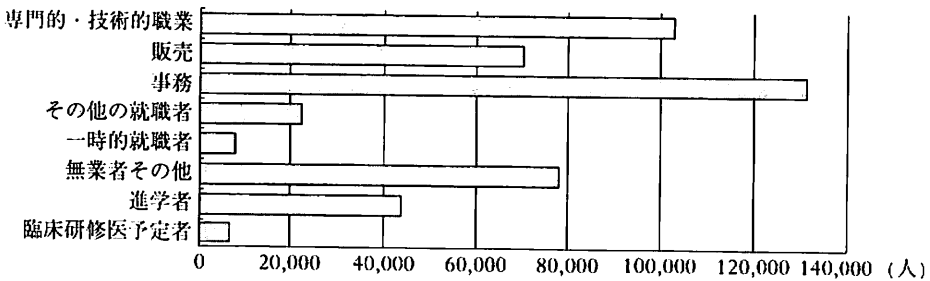


図 1 国公立大学学部卒業生の進路先

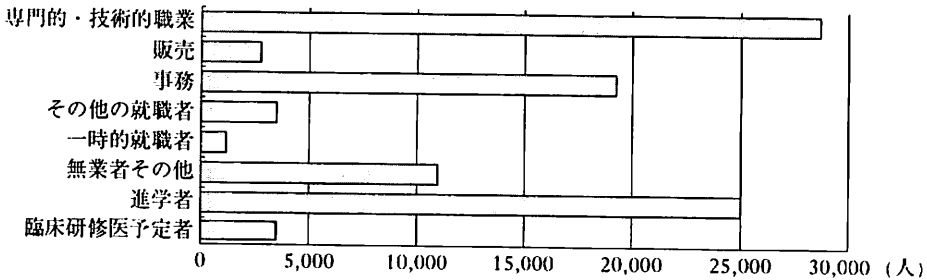


図 2 国立大学学部卒業生の進路先

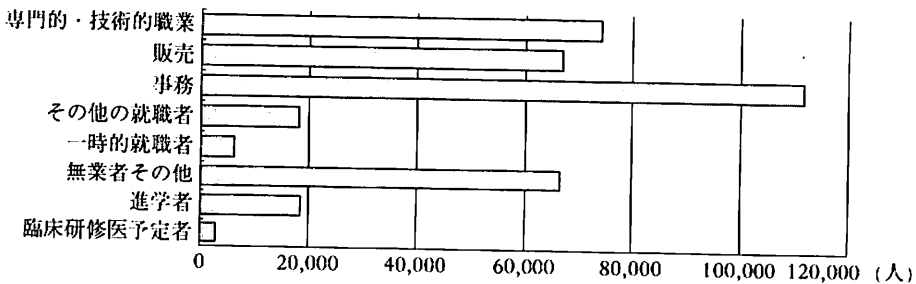


図 3 公私立大学学部卒業生の進路先

[出典] 『文部統計便覧』平成 7 年度版に基づき作成。

がないと主張する根拠の一つに朝日新聞社刊行の『大学ランキング』95年版に示されている統計を挙げたい。この統計の中に、文部省の科学研究費補助金、財団法人が行う研究助成金の大学別の総額のランキングが含まれているが、これらは同書によれば研究の活性度の一つの尺度を与えるはずである。これには、前記の総合ランキングに漏れていた国立総合大学がすべて100位以内に入っていて、しかも総合ランキング100位の中に入っている大学より上位にあるものも多くその質の高さを示している。

### 3) 国立大学卒業生の進路

図1~3に、平成6年春の学部卒業生の進路についての統計をまとめた。図1は国公立大学すべてについての卒業生についての統計で『文部統計便覧』平成7年版に基づく。図2は国立大学卒業生についての統計である。図3は、前記全大学についての統計から国立大学についてのデータを差し引いたもので公私立大学の卒業生の進路分布である。なお、公立大学卒業生数は12,774名であって私立大学卒業生数の3.6%であるので、図3の統計は實際上私立大学卒業生の進路動向を表すと考えてよいであろう。

図2と図3を比較すると、国立大学卒業生と公私立大学卒業生の間で幾つかの相違を指摘することができる。第一に、国立大学卒業生は、専門的・技術的職業に就く傾向が強い。また、大学院への進学者、研修医予定者が多い。大学院修士課程修了後の就職者の約89%が専門的・技術的職業に就くことと、博士課程修了後の就職者ではこの傾向がさらに強まることを考えると、大学院への進学者、研修医予定者は将来大部分専門的・技術的職業に従事すると考えてよいであろう。これらを専門的・技術的職業就職者に合算すると、国立大学卒業生の約60%が専門的・技術的職業に従事していることになる。公私立大学の場合、対応する数字は約26%である。

## 3 む す び

社会での個々人の生き方が多様化するなかで、人材育成について国立大学が果たしている役割を評価することは難しい。「国家の須要」に応えるべく設置された伝統をもつ国立大学から、各方面で先導的役割を演じた人材が育ったことは事実であるが、その功罪をすべて出身大学に帰するのは、学歴主義に通じることである。しかし、すべての国立大学が産業界等からかなり高い評価を受けていることも事実で、国立大学が日本の大学の基準を与えていると結論してもよいように思われる。

卒業生の進路の統計は、国立大学出身者が専門的・技術的職業に従事する割合が高いことを示している。最近産業界では、「採用等を通じて歪んだ学歴主義を助長したり、教育の多様化を主張しながら画一的な人事管理や行きすぎた集団主義の傾向を改めるには至らず、また、個性、創造性、専門能力を重視し知的風土を積極的に醸成してきたとは必ずしも言い難い」（経済同友会提言 平成6年4月「大衆化時代の新しい大学像を求めて」から）という反省が生まれている。もちろん、国立大学においても改めるべき点は多々あるが、今後個性、創造性、専門能力を重視する傾向が強まれば、国立大学出身者により高い評価が与えられる可能性があると考えるのは我田引水に過ぎるであろうか。

# 5 財政状況

国立大学の財政の現状を述べるに当たって、国立大学協会第6常置委員会国立大学財政基盤調査研究委員会の第二中間報告(1991年11月)ならびに、その最終報告書「国立大学財政基盤の現状と改善」(1992年3月)を基点にとることとする。これによって過去20数年間の国立大学の財政状況の推移が明らかになるからである。したがって上記の報告ならびに報告書の内容に対応させながら記述を進めるが、基準年度が項目ごとに異なるのは中間報告との整合性を保つためである。また、すでに他章で取り上げられている項目については、重複を避けるためここでは原則として割愛する。

### 1 文部省所管予算

まず簡単に文部省関連の予算について概観する。文部省所管予算は歳出予算と財政投融资計画の二本建てになっている。歳出予算は一般会計と国立学校特別会計の二つのカテゴリーに分けられる。1994年度(平成6年度)を例にとると、一般会計(当初)は総額5兆5,432億円(国の予算の7.6%に当たる)、国立学校特別会計(当初)は総額2兆4,417億円である。しかし国立学校特別会計の6割以上は一般会計からの繰入れである。したがって国立大学に関連する政府支出の主なものとしてしばしば挙げられる国立学校特別会計への繰入れ、科学研究費補助金、それに育英奨学事業費の三つの柱は文部省予算の一般会計からの支出という形をとる。

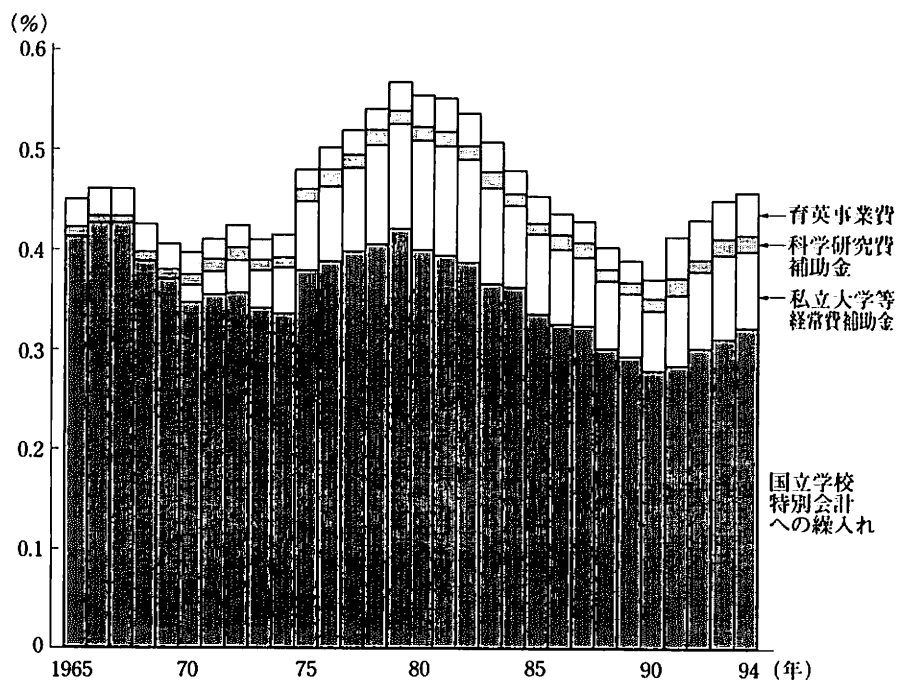
財政投融资計画は、国の信用を通して集められた公的資金、たとえば郵便貯金や年金資金などを財源にして国の政策実行のために行われる資金の運用を指す。文部省関



表 1 国立学校特別会計への繰入れ金

	1980年	1985年	1990年	1994年
国立学校特別会計への繰入れ				
予算額(億円)	9,587	10,627	11,998	15,204
対GNP比(%)	(0.40)	(0.33)	(0.28)	(0.32)
物価指数による 換算ずみ指数	100.0	96.9	102.2	121.0
構成員の変化(1980年を100とする指数)				
教官数	100.0	107.6	112.4	118.5
学部学生数	100.0	107.2	114.3	122.8
大学院学生数	100.0	131.5	176.9	270.1
留学生数	100.0	188.9	449.2	614.9

【資料】『国の予算』、『学校基本調査』、文部省大学課。



【資料】『国の予算』、『経済統計月報』、文部省大学課・私学助成課。

図 1 GNP に占める政府の高等教育支出(%)

連では日本育英会、日本私学振興財団、それに国立学校施設整備などの事業がこれに属し、その総額は平成6年度で1,750億円に達している。

## 2 国立大学の財政構造

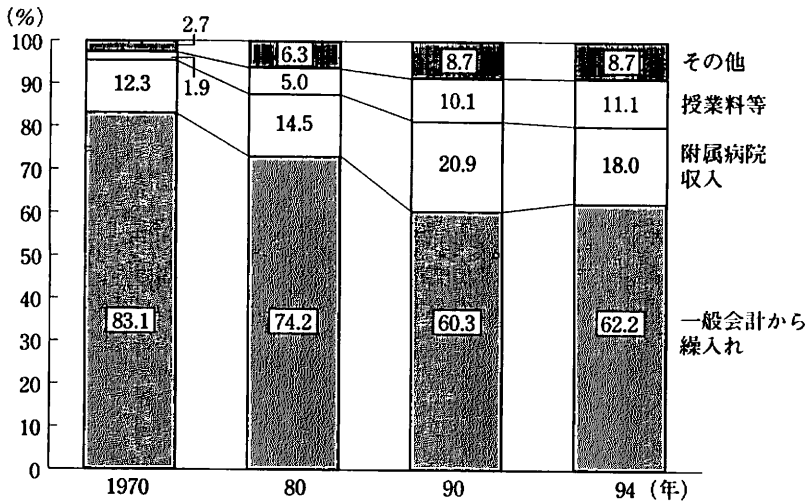
国立大学に対する政府支出のうち最大のものは、国立学校特別会計への繰入れであるが、繰入れ額の文部省所管一般会計予算に占める割合は27.4%にとどまり、義務養護教育費国庫負担金が5割を占める現状には遠く及ばない。

国立学校特別会計への繰入れ状況をGNPに対する比率で見ると、表1に示すように、1990(平成2)年度の0.28%の落ち込みから緩やかながら回復していることがわかる。1994(平成6)年度には0.32%に達しているが、1980(昭和55)年度のレベル、0.40%にはまだ及ばない。1982年度以降の一般歳出のゼロ・シーリングのしわ寄せによる国立学校特別会計への繰入れの急激な下降は別として、それ以前(1970-1974年)のレベルにやっと回復した段階といえる(図1)。

GNPの増加はここ数年いわゆる平成不況のために鈍化している。しかし依然として僅かではあるが増加傾向にある。したがって国立学校特別会計への繰入れの総額は1990年度の1兆1,998億円から、1994年度の1兆5,204億円へと名目的には4年間に3,206億円の増加を示している。これを1980年から1990年までの増加分2,411億円に比べると、3倍以上の伸び幅であることがわかる。ちなみに消費者物価指数で購買力に換算してみても、1980年度を100とすれば1994年度は121となり、着実に回復していることを示している。しかしこの増加分はこの間の教官数の増加(1.19倍)と学部学生数の増加(1.23倍)によって相殺されている(表1)。さらに注目すべきことはこの間の大学院学生の増加(2.7倍)および留学生の増加(6.15倍)である。この事実はここ数年の間に新たな問題が前面に現れつつあることを物語っている。

## 3 国立学校特別会計の財源別構成

1994(平成6)年度の国立学校特別会計の財源別構成は基本的には1990(平成2)年度のパターンを踏襲している(図2)。ただし一般会計からの繰入れ金及び授業料及び入学金はそれぞれに全体の62.2%及び11.1%と微増を示し、附属病院収入が相対的に18.0%に減少している。しかし附属病院収入も予算総額が増加しているため、1990年度に比べ実質的には241億円の増収である。同様に一般会計からの繰入れは3,206億円増であり、授業料及び入学金は717億円の増収である。これについては後で再び取り上げる。



【資料】『国の予算』、文部省大学課。

図 2 国立学校特別会計の財源別構成 (%)

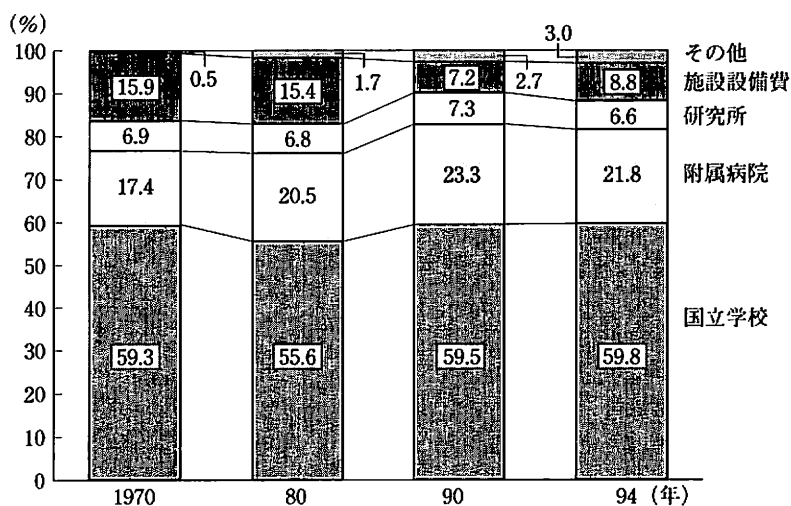
#### 4 国立学校特別会計の支出構成

支出構成はほぼ従来型であるが、施設整備費が伸びて研究所経費を上回り順位が逆転している(図 3)。このようなパターンは 1992 年度から明らかとなり、1982 年度以来ほぼ 10 年間にわたって続いたゼロ・マイナスシーリングのしわ寄せとしての施設整備費の大幅削減によりやく歯止めがかかったことがわかる。これについては次の I-6「施設」の章で再び述べる。

附属病院経費の比率は収入同様相対的に減少しているが、予算額でみると 1990 年度に比べて 693.8 億円の増になっている。

#### 5 授業料・入学金の推移

上述したように(図 2)、国立学校特別会計歳入に占める授業料・入学金収入の割合が増加し、この 4 年間に 717 億円ほど増加している。これはいうまでもなく相次ぐ国立大学授業料・入学金及び検定料の値上げの結果である。1975(昭和 50)年度を基準にとると、1994(平成 6)年度では、授業料は実に 11 倍を超え、入学金は 5 倍強の値上がりである。これを私立大学(平均値)に比べると、私立/国立の比率が授業料では 1.7、入学金では 1.1 となり、両者の差は著しく接近してきている。



【資料】『国の予算』、文部省大学課。

図 3 国立学校特別会計の支出構成 (%)

表 2 授業料・入学金の推移(円)

	授業料	入学金	初年度 納入金計
実額(円)			
1970(年)	12,000	4,000	16,000
1975	36,000	50,000	86,000
1980	180,000	80,000	260,000
1985	252,000	120,000	372,000
1990	339,600	206,000	545,600
1994	411,600	260,000	671,600
実質値換算済み指数(1970年を100とする)			
1970(年)	100.0	100.0	100.0
1975	174.2	725.7	312.0
1980	635.3	847.0	688.2
1985	777.1	1,110.2	860.4
1990	979.2	1,781.9	1,179.9
1994	1,108.2	2,100.1	1,395.6

【資料】『国の予算』、文部省学生課。

国立大学の授業料・入学金の推移を実額ならびに1970年度を100として消費者物価指数で換算した実質値指数を表2に示した。

1970(昭和45)年度を基準にとると、物価上昇を考慮しても、1994年度の授業料は11倍、入学金は実に19倍弱、両者を併せた初年度納入金の合計は13倍弱の値上がりを示している。この間の消費者物価の上昇が3倍であることを考えると、いかに授

表3 教官・学生当積算校費単価の推移

	1970年	1980年	1990年	1994年
教官当積算校費(単位:万円)				
講座制				
非実験	108.50	187.10	192.20	201.50
実験	428.08	731.90	751.70	788.40
臨床	464.53	794.30	815.90	855.70
学科目制・教授				
非実験	29.61	55.60	57.20	60.00
実験	98.33	189.80	195.10	204.70
教官研究旅費				
講座制・教授	5.25	13.58	14.59	14.59 (据えおき)
学生当積算校費				
大学院・博士・文科	2.48	13.69	14.42	15.13
理科	6.39	25.17	26.52	27.80
専門課程・文科	1.04	2.58	2.70	2.83
理科	2.38	5.15	5.38	5.65
実質値換算済み指数(1970年を100とする)				
教官当積算校費				
講座制				
非実験	100.0	73.0	61.3	60.0
実験	100.0	72.4	60.8	59.5
臨床	100.0	72.4	60.8	59.5
学科目制・教授				
非実験	100.0	79.5	66.8	65.5
実験	100.0	81.7	68.7	67.2
教官研究旅費				
講座制・教授	100.0	109.5	96.7	89.8
学生当積算校費				
大学院・博士・文科	100.0	233.8	201.2	197.1
理科	100.0	166.8	143.6	140.6
専門課程・文科	100.0	105.1	89.8	87.9
理科	100.0	91.6	78.2	76.7

[資料] 文部省大学課。

業料・入学金が急騰したかがわかる。

このような異常事態を緩和する役割を担っている授業料免除や奨学金制度、さらには大学院学生に対する研究奨励制度の現状について概観すると次のようになる。

1994年度の国立大学授業料の免除実施の状況(文部省高等教育局学生課調べ)をみると、全額免除および半額免除を合わせて、在籍学生総数に対する免除率は学部学生で5.2%、大学院修士課程で12.9%、大学院博士課程では18.2%である。ちなみに半額免除学生の被免除者総数に対する割合は、学部学生並びに大学院修士学生で18%、大学院博士課程学生で11.7%にあたる。

国立大学に対する日本育英会奨学金の貸与状況を見ると、全学生数に対する貸与率は、学部学生で19.9%、大学院の修士課程学生で28.8%、博士課程では54.6%であった。

大学院博士課程在籍中に受けられる研究奨励金として現在最も恵まれているのは、日本学術振興会が設けている特別研究員制度である。すなわち博士課程で2年ないし3年間にわたり月額19万2千円が支給される。ただし1994年度の枠は750人増の総数1,600人である。

このように最も恵まれている特別研究員制度も、欧米先進国の同様な制度に比較すると、必ずしも恵まれていないことがわかる(日本学術振興会報告、平成6年9月)。理由は欧米では授業料が多くの場合、全額あるいは部分免除になるのにくらべ、わが国ではこのような制度がまだ不十分なため、特別研究員として支給された研究奨励金の中から授業料を払う必要があるからである。

## 6 教育・研究費

基本的な教育・研究費である教官当積算校費単価は、1980年代の財政緊縮により厳しく抑制され、1970(昭和45)年度を100として消費者物価指数で換算すると、1990(平成2)年度では講座制の教官当積算校費単価は60台にとどまる。その後も毎年1%強の増額の努力が続けられて今日に至っている(表3上段)。しかしこれを1970年度をベース(100)として、物価指数で実質値に変換してみると、表3下段に示すように、全体として状況は一層深刻度を増していることがわかる。すなわち教官当積算校費単価の増額率は消費者物価の上昇率を下回っていたことになる。教官研究旅費は、この4年間国全体としての抑制基調をうけて据え置かれたために状況の悪化がめだつ。一方、学生当積算校費では比較的優遇されてきた大学院学生の校費単価も低

下傾向を示している点が懸念される。

研究費としては当然のことながら文部省科学研究費補助金の推移ならびに外部研究資金の導入状況にも言及すべきであるが、すでにI-3「研究活動」の章で取り上げられているため割愛する。

## 6 施 設

教育・研究の基盤としての施設・設備費は1980年代の財政緊縮の影響をまともに受けて著しい支出削減に追い込まれた。

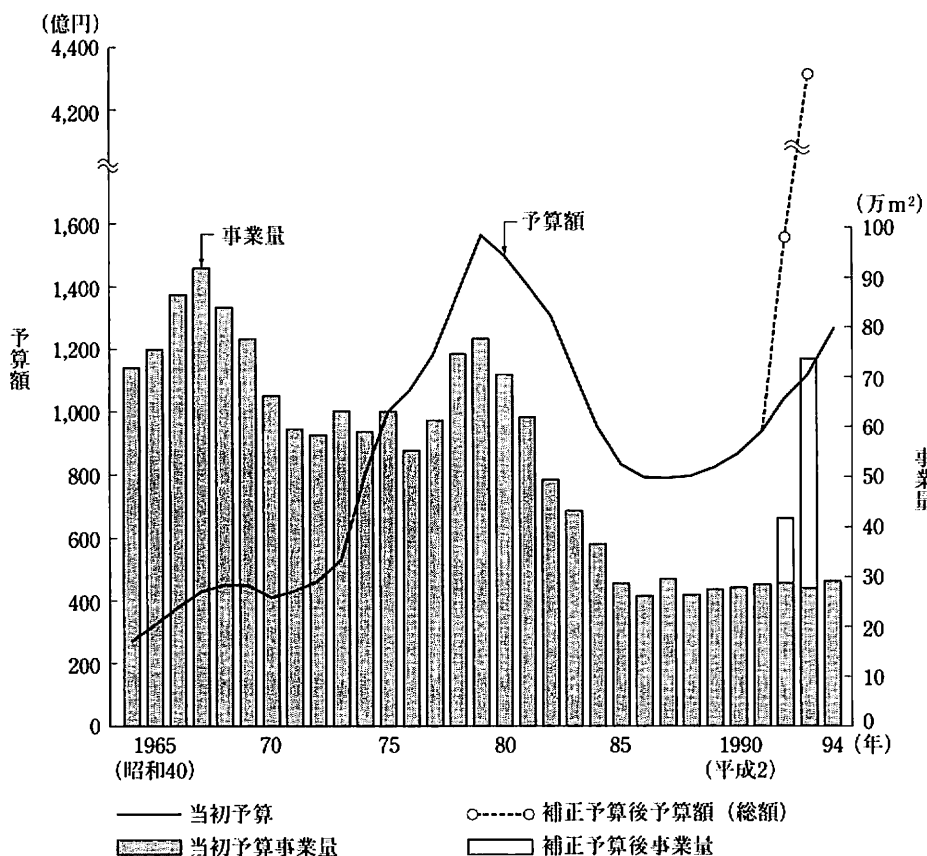
### 1 文教施設整備費

図1に示したように、文教施設整備費の推移をみると、1992(平成4)年度を境にして文教施設費が空前の伸びを示していることがわかる。これは1991年の国立大学財政基盤調査研究委員会中間報告が直接の口火となり、すでに危機感をつのらせていた国立大学協会のメンバーがこぞって行動を起こしたためである。いわゆる国立大学の「貧乏物語」への対処であるが、マスコミによる国民の啓蒙も与って力があつた。このような状況のもとで長引く平成不況対策としての公共事業投資の大幅増加、さらにいくつかの政財界の事情も加味され、また文部省の特段の尽力が実を結んで、国立学校文教施設整備費ならびに特別施設整備費が補正予算の形で大幅に追加されたことによる。

図1からわかるように、1993年度の文教施設整備費の総額(補正予算額込み)はおよそ4,324億円にも達し、総事業量は72万 $\text{m}^2$ に達する勢いである。これはかつて新しく筑波大学を創設し、全国に医科大学を新設した空前の国立大学新設ラッシュ時(1972-1980年度)の事業量に匹敵し、また建物の質の向上ともあいまって施設費総額は過去最高であった1,546億円(1979年度)の3倍にも達そうとしている。留意すべ

廣重 カ(ひろしげ つとむ)：前北海道大学長，前国立大学協会第6常置委員会委員長  
佐々木 慎一(ささき しんいち)：豊橋技術科学大学長，国立大学協会第3常置委員会委員長





〔資料〕 文部省『国立学校施設整備事務必携』。

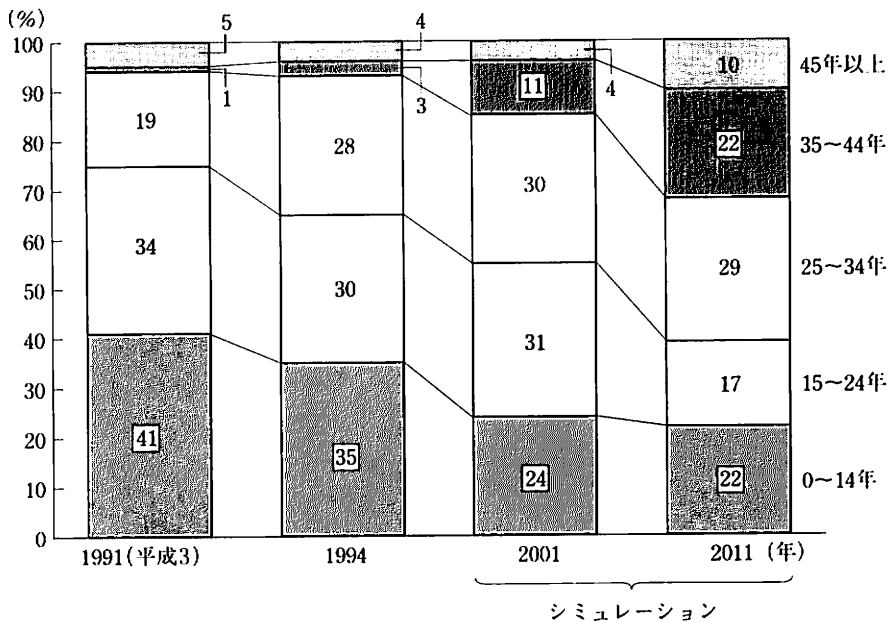
図1 文教施設整備費予算額及び事業量

きはこれらの文教施設費予算額ならびに事業量には単に国立大学のみならず、高等専門学校ならびに一部の義務教育関連の分も含まれていることである。

図1にも示してあるように、当初予算額はあきらかに増額しているとはいえ、ほぼ従来のパターンに沿っている。このことは皮肉なことに、平成不況が強力な追風に働いていることを物語っている。今後の文教施設整備費はこれを契機にさらに恒常的な政策的支出に切り替える必要がある。

## 2 施設の老朽化

国立大学の建物整備の基本となる建物基準面積が33年ぶりに抜本的に改訂され、やっと基準面積のアップが実現した。それに呼応して文教施設整備費は、少なくとも1992-93年度に関する限り、補正後予算は近来にない伸びをみせている。



【資料】 文部省資料による。1991年及び1994年データは国立学校財務センター提供。

図2 国立学校施設の経年分布(%)——シミュレーションによる予測との比較——

その効果を国立学校施設の経年別分布にみると図2に示すようになる。1991年の時点で建築後35年以上を経た建物は、現有建築面積(平成6年5月1日現在で約2,070万 $m^2$ )の6%であるのに対し、1994年度でみると7%の微増に留まっている。これはこれらの老朽化建築に対する手当がなされたことを意味する。しかし25-34年のものが明らかに増え、逆に15-24年のものと0-14年のものの割合が減少している。この傾向はさきに中間報告で行われたシミュレーションの結果によく一致している(図2)。シミュレーションは、年間の建築事業量がほぼ28万 $m^2$ にとどまり、それが建築後25年以上の建物の改築に充てられたと仮定して、国立学校の将来の経年別分布の推移を試算したものである。すなわちこの2,3年にみられた補正予算による大幅な文教施設整備費の増加は一過性の効果を示しているだけで、文教施設老朽化の大きなトレンドを阻止するには至っていないことがわかる。換言すると、中間報告で行われた予測、すなわち国立大学の施設が近い将来ますます深刻な状況におちいることが懸念される。

### 3 学生厚生補導施設

教育環境改善の一環として学生の厚生補導施設の整備充実が国立大学にとって緊急の課題であるため、ここであらためて取り上げる。厚生補導施設のうち課外活動施設については、かねてから関係方面に要望書を提出(昭和 56・61 年)するなどして整備方を訴え、その成果は徐々にではあるが実ってきているといえる。

しかし、学生の厚生補導施設に関して学生生活全般を考えていくとき、整備充実はひとり課外活動施設にとどまることなく、食堂、学生ホール、宿舎、さらには大学会館を含む厚生補導施設全体に目がむけられなければならない。近時ようやく教育研究の環境の改善が図られるようになってきたが、厚生補導施設もこれと同じ重みをもってその充実が図られるべき時期にきている。

これまで国立大学の厚生補導施設はおしなべて不十分であるとの指摘がなされてきたが、あらためてその実態を把握するために、全国立大学の現状を調査した。

調査結果によれば、大学の規模・歴史等により厚生補導施設の実態はさまざまである。たとえば、既設の大学のある部分には著しい老朽化がみられ、早急に対応を必要とするもの、あるいは新設・移転を行った大学においてはむしろ不足ないし狭隘であるものなど、いずれも深刻な問題を抱えていることがわかった。これらに共通していえることは、昭和 35 年に定められた基準面積はその後多少の手直しがされてきたとはいえ、そのみでは学生生活環境の快適化に到底応えられるものとはいえず、早急に総合的な検討が急がれる点である。

## II 大学が当面する課題

- 1 入学試験
- 2 学部教育のあり方
- 3-1 大学院のあり方：文科系の場合
- 3-2 大学院のあり方：理工系の場合
- 4 大学の組織と運営
- 5 大学財政のあり方
- 6 教職員の待遇改善
- 7 国際化への対応
- 8 生涯学習における国立大学の役割
- 9 理工系教育のあり方
- 10 人文社会系教育のあり方
- 11 教員養成系大学・学部の課題
- 12 医学教育のあり方
- 13 女性と大学
- 14 地域と大学
- 15 大学評価
- 16 情報化社会と大学

# 1 入学試験

## 1 国立大学入試の現状

大学入試センター試験(以下「センター試験」という)の開始から6年, 共通第1次学力試験(以下「共通1次試験」という)から数えて17年が経過し, 数度にわたって大幅な改革が実施されてきた国立大学の入試もここへきてようやく安定化の兆しをみせている。平成9年にはかねてから懸案だった受験機会の複数化も分離分割方式に統一されることにきまり, 昭和62年度以来複数の方式が併存していた国立大学の入試はようやく一本化の見通しとなった。さらに同じ年から, 高校学習指導要領の改訂に合わせてセンター試験と各大学の個別学力検査の試験科目も一新され, 新たな体制のもとで新教育課程の受験生を迎えることになる。

### 1) 大学入試の量的側面

平成6年度を例にとれば, 大学入試の現状は短大を含む大学等への入学志願率が53.4%, 過年度卒を含む進学率は43.3%に達し, 年齢人口の半数近くが大学短大へ進学する時代に入っている。18歳人口の減少にともなって, 大学短大への入学志願者数(実数)はピーク時の121万人から117万人に減少したが, 大学短大の収容力(入学者数)はむしろ1万人増えて81万人規模に達し, 志願率, 進学率のいずれも過去の最高記録を更新中である。

荒井 克弘(あらい かつひろ) : 広島大学教授(大学教育研究センター), 国立大学協会第2常置委員会  
専門委員

さて、表1に示すように対象を4年制大学に限定すると、国公私立を合わせた延べ入学志願者数は475万人に及び、国立大学志願者数は52万人で全体の10.9%を占める。受験機会の複数化によって重複受験者が増えたために、国立大学志願者の実数を把握することは難しいが、これまでの傾向から4年制大学の入学志願者(実数)のうちおよそ4割が国立大学を受験していると推定される。

大学入学志願者数はこの10年間に実数で24万人、延べ志願者数では195万人の増加がみられ、延べ数の伸びはこの間の大学入試の多様化、多元化による効果大きい。国立大学の場合は受験機会の複数化等によって志願者数はおよそ2倍に増えている。一方、大学入学者数のほうは10年間で14万人増えて56万人に達し、国立大学はあい変わらず全体の2割、11万人を受け入れている。なお、表には示していないが、この10年ほどの変化で注目されるのは女子の4年制志向が定着したことであり、国立大学でも女子入学者は25.7%から32.9%へ増え、10年前に比べて1.3万人の増加となった。

表1 大学入試の現状(1984/1994年度)

設置者区分	入学者選抜実施大学数		入学志願者数(延数)		入学者数	
	1984	1994	1984	1994	1984	1994
国立大学	94 (20.5)	95 (17.4)	245 (8.8)	517(千人) (10.9)	88 (21.2)	107(千人) (19.2)
公立大学	34 (7.4)	46 (8.4)	64 (2.3)	129 (2.7)	11 (2.6)	17 (3.0)
私立大学	330 (72.1)	405 (74.2)	2,486 (88.9)	4,102 (86.4)	317 (76.2)	434 (77.8)
合計	458 (100.0)	546 (100.0)	2,795 (100.0)	4,748 (100.0)	416 (100.0)	558 (100.0)

[注] 外国人留学生を含まない。

[資料] 文部省「平成6年度国公私立大学入学者選抜実施状況」及び文部省『昭和59年度学校基本調査報告書』

## 2) 選抜方法の変化

国立大学受験が複数化されたのは前述のように昭和62年からである。第1回は大学を2つのグループに分けてA・Bの日程でそれぞれ入学試験を行う連続方式が採用された。その後、各大学が定員を分けて前期、後期に2回の試験を行う分離分割方

式が普及し、平成7年度には分離分割方式が90大学349学部、連続方式は46大学60学部となった。募集人員比率でも、分離分割方式が82.5%(9万人)を占め圧倒的優位にある。

国立大学の共通入試は共通第1次試験からセンター試験への切り換えと同時に、試験科目の利用も5教科一括方式からア・ラ・カルト方式にかわり、各大学の判断に応じて多様化が進められている。しかし、表2に示したように現在も5教科を課している大学は84大学326学部(平成7年度)と多く、大勢は5教科型を崩していない。とはいえ、4教科以下の大学も71大学175学部あり、しばらくは試行錯誤がつづくと思われる。因みに3教科は64大学129学部、2教科は16大学19学部、1教科は2大学2学部である。

各大学の第2次試験(個別学力検査)では、筆記試験だけでなく小論文、面接、実技などを課すところが増え、外国語等のヒアリングを課している大学は40大学54学

表2 平成7年度国立大学の入学者選抜の概要(参考 平成6年度)

区 分	平成7年度		平成6年度	
	大 学	学 部	大 学	学 部
入学者選抜実施 大学・学部数	95	381	95	373
試験日程				
分離分割	90(94.7)	349(91.6)	87(91.6)	328(87.9)
連続	46(48.4)	60(15.7)	51(53.7)	76(20.4)
センター試験				
5教科を課す	84(88.4)	326(85.6)	84(88.4)	322(86.3)
4教科以下	71(74.7)	175(45.9)	69(72.6)	165(44.2)
選抜方法				
一般選抜				
小論文	78(82.1)	212(55.6)	76(80.0)	203(54.4)
総合問題	22(23.2)	32( 8.4)	24(20.0)	34( 7.4)
面接	67(70.5)	142(37.3)	65(68.4)	128(34.3)
実技検査	56(58.9)	64(16.8)	56(58.9)	63(16.9)
ヒアリング	40(42.1)	54(14.2)	40(42.1)	53(14.2)
小論文面接等のみ*	85(89.5)	295(77.4)	82(86.3)	285(76.4)
特別選抜				
推薦入学	83(87.4)	237(62.2)	80(84.2)	228(61.1)
帰国子女	75(78.9)	183(48.0)	75(79.0)	174(46.6)
中国引揚者等子女	22(23.2)	38(10.0)	21(22.1)	36( 9.7)
社会人	36(37.9)	57(15.0)	28(29.5)	46(12.3)

[注] \* 教科科目試験を課さず小論文、面接等のみで選抜。

[資料] 「平成7年度国公立大学入学者選抜の概要」。

部、また教科科目試験を課さず小論文、面接等のみで選抜している大学も 85 大学 295 学部ある。特別選抜といわれる推薦入学、帰国子女特別選抜、中国引揚者等子女特別選抜、社会人特別選抜は最近増加傾向にあり、入学者数の 1 割近くを選抜している。推薦入学にはセンター試験を課している大学と免除している大学の両方があるが、推薦による入学者は平成 6 年度には 8 千人と報告されており最近の伸びが著しい。推薦入学の実施校は現在 83 大学 237 学部を数える。

## 2 入学試験のパラダイム転換

大学の量的拡大がそれほどでなかった時代には、入学試験は少しでも「能力」の高い学生を選抜することが目標であり、そのために妥当性と信頼性にすぐれた試験が工夫された。その証拠に入試の追跡研究はもっぱら入学試験と入学後の学業成績との相関分析に焦点がおかれていた。ところが、1970 年代に入るところから、大学入試の問題はしばしば従来の枠からはみ出し、より広範な教育問題や社会問題とかかわるようになった。妥当性と信頼性の向上だけではもはや大学入試の改善をはかることが難しい時代に入ってきたのである。

例えば、高等教育の発展段階論を唱えた M. トロウは大学の量的拡大に並行して大学の構造が段階的に変化することを述べ、その中で入学者選抜の原理もまたエリート型からマス型へ、さらにはユニバーサル型へと移行をすることを示唆した。彼の枠組みでは入学者選抜の原理は能力主義から教育機会の均等化へ、そして結果の平等化へと次第に変わっていく。共通 1 次試験から数えて 17 年にわたる国立大学の共通入試は果たしてどのような原理を追究してきたのか、何を課題として残しているのか、トロウの枠組みを念頭におきつつこれまでの経過をふり返ってみたい。

### 1) 共通 1 次試験制度の経験(1979-1989)

国立大学が共通入試の検討をはじめたのは昭和 46 年のことである。8 年間の研究のすえ、昭和 54 年度に第 1 回の共通 1 次試験が実施され、それから最後の年となる平成元年度までに都合 11 回の試験が行われた。この間、さまざまな調整と手直しがつづけられ、共通 1 次試験の体制が徐々に整えられていったが、その努力の幾つかを跡づけながら、共通 1 次試験の経験とは何であったかを検証してみよう。

#### ① 新学習指導要領(昭和 57 年)への対応

共通 1 次試験制度では第 1 次試験によって受験生の「高校段階における一般的・基



礎的な学習の達成度」を測り、次いで各大学で行う第2次試験によって「志望する大学の学部・学科に応じた能力、適性」をみることになっている。このため、共通1次試験の出題教科・科目の範囲ははじめ、高校の各教科の必修科目の範囲と定められた。ところが、共通1次試験が始まってすぐ昭和57年に高校学習指導要領の改訂があり、必修科目が大幅に縮小されることになった。これにより共通1次試験の出題教科・科目の範囲もまた再調整を迫られたのである。検討のすえ、国立大学は新教育課程の必修科目にとらわれず、共通1次試験は必修科目と選択科目を組み合わせ、従来の出題範囲を維持することをきめた。つまり、高校の学習指導要領の改訂とは別に、国立大学として独自に高校の「一般的・基礎的な学習の達成度」の範囲(水準)を定め、それを基準とすることにしたのである。

### ② 受験科目数の削減

共通1次試験の実施にあたっては、高校教育の正常な運営を妨げないとの立場から、難問奇問の解消と5教科7科目の一律受験が国立大学の公約とされた。しかし、実際に試験制度がはじってみると、1回きりの受験に5教科7科目の試験は多すぎる、私立を併願する者には私学専願の受験生に比べて不利だとの声がしきりとあがるようになった。実際、国公立大学離れの兆候が数字のうえにもあらわれ、受験科目削減の具体的な検討がはじめられた。

受験科目の削減方式として一律に科目数を減じる単一方式(5教科5科目案)から理系・文系に分けて削減科目を変えるコース別方式(5教科6科目案)、自由に受験科目を選択するア・ラ・カルト方式などが提案されたが、審議の結果、5教科5科目の単一方式が決定され昭和62年度から科目削減が実施されることになった。試験科目を選択的にすれば高校教育の正常な運営が妨げられ、また受験生の志望選択の自由が狭められるとの配慮からである。しかしそれは同時に、大学入学のための基礎的学力を問う共通1次試験の理念にもかかわる問題であった。

### ③ 受験機会の複数化

受験機会の複数化は共通入試のいくつかの手直しのなかでも最も困難を生じたものである。共通1次試験の開始と同時に1期校、2期校が廃止されたため、国立大学への受験は昭和54年度から実質1回となった。この受験機会の減少を補うために国立大学は共通1次試験の自己採点制を導入したが、自己採点データは関係者の思惑をこえて全国的なレベルへ流出し、大学受験の情報環境を一変させるような影響を与えることになった。受験生の輪切り、偏差値による管理受験の元凶として共通1次試験がマスコミ等から批判を浴びたのはこの故である。したがって「受験機会の複数化」は

単に複数化の達成にとどまらず、偏差値受験の体制をいかに変えていくかという根本的な課題をも担っていたのである。現在、複数化の主流となっている分離分割方式は定員留保による第2次募集にその原型を求めることができるが、この方式は後期と前期の試験方法を平等にすることが難しく、選抜の公平性を欠くという理由から当初はあまり支持を得られなかったものである。

#### ④ 共通1次試験制度の評価

大学進学に必要な基礎学力の範囲と水準の維持、そして試験実施にあたっての公平性の確保が共通1次試験制度に関して国立大学が一貫して主張し譲らなかった原則である。能力主義的な選抜の要である妥当性、信頼性の確保は共通1次試験においてもその基本であった。原理原則に忠実な共通1次試験がなぜ批判を浴びたか、なぜ社会的に受け入れられなかったかについては、今後さまざまな分析がされるであろうが、端的に言えば、時代の要請つまり大量でかつ多様な受験者群の要望を受け止めるには充分でなかったといわざるをえない。各大学の第2次試験の機能不全が共通1次試験制度の行き詰まりの原因にあげられることがあるが、問題はそれよりも制度全体を支えていた原理と大学の量的段階とのギャップにあったというべきであろう。

### 2) 大学入試センター試験への転換(1989- )

#### ① 臨時教育審議会の「新テスト構想」

昭和59年に発足した臨時教育審議会では、入試改革を緊急かつ重大な審議事項として位置づけ、その改革案を第1次答申に盛り込むことに決めた。共通1次試験の不評は自己採点データを全国に蔓延させ、受験生ばかりか国公私立のすべての大学を偏差値スケール上に並べるような体制を招来させたことによる。しかしもとはといえば、当時の80万人に及ぶ入学志願者群が1,000近い大学短大群を受験する大量受験時代であって、両者を仲介する適切なシステムがつけられていなかったことが何より問題であった。大学の量的拡大・大衆化にともなう「大学入試の大衆化」が図られず、従来の能力主義型の選抜がそのまま大規模化していったところに問題の根幹があった。

審議会から提案された新テスト構想は、国公立大学だけでなく私立大学を含むすべての大学が参加できるオープンなものであり、試験の利用も各大学・各学部の自由とされた。共通1次試験のときのように一律に5教科の利用を前提とされるのではなく、必要に応じて教科・科目を指定できるア・ラ・カルト方式が採用された。共通1次試験のもっていた「枠」を取りはずし、それをアッピールすることが何より「新テ

スト」の導入の意義を示すことになった。さらに答申では、大量の受験者群と大学群との間を仲介するシステムとして、受験生に大学情報を提供する新規サービスが提案され、大学入試センターの新規事業に加えられた。

## ② 入試の多様化と多元化

臨時教育審議会は、多様な利用に供する「新テスト」の構想をうち出しただけでなく、各大学がその教育・研究の水準に応じて自由にまた自主的に選抜方法や選抜基準を定め入試の多様化を図ることを積極的に奨励した。帰国子女や社会人のための特別選抜についても、その量的な拡大だけでなく選抜方法の改善など質的な充実にも取り組む必要を強調し、さらに大学入学資格の弾力化を促進する立場から、高等専修学校の卒業生に大学入学資格を付与する提案なども答申に盛り込んだ。

臨時教育審議会の提案はその後大学審議会へバトンタッチされ、各大学は18歳人口の急増急減対策はもとより大学教育の自己点検、大学院の拡充整備など一連の大学改革課題とセットの形で入試の多様化、多元化とも取り組むことになった。これまで試験の公平性、客観性、基礎的学力の必要等に固執して、入試改革に消極的であった多くの大学もこの10年足らずの間にかかなり大胆な入試の多様化・多元化に踏み込むことになった。分離分割方式に当初消極的だった大学も後期入試を特色入試と位置づけ直すことで分割方式に合流する大学が増え、受験機会の複数化にも少なからぬ影響が生じた。

## ③ 新学習指導要領への対応

昭和57年度の高校学習指導要領の改訂が共通1次試験の試金石となったように、平成6年度に行われた学習指導要領の改訂もまたセンター試験の性格を確認するうえで貴重な機会となった。新しい教育課程は昭和62年12月の教育課程審議会答申を受けて高校教育の本格的な多様化をめざしたもので、2単位の必修科目の開設、選択履修科目の大幅な増加等が新教育課程の目玉としてうち出された。

その後、第14期中教審答申を受けて、普通科、職業科のいずれとも違う総合学科の開設等が行われている。

新学習指導要領に対する大学入試センターの対応は、従来のセンター試験の出題範囲をそのまま維持しつつ、新教育課程の多様化にも合わせて2単位必修科目の導入を図るというもので、試験科目数は従来の5教科18科目から6教科31科目に一举に増えることになった。従来路線と新教育課程の両方の選択を残すことでセンター試験の中立性を確保し、「高校教育の一般的・基礎的な達成度」の中身は各大学の判断に任せることにしたのである。

#### ④ センター試験の課題

アメリカには、SAT と ACT という 2 つの全米的な大学入学テストがあり、両者がそれぞれ独自の伝統と機能をもっている。SAT は、今世紀はじめから東部の有名大学を中心に始められた共通試験の流れを汲むテストであり、もともと奨学金給付のための選抜テストとして開発された。ACT は、1950 年代終りにアイオワで誕生した一種のガイダンステストであり、大学の量的拡大期に新設された州立大学をマーケットにして普及した。学生の学力プロフィールの抽出を目的とする、選抜よりもプレイスメント(配置)に特性をもつテストである。トロウの用語に即していえば、SAT はエリート型、ACT はマス型の共通テストということになるのか。

わが国の共通入試制度はまだ歴史が浅く、アメリカの場合のように性格の際立った 2 種類のテストがあるわけではない。共通 1 次試験の性格は確かに能力主義的な傾向の強い共通試験であったが、少数の有名大学向けの試験ではなく、はじめから大規模試験として開発された。その意味で共通 1 次試験はエリート型の試験とはいいい切れない。共通 1 次試験の後を受けたセンター試験はそれ自体としての独自性は少なく、大学側の多様な利用に任せることに主眼をおいている。実際、国公立大学の大部分は現在も共通 1 次試験と同様な機能をそれに期待し利用している。しかし、新規参入組の私立大学は共通 1 次試験時代の経験をもたないが故にセンター試験に対して共通入試の具体的なイメージを欠くところがあり、むしろこれから、センター試験は入学者選抜の新しい構想を私立大学へ向けて提示していく必要があるだろう。

### 3 これからの課題

#### 1) 短期的な課題：入試の多様化と補正教育の調整

かつては、大学の入試に合格することが自他ともに認める大学教育への学習準備の証明であった。ところが、現在のように入試が多様化し多元化してくると、入学者のすべてがその条件をみたしているとはいえない。受験科目の削減が社会的風潮となっている昨今では、一般選抜の場合でさえ要求されている受験教科・科目は大学側の希望のすべてというわけではない。これからさき 18 歳人口が減り学生の確保がさらに難しくなれば、大学側の期待と入学者の学力との間のギャップはますます開いていくことになるだろう。

程度の差はあれ、入学後に何らかの補正教育を必要とする学生層は着実に増えており、理工系などの学部ではすでに補正教育に着手した大学も少なくない。時間数、経

費、担当者など山積する問題は多いが、大事なことは補正教育が本当に有効かどうかであろう。高校と大学とでは教育の観点が異なるため、高校教育の補習はそのままで大学の補正教育にはならないという指摘もあり、入試と補正教育のトレードオフはそれほど簡単ではない。両者の調整をどこで折り合わせるか、受験者の数が減少し多様化が進むほど大学の判断は厳しいものとなる。

## 2) 中期的課題： 転学・編入学制度の整備

入学者選抜の多様化・弾力化が進むことによって、学生の適正配置が図られ不本意入学が減ることが期待されている。しかし、適正配置の実をあげるには入口段階だけでなく、入学後のコース選択、進級にも多様なチャンネルが用意されなくてはならない。入学した学部・学科が自分の志望、能力に合わなければより適切な学習の場へ移動できる転学・編入学の制度が必要になる。入口優先の時代から大学に入ったあとの教育と評価が重視される時代への転換である。

従来は学生数が入学定員でしばられていたために、編入枠を確保することが難しかったが、大学設置基準の改正により編入学定員の確保が最近では容易になった。この数年、私立大学を中心に短大から3年次への編入が増えているのはこのためである。国立大学では高専から工学部への編入学制度が以前から行われてきたが、今後はもっと多様なルートで柔軟な転学・編入学のシステムが必要になろう。そのためには転学・編入学のための試験制度だけでなく、大学間での単位互換・単位認定の標準的な方式が確立される必要がある。

## 3) 長期の課題： モジュール型の大学入学資格試験

18歳人口が減少するなかで、心配される問題のひとつは学生の基礎学力の低下である。18歳人口は平成4年に205万人に達したあと平成21年まで減りつづけ120万人になることがわかっている。現在の大学・短大の収容力がそのまま推移すれば進学率はゆうに60%をこえ、若者の半数以上が高等教育へ進学してくることになる。同じ大学といっても競争選抜が残る大学もあれば開放入学に近い大学も現れ、多様化は一層進むと考えられるが、全体として、高校以下の教育の積み残し問題、大学入学のための基礎学力の確保が重要問題に浮上してくるのは避けられないだろう。

方策のひとつとして高校の出口つまり中等教育の修了資格を厳しくすることが考えられるが、フランスのパカロレアやドイツのアビトゥーアのような一括型の資格試験の導入はわが国では高校の卒業資格と抵触し制度的に馴染まない。可能性があるとする

ばイギリスの GCE (現在は GCSE; General Certificate for Secondary Education) 型の教科・科目別の資格試験(モジュール型)の導入であろう。文化・伝統の異なる社会で突然の資格試験の導入は高校以下の教育を混乱させる危険もあるが、今後の生涯学習化の可能性などを考えると、モジュール型の資格試験はあながち現実性のない選択とはいえない。長期の課題として提起しておきたい。

# 2 学部教育のあり方

## 1 はじめに

1991年、大学審議会の答申にもとづいて大学設置基準の一部改正が行われた。この改正の中心的なねらいは、学部段階の教育課程の編成を「自由化」することであり、それまで設置基準の定める枠に安住してきた学部教育は、改正を機にそのあり方の再検討と変革を迫られることになった。

わが国の大学における学部教育は、1949年の新しい大学制度の発足以来、一貫して、大学設置基準により、そのあり方をきびしく規定されてきた。設置基準は教育課程をまず一般教育と専門教育の二つの部分に区分し、一般教育の科目をさらに、人文・社会・自然の三系列に分け、これに外国語、保健体育の科目を加え、しかもそれぞれに履修単位数を設定することにより、構造化された画一的なカリキュラム編成を、すべての大学に強いてきた。

学部教育課程のこうした編成方式は、アメリカの大学にならったものとされている。たしかにアメリカには、同様の課程編成をもつ大学が少なくない。しかし課程編成の方式は、きわめて多様であるだけでなく、流動的であり、それぞれの大学の創意工夫と自由に委ねられている。しかも、専門教育は、日本の場合のように、それぞれの専門学部に分かれて行われているわけではない。構造化された硬直的な学部教育の編成方式については、新制度の発足当初からさまざまな疑問や批判が向けられてきた。

批判は当初は、モデルとされたアメリカの大学のそれとのズレをめぐる理念的なものであったが、やがて進学者数が増加し「大学の大衆化」が進むとともに現実的・実践的なものになり、教育課程編成の弾力化を可能にするよう、設置基準の改正を求める声は、大学関係者の間に強くなっていった。こうした声におされて文部省は、設置基準の検討に着手し、1970年には教育課程編成に一定の弾力性を認める方向で改正が行われた。この間、国立大学協会も1966年、1969年の2度にわたって意見書、要望書を提出し、改善を求めている。

この改正により、一般教育科目の履修要件はある程度弾力化されることになった。またこの頃から大学の間には、「相互乗入れ」「くさび型」「学部縦割り」などの名称で、専門教育と一般教育の関係を再検討し、改善する動きが広がりつつあったことを指摘しておくべきだろう。しかし教育課程編成の硬い構造は基本的には変わらぬまま存続した。国立大学の場合、1963年に法制化された一般教育担当部局としての「教養部」の存在は、その硬さを組織面で象徴するものであった。1974年の広島大学総合科学部、1977年の岩手大学人文社会学部など、教養部改組による新学部の創設は、そうした一般教育と専門教育の間の硬い壁を取りのぞこうとする、先駆的な試みとみることができる。

## 2 設置基準改正の衝撃

1991年の大学設置基準の改正が、いかに画期的な、また大きな衝撃を伴うものであったかは、こうした学部教育課程の編成をめぐる歴史的な経緯からも理解される。戦後の新制度の発足から40年余をへて、はじめて学部段階の教育課程の自由な編成が認められることになったのである。新しい設置基準の施行の際の文部事務次官通知はこれについて「各大学において、それぞれの創意工夫により特色ある教育課程が編成できるようにするため、一般教育科目、専門教育科目等の授業科目の区分に関する規定を廃止」するのだと述べたあと、この改正の趣旨が生かされるよう、各大学に、教育課程の編成にあたって次の二つを基本方針とすることを求めている。

「1) 大学は、当該大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成すること。

2) 教育課程の編成に当たっては、大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。」

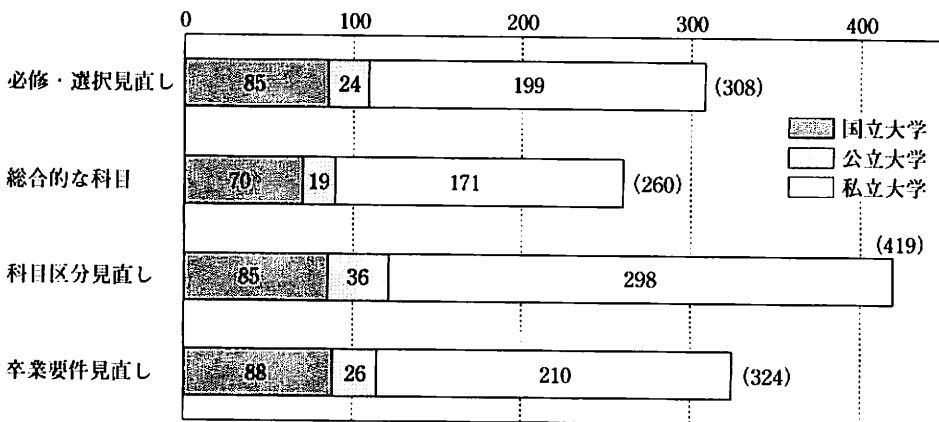


すなわち、学部段階の教育課程の編成は、各大学・学部がそれぞれの教育目的にそって、専門と教養とのバランスに配慮しつつ進めるべきものとされたのである。

基準改正のこうした狙いからすれば、学部教育のあり方の検討は、① 一般教育と専門教育の関係、② 一般教育の内容、③ 専門教育の内容のそれぞれについて必要となる。そして実際の再検討の作業は、多くの国立大学の場合、教養部ないしは一般教育の課程の改廃を中心に開始され、それを中心に一般教育と専門教育の再検討に及ぶという形で進行してきた。

専門学部と教養部、専門教育と一般教育との関係は、新しい大学制度の発足以来つねに問題にされ続けてきた。教養部(一般教育課程)の改組がたんに組織上の問題にとどまらず、教育課程の再編を通して、一般教育、専門教育の内容そのものの変革を求めるのは当然のことといえよう。実際に1992年には京都、神戸、93年に東北、群馬、名古屋、富山、徳島、94年に宇都宮、大阪、岡山、九州、千葉、新潟、95年に静岡、埼玉、信州、鳥取の各大学の教養部が廃止され、そのなかから、新たに総合人間学(京都、92)、国際文化学(神戸、92)、社会情報学(群馬、93)、情報文化学(名古屋、93)、国際学(宇都宮、94)の各学部が創設された。

こうした教養部の廃止と新名称学部の創設は、進行中の学部教育課程の再編の象徴的なあらわれにすぎない。文部省の調査によれば、91年の設置基準改正以来94年までに、全学的なカリキュラム改革を実施した国立大学は98校中73校(74%)にのぼっており、その具体的な内容を見ると「科目区分の見直し」85校(86%)、「必修・選択の見直し」85校(86%)、「総合的な科目」の開設70校(71%)など、教育課程の再編



[注] ( )内は合計。

図1 カリキュラム改革の現状(1994年度)

がどの大学でも急テンポで進められていることがうかがわれる(図1).

### 3 教養教育改革の動向

設置基準の改訂がもたらした教養(一般)教育の改革の動向については、1994年の時点で国立大学協会が加盟校を対象に実施した、詳細な調査結果がある(『教養教育の改善に関する調査報告書』1995年3月)。それによれば、1994年までに改革実施済みの大学は大学院のみの大学3校をのぞく95校中70校(74%)、95年度実施予定の大学16校(17%)となっている。改革の具体的な内容は設置基準の「大綱化・自由化」の趣旨にそって、著しく多様であるが、そこには全体として次のような傾向性がみとれる。

(1) 広義の(従来の)一般教育の名称を変更する大学が増えている。新名称には、全学(たとえば全学教育科目)・共通(たとえば共通教育)・教養(たとえば教養教育科目)などを冠したものが多く。

(2) 狭義の一般教育科目(つまり人文・社会・自然の三系列)については、教養(たとえば教養科目)・基礎(基礎教育科目)・総合(総合科目)・主題(主題科目)などの名称で一括されている場合が多い。

(3) 外国語・保健体育科目についても、言語科目、言語文化科目、健康・スポーツ科目などの名称に変更するものが増えている。

(4) 卒業に必要な単位数は、124単位をミニマムとするものがほとんどだが、そのなかを①教養(基礎)と専門に2分する大学と②教養(基礎)と専門、専門基礎に3分する大学とがある。

(5) 教養教育の要求単位数には大学・学部により20~50単位までのばらつきがあるが、総じて、「自由化」前にくらべて、要求単位数が減少する、つまり専門教育の単位数が増加する傾向にある。

(6) 多くの大学が4年間の一貫教育に配慮し、教養教育と専門教育の有機的統合をはかっている。従来からとられてきた、いわゆる「くさび型」のカリキュラム編成をとるものが多いが、履修年次を指定せず、専門科目・教養科目を、どの学年でもとれるようにしている大学も増えている。

(7) 教養教育については、これまで教養部に一任する大学が多かったが、「自由化」後は、全学的委員会を設置し、これに全学部が協力する形をとるものが増えている。

以上が進行中の改革の一般的な傾向性だが、具体的にどのような形で学部教育の再編が進行しつつあるのかを知るために、教養教育の責任をどこがとるかを中心に、特徴的な大学の事例をいくつかあげておこう。

### 1. 大学教育研究センター[神戸大学]

教養部を廃止し、国際文化学部を新設するとともに、教養教育の責任部局として「大学教育研究センター」を新設し、このセンターが従来的一般教育にかわる全学共通授業科目の実施責任を負うことになった。全学共通科目は①教養原論、②外国語科目、③健康・スポーツ科学、④専門基礎科目、⑤資格免許のための科目、⑥その他必要と認める科目に分かれ、全学部の教員が専門に応じて担当するものとされ、そのために13の教科専門(人文科学、社会科学、数学、物理学、化学、生物学、地学、医学、自然科学史、情報科学、医学スポーツ科学、外国語第Ⅰ・第Ⅱ)が設けられている。具体的にはセンターに「全学共通授業科目実施委員会」が置かれ、ここが授業科目の設置から期末試験の実施まで、すべての責任を負うことになっている。なお専門科目を加えた学部教育課程は四年一貫型になり、一年前期から専門科目の履修が可能である。

### 2. 全学四年一貫教育委員会[名古屋大学]

教養部は廃止され、情報文化学部が新設されて、四年一貫教育の実施のために四年一貫教育委員会が設けられることになった。この委員会のもとに、さらに①共通教育実施運営委員会、②四年一貫教育計画委員会、③共通教育自己点検評価委員会(予定)がおかれる。これらは各学部間の連絡・調整機関であるが、この他に担当者間の連絡・調整機関として四年一貫共通教育担当教官会議が設けられている。授業科目は①主題科目(基本主題科目、総合科目)、②開放科目、③言語文化科目、④専門系科目(基礎セミナー、専門基礎科目A、専門基礎科目B、専門科目、関連専門科目)に分かれ、このうち、専門系科目中の専門科目、専門関連科目をのぞく全科目が「全学共通科目」である。ここでも専門系科目の基礎セミナーを、一学年から履修できるようにするなど、四年一貫への配慮がなされている。

### 3. 全学教養教育委員会[群馬大学]

廃止された教養部にかえて「全学教養教育委員会」を設けた。同時に全学協力方式・全学出動体制をとるため「教養教育責任学部」制をとり、たとえば人文科学系列は人文学部、社会科学系列は法学部と経済学部、情報処理系列は工学部及び総合情報処理センターのように、教養科目の系列毎に科目の開設・担当の中心になる学部を決めている。また学内措置で「大学教育開発センター」を設置し、両委員会の補助と調

整を行うこととしている。授業科目は教養科目と専門科目に大別され、教養科目はさらに広義の教養科目・外国語科目・体育実技科目に分け、狭義の教養科目は人文、社会、自然、情報処理、保健体育の各系列に分けられている。

#### 4. 共通科目教育協議会[東京工業大学]

理工系3学部からなるこの大学では「共通科目教育協議会」が、教養教育の責任を負っている。教養教育の授業科目は①総合科目、②文系基礎科目、③健康スポーツ科目、④国際コミュニケーション科目、⑤理工系共通科目からなる。このうち「総合科目」は学際的な教養科目で、総合講義A(文系教官)、総合講義B(文系・理系教官)の二つに分かれる。「文系基礎科目」は、人文・社会分野の科目で科学技術科目、文化創造科目、社会構想科目の3種からなる。これらの科目は、全学年にわたって履修可能となっているが、総合科目については、A、B、Cの3群に分け、Aは一学年、Bは二～四学年、Cは大学院生と、対象が分けられるなど、工夫がこらされている。

以上の四つの事例にみられるように、「大綱化・自由化」は、学部教育、とりわけ従来の一般教育の責任体制やカリキュラム構成を大きく変える役割をはたしつつあり、教育課程の改革が全学的な問題になりつつあることがわかる。ただ学部教育の組織も課程も、改革が実施に移されたばかりであり、今後しばらくはその結果の評価や見直しをふくめて、試行錯誤の時期が続くものと思われる。

## 4 専門教育の改革

学部教育の改革が、一般(教養)教育だけの問題でないことはあらためていうまでもない。専門教育のカリキュラム編成についても、学部毎にさまざまな改革が進行していることは確かだが、全学的な取組みを必要とする一般(教養)教育の場合と違って、その全容をとらえることは難しい。

しかし新設や改組による新名称の学部・学科の増加は、その背後にかくされた専門教育の構造変化をうかがわせるに十分である。たとえば東京工業大学の生命理工学部(新設)は生命理学科・生体機構学科・生物工学科・生体分子工学科の4学科からなっており、京都大学の総合人間学部(教養部の改組)は人間学科・国際文化学科・基礎科学科・自然環境学科の4学科、奈良女子大学の生活環境学部(家政学部の名称変更)は生活環境学科と人間環境学科の2学科からなっている。その基礎には伝統的な学問分野に対応した従来のそれとは異なる教育課程があることは、いうまでもないだろ

う。

また、学部名称に変更がない場合でも、その内部で教育課程の大幅な再編が進んでいることを思わせる「伝統学部」も少なくない。たとえば東京大学の農学部は従来の学科を廃止して、応用生命科学・生物環境科学・生物生産科学・地域経済＝資源科学・獣医学の5課程を置いている。和歌山大学の経済学部は改組の結果、経済学・ビジネスマネジメント・産業工学・社会システム設計の4学科編成になった。長崎大学の工学部は機械システム工学・電気情報工学・構造工学・社会開発工学・材料工学・応用化学の6学科編成に変わった。こうした新名称の学科・課程への改組・再編は、それに応じた専門教育のカリキュラム改革を伴うものとみてよい。

一般(教養)教育ほど可視的ではないが、専門教育についても教育課程の改革が多くの学部・学科で着実に進行しはじめたとみてよいだろう。

## 5 教授方法等の改善

学部教育については、カリキュラムだけではなく、それと直接・間接に関連した教育方法面でのさまざまな改革も進行している。その現状を、1994年の文部省調査の結果を中心にみれば、次の通りである。

### 1) 外国語教育の改善

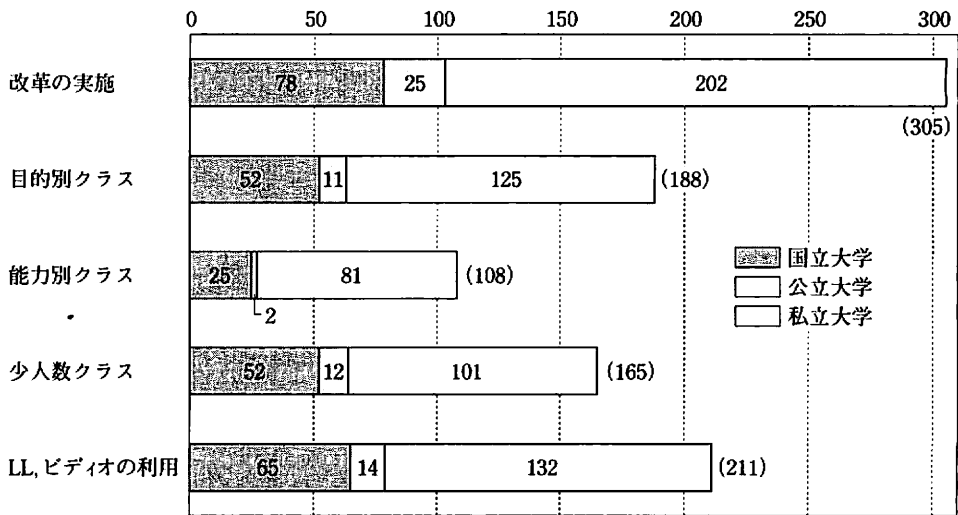
図2にみるように、外国語教育の改革が多くの大学で進められている。LL・ビデオ等の利用は98校中65校(66%)で実施されており、20人以下の少人数クラス制をとる大学も半数をこえている(52校, 53%)。能力別クラス編成をとる大学はまだ少ないが(25校, 26%)、会話、作文、速読など、目的に応じたクラス分けをする大学が半数を占めている(52校, 53%)。また東京大学のように、ビデオと組み合わせた多人数教育用の新しいテキストを開発し、これと少人数教育とを並行的に行い、効果をあげている大学もある(図2)。

### 2) 情報処理教育の充実

情報化の進展するなかで、コンピュータ・リテラシーの重要性がいわれ、情報処理教育を重視する大学がふえているが、専用の教室をもつ大学は79校(81%)にのぼり、また情報処理関係の授業科目の履修を必修化している大学も半数近く(44校, 45%)を数える(図3)。

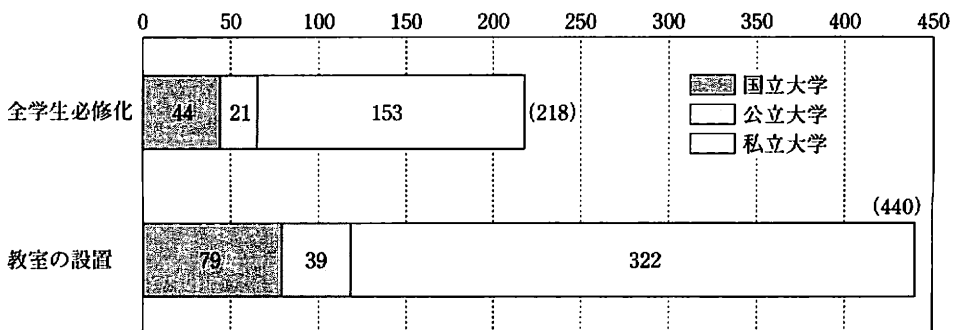
## 3) シラバス(授業計画)の作成

教育課程の編成の「自由化」は、授業科目の多様化と学生の科目選択の自由化をおし進める役割をはたしてきたが、それに伴って、学生の履修のための手引きにあたるシラバスを作成し、授業の計画や内容を明示する必要性が高まった。これまでも簡単な履修のための便覧等は作成されてきたが、新たに作成されるシラバスは、授業のねらい、週毎の授業内容、教科書や参考書、評価(試験)の方法などを記した、より詳細なものになっている。なお1994年度にシラバスを作成した大学は35校(36%)であっ



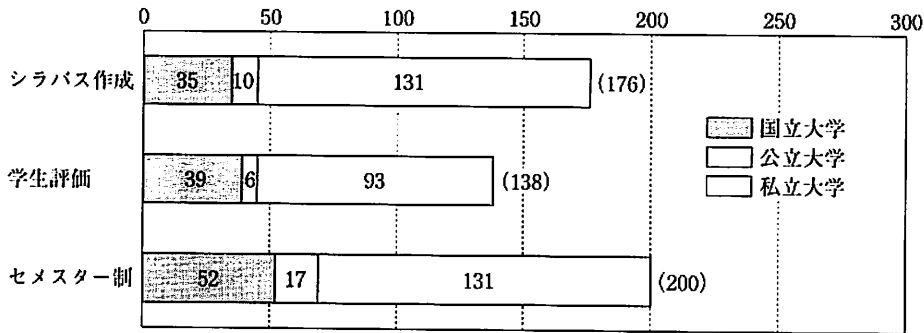
[注] ( )内は合計。

図 2 外国語教育の改革(1994年度)



[注] ( )内は合計。

図 3 情報処理教育の充実(1994年度)



[注] ( )内は合計。

図 4 教育方法の改善(1994年度)

た(図4)。

#### 4) セメスター制の導入

これまでは通年授業が一般的であったが、教育課程の再編に伴って、一学年二学期のセメスター制をとる大学が増え、過半数をこえている(52校, 53%)。この短期集中的な授業によって、教育の目的の明確化、密度の高まりなどの効果が期待されている(図4)。

#### 5) 学生による授業評価

教育方法の改善のために、アメリカの大学で広く行われている学生による授業評価も、一部の大学で実施されるようになった。実施大学の数は39校(40%)とまだ少ないが、名古屋大学のように、カリキュラム改革の結果の評価と関連づけて実施している大学もあり、今後さらに普及していくものと思われる(図4)。

この他にも、たとえば、教官の授業内容・方法のための研究会(14校, 14%)、新任教員の研修会(8校, 8%)、相互授業参観(3校, 3%)などの試みが始まっているが、実施校の数は少ない。ただ京都大学の「高等教育教授システム開発センター」に代表される、学部教育の内容・方法の改善を直接・間接の目的としたセンターが、北海道、東北、筑波、神戸、九州と主要大学に次々に設置されており、そこを中心にこの種の研究会・研修会が今後さらに拡充されることが予想される。

## 6 む す び

学部教育の改革はわが国の大学，なかんずく国立大学にとって長年の懸案であった。学問の世界が変化し，また学生の意識が変化するなかで，1949年の新しい大学制度発足以来の硬く，画一的な，構造化された教育課程をどう改革するのかは，1960年代の後半から，くり返し問われてきた問題であった。しかし，それは教養部，専門学部それぞれの，しかも一部の教員にとっての問題にすぎず，全大学，全教員の問題とされることはほとんどなかった。1991年の設置基準の「大綱化・自由化」が，そうした状況を一変させ，学部教育の全面的な再検討，再編成にむけて，全大学，全教員を否応なくつき動かす役割をはたしてきたことはすでにみた通りである。しかし再検討，再編成の作業は，まだ始まったばかりであり，混沌とした状態が続いている。しかも動きはじめた学部教育の改革の作業は，それがたんにカリキュラムにとどまらず，教育研究の組織，教育の内容，方法，評価，さらには個々の教員の教育者・研究者としてのあり方の再検討にまで及び，大きな広がりと深さをもつ，あるいはもたざるをえないことが明らかになりつつある。学部教育の新しい形がその全体像をみせるまでには，さらに時間が必要とされよう。



### 3-1 大学院のあり方： 文科系の場合

#### 1 はじめに

国立大学の現在の大学院制度は、1953年に発足したものである。戦前期と違って、制度化された教育課程をおき、研究者養成だけでなく専門的職業人の養成の機能を持ち、修士と博士の2種の学位を授与する新しい大学院は、アメリカのそれをモデルにしたものとされている。しかし専門教育のほとんどが学部段階で完結的に行われるわが国では、アメリカのような専門的職業人養成のための大学院(プロフェッショナル・スクール)は、その後長い間未発達であり、大学院の主要な役割は研究者・大学教員の養成にあった。科学技術の発展・高度化とともに工学を中心に理工系の大学院、とくにその修士課程は次第に専門職業人の育成機能を強めてきたが、文科系の大学院は依然として研究者・大学教員養成中心の研究大学院(グラデュエート・スクール)にとどまっているというのが現状である。

1991年の大学審議会答申「大学院の整備充実について」は、こうしたわが国の大学院の現状を批判的に検討し、人口千人比でみた大学院生数が、アメリカ3.2人、フランス2.9人、イギリス1.3人に対して日本は0.7人という数字をあげながら、西暦2000年までに在学者数を倍増するという具体的な目標を掲げて、大学院の整備と規模拡大を求めるものであった。答申はまた理工系中心の大学院の発展についても検討を求め、「人文社会科学系においても、まだ部分的ではあるが、近年、時代の進展に伴う新しい分野への対応や社会人の再教育など大学院に対する需要が高まりつつあ

る」として、「人文科学・社会科学・自然科学の均衡のとれた発展を図るとともに、今後の学術研究の進展や社会経済の動向を世界的な視野からの確に見据えて、新しい学問的、社会的要請に柔軟かつ適切に対応していくこと」の重要性を強調している。文科系大学院の職業大学院化の必要性が、あらためて指摘されたのである。そしてこの答申以後、文部省は国立大学の文科系大学院、とくに修士課程の拡充に積極的な姿勢を示しはじめた。

## 2 改革の動向

理工系にくらべて、文科系の大学院の発展はたしかにおこなわれている。例えば 1994 年現在の在学者の構成をみれば文科系は修士課程の 31.2%，博士課程では 22.3% を

表 1 国立大学の大学院在学者数等(文系)

	1990			1994		
	実数	構成比		実数	構成比	
		(1)	(2)		(1)	(2)
修士課程	人	%	%	人	%	%
人文	1,988	5.0	33.1	2,852	4.7	32.8
社会	1,843	4.7	29.0	3,517	5.7	31.1
家政	106	0.3	24.9	169	0.3	26.3
教育	4,807	12.2	90.2	7,448	12.3	88.8
芸術	704	1.7	47.9	781	1.3	36.7
文科系小計	9,448	23.9	48.2	14,767	24.3	47.4
国立全体	39,484	100.0	63.8	61,201	100.0	61.5
博士課程						
人文	1,551	8.4	43.2	1,879	6.9	43.5
社会	1,130	6.1	42.6	1,459	5.4	43.5
家政	32	0.1	43.8	41	0.1	35.0
教育	503	2.7	75.3	617	2.3	73.3
芸術	121	0.7	98.3	130	0.5	92.2
文科系小計	3,337	18.0	46.9	4,126	15.2	47.0
国立全体	18,401	100.0	64.9	27,187	100.0	69.2

【注】(1) 国立大学全体を 100 とする構成比。

(2) 各分野の在学者全体に占める国立在学者の比率。

占めるにすぎない。国立大学のみについてみてもこの比率は1990年及び1994年それぞれ23.9%、24.3%と、全体のそれと大差ない数字になっている。これは(1)文科系の専門職業教育が、学部段階でほぼ完結的に行われる仕組みになっている、(2)大学院、とくに修士課程の教育課程が、研究者養成と専門職業人養成の二つの目標の未分化なままに編成されている、(3)大学院卒業者の労働市場が未形成で雇用機会に乏しく、安定性を欠いているなど、さまざまな原因の複合的な結果である。

文科系大学院のこうした状況を改善するために、これまでもいくつかの試みがなされてきた。筑波大学の大学院は、そのもっとも重要なひとつであり、1975年に発足した同大学院では、研究科は5年一貫の研究者養成型と、修士課程のみの職業人養成型に分離され、後者として、地域研究、教育、経営・政策科学などの研究科が設置された。この他文部省は教員養成制度の改善とのかかわりで、教員養成系の修士課程研究科の設置・拡充につとめ、その在学者数は、国立の大学院修士課程全体のほぼ半数を占めるまでになっている(表1)。ここ数年、文部省が積極的にとり始めた大学院の拡充政策は、そうしたこれまでの政策の延長上にあるとみてよい。

国立大学の文科系大学院の現状と、進行しつつある変化の方向性を知るためには、研究科の名称、種別、設置数をみた表2が役立つ。表中、一貫制の博士課程の10研究科はいずれも筑波大学のもの、また区分制は修士2年と博士3年に分かれる、あるいは博士課程のみのタイプである。

区分制の博士課程研究科は文科系の場合、長い間、旧制大学の後身の大学・学部のみに限られてきた。つまり博士学位の授与権、ひいては研究者養成の役割は事実上、旧制帝大系の7校の総合大学と、一橋大学・神戸大学の旧2商科大学、それに筑波大学(前身の東京教育大学)・広島大学の旧2文理科大学に独占されてきたのである。その後、お茶の水女子大学(人間文化、1976年)、奈良女子大学(同、81年)、新潟大学(現代社会文化、93年)、金沢大学(社会環境科学、93年)、岡山大学(文化科学、93年)、横浜国立大学(国際開発、94年)などの大学にも博士課程研究科が開設されている。しかしその規模は小さく、また博士課程のみの、いわゆる「独立研究科」となっている。これは総合研究大学院大学に1989年に設置された文化科学研究科の場合も同様であり、博士学位の授与権は、文科系の場合、依然として少数の大学に専有されていることになる。

修士課程のみの研究科は、表2にみるように103の多数にのぼり、いまではほとんどすべての文科系学部が、それと接続する大学院研究科をもつに至っている。そのなかで46研究科と、教員養成系が多数を占めることはすでにふれた通りだが、それは

表 2 国立大学大学院研究科の名称と数

(1994年)

研究科名	修士	博士		研究科名	修士	博士	
		区分制	一貫性			区分制	一貫性
教育	1			地域政策科学	1		
教育学	41	7	1	国際政治経済学			1
学校教育	4			経済学	12	9	
心身障害学			1	経済・社会学	1		
文学	6	7		政策科学			
心理学			1	経済科学	1		
外国語学	1			国際経済法学	1		
文芸・言語			1	国際開発		2	
言語文化		1		商学	1	1	
哲学・思想			1	経営学	1	1	
人文科学	8	1		経営・政策科学	1		
人間文化		2		国際文化		1	
比較社会文化		1		社会工学			1
地域文化		1		芸術	1		
現代社会文化		1		芸術学			1
文化学		1		美術		1	
文化科学	1	2		音楽		1	
人間科学		1		家政学	2		
歴史・人類学			1	環境科学	1		
国際公共政策		1		地域環境科学		1	
国際協力	1	1		社会環境科学		1	
地域研究	1			人間・環境学		1	
社会学		2		人間・自然環境	1		
法学	10	8		総合文化		1	
法学政治学		1		図書館情報	1		
人文社会科学	2			文科系計	103	59	10
社会科学	1	1	1	国立全体	171	160	70
政策科学	1						

この系統の研究科が、文科系のなかでは例外的に資格制度と結びついており、専修免許とよばれる上級の教員免許が、修士課程修了を基礎条件としていることとかかわっている。戦後の新しい大学院制度のモデルとなったアメリカでは、教員養成系の他、法学、経営学などの専門職大学院が発展をみているのに対して、わが国では法学・経営学の2領域の研究科がきわめて少なく、それが文科系の専門職大学院全体の発達のおくれをもたらしている。

大学院政策の方向は、こうした現状の改善策として、職業との関連性の強い専門教育を行う大学院の新增設にむかっているとみてよい。地域政策科学(福島, 93年), 経営・政策科学(筑波, 90年), 国際経済法学(横浜国立, 90年), 国際開発(名古屋, 91年), 国際公共政策(大阪, 93年), 国際協力(神戸, 92年), 同(広島, 94年), 人間・自然環境(徳島, 94年)などの研究科がそれであり、国際・地域・政策などがキーワードになっていることがわかる。ただしこれら新しいタイプの職業人養成型の大学院についても、卒業者に安定的な雇用機会が保証されているわけではないことにかわりはない。文科系研究科が研究者養成だけでなく、職業人養成をもう一つの主要な役割として確立しうるのかどうかは、まだ未知数といわねばならないだろう。

### 3 学位授与の問題

文科系大学院の抱えている重要な問題の一つに、博士学位授与の問題がある。第2次大戦後の新制度による博士号の授与数は1991年現在で総数17.5万、そのうち国立大学が11.6万と66%を占める。91年から93年の2年間についてみても、2.1万中

表3 博士学位の授与数(文科系)

	1952年～1991年6月			1991年7月～1993年3月		
	(1)全体	(2)国立	(2)/(1)%	全体	国立	(%)
人 文	3,545	2,250	63.5	339	206	60.8
社 会	2,657	1,390	52.3	416	212	51.0
教 育	638	601	94.2	101	93	92.0
芸 術	—	—	—	25	25	100.0
家 政	—	—	—	8	—	0.0
文系計	6,840	4,241	62.0	889	536	60.3
全 体	175,007	116,005	66.3	21,117	13,899	65.8

の1.4万とその比率にほとんど変化はない。博士学位の授与について、国立大学が圧倒的に高い比重を占めていることがわかる。これは文科系のみをとっても同様であり、文科系博士学位授与数に占める国立大学の比率は、60%をこえている。

問題は文科系の学位授与数が理工系のそれにくらべて、著しく少ない点にある。すなわち表3の1991年7月～93年3月の欄をみると、文科系は21,117中889と、わずか4.2%を占めるにすぎず、国立のみをみるとこの比率は13,899中536、3.9%とさらに小さくなる。これは一つには、わが国の大学院、とくに国立大学の大学院が、理工系中心に発展してきたことの当然の結果である。しかし同時にそれが、例えば1994年の博士課程の存学者の文科系の15.2%という数字にくらべても、著しく低いことは、問題が別のところに、つまり学位取得のむずかしさにあることを示唆している。そして、それは学位取得者数を、課程博士と論文博士の別に分けてみたときいっそう明らかになる。

表4は、1990年度までに国立大学により授与された文科系の博士学位について、課程、論文の別をみたものである。それによれば課程博士の占める比率は、文科系全体で23.8%、領域によっては、例えば商学や経営学のように10%にもみないケースのあることがわかる。理工系の場合、課程博士が40.9%を占めるのにくらべても、

表4 国立大学文科系博士号の授与状況(平成2年現在)

	課程博士		論文博士		合計		課程博士の比率 %
	実数	%	実数	%	実数	%	
文学	155	20.3	985	40.5	1,140	35.7	13.6
教育学	164	21.5	431	17.7	595	18.6	27.6
神学	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0
社会学	43	5.6	43	1.8	86	2.7	50.0
法学	248	32.5	278	11.4	526	16.5	47.1
政治学	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0
経済学	146	19.2	614	25.2	760	23.8	19.2
商学	2	0.3	38	1.6	40	1.3	5.0
経営学	4	0.5	45	1.8	49	1.5	8.2
合計	762	100.0	2,434	100.0	3,196	100.0	23.8

[注] 平成2年度までの累計。

[出典] 文部省提供の資料による。

これはきわめて低い数字であり、博士課程在学中に学位を取得することが、著しく困難であることを物語っている。

こうした現実の背後には、(1)学位を研究者としての資格・能力の証明よりも、達成された業績の証明とみる、戦前期以来の学位観、(2)それと深くかかわった、学位論文執筆にむけての指導体制の不備、(3)さらには博士学位が必ずしも資格として要求されない、研究者・大学教員の労働市場の構造などがある。留学生の増加などにより、大学院が急速に国際化の波にまきこまれはじめたこともあって、こうした現状を変革し、指導体制の強化をはかり、課程博士の授与数を増やそうという努力が、例えば東京大学のようなもっとも伝統的な大学でも、積極的に進められつつある。しかしその成果があらわれるまでには、さらに時間が必要とされるだろう。

#### 4 むすび

文科系の大学院は、これまでみてきたように、その規模が小さく、また研究者、とりわけ大学教員の養成中心に発展してきたことから、理工系にくらべて積極的な拡充整備の対象とされることが少なかった。ようやく、新しいタイプの職業人養成をめざして、研究科の新設が進められはじめたが、その将来性、とくに卒業者の労働市場にはまだ不透明な部分が大きく残されている。

しかしその反面入学者数は着実に増加しており、1984年には修士課程 3,045 人、博士課程 639 人あったものが 10 年後の 1994 年には 7,179 人、2,299 人と、それぞれ 2.4 倍、3.6 倍に増加している。しかも、新設の研究科のなかには夜間制の 2 研究科(筑波の経営・政策科学と大阪教育の教育学)の他、昼夜開講制が 108 研究科にのぼっており、また東京大学の法学政治学研究科のように、新たに社会人対象の「専修コース」をおくところも現れるなど、現職の社会人に専門職業教育の機会を提供する大学院が増加している。さらに外国人留学生の増加も著しく、国立大学大学院全体で 1.2 万人を数え、日本人在学者を 100 とした比率は 8.9 と 10 対 1 に近づいているが、このうち約 4 割が文科系とみられる。

こうして、大学院が修士課程を中心に規模拡大を続けるなかで、あらためて施設設備の狭隘化や教員の負担過重が問題になりつつあることも指摘しておくべきだろう。これまで長い間、大学院教育は学部教育のいわば寄生的な存在とみなされてきた。専任の教員はいうまでもなく、研究室等の施設設備も独立の予算もない。そうしたなかでの学生、留学生数の急激な増加である。大学院の独立性をたかめ充実をはかろうと

いふのなら、予算、施設設備、人員などの点で、学部とは別個に条件整備をはかる必要がある。それなしに文科系大学院の制度的な自立は望みがたいといわねばなるまい。



### 3-2 大学院のあり方：理工系の場合

#### 1 大学院重点化を要する背景

現在は世紀末である。世紀末の特徴は成熟と退廃、停滞期だ、といわれる。終末思想も必ず出現するが、同時に、古い思想や秩序を破り、新しい萌芽を生む胎動の時期でもある。科学技術の分野、大学理工系学部の現場も例外ではない。

大学は、本来国際公共財であるべきだ。その意味で、とくに理工系分野にとっての大学の改革は世界的視野でなされるべきは当然だが、それが真に国際的価値を有するためには、アイデンティティの確立、すなわち、まずは日本の将来の利益を的確に見据えた自己改革によるものでなければならない。

ここ 10 年来、21 世紀に向けての新しい理工学・技術開発の必要性が叫ばれながら、産業界も大学も苦しんでいる。国際的に政治・経済・社会の枠組み(パラダイム)が大きく転換しつつある現在、経済と高度技術社会を根幹で支える基礎研究の萌芽と新しい技術の大きな流れを創り出せずに大変苦しんでいるのである。さらに産・学の現場からみて、科学技術政策面に大きな不満がある。すなわち、日本は世界の先頭集団を走る一人と思っていたのに、今や、「戦略研究」を真正面から打ち出した米欧に、2、3 周遅れでやっと追走しているのが現状ではないかという焦りと危機感がある。原因は多いが、戦後わが国の産業・技術の特徴的な姿と、これに密接に関連してきた大学の理工系学部・大学院の現状だけをごく簡単にみておきたい。これこそが今時の大学院改革の主たる背景だからである。

日本の製造業の特徴は、一口でいうと画一製品を量産し、かつ高性能化を目指す、いわゆる「改良型産業」であった。これに対し大学側は、昭和30年以降の理工系学生倍増計画で志ある大量の学生を技術者、中級研究者として育成し、製造業、建設業に参入させた。企業側では、さらに自己流にマッチするよう彼らに社内再教育を施した。この一貫システムが日本経済の高度成長と高度技術社会の実現の柱となったのであり、欧米追走時代のここまでは確かに輝かしい成功を収めた。

ところが、いつの間にか先頭集団を走る走者の一人になった時、日本企業は改良型産業から「開発・創造型産業」への根本的転換を求められるに至った。改良型産業で威力を発揮した日本型社内教育、オンザジョブトレーニング (On the Job Training) システムは、当然のことながら開発型産業志向にはその無力さを露呈した。そうはいっても、社員の海外研修等を含む「創造的教育」コストの増大は、その経済的負担において企業独自の対応を困難にし、必然的に日本の大学院教育への期待を高めている。創造性志向の高い産業であるほど、この要請は強いと感じている。

一方、わが国の大学教育はどうであったか。それは、歴史的に「エリート教育型の大学教育」であった。しかし、戦後はエリート教育を目指しているつもりが、実は大衆化路線を歩んできたのである。この路線こそが、上記のように、今日までの日本の発展に大きく貢献したのは事実だが、近未来の社会的要請に対し今や破綻寸前である。加えて、日本が国際社会における先頭集団の一員を目指すならば、日本の大学には国内公共財ではなく、国際公共財としての資格と機能が求められるのである。アメリカは、大衆教育システムをとりながら、エリート育成に成功してきた。大衆化路線を確保しつつ、エリートの育ちを望むならば、教育研究システムとしての大学院を名実共に充実強化する以外にないのである。

## 2 大学院重点化の目的と基本的な必要事項

大学院重点化の主たる目的は、質的に優れ、社会にマッチした博士課程学生、とくに後期課程(いわゆるドクターコース)の学生を数多く育成し、同時に萌芽的開発研究を推進することである。ここでいう萌芽的開発研究とは、近年アメリカやイギリスがその科学技術政策の中心に据えている「戦略研究」(すぐには応用できないが将来産業上の応用の可能性を持つ基礎的研究)と同種である。もし日本の大学院が名実共に上記のエリート育成と高度な研究成果を生む体質を達成しえたならば、世界各地から優れた研究者や学生が常に集まってくる、国際公共財としての大学が実現するのである。

う。

ただしそのためには、いくつかの要件が満たされなければならない。基本的には、それは、「理念・組織・制度」が実態として三位一体で確立されることである。理念がお題目であったり、また組織ができてそれを運転する制度がなければ混乱するばかりで、全体が機能しない。例えば“大学院教育を論文中心の徒弟的な教育から真に教育機関としての大学院教育に改革する”，“広い分野を理解する素養を持ち、国際的な基準のもとで世界に通用する人材を育成する”，“社会に受け入れられる博士を養成する”等々は、いわば理念的に重要なことである。その理念の具現化のためには、「大学院教育のシステム化」，「大学院教育の評価システムの確立」が必須であり、かつ大学院教育を通じて先端的学問が推進され、萌芽的開発研究が創成される土壌と組織・制度がなければならない。併せて、教官の意識改革と研鑽が強く求められるのはいうまでもない。

### 3 組織の変革

大学院重点化を組織面での問題として一言でいうならば，“学部と大学院を切り離れた上、学部には独自の教官組織を持たない大学院中心の組織”ということになる。

従来の工学部の学科構成は、土木、機械、電機、化学等、それぞれ閉じた学問領域（領域工学）に対応する各学科の集合体であった。今後とも領域工学の高度化は不可欠だが、しかし領域工学だけの方法論の単なる集合では、社会が求める技術の複合化・総合化に対し、理論的にも、現実的にも対応できなくなっている。新しい工学部、とくに大学院の組織と運営体制の設立が緊要であり、そこでは、従来の伝統的技術領域を越えた教育、研究が可能でなければならない。そのため、従来の「領域型専攻」と、これらを横断する横型の、いわゆる「複合型専攻」の二重構造組織になっていなければならないのである。

また、大学の中心が大学院に移行するわけであるから、その自治の中枢である意思決定部局を学部から大学院へ移す必要がある。それに伴って、教官の本籍も学部から大学院に移行した上で、大学院レベルの研究組織を作り、すべての意思決定を大学院中心に行う制度にする。これによって、少なくとも組織的には、従来の領域工学を横断する学際的先端・未踏分野への飛躍的展開が可能となる。

なお詳述する紙幅はないが、大学院重点化と学部教育の改革とは表裏一体であり、後者が疎かにされることがあってはならない。各大学とも学部教育を「四年一貫教

育」の立場から根本的に見直す作業を進めているのはそのためである。とくに今回の大学院重点化では、一般教育の改革(従来の教養部の廃止)を伴っているのだから、専門家である前に、一人の人間としての教養、すなわち工学教養の修得に、いずれの大学もそのシステムやカリキュラム作成上腐心しているのが現状である。

また、上述した組織変革の基本は変わらないが、各大学にはそれぞれの教育理念と教育目標があるから、大学院の専攻や講座構成、大学院(および教官)の学部への係わり方は、それぞれ異なっている。学部を大学科目制に再編成しているのはいずれの大学も同じだが、大学院は、名古屋大学工学研究科を除き、大講座制をとっている大学がほとんどである。一講座が、教授、助教授各1名と1~2名の助手から成る小講座に対し、大講座はそれぞれ複数の教授、助教授、助手によって構成されている。

#### 4 具体的な教育研究システムについて

各大学は、それぞれ理念や方法論に独自性を有している。したがって、大学院重点化の狙いや力点の置き所が若干異なるので、具体的な教育研究システムも細部ではかなり異なる。しかし当然のことながら、基本的な考えにおいては共通である点も多い。ここでは、筆者の経験を通しその共通と思われるところを、“システムのあり方”の観点から以下に述べたい。

##### 1) 大学院重点化の目的

真に、社会が必要とし、かつ社会から積極的に受け入れられる大学院(前期および後期課程)学生を継続的に社会に供給する。また、工学の学問的な発展に積極的に寄与するために、それらの人材は、「創造的な研究を開発、実施、指導する能力とともに、広い領域の問題を的確に、総合的に解決する能力を持つ研究者・技術者」であって、年齢的にも若い人材を数多く育てる。さらに、時代の要請を的確に把握し、それらに応じて柔軟に対応できる弾力的な運用を可能ならしめる研究組織が必要で、各大学独自に努力している。

##### 2) 名古屋大学工学研究科の「流動型大学院システム」の例

このシステムは、既存の学問分野の発展・強化・充実を図る「領域専攻群」(土木工学専攻、電気工学専攻、機械工学専攻等18専攻)と、これらの学問分野を横断する新しい学際的分野の発展を促進する「複合専攻群」(地圏環境工学専攻、マイクロシ

ステム工学専攻、量子工学専攻等7専攻)から成る。さらに「領域専攻群」内の各専攻に「併担講座」を置き、これを「複合専攻群」内の大学院専任講座の教官が担当し、講義のみならず学生の研究指導をも行う。これによって、大学院教育・研究を強化、相互の有機的な連携・協力を組織的、継続的に促進しうる柔軟な組織とし、結果的に両専攻群の各学問分野と大学院全体の充実・活性化を組織的に図っていかうとしている。絶え間ない技術革新が進む工学の分野では、伝統的な基幹分野(領域分野)と先導的学際分野(複合分野)との均衡を図り、かつ両分野の有機的連携と協力関係を組織的に確保することが必要である。この理念は各大学とも同じである。

### 3) 「科目区分」の導入

教育目標を具体的に実現するために、大学院専門教育に「科目区分」の概念を導入するのがよいと考える。科目区分毎に取得単位数を設定し、学生が専門研究能力と、広い総合的研究能力を修得できる教育体制を整備する必要がある。各大学とも授業形

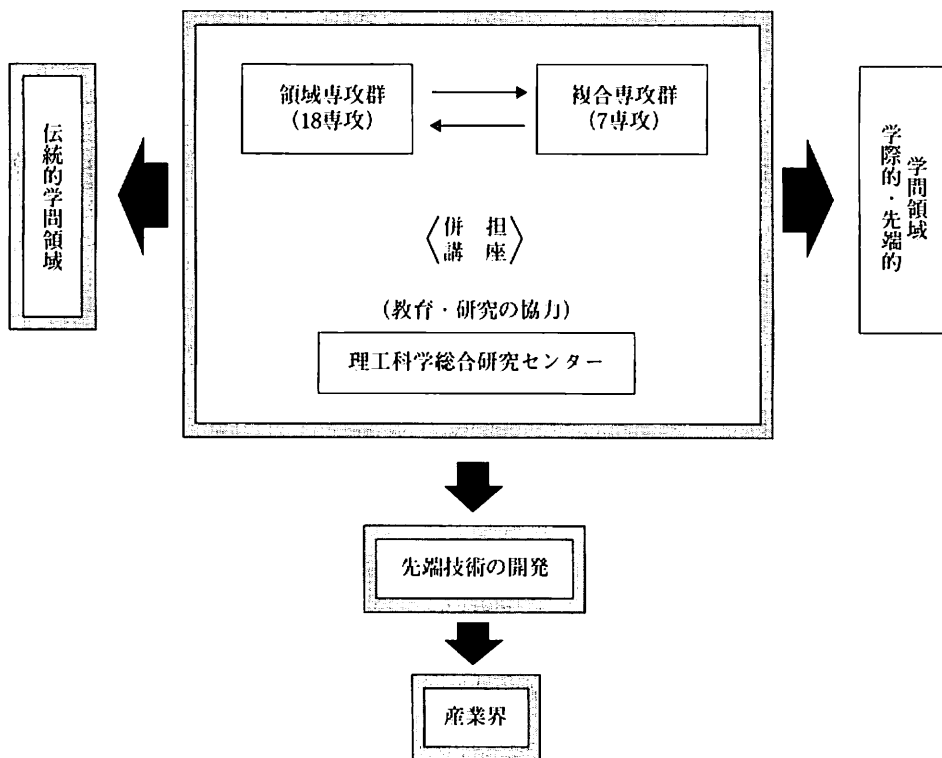


図 1

態として、セミナー、講義、実験・実習を三位一体として活用し、学生の研究能力・指導能力の函養を図るよう努力している。科目区分の導入は大きな利点を有すると思われる。すなわち学内外の第三者であっても、学生の履修科目とその評価結果をみれば、その学生の学習分野・将来の展開可能分野・およびその能力の推測が可能となるからである。

#### 4) 関連研究機関との連帯

大学院重点化による工学研究科の使命は、工学のあらゆる分野で先導的研究を実施すると同時に、次世代産業の基盤となる萌芽的研究・技術の開発を積極的に推進することである。そのためには、最先端研究に常時専念している関連研究センター・研究所等との密接な連携が必要である。近年の流動的研究施設の例でいえば、東北大学の学際科学研究センター、筑波大学の先端学際領域研究センター、東京大学の先端科学技術研究センター、名古屋大学の理工科学総合研究センターなどとの強力な連携である。名古屋大学の場合の例をイメージ的に描くと図1のようである。

### 5 重点化の課題

大学院重点化がスタートした現時点で強く感じている課題を、簡単に述べておきたい。

#### 1) 教官・研究者の向上

組織改革が活きるかどうかは、いつにその組織にいる教官・研究者の「意識改革」に基づく向上努力にかかっている。ここでいう向上は、単に教官・研究員の「資質向上」という狭い意味で捉えるのではない。「授業開発」、「カリキュラム開発」、「組織開発」と併せ、常に理念にまで立ち返って自己点検し、改革を継続的に進める姿勢が必要である。

#### 2) 教育研究機関としての組織体制の整備

「機関」としての組織整備・責任体制と、教官個人の教育研究体制の混同が著しい。いま、社会から指摘されているのは、教育研究に対する大学の責任体制である。教授会万能主義、学位審査システム、教育研究の管理体制等々、検討整備すべき問題は枚挙にいとまがない。

### 3) 教育・研究費のいわゆる重点配分

大学に現実的な当事者能力のない問題を1, 2挙げておきたい。研究費の重点配分はよいのだが、それが半導体・情報・マイクロマシン等に極端に偏在化し過ぎるのは危険である。大学の基礎的研究、萌芽的技術開発研究の使命は、現在華やかな先端技術の成長・促進ではなく、次の先端技術の創成であるからである。

### 4) 建物面積の不足

建物の益々の狭隘化は現在最も深刻な問題で、大学改革・大学院重点化の具体的進行を妨げている。この問題は、わが国の文教政策の根本的な欠陥であり、建物の改善計画の成否が今時の教育研究改革の成否を握っているといっても過言ではない。新専攻ができ、教官・学生が配置され、研究費が投入されても、専攻が居住し、学生を教育する場の建築は4, 5年遅れるのが現状である。組織改革と並行して建物の設計をし、建物をまず建ててから組織改革をするぐらいの見識と計画が必要である。

### 4 大学の組織と運営

#### 1 管理運営

国立大学の管理運営は学校教育法、国立大学設置法などさまざまな法令で、その制度の基本的な枠組みを定められている。その枠の中で各大学は、それぞれの事情に適した組織・運営を求めてきた。それらの事情とは、総合大学か単科大学か、大学院設置大学かそうではないか、研究所を付置しているかどうか、あるいは、組織目的が研究に重きをおくか、教育中心かなどである。これらのいずれであるか、それらのどういう組合せであるか、さらには地理的条件がどうなっているか、が大学の管理運営の実体にかかなりの違いを与えてきた。各国立大学はそれぞれの個性的な条件に基づいて適切な管理運営の方法を追求してきたのである。

しかし、それにもかかわらず国立大学の管理運営の枠組みは、上に指摘したような法令に拘束されてかなり画一的なものであることも間違いない。ここでは、数個の学部を持つ国立大学を典例として想定し、諸国立大学の管理運営における共通面をまず指摘しておく。国立大学を構成する組織単位は学長、評議会、学部、研究所を原則とする。この中で学部は、教育と研究の活動を中心に教育上の組織、研究上の組織、管理運営上の組織が一体化した大学の基礎単位である。研究所の位置付けも基本的には学部と同じである。この学部研究所の基礎の上に、評議会をいわば「国会」とし、学長を「首相」とする運営がなされてきた。この組織の特徴は、その意思決定が、学長、学部長のような独任制機関と、評議会、教授会のような合議制の決定機関が並存



していることである。また、学長や評議会のような全学的な機関と、学部長、教授会など部局毎の機関が並存しているという側面もある。

さて、この制度においては、大学の管理運営は大学レベルでも学部・研究所等のレベルでも、独任制機関の部分で機動力を持たせているが、最終的な決定権は、合議制機関におかれている。経験上、この仕組みは機動力が弱いと評価されてきた。そこで機動力を拡大するために、多くの大学は評議会の開催される前に学部長会議または部局長会議をおいて、これを中心に運営している。また最近では、副学長や学長補佐と呼ばれる補佐機構を学長のもとにおき学長のリーダーシップを強化する方向にある。しかし、学部長会議は、確かに評議会よりも機動性を持つが、学部長は学部教授会の基盤の上であり、教授会の枠を大きく出て行動することはないことも指摘されることが多い。

### 1) 学長のリーダーシップ

学校教育法は、大学に副学長を置くことができるとし、その職務は、学長の職務を助けることと規定している。副学長の資格は、法令にとくに定めがなく、その果たす職務に応じ、教員、事務職員いずれも選任できる。副学長のほか、学内の工夫により、学長の補佐機関として、学長補佐、学長補佐室、企画調査室などの学長補佐機関を置く大学も出てきている。国立大学の学長の選考は、評議会又は教授会が行う。その候補者を学長が文部大臣に申し出、文部大臣が任命する。具体的な選考方法は、各大学の学内規則等で定められているが、投票によるものが多い。学長は、そのリーダーシップの発揮のために、各学部の自治や学内の多様な関心によって制約を受けるが、学長の考え方、行動により、大学のあり方が大きく変わることも事実である。

学長には権限がなく責任だけが重いという指摘がある。その一方で、現在の仕組みでも運営の工夫によっては、リーダーシップを十分に発揮できるという意見もある。学長のタイプとして、まずドイツやフランスなどでみられる教授団の代表といった性格が強く、任期は短く、権限も大きくないレクトール (Rector) 型という型がある。これに対して、アメリカ合衆国などでみられるのは、任期が長く、財政・人事にかなりの権限があるプレジデント (President) 型である。企画・構想、決定、調整、統率、渉外などの学長の任務は、上のどちらかにより、かなり異なるものがある。日本の国立大学の学長は、基本的に前者であるが、その枠の中でのリーダーシップの強化が、今日、主張されるわけである。とくに、今日の環境変化の中で組織革新とグランドデザインの構築が求められているからである。そのため、現状の学長における実質

的な裁量を拡充するためのいくつかの方策が提案されている。その一つは、任期である。任期が短すぎないことが適切であるとされている。また上に述べたように、最近副学長や学長補佐制が導入されるようになったが、まだその成果については評価できる段階ではない。スタッフ組織として事務局機構の重要性が見直されている。

学長のリーダーシップを強化する方向で考える場合、強力な補佐組織に支えられた学長と、教授会を基盤とする学部の間での分担と協力の関係を適正にすることが必要であると思われる。学長と学部の間には、いうまでもなく、いわゆる学部自治の伝統があり、学部自治と全学的な意思決定との間には不断の緊張関係がある。このことを前提にして利害調整がなされなければならない。

ここで平成6年6月の国立大学協会総会の会議の場で行われた学長のアンケート調査の結果の一部を紹介しておくのがよいであろう。この「学長のあり方に関するアンケート」調査で、国立大学の学長は、現在よりも権限を大きくすべきかどうかと質問されて、表1のように回答している。学長たちは、権限関係において現状をやや肯定的に捉え、おおまかな傾向としては、権限増やスタッフ機関を充実させる方向を強く主張しているようにはみえない。しかし、表2のように、他方では、副学長の設置を希望している。したがって、現在の枠の中で、リーダーシップの機能を「やや」強化

表1 学長の権限

	現状でよい	学長の権限増	計(%)	N
旧制総合大学	66.7	33.3	100	6
旧制単科大学	—	100.0	100	8
新制総合大学	57.1	42.9	100	35
単科大学	71.4	28.6	100	28
その他	87.5	12.5	100	8

[出典] 学長調査(平成6年6月調査)。

表2 副学長について

	副学長を希望	希望しない	計(%)	N
旧制総合大学	83.3	16.7	100	6
旧制単科大学	87.5	12.5	100	8
新制総合大学	91.2	8.8	100	34
単科大学	63.2	30.8	100	19
その他	—	100.0	100	1

[出典] 学長調査(平成6年6月調査)。

したいと考えているとみてよいであろう。

なお、学長の任期は、大学によりさまざまであるが、あまりに短い任期は適切ではなく、例えば短くとも4年とすることや、再任を認めるなどの慣行が浸透している。調査データでは、この方向も肯定されている。

## 2) 学部長

新しい学問分野への対応、学部の将来構想の策定等について、学部長は、リーダーシップを発揮する必要性が増してきている。学部長のリーダーシップの発揮については、学部の意見を取りまとめること、学部の意見と全学的な方針との調整に努めること、大学全体の発展に資するよう学部内をリードすることなどが求められており、教授会と学部長との役割分担や意思決定・実行の手続を明確にすること、学長や全学的機関における情報を学部の構成員に的確に伝えることなどが重要である。学部長が、全学的な活動に時間を奪われすぎているとの指摘もある。学部長がより一層リーダーシップを発揮できるよう、また会議を少なくできるよう、学部機構を改革すべきであるという意見もある。

## 3) 評議会

複数の学部等からなる国立大学には、評議会が置かれている。評議会は、学則その他重要な規則の制定改廃、予算概算方針、学部等の重要な施設の設置廃止、人事の基準に関する事項など大学運営に関する重要事項を、学長の諮問に応じて審議する機関である。また、学長の選考や教員の不利益処分など、教育公務員特例法に規定された事項の審議も行う。評議会の構成は、学長のほか、各学部長、各学部の教授2人(5人まで増加できる)等から成り、学長が召集し、みずからその議長になる。評議会の運営に当たっては、学長は、学部長等との調整の上、早めに議案を整理し、評議会に諮問して審議を求め、その結果を尊重して方針を決定し執行することが必要である。そのため、大部分の大学において、評議会の前に行われる学部長会議が重要な機能を果たす。

## 4) 事務組織

確かに大学の管理運営に教員組織と事務組織は車の両輪であり、両者の良きパートナーシップの確立が必要である。また、大学運営の複雑化、専門的事項の増加などに伴い、事務組織の果たす役割が一層重要になっている。大学改革の推進に伴って重要

性を増している事務や、留学生交流や諸外国の大学との交流・協力、社会との連携・研究協力など専門的な事務体制の整備が進められてきた。しかしながら、事務組織の位置付けは必ずしも明確でない。また、新しい事務に取り組むために従来の事務、たとえば教務事務にしわ寄せがきているところがある。

事務組織についても教育研究活動の支援を積極的に行っていくための改革が求められる。このためには、事務組織や事務処理のあり方についても、自己点検・評価を行い、不断に見直し、改善を行っていくことが必要である。

## 2 設置形態と地方移管問題

わが国は、明治以来、国立大学を中心にして高等教育体系を構築してきた。その伝統を受けて、国立大学系、ことに旧帝国大学においては研究を中心に据えて、日本の近代化を進めてきた。戦後も大きな大学改革が行われたあとも、そのエトスは続いていたが、1980年代に大きな変革の波が始まった。すなわち、1985-86年、臨時教育審議会において、高等教育制度に関しても検討が行われ、大学の設置形態についても、民営化を含めて検討が行われた。国立大学の設置形態に関しては、臨時教育審議会の「教育改革に関する第三次答申(昭和62年4月1日)」は、「国により、時代によって種々の類型があり、必ずしも一様ではない」としたうえで、日本の国立大学は、その沿革的な背景から生じていると述べている。臨時教育審議会の第四部会の結論は、日本では民営化を行う条件は十分でないとした。しかし、設置形態の問題は、別の形でとりあげられている。それは、第1に、第二臨調を継ぐ行政改革推進審議会や、その後継審議会の系列においてである。例えば、第三次行革審(平成3年12月12日)も、国立大学に無駄はないか、あるいは国立大学をより活性化する方法はないかなどの問題を提出し、その一部の考えとして地方移管を述べている。もう一つ、地方自治体関係の一部からも、国立大学の地方移管の提唱という形で設置形態の問題がとりあげられている。これは、地方分権化の風潮の一環として、あるいはその波に乗って主張されているといえる。

現在、わが国が先進国の一つとして成熟社会に移行して、一人ひとりの個性や地域の主体性が問われるようになった。そのため従来の集権的であった社会システムの是非が問われるようになった。真の豊かさが実感できるためには、分権型の社会システムへの転換が不可欠であると主張されることが多くなった。この文脈の中で「府県政懇談会報告」(全国知事会・府県政懇談会、平成5月7月22日)は、国立大学の都道

府県への移管を提言し、初等教育から大学教育までを一貫して地方自治体が担当し、国は大学院以上の高等教育・研究を所管せよという。報告書はいう。「地域に根ざし、多様な価値や個性を重視した教育システムへの転換を図るため、国立大学の都道府県への移管、大学学部教育までの教育行政権限の都道府県への移管を行い、初等教育から大学教育までを一貫して地方自治体で担当する」「国は、大学院以上の高等教育、研究を発展させ、創造的で高度な研究の推進と人材育成を行う」ことになる。しかし、財政状態の変動の激しい地方自治体が、公立大学の現状以上に、大学運営を引き受けるという議論はこれ以上進展しそうもない。また、日本はアメリカやドイツのような連邦制を採っていないので、地域政府の権限も弱く、国立大学の地方移管には問題が多い。むしろ地方自治体と国立大学の間で問題なのは、地方自治体と国立大学の提携の問題である。地方財政再建措置法は、その10条2項で、地方政府から国立機関への資金の移転を禁じ、そのことによって両者の提携をきわめて困難にしている。

### 3 教員人事の活性化

大学の管理運営の中核は、人事である。今後、社会がいつそう複雑かつ急速に変化する中で、わが国が発展を持続し、国際的にも貢献していくためには、学術研究の振興を担う大学において、教育や研究に関する人材の養成が再検討され人事が活性化することが求められている。各大学は、それぞれの理念や目的に基づいて多様で個性のある教育活動を推進していくためには、大学の教育研究の中心を担う教員に優れた人材を確保し、これらの人々がそれぞれの役割に応じて彼らの能力を最大限発揮できるような人事のあり方が求められる。

当然、教員の人事に関しては、大学自治の下で、各大学がその責任において適正に行うべきであり、今後とも、各大学の自らの改善に向けた努力が基本であることはいうを俟たない。そのことを念頭におきつつ、教員の採用や昇格、転任などを適正に行い、そのことがさらなる活性化に貢献できるような方策が考えられるべきである。

これまで、制度的には、教員の資格を弾力化して社会人の教員への採用を促進したり、外国人教員の採用を可能にするなどの対応が試みられた。各大学においても、これらの制度を活用して、人材を広く求めるとともに、教員の流動性に積極的に対応し、実績をあげてきた。教員に優れた人材を確保するための公募制の実施、昇進にあたっての厳しい業績評価などさまざまな工夫も試みられてきた。

しかし、平成6年6月の大学審議会「教員採用の改善について(答申)」によれば、

教員人事については、ややもすれば閉鎖的であるとの指摘が行われている。社会的にも、活性化どころか、いっそう沈滞に向かっているのではないか、との非難を受けることさえ少なくはない。大学によっては、同一大学出身者の比率が高く、また、大学間、大学と社会との間で人事交流も乏しいとされている。同質的な教員が集まる場合、一定の方法論や立場を強力に主張する学派の形成に役立つことがある。しかし他方、相互に批判したり競争をする機会を排除し、教育や研究活動が停滞しやすいとの指摘もある。さらにいえば、いったん教員に採用された後は、業績評価が適正に行われず年功序列的な人事が行われ教育研究を停滞させるとの批判もある。分野別に自校出身者の占める比率を具体的にみたのが表3であり、全国の4年制大学について、平成4年度の教員の自校出身者(卒業学部または卒業大学院が自校である者)の比率平均をみると34.8%、国立大学だけでは40.3%である。自校出身者比率が70-80%台という学部もある。

表3 専門分野別大学(学部)教員の自校出身者の占める比率(平成4年10月1日現在)  
(単位: %)

区 分	人文 科学	社会 科学	理学	工学	農学	保健	商船	家政	教育	芸術	平均
国立大学	25.9	24.9	34.8	46.9	48.7	57.1	48.7	15.9	24.0	29.8	40.3
公立大学	12.7	14.2	20.9	44.3	37.1	66.6	—	38.1	5.7	33.1	37.9
私立大学	15.5	16.4	13.3	27.5	39.2	56.1	—	42.7	16.1	27.1	30.6
計	18.3	18.3	25.3	38.6	45.7	57.1	47.8	34.9	19.9	28.3	34.8

[注] 自校出身者の比率は本務教員総数のうち、現在勤務している学校を卒業した者(大学院修了者を含む)の占める割合である。

[出典] 『学校教員統計調査報告書』(平成4年度)。

しかし、これらのデータをどう読むかについては慎重である必要がある。各大学・学部の研究者の養成能力には違いがあるためバラツキが大きく、いくつかの大学においては、自校出身者の率が高くならざるを得ない。とくに芸術や、理工系の中の新しい学問分野などでは、特定の大学でしか教育研究が行われていないケースもある。また、博士課程を設置している伝統的な大規模大学においては自校出身者が多くなる傾向がある。しかし、こうした理由を盾にして閉鎖性を弁明していたこともないとはいえないため、今後も自校出身者の比率は一つの指標として有益であろう。

企業等から採用された大学(学部)教員数についても、図1のように、社会人から教員への採用は、過去10年間でみると、昭和54年度1,227人から平成3年度1,837人

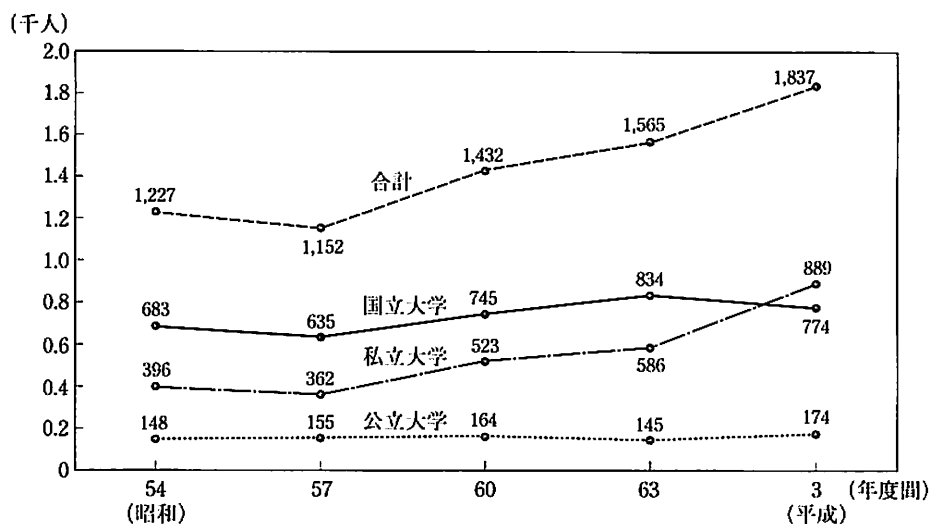


図 1 外部から採用された教員数

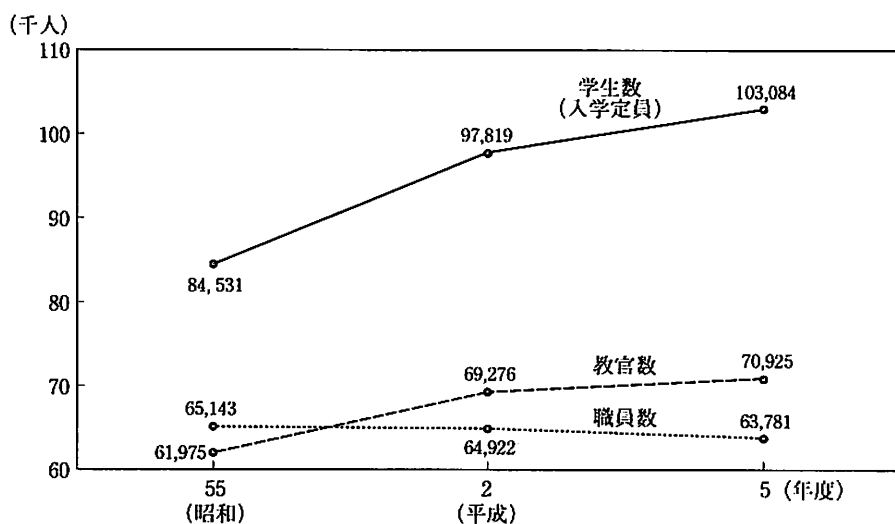


図 2 学生・教官・職員数(教官・職員数については付属学校等を含む)

とかなり高水準で増加している。国立大学の採用数は、平成年度に入り減少傾向がみられるものの公立大学よりも私立大学よりも多い。このように、大学以外との人事交流は次第に広がりつつあるが、まだ十分とはいえない。教員の給与などの待遇や研究教育条件が必ずしも適切ではないことが、その理由として指摘されている。社会人の教員への採用は、教育・研究の活性化のために、今後とも欠かせないことであるが、

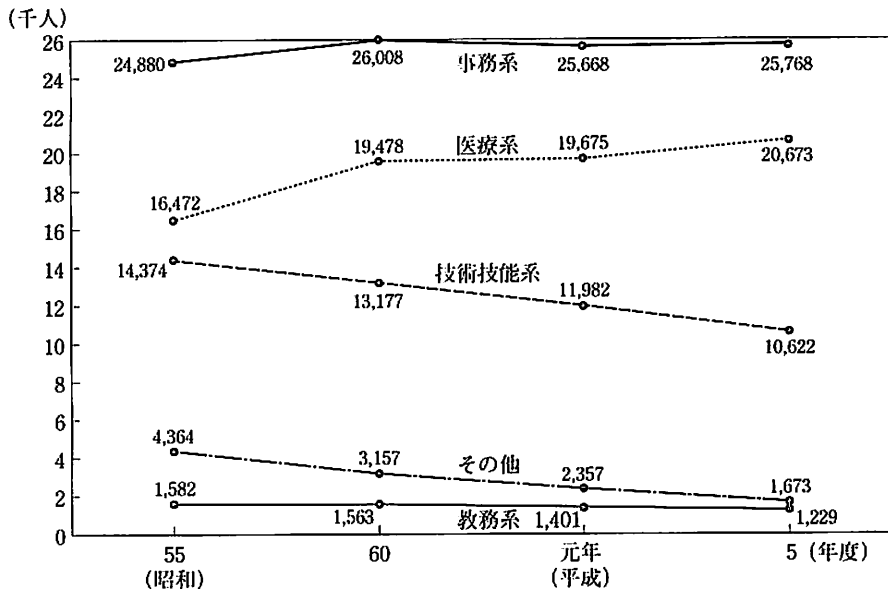


図3 国立大学の職員数の推移

そのための適切な方法については今後も模索を続けるべきであろう。

教員採用のあり方は、大学の設置者や規模、伝統的な大学や新設大学、学部や大学院などの違いによってさまざまな事情があり、一律に改善方策を考えることは適當ではない。今後とも、個々の大学は特色を有するべきであり、それぞれの理念や目的に照らして、もっとも適した方策を工夫し採用すべきであることはいうまでもない。そのためには、各大学がそれぞれの事情に適合した方策を、選択できるような多様な仕組みを制度的に用意するということが重要である。

基本的な方策の一つとして、教員としてキャリアを展開しようとする若い人材に関して流動性を高めることがある。このために、教員に選択的任期制や契約任期制などを導入することを、その処遇や研究条件などのあり方を含め、今後、検討を重ねる必要がある。

### 1) 助手における任期制

任期制に関して特に問題となるのは助手である。助手の任用と職務規定については、講師以上と取扱いが異なるために、大学や部局の自治的決定に委ねられて、非常に多様な位置づけがなされている。「国立大学における助手の任用ならびに職務実態に関する調査報告書」(国立大学協会第6常置委員会 昭和53年5月25日)によれば、国立大学において社会科学系と自然科学系では、助手任用の考え方が大きく相違



し、しかも、助手そのものの身分についての理解も一律でない。国家公務員法の制度としては任期制は存在していない。しかし、大学の助手については、運用上任期制を定めるところがかなりある。

ここで実際の運用を述べるなら、助手の役割には三つの類型がある。一つは、講師以上への昇進が期待される、研究員として位置づけられる「研究専念助手」、二つ目は、昇任の可能性がない「実験助手」、さらに、教室付きの講義、演習、実験などを補助する「事務助手」である。研究、実験、事務、臨床・研究の四つに区分できるとの見方もある。その中で、主として研究業務に携わる助手には任期を定める傾向がある。

#### 4 定員削減問題

図2は、この十数年間における定員削減経過の動きを示している。国立大学全体については、昭和55年からの推移をみると学生数(入学定員)は84,531人から平成5年度103,084人に増加した。これに対して、教官の職については初期の段階で若干の削減があったが、削減の対象から除外された。しかし、行政職は厳しい削減の対象にな

表4 10年間ににおける教官定員と職員定員の増減

	教官定員	医療等定員	行(一) (二) 定 員
60年度	66,253	20,290	46,781
7年度	71,992	21,144	41,869
増 減	5,739	854	-4,912
増 減 率	8.66%	4.21%	-10.50%

[注] 教官等の職員定員は国立学校特別会計全体であり、医療等定員には海事職を含む。

り、削減数は4,912人、削減率は10.50%である(表4)。全体としてみて、行政職が大学における削減を引き受ける形になっている。

大学において、教育・研究、診療を行う教官を除く職員のうち、管理業務に従事する事務職員と直接補助職員に関して図3にみるように、医療系の職員がわずかに増加しているものの他はすべて漸減し減少の合計はきわめて大きい数字に達している。大学側からみる限り、総定員法の手法による定員削減はすでに限界に達している。もと

より、大学の管理運営の根本原理を変革することは必要かもしれない。しかし、定削はそのような変革とともに並行して行われるべきであろう。大学において、各係は会計事務のように相互牽制システムをとっているものが多く、同一係、同一人が異なる立場を兼ねることはできない場合が多い。また、係長ポストは昇進の機会が制約されがちな大学事務職員の優遇策の柱ともなるので、これを縮小統合することには人事施策上問題が多いということもある。教官の教育・研究を直接補助する職員の業務においても一単位一人という職場が多く、これを大学毎にまとめれば50人とか100人規模の数字にはなるが、これはあくまでも一人ずつの集まりであり、それが削減されるということは、その職場の補助業務が直ちに成り立たなくなることがある。現今の大学の教育・研究に直ちに障害を来すことになる。

当然のことながら、これ以上の事務の合理化や簡素化ができないというのではなく、定削の前に検討されるべき課題があるというのがここでの指摘である。法令上の制約などもあり、一つの大学だけでなし得ることは自ずと限られ、全国的な問題として取り組まれるべきである。学生や教官の数も増加しており、当然それに応じて補助職員の仕事量は増加している。今後の対策において、大学レベルの研究も教育も本来的に労働集約的であることに注意すべきであると思われる。

## 5 む す び

教育や研究、あるいは、診療などの諸組織とその活動は、ますます高度化し、専門分化、細分化しながら拡充されている。本稿では、管理運営組織、設置形態、教員人事の活性化、定員問題を考察した。これらの諸事項の考察から、高等教育のニーズが多様化し、教育の比重が高等教育に移行し、それらのことが種々の形で国立大学の制度に影響を与えている様子が分析された。

# 5 大学財政のあり方

## 1 国立大学財政問題の推移

1990年から1994年までの4年間について国立大学財政状況の推移をみると、全体としてゆるやかではあるが回復基調にあることがわかる。いわば不況が長引いている日本経済の現状にも似て、ゆっくりとした回復傾向にあるといえる。それは政府の高等教育支出の対GNP比がようやく上昇し始めた事実にも端的に現れている。しかしこれすらも物価指数の変化を考慮して計算してみると、この間の教官数や学生数の増加によって相殺されている。すなわち実質的な増加にはなっておらず、教官・学生当積算校費で比較するとむしろ1990年度を下回る現状であることがわかる(I-5:「財政状況」の表3を参照)。

## 2 授業料・入学金問題

国立大学の授業料・入学金が過去20年間に消費者物価の上昇率の4倍を超す異常ともいえる上昇率を示し、1994年には私立大学の平均値に著しく接近している事実はとくに注目される。

国立大学における授業料・入学金などの学生負担金の水準が、どのような理念のもとに算定されるべきかについては、必ずしも社会的なコンセンサスが形成されてきたわけではない。

戦後の経緯をみても、財政当局は学生を国立大学における教育の受益者にとらえ、その相当部分を学生に負担させることを常に主張してきたといえる。ただし、どの程度の負担が望ましいかという基準が具体的に示されたことはなく、財政事情への考慮から負担水準の増額をたえず求めてきたにすぎない。それをここではとりあえず受益者負担主義と呼ぶことにする。これに対し国立大学協会は学生負担の増額には一貫して反対する立場をとってきた。その理論的根拠として一時期は授業料を、学生が国立大学に在籍する意志を確認する名目的なものとする立場がとられた。これは名目主義ということができよう。現在我々は必ずしもそのような立場をとるものではない。ただ、教育の機会均等という原則にたつて、それを阻害するような負担水準の上昇には、国立大学協会は、常に一貫して反対してきた。

こうした両者の立場のいずれが社会により受け入れられたかは、にわかには判断できない。上述のように、1970年以降は学生負担の上昇が続いてきたが、これは受益者負担の原則が広く社会に受け入れられたことを示すものでは必ずしもない。むしろ、私立大学との格差が拡大したために、その格差を是正する要求がきわめて強く、それに財政当局の受益者負担論が便乗したと解釈することもできる。事実、国立大学における負担の増大はそれ自身さまざまな意味で機会均等の破壊をもたらすだけでなく、ひいては私立大学の授業料上昇を誘発しているのではないかと憂慮する声は社会全般に強く存在し続けたのである。

しかし、最近の長引く財政危機を背景として、こうした構図に重要な変化があらわれつつあるように見える。すなわち、政治理念の上からも、社会・経済におけるさまざまな活動においても、政府の役割は可能な限り縮小されるべきである、という考え方が急速に拡大しつつある。そうした考え方からいえば、社会・経済の機能はむしろ、市場機能を活用することによってより効果的に、かつ公正に達成されるという。同様の考え方は教育についても適用されるのである。すなわち、初等中等教育は政府の手に残すべきとしても、高等教育は基本的には個人の選択にまかせるべきものである。したがって、その機会の配分には市場メカニズムを機能させるべきであり、その中で受益者がそれに応じた負担をすることが、マクロ的にみた資源の有効配分を達成するうえでも望ましいというわけである。そうした議論がおもてだつて財政当局から公にされることは少ないが、一般的にかなりの影響をもちはじめていることは否定できない。受益者負担主義が、市場重視の流れに新しい論拠をみつけたのである。

しかし、日本の高等教育を経済活動のような自由競争を前提にした市場に完全に投げ込んでしまうことが適切な方策であるかどうかは慎重に検討すべき問題である。例

えば経済市場ではニーズがなければその商品は消失する運命にあるが、高等教育の分野では、たとえ目先のニーズが低くても将来の学問体系の発展、あるいは社会の発展のために維持すべき分野があるからである。まさしく国立大学は国全体の立場からこのような視点をふまえて運営されなければならない。

国の将来は次世代を担う人材のいかににかかっている。その意味では人材育成の受益者は国自体であるといえる。したがって義務教育はもちろんのことであるが、高等教育も、国公立であれ私立であれ、基本的には国が相応の負担を行うべきである。ヨーロッパの先進国(フランス、ドイツ、イギリス)ではきわめて厳しい財政状況下でありながらも原則として、高等教育をうける学生から授業料を徴収していないのはこの理由による。

すでに本書で述べられているように、わが国の国立大学と私立大学では、その成立の歴史的背景に差があり、したがってその特徴にも差が生まれている。それらは互いに補い合って、わが国の高等教育制度が効率的に作動しているのである。即ち両者は対立するものではなく、むしろ相補的であるといえる。これを高等教育制度の日本的な特徴として、今後政策的にいかに助成し育てていくかが問われていると思われる。

以上の基本姿勢に立つとき、近時取り沙汰されている国立大学授業料に、学部別格差を導入せんとする動きがいかに不適切であるかがわかる。第1に、人材育成の受益者は国であるという基本視点を見失っていること。第2に、日本の若者の理工系離れを決定的なものとして、日本の将来の科学技術立国を危うくすること。第3に、今後ますます進展する学問分野の学際化に逆行していること。即ち、これからは学際化によって文系・理系の識別が困難な学問分野がますます増えるのである。第4に、もしも国立と私立との間で医・歯系の授業料に差が目立つという理由から、国立の医・歯系にも私立並みの授業料を課そうということになるならば、高所得者家庭の子女以外は医師になることを断念しかねない事態がおこり、日本の医学・医療に著しい歪みが生じ、きわめて憂慮すべき状態になるであろう。現在、国立大学をでた医師の多くは教育・研究機関に勤め、また病院勤務の者が多く、その年間収入は同世代の大手企業従事者と大差がないという調査結果がある。したがって安易に授業料格差を持ち込むことによって、現在の医療を支えている基盤は容易に崩れ去ることが予想される。

いままで徴収してきた授業料・入学金をいきなり不徴収にすることは多くの困難を伴い、現実的でないという議論もある。もしそうであれば、現行の奨学金制度を抜本的に充実して、実質的に学生の納付金負担をカバーする政策が必要である。平成6年度の統計によると、日本育英会の奨学金の採択率は大学の学部学生でほぼ2割、大学

院の修士課程学生で3割程度、博士課程学生でも6割弱にとどまっている。博士課程の学生の多くは経済的に父兄から独立せざるを得ない状況にあること、多くの場合いわゆる学生というよりはむしろ研究者という位置づけが適当であり、さらに彼らがやがて日本の科学技術開発の直接の担い手になることを考えると、少なくとも大学院博士課程学生については、授業料の全面減免を行い、さらに欧米なみに研究奨励金制度を大幅に充実して、学習・研究に専念できる環境づくりをすることが目下の急務である。さしあたり国立大学大学院の博士課程入学者全員に対して授業料の減免を直ちに実施すべきである。

### 3 文教施設費

I-5-2「財政状況」で述べたように、1980年代のほぼ10年間は財政支出のゼロあるいはマイナスシーリングの影響によって、国立学校特別会計への繰入れ額は名目的には微増しているものの、対GNP比は下降の一途をたどった。一方教官数の増加や病院におけるサービス規模の拡大に伴う人件費ならびに消費的支出の増加によって、施設設備費は相対的に大幅に圧縮された。すなわち国立大学施設の狭隘化と老朽化は急速に進展し、大きな問題となってマスコミでも連日取り上げられるようになった。

文部省はその対応に全力を傾けたが、その最大の切札は平成4年(1992年)7月に発足した「国立学校財務センター」である。これは国立学校が保有する土地の有効活用促進など国立学校の財務の改善に資することを目的としたものであるが、財源難の折からまずは毎年200億円の借入金をもとに活動を開始することになった。この画期的ともいえる工夫もその前後に押し寄せたバブル崩壊の荒波のなかで国立大学保有地の活用が思うにまかせない状況にあることは残念である。

バブル崩壊に伴う平成不況は深刻で、政府も景気浮揚対策に苦慮してきた。その一つが大型の公共投資の実施であって、度重なる補正予算が組まれた。このため国立学校文教施設整備費もその恩恵に浴し、平成4年度(1992年度)からは当初予算を上回る補正後予算が組まれた。平成5年度では当初予算の4倍にも達する補正後予算額に達していることは特筆すべき朗報である。

思うに、1980年代の10年間にわたって財政的閉塞感に悩まされてきた国立学校関係者にとって、久しぶりの施設改修あるいは改築のための槌音は大きな希望を与えるものであった。これと並行して国立学校特別会計への政府支出の増加傾向がみえはじめ、文部省当局もようやく愁眉をひらき、折しも進行中の大学改革の進捗状況ともに

らみ合わせて、平成4年を大学改革元年と位置づけたいとの発言があった。

今回、この間の大型補正後予算の計上が国立学校施設の経年別保有面積の分布パターンにいかなる変化を与えたかを分析したところ(I-6-1 p. 70 参照)、たしかに45年以上を経ている老朽建物の改築に効果をみせている。しかし全体の傾向としては、大型補正予算を想定せずに1990年に作成したシミュレーションのトレンド、すなわち老朽建物比率の急増というトレンドを依然として確実にみせていることがわかった。このことは過去10年間の抑制の累積効果の根深さを物語っており、国立学校の施設の全面的充実にはこの程度の大型予算をほぼ10年間にわたり恒常的に投資することが必要と思われる。

#### 4 厚生補導施設

I-6-3 (p. 71) で、全国立大学の調査結果をもとに厚生補導施設改善の必要性について述べたが、ここでは、福利施設、課外活動施設、学生宿舎、駐車場の各項目に分け、問題点につき述べる。

##### 1) 福利施設

###### a) 学生食堂

食事が重要であることは言をまたないが、キャンパス内の学生食堂に対し十分な配慮がなされてきたとは思われない。新設・移転の大学では概して付近に民間食堂を欠くものが多く、学生食堂に依存せざるをえない。しかし学内の食堂施設・設備の内容・規模ともに不十分である。一方市街地にある既設の大学の食堂は老朽化が目立ち、中には毎年保健所の指摘をうけるものもある。この場合いきおい学外の食堂が利用され、大学食堂の経営困難となって現れてくる。

食堂はたんに空腹を充たすためだけの場ではなく、食事を通して学生生活をエンジョイできる場所として整備されなければならない。

###### b) 学生ホール

学生が集まり歓談できるスペースは学生生活に不可欠であるが、従来ややもすると軽視されてきた嫌いがある。米国ではスチューデントユニオンといえば結構なロビーなどがあり、そこで種々の交友が展開されているが、日本ではきわめて少なく、学生の人格育成にマイナスであると思われる。最近の大学会館はこの点に配慮したものが現れはじめてはいるが、多くは食堂売店等にスペースが取られている現状である。

## 2) 課外活動施設

課外活動は大学教育の重要な一環をなして、入学時のガイダンスでもその重要性が強調されている。しかし課外活動の諸施設は概して不足・狭隘・老朽・不潔(これは学生の責任でもあるが)な状況にある。学生の全人的発達を目指すためにも、諸施設(体育館をはじめとする体育諸施設, 文化活動施設, サークル活動室, 部室など)の充実が緊急を要する。

## 3) 学生宿舎

学生宿舎の一部は老朽化が進み、消防署より防火上の危険の指摘がなされているところもある。相部屋の旧寮はいわゆる新規格寮に建て替えられつつあるが、この場合食堂を欠くため不便を強いることになっている。これからの学生宿舎としては、居住空間の整備(個室, キチネット・バス・トイレつきなど)が重視されるべきである。

大学院学生に対してはとくに配慮を必要とする。個室面積を、少なくとも留学生と日本人学生共用の混在寮と同じ13 m<sup>2</sup>にすべきであろう。国の大学院拡充・重視の方針からみて、家族宿舎を含む大学院生専用(書物等の収納スペースをもつ)の宿舎が速やかに用意されるべきである。

## 4) 駐車場

現代の自動車社会では自動車利用と駐車場の設置は不可避といえる。駐車場所を欠くために起こるルール無視の不法駐車はモラルの低下に連なる。大学の立地条件によって、事情は多様であるが、自動車利用に節度ある抑制をかける一方、工夫をこらした駐車場の建設・維持にも心がけねばならない。

以上、厚生補導関連の諸施設について、現状をふまえた問題点をあげた。大学はその教育と研究の内容や質の高さで勝負すべきであることはもちろんであるが、今後の入学志願者は学生生活関連の施設の充実ぶりにも同様に関心を払うことが予想される。それは、私立大学との比較などという次元の問題ではなく、入りたい大学、入ってよかった大学となるためにも厚生補導施設の改善は、教育研究施設の改善と同等に、今後の概算要求に強い要望を反映させていかねばならない。

## 5 教育・研究費



教育費はI-5(表3)に示したように、物価指数を用いて実質値に換算してみると、1990年度よりもさらに低下していることが明らかとなった。一方研究費については本書の他の項ですでに論ぜられているためここでは割愛するが、次に述べる高等教育経費倍増論のなかで必要に応じてふれることにする。

## 6 高等教育にかかる経費倍増計画

平成4年3月付けの国立大学財政基盤調査研究委員会最終報告書「国立大学財政基盤の現状と改善」では巻頭に「国立大学財政基盤の改善——まとめと提言」が述べられていて、その中に7項目の提言がなされている。第1は国立学校特別会計の予算規模の拡大、第2は科学研究費補助金の飛躍的拡大と採択率の引き上げ、第3は外部資金の積極的導入、第4は他省庁との連携の強化、第5は地方自治体との連携の検討、第6に大学間交流による財政の効率化、第7には国立大学財政制度運用等の弾力化の再検討である。いずれも現在なお重要課題であり、依然として懸案中のものばかりであるが、1990年来最も著しい進展をみたものは科学研究費補助金(いわゆる文部省科研費)の拡大であろう。先述の最終報告書がまとめられた時点では明記を避けているが、向こう5ヵ年間に科研費をほぼ倍増、具体的には1千億円の達成を目指すべきであるという結論であった。平成6年度文部省一般会計予算からの科研費支出は824億円に達し、平成7年度(1995年度)には924億円に達する増額が見込まれるため、念願の1千億円の大台の達成に明るい見通しが立ったといえる。顧みれば、科研費1千億円達成の計画は平成4年にすでに学術審議会によって強く提唱されていたものであるが、それが遠からずして実現することは同慶の至りである。しかし早くもこの数値も含めた科研費制度の見直し論が台頭している事実も見落としてはならない。

提言の中、第4から第7の項目については、この数年間にとくにみるべき成果がなく、今後の重要な検討課題である。これらの問題は後述する大学のアカウンタビリティに関連して慎重に検討されねばならない。

ここでは第1の提案、即ち国立学校特別会計の予算規模の拡大について述べる。

政府の高等教育支出のGNPに占める比率はようやく回復基調を示し、1994年度には0.32%に達している。しかし全体としてわが国の高等教育に対する公的負担(これには地方自治体支出等をも含める)が欧米先進国に比して著しく低く、ほぼ半分程度であることは、先の国立大学財政基盤調査研究委員会中間報告(1991年)でも指摘されたところである。すなわち公財政支出高等教育費のGNPに占める比率がわが国

では0.5%程度であるのに対し、欧米先進国では1%を超えている国が多い。人材育成の受益者が国であることを思えば、このことはわが国の将来にとってゆゆしき問題といわざるをえない。これから直ちに「高等教育にかかる経費倍增論」に飛び移ることはやや短絡的であるとのそしりを免れないが、わが国の将来の発展を考えると、真剣に実現のための方策に思いを馳せるべきである。すでに平成3年10月の時点で経団連は「21世紀をめざした研究開発体制の確立を望む」という報告書のなかで、同じ趣旨の提案をしている。

「高等教育にかかる経費倍增計画」の実施にはいくつかの克服すべき壁がある。第1に、国立、公立、私立の枠組みにとらわれず、日本の高等教育にかかる経費の配分を行うか。第2に、国公私立大学のいずれであっても、現行の運営内容について、とくに国公立の場合、所与の配分予算の効率的活用について国民に説明する義務があろう。すなわちアカウンタビリティ(会計説明責任)である。しかしアカウンタビリティを形式的、あるいは官僚的に行うときは、大学そのものの活動の本質にも抵触しうるため、きわめてデリケートな一面をもつ。最終報告の提言の第3から第7の項目も多かれ少なかれこの点との関連で慎重に足元を固めて進まねばなるまい。

第3の壁はやはり緊迫した国家財政下でいかに「倍增計画」を具体的に進めるかであろう。授業料問題でも同様であるが、高等教育にかかる経費支出の適正比率を理論的に算出する方程式は存在しない。要は、国家の将来のために我々国民がどれだけの資金を高等教育に投資するかの意志決定にかかっている。それが政府の政策決定となって実現されるのである。国民の意志決定を促すことが何よりも肝要であり、そのためにこそ大学のアカウンタビリティが問われている。

## 参考文献

「国立大学財政の現状(第二中間報告)」——国立大学協会第6常置委員会国立大学財政基盤調査研究委員会(1991年11月)。

「国立大学財政基盤の現状と改善」——同上(1992年3月)。

金子元久(分担課題)「国立大学授業料の理念と現状」、文部省科学研究費補助金「高等教育費の費用分担に関する政策科学的研究」(代表者 矢野真和)(1994年)。

「21世紀を展望した学術研究の総合的推進方策について(答申)」——学術審議会(1992年7月)。

「21世紀をめざした研究開発体制の確立を望む」——経済団体連合会(1991年10月)。

「図説 日本の財政(平成6年度)」——尾原栄夫、東洋経済新報社(1994年8月)。

# 6 教職員の待遇改善

## 1 教職員の構成とその待遇改善の意義

国立学校全体の教職員の定員は 134,877 人(平成 6 年度末)で、その職種別構成比を図 1 に示した。なおこの中には大学以外の大学共同利用機関、高専等の教職員も含まれており、また各大学毎の構成比は学部の種類、附属病院の有無などによってそれぞれ異なるが、本図から国立大学の主な教職員の職種と概略の構成比を読み取ることはできる。このように大学の教育研究の遂行は直接的または支援・協力的の差はあれ、教員と教育研究支援職員等がこれを担っており、大学の維持、向上を図るにはこれらの教職員に有為な人材を確保することがその基本的条件であり、それを満たす上で大学教職員の待遇改善を図ることが必須要件の一つとなっている。以下に国立大学の主な教職員の待遇に関する実態、ここ数年における改善の状況及び今後の課題について述べる。

## 2 教員の待遇改善の現状と課題

### 1) 給与等についての教員の意識

図 2 は、平成 4 年に国立大学協会が国立大学の教員(教授、助教授、講師、助手)の全員を対象として行ったアンケート調査の中で、国立大学教員の給与について「私立大学、国立の研究機関・病院、民間企業・研究所と比べるとどのような地位にありますか」と問うたのに対して得られた結果である。給与については圧倒的多数の教員が

II 大学が当面する課題

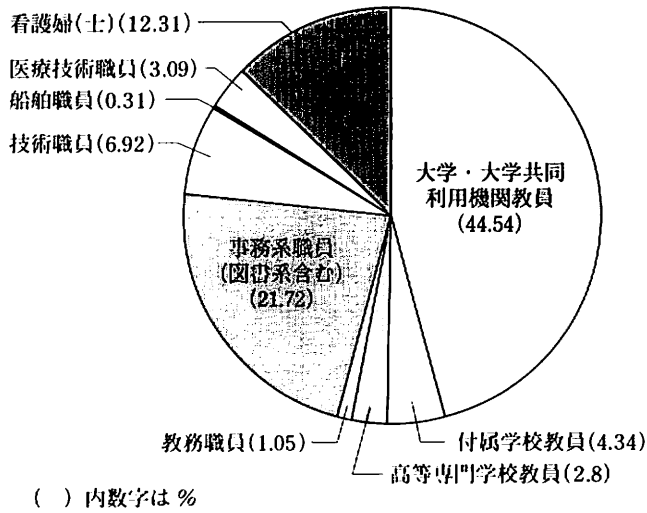
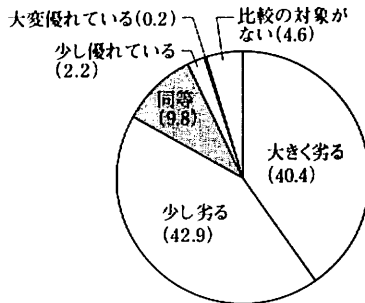
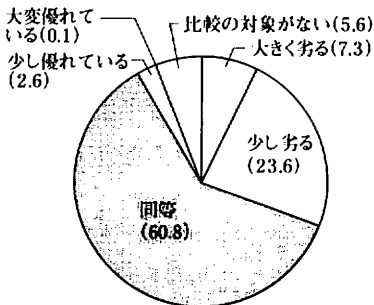


図 1 国立学校全体の教職員の職種とその構成比

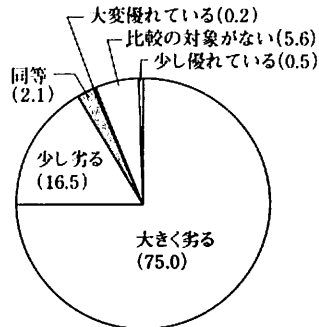
私立大学に比べて



国立研究機関に比べて



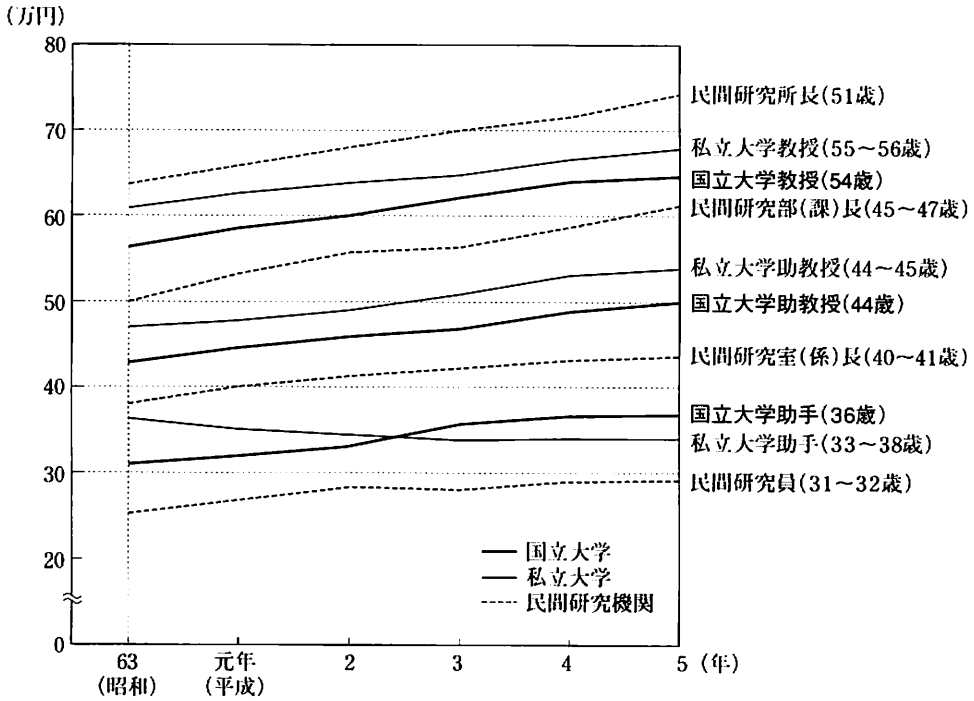
民間研究機関に比べて



( ) 内数字は %

[出典] 国立大学協会第 6 常置委員会・国立大学財政基盤調査研究委員会作成の「国立大学の財政基盤の現状と改善(資料編)」, 平成 4 年 3 月より.

図 2 給与についての国立大学教員の意識



- [注] 1. 国立大学の平均年齢は、「国家公務員給与実態調査報告書(人事院)」による。  
 2. 国立大学の平均給与月額は、「国家公務員給与実態調査報告書(人事院)」による教育職俸給表(一)の級別平均俸給額(俸給の調整額を含む)に、次の条件による扶養手当の額及び調整手当の額を合計した額とした。  
     ・扶養手当  
         教授及び助教授…扶養親族 → 配偶者と子供(但し5年度は、年度末年齢16歳以上22歳未満)2人  
             手当額 → 63年度及び2年度 25,000円, 5年度 29,000円  
         助手…扶養親族 → 配偶者と子供(但し5年度は、年度末年齢15歳以下)1人  
             手当額 → 63年度及び2年度 20,500円, 5年度 21,500円  
     ・調整手当  
         甲地10%  
         手当額 = (平均俸給額 + 扶養手当の額) × 0.1  
 3. 私立大学並びに民間研究所の平均年齢及び平均給与月額は、「職種別民間給与実態調査(人事院)」による。  
     なお、私立大学並びに民間研究所の平均給与月額は、基本給はもとより、年齢給、勤続給、地域給、寒冷地手当、能率給、家族手当、住宅手当、精勤手当、特殊作業手当、職務手当、通勤手当、超過勤務手当、夜勤手当、休日出勤手当等月ごとに支給される全ての給与から時間外手当(超過勤務手当、夜勤手当、休日出勤手当等)を除いた額である。  
 4. 民間研究所の役職のそれぞれを1:1の関係で教授、助教授、助手に対応させることは不可能だが、年齢、民間からの大学への異動の実態等を勘案すれば大体の対応は、  
     教授 ↔ 研究所長, 研究部(課)長  
     助教授 ↔ 研究部(課)長, 研究室(係)長  
     助手 ↔ 研究係長, 研究員

図3 毎月決まって支給される給与(賞与を含まない)の比較

国立研究機関とは同等だが民間研究機関、私立大学よりは劣るとの意識を持っている。

## 2) 待遇についての現状

それでは現実の待遇実態の比較はどうかについてであるが、それぞれの給与体系等が異なるので適切なデータを得て的確な比較をすることは甚だ困難である。

図3、表1は参考のために人事院の資料等からのデータを使用して作成したものである。的確な比較図・表ではないが年齢などを勘案しての概略的比較、また給与の実態とここ数年来のその変化等は読み取ることができるであろう。

## 3) 経過と課題

国家公務員の給与は国の定める給与法で決まり、その改定は毎年人事院の勧告を受けた政府によって決定される。近年政府は人事院勧告の完全実施を毎年行ってきたが、ここ2~3年におけるこれらに基づく教員の給与に関する待遇改善の特徴を挙げると、基本給を決める教員職俸給表における給与水準の引上げをベースに、期末・勤勉手当に対する役職加算措置、評議員等への管理職手当支給範囲の拡大、部局長指定職の新規増(平成5、6年度計17)、指定職非適用部局長の管理職手当額の引上げと

表1 毎月決まって支給される給与(賞与を含まない)の比較

		昭和63年度		平成2年度		平成5年度	
		平均年齢	平均給与月額	平均年齢	平均給与月額	平均年齢	平均給与月額
国立大学	教授(5級)	54.3	566,153	54.5	603,320	54.3	654,242
	助教授(4級)	44.0	430,782	44.2	458,348	44.1	502,812
	助手(2級)	36.8	312,423	36.8	333,188	36.9	366,885
私立大学	教授	55.4	605,987	56.0	643,534	55.6	676,810
	助教授	44.4	467,234	44.7	494,477	45.0	535,516
	助手	38.0	361,404	35.9	341,510	33.5	341,037
民間 研究所	研究所長	51.6	636,804	51.6	683,654	51.9	741,024
	研究部(課)長	45.8	495,072	46.8	561,989	47.1	608,912
	研究室(係)長	40.7	376,073	40.7	410,622	40.2	439,874
	研究員	32.0	247,453	32.2	275,065	31.7	292,646

支給範囲の拡大(16% → 20%, 平成 5, 6 年度改善数計 24), 大学院担当教員のうち負担の特に大きい教員に対する俸給の調整額の新規適用と調整数の引上げ等がある。また, 表 1, 図 3 では昭和 63 年度から平成 5 年度に至る間の給与水準の変化の状況をも示している。

以上のように, 教員の給与等の待遇は漸次改善されつつあるが, わが国の学術・文化の充実, 発展のための人材の確保の枢要性から, また国立大学教員が現在懐く給与等に対する意識からしてその待遇はなお十分なものとは言えず, 今後, 待遇方法等を含めて改善されるべき多くの課題を抱えている。

### 3 教務職員, 教室系技術職員, 事務系職員等の教育研究支援職員の待遇の現状と課題

#### 〈教務職員〉

##### 1) 待遇についての現状

教務職員は, 教育研究の補助を行う者で, 学生の実験, 実習, 実技もしくは演習を直接指導し, 又は研究題目を担当して直接研究を行う職務に従事するものであり, いわば助手に準ずる職務に従事することとなっており, 発令上の官名は文部技官であるが, 俸給表は教育職俸給表(一)が適用され, 職務の級は「1 級」が設定されている。

また, 初任給決定上の学歴区分においても短大卒から博士課程修了まで幅広く, 研究者養成のための機能が制度上含まれていると考えられる。

さらに, 俸給表の面でも, 教育職(一)1 級の昇給間差額は 16 号俸あたり(大卒 11 年・33 歳程度)から急減しはじめ, 行政職俸給表と比較した場合, 23 号俸あたり(40 歳程度)で, それまで上回っていた行政職(一)4 級の俸給制度曲線を下回ることとなる。

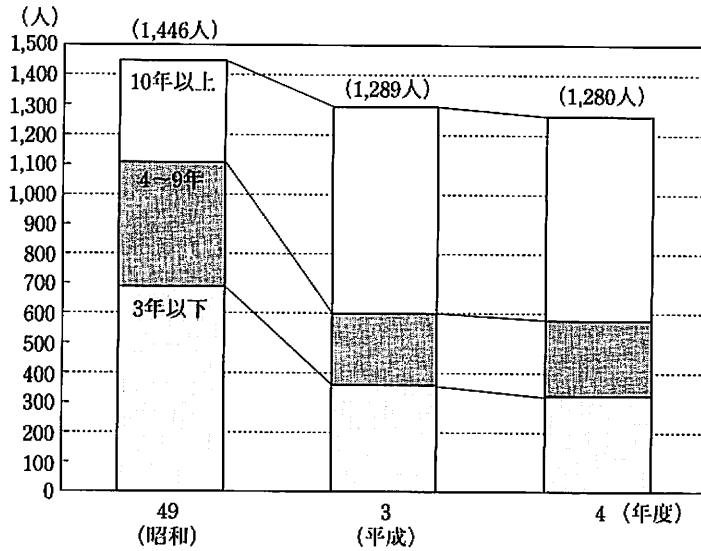
これらのことから, 教務職員は長期在職を前提としない過渡的官職としての性格が窺われる。

表 2 教務職員在職者数

(人)

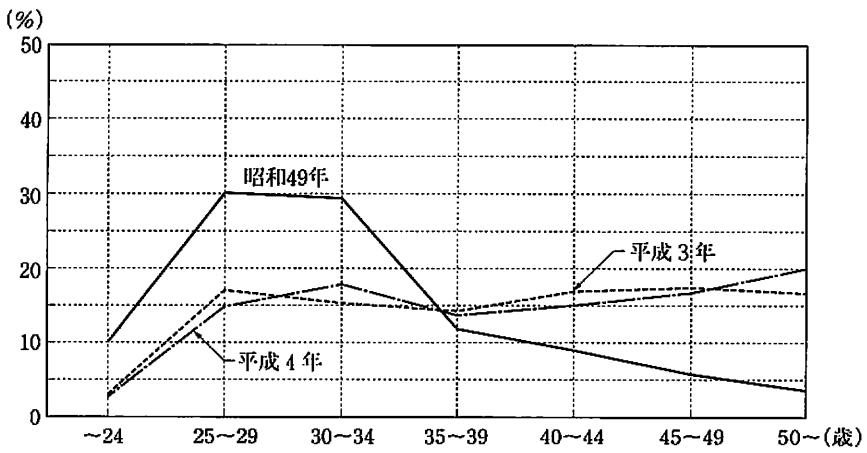
昭和 49	50	55	60	平成 2	3	4
1, 446	1, 504	1, 507	1, 514	1, 364	1, 289	1, 280

〔出典〕 国立大学協会調査による。



[出典] 国立大学協会調査による。

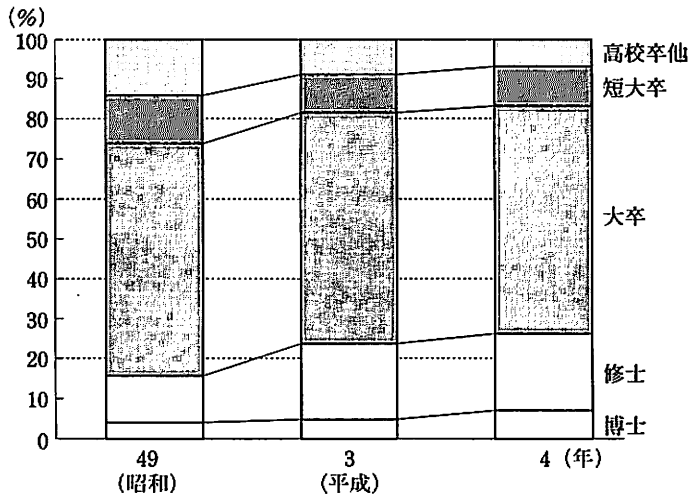
図 4 在職年数別在職状況



[出典] 国立大学協会調査による。

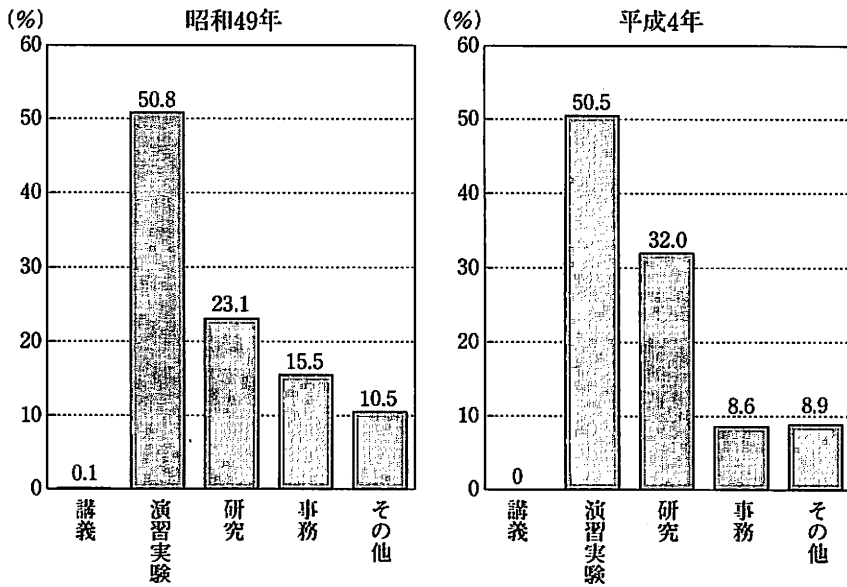
図 5 年齢階層別在職状況(百分比)





[出典] 国立大学協会調査による。

図 6 学歴別在職状況(百分比)



[出典] 国立大学協会調査による。

図 7 職務内容状況(百分比)

教務職員の在職状況等は表2、図4～図7のとおりである。

## 2) 経過と課題

前掲の在職状況を眺めると、制度の趣旨に沿った適切な運用の実態が認められるものの、不適切な運用の実態もかなり認められる。即ち、職務内容面で制度上予定していない事務等に従事している者が一定割合を占め、また、在職期間の長期化、高年齢化が顕著となり、制度が予定しているところと異なる様相も見られる。

このような過渡的官職としての教務職員制度の役割と、一部に見られる現実の運用との乖離こそが教務職員問題の本質である。これは、制度の趣旨が多義的で分かりにくいため、その結果として多種多様な長期在職者を生むこととなった不適切な運用に起因するものであろう。

このような現状から、必然的に処遇上の問題が起こってきた。

これらの問題は、国立大学協会としても極めて大きな問題であるとの認識のもとに従来より常々検討を加えてきており、平成3年10月には、その運用の適正化と問題解決の方向の指針(別添参照)を示した「教務職員問題に関する検討結果報告」をまとめ、個々の大学あるいは部局の努力に期待することとなった。

その後、在職者数は全体的に減少傾向にあり、平成6年7月1日現在では1,163人にまで減少した。また、学歴別では、大卒者の比較は横這いであるが修士課程修了以上の者の比率は高まり、職務内容面でも演習、実験等を担当する者の合計比率は横這いであるが研究業務に従事する者の比率が高まり、その分事務等に従事している者の比率が減少している。しかし、長期在職化・高年齢化現象は依然として顕著であり、その要因は各大学あるいは各部局によって異なる事情から派生しているものと考えられる。

したがって、国立大学協会としては、当面、各大学あるいは各部局の検討状況を見守ることとし、各大学あるいは各部局がそれぞれの事情に適した対応を実施されることを期待している。

なお、この教務職員問題は、今後、さまざまな場で議論されることになるであろう助手の制度問題、若手研究者問題等と深く関わりあっていくものであり、そのことを視野に入れながら対応していかなければならないものである。

(別添)

教務職員問題の解決に向けての対応指針

A 現行の教務職員制度を存続させながら次の何れかの措置を講ずる

- A-1 現行制度のもとでの運用の正常化に努める  
(職務内容を制度本来の趣旨に即して整理し、在職の長期化を防止する。)
- A-2 現行制度を前提としつつ、学内措置として資格基準を助手相当に改める  
(教務職員を教育職員への昇任予定官職として明確に位置付ける。)

**B 現行の教務職員定数を次の何れかの方法又はその組合せにより段階的に整理する**

- B-1 助手以上への振替を推進する  
 { 教育研究の高度化・専門化に対応した教官組織の充実、助手の定員削減  
 による不完全講座の解消等を目的として助手以上への振替を進める。 }
- B-2 専門行政職俸給表適用職員へ移行させる  
 { 然るべき時点で教室系技術職員と統合し、専門行政職俸給表適用職員へ  
 移行させる。 }
- B-3 他職種への異動等により定員の段階的整理を進める  
 { 他職種(助手・技術職員等)への異動、退職を機に定員を逐次整理し新た  
 な仕組みの活用を考える。 }

〈教室系技術職員〉

1) 待遇についての現状

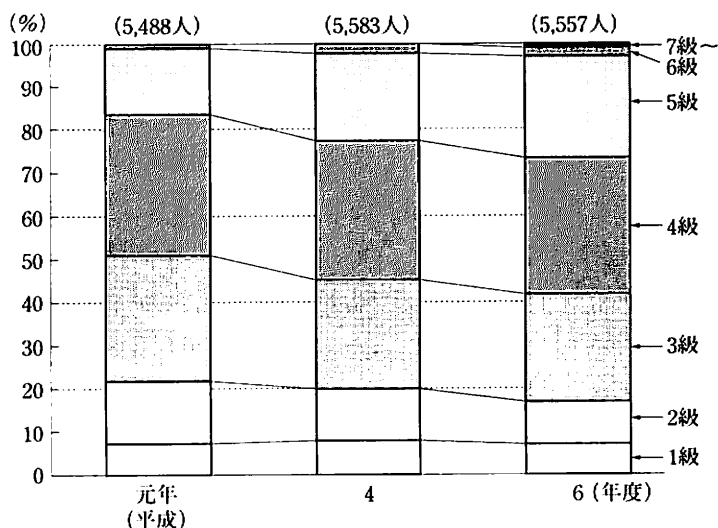
教室系技術職員については、高度の専門性と技術性を有し大学の教育・研究等を推進するうえで欠くことのできない職種であり、これまでも国立大学協会としては待遇改善について最大限の努力を図ってきたところである。

平成元年以降の級別比較は図8のとおりである。

4級以上の在職者の比率は、平成元年は50.9%、平成4年は55.9%、平成6年は59.3%と推移し、また、これを5級以上でみると平成元年は18.2%、平成4年は23.7%、平成6年は27.4%となり、さらに6級以上でみると、平成元年は2.9%、平成4年は3.7%、平成6年は4.5%と着実に上位級の在職者が増加しており処遇の改善が図られてきている。

2) 経過と課題

国立大学協会は、技術職員に有為な人材を確保することと技術職員が有する専門的な知識と技術の職務に見合った処遇を確保するために昭和53年に試案として研究技術専門官制度の構想(俸給表の新設)を提案し、文部省及び人事院に要望した。しか



【出典】 国立大学協会調査による。

図 8 技術職員の級別在職比率

し、昭和 60 年の人事院の給与制度の抜本的改正の際には、任用資格、職務内容等に多様性があるとの指摘を受け、専門行政職俸給表への移行の実現を見るに至らなかった。

昭和 61 年 3 月に文部省は、大学技術官と実験実習官に区分し、前者について専行職を適用するとの文部省試案が提案されたが、国立大学協会としての意見の統一に至らず現在に至っている。

国立大学協会としては昭和 62 年 6 月に、専行職俸給表の適用を目指し、現行の行政職(一)の俸給表の中で官職の整理と組織の整理についての考え方を示すとともに現状についてのアンケート調査を行った。昭和 63 年 6 月にアンケートの結果を基に各大学に対し、技術職員の組織化と技術研修の検討及び具体的作業にはいることの要請を行った。これを受けて、各大学においては組織化が飛躍的になされてきており(平成 6 年 7 月 1 日現在、全技術職員の 78.2%)、研修についても積極的に計画、実施がなされている。

近年の研究開発の高度化、大規模化、学際化の進展に伴い研究開発を技術面で支える研究支援業務の位置付けも大きく変化しており、創造的な研究開発を研究者とともに担っていく優れた技術者を確保することが極めて重要であると認識している。国立大学協会としては技術職員の専行職俸給表への移行を目指し、そのために前述のように諸条件の基盤整備を図ってきている。

なお、専行職俸給表に移行されるまでの間当面の措置としては、その職務に見合った処遇がなされるように引き続き上位級定数の拡大を要望していく必要がある。

## 〈事務系職員〉

### 1) 待遇についての現状

事務局及び学部等の事務部職員が担う業務は学術の進展，社会情報の変化に対応する機能が要請されている。また業務の拡大に伴い，事務運営の効率化，省力化に努めているものの業務量は日増しに増大しており，職員個々に要求される資質，能力は極めて高度なものになっている。

このため，国立大学協会として，職員の処遇の確保に向けて取り組んできたところである。

11級制になった昭和60年以降の行政職(一)の級別定数の推移は，図9のとおりであり，行政職(一)全体に対する4級以上の構成比でみると，昭和60年は40.5%が平成6年には55.0%と15%増になっている。また，専門職，主任定数の推移は，表3のとおりであり，昭和60年の専門職，主任定数を100とすると平成6年には専門職は946，主任は163といずれも大幅な増加になっており，着実に改善されてきている。

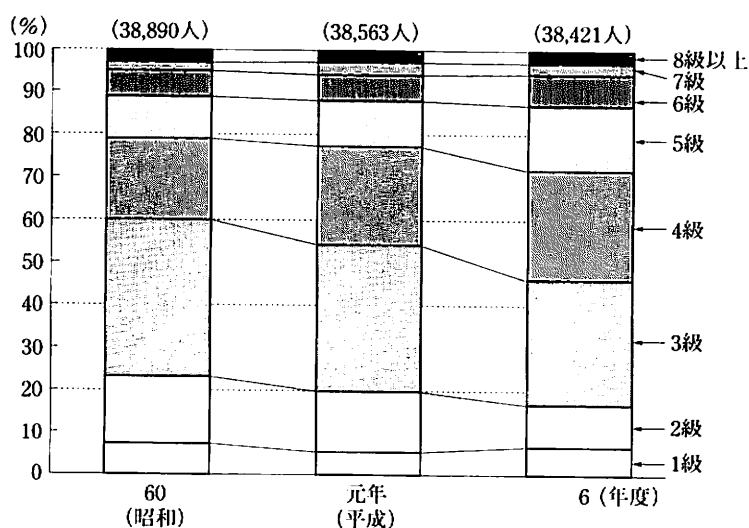


図9 国立学校行政職(一)級別定数比率

表 3 専門職，主任定数

年	職	専 門 職	主 任
平成 6 年		1,296 (946)	6,549 (163)
平成 4 年		685 (500)	6,135 (153)
平成 元年		320 (234)	4,955 (124)
昭和 60 年		137 (100)	4,009 (100)

[注] ( )内は昭和 60 年の数を 100 とした場合の指数である。

## 2) 経過と課題

国立大学協会では、大学教職員の給与改善に関する要望書を毎年、文部省、人事院はじめ関係機関に提出するとともに、その必要性を要請してきたところである。当初は、教員を中心に要望していたが、学術、国際交流等の著しい進展、学生定員、留学生受入れの増加等に伴う事務の質量ともの増大、一方では定員削減による要員の減、さらには、昭和 30 年代半ば以降の大学の拡充、整備期に採用された職員層が中堅職員として活躍していること等から、主として中堅職員の待遇改善の緊急性を要望してきた。

このことについては、先に述べたように文部省の努力、及び人事院等関係機関の理解を得て着実に改善されてきている。大学が教育、研究を通じて果たすべき社会的使命、役割が一層増大するとともに、きめ細かい社会との対応が必要であり、あわせて、各大学が大学改革を進めている今日、事務局等の事務系職員の機能も一層高度化しなければならない。

このため、優秀な人材を確保するとともに、職員の自己啓発がますます必要となる。このようなことから、今後も引き続き、処遇の確保へ向けての努力が必要と考える。

## 4 国立大学協会による待遇改善の要望

### 1) 待遇改善要望書の提出

国立大学協会では、毎年、人事院の給与勧告に先立ち、「国立大学の教員等の給与改善に関する要望書」を人事院、文部省等の関係機関に提出し、給与改善に努めてきている。

この要望の内容は、国立大学の役割・使命から有為な人材を確保する必要があるという観点で、次の7項目について強く改善を求めているものである。

- (1) 教育職(一)の俸給水準の引上げを行う等を含め俸給体系を是正すること。
- (2) 部局長(学生部長, 事務局長等を含む)について指定職の完全適用を図ること。
- (3) 管理職手当の適用対象の拡大と増額を図ること。
- (4) 大学教官特有な職務に見合う手当として「大学研究調整額」(仮称)を新設すること。
- (5) 教育・研究支援職員等の待遇の抜本的改善を図ること。
- (6) 大学の中堅職員(事務系)の待遇改善を図ること。
- (7) 看護職員の待遇改善を図ること。

昭和50年代までは、教育・研究に直接従事する教官について要望項目としてきたが、昭和60年から事務系職員を、平成4年からは看護職員についても取り上げることとして、今日に至っている。

また、国大協では、状況に応じ人事院の給与勧告の完全実施を関係機関に働きかけてきている。

## 2) 近年における改善経過

大学教員の給与改善に関しては、義務教育諸学校教員の「人材確保法」以降は、これら教員との均衡から、若手・中堅層を中心に改善が図られてきたが、その後公務員給与は教育職に限らず他の職種についても特筆すべき事項はあまりなかったが、平成3年の人事院勧告で、大学教員の給与の特別改善として、① 助教授を中心とする中堅層に重点を置いた俸給の特別改善、② 大学院における教育・研究指導の負担の特に大きい教官について俸給の調整額の新規適用及び調整数の引上げ、③ 評議員等の管理業務負担の大きい教官について俸給の特別調整額の新規適用が図られた。

看護職員についても、人材確保の観点から、給与改善が図られてきているが、平成3年の勧告で特別改善として、① 若年、中堅層の看護職員を中心とする俸給の特別改善、② 規模の大きい病院の看護部長の級の new 設、③ 俸給の調整額の調整数1相当分の本俸への繰入れの措置がとられた。

なお、技術系、事務系職員の改善については前述のとおりである。

## 5 む す び

前述のように、関係諸機関のご理解のもとに教職員の待遇は、漸次改善されてきてはいるものの、今後共なお一層の改善が求められるところである。

特に、わが国の高等教育と学術研究の推進・発展の中心的役割を果たしてきていると自負している教員層の意識は未だなお不充分との思いが強い。

また、教育研究支援職員関係については、引き続き上位級の確保が求められるところであるが、そのうちでも教室系技術職員については、国立大学特有の職種であることから国立大学協会が中心となって抜本的改善策を打ち出さなければならないところである。

優れた人材を確保するために教職員の待遇の改善を図ることは必須のことであるが、その実態については一般にはあまり広く知られていないところであるので、これを機会に多くの方々のご理解とご助力を賜りたいと考えている。



# 7 国際化への対応

## 1 はじめに

古来、二つの文明が接触すると対立や闘争も避け難いが、人やものの交流がそれに伴い、相互に触発、刺激され、更なる文明の発展を促すことが多いのである。近代のサイエンスはルネッサンスのあと、16世紀頃に興ったのであるが、その歴史をみると、西欧の諸大学は知的創造活動の中心地として重要な役割を演じ、特に学者達の国際交流が発展に大いに貢献したことは言を俟たない。この西欧が創り出したサイエンスの知識は極めて優れた技術のノーハウを生み出し、産業革命を早期に成功させ、西欧諸国はその強大な科学技術の力をもって長く世界で支配的地位を保ってきた。何としても欧米先進国の高度な機械文明は他を圧倒し、一方的にアジアやアフリカの後進国を席捲し、まさに「知識は力なり」を示したのであるが、この場合には交流というよりも直流という言葉がよく当てはまるかもしれない。

## 2 明治以来の国際交流

明治のはじめ、1870年頃、近代工業国家を目指した日本政府は多くの留学生を欧米に派遣し、同時に学者や技師のいわゆる「お雇い外国人」を新設された大学に招聘して西欧文化の直流移入にこれ努めたのである。1885年頃になると、これら外国人の役割も次第に限定され、帰国留学生が活躍する時代を迎えるのである。

文明にはソフトな価値的所産の面とハードな物質的所産の面があるが、日本政府に

よる西欧文明の<sup>・</sup>直<sup>・</sup>流<sup>・</sup>移<sup>・</sup>入<sup>・</sup>にはハード重視の傾向があった。ソフトは和、ハードは洋とする和魂洋才という言葉がそれを物語る。勿論、西欧のソフトは民間人らによって盛んに日本にもたらされたが、それでも、官僚など、当時の指導層の西欧ソフト軽視の風潮は右翼や独善的な軍人の台頭を許し、その後の日本の発展に禍根を残すことになったと思われる。第二次世界大戦の挫折がそれであろう。

国際教育交流という観点からみると、1894-95年の日清戦争のあと、急速に発展する日本に学ぼうとする清国留学生が急増し、1905年までの10年間に1万人近くが来日したという記録がある。その後、1911年には辛亥革命、1912年には中華民国の誕生、第2次革命の失敗など、中国は紆余曲折の歴史をたどるが、1936年には中国留学生数は5,000人の多きに達した。1994年現在、中国からの留学生数23,000人、外国人留学生全体の43%を占め、最も数が多い点では昔も今も変わらない。

ところで1937年には盧溝橋事件がおり、日中全面戦争に突入したので大部分の留学生は帰国した。若い留学生達は進歩的思想の持ち主で、中国革命運動に参加しただけではなく、反日思想を持ち、排日、抗日運動にも積極的に参加したとすれば、当時の中国との教育交流は日中友好には何ら役立たなかったことになる。勿論、これはわが国の対中政策に根本原因がある。

1941年、日本は太平洋戦争に突入し、1945年、無条件降服によって終るまでの戦時中、日本軍占領地域からの外国人留学生数百人が在日していた記録がある。勿論この間、明治以来続けられていた文部省留学生(大学の教官等の国費による海外留学)は中断されていたことはいまでもない。

### 3 戦後の海外留学

戦後間もなく外国政府の奨学金による日本人の海外留学の道が開かれ、やがて1950年代から1960年代にかけての“大留学生時代”を迎えるのである。これは丁度、江戸鎖国の反動として、明治のはじめ、新知識を求めて多数が海外に留学したように、知識人達は戦時中の閉鎖感からの解放を求め、また外国情報への渴望から留学熱が高まったのである。

戦後の海外留学の先鞭をつけたのは1949年、アメリカへのガリオア留学、3年間で実に1,047人が留学した。このプログラムは1952年、講和条約の発効とともにフルブライト人物交流計画に引き継がれ、1962年までの10年間に2,322人の留学生が渡米した。アメリカの外、フランス、イギリス、ドイツ、インド、イタリア等38カ

国の政府から相次いで奨学金が提供され、1949年から1971年までの22年間、この種の留学生の総数は7,102人に達した。その他さまざまな民間基金による留学生を合算すれば優に1万人を超えることになる。私は1960年以来、長くアメリカの研究所に勤務していたが、日本人訪問客の中にはフルブライト留学生の大学の先生達も少なからずおられた覚えがある。ともかく、これら留学生の人達は学生にとどまらず社会人や学者も多く含まれ、戦後の日本の経済復興、学術文化の興隆に大いに貢献したことは疑いない事実である。

#### 4 留学生の国際的な現状——とくに日米比較

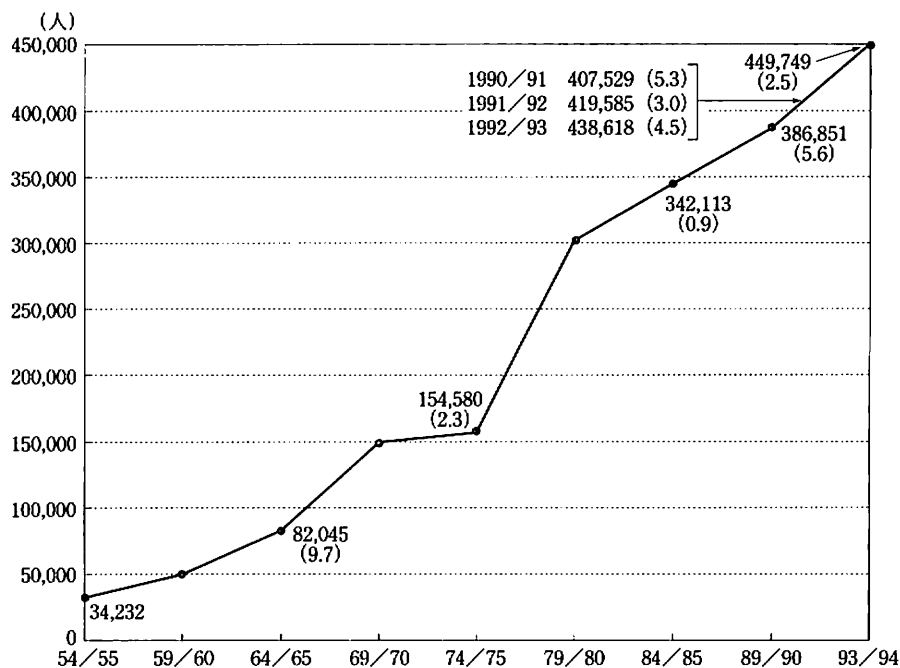
交通手段の発達、生活水準の向上、教育の高度化などに助けられ、国際交流は近年、ますます盛んになり、全世界で学んでいる留学生は百万人を超えている。中でもアメリカ(1993年、45万)、フランス(1992年、14万)、ドイツ(1991年、12万)、イギリス(1991年、9万)、日本(1994年、5万)などの5国は多くの留学生を受け入れている。

アメリカが受け入れる外国人留学生数の推移は、図1Aのグラフに示す通り、過去35年間に10倍になっている。図1Bには出身地域別留学生数を示すが、これによるとアジアからの留学生が実に全体の約60%を占めている。図1Cには出身国別留学生数を示すが、中国、日本からの留学生がそれぞれ全体の約10%の多きにのぼっている。

一方、わが国が受け入れる外国人留学生数の推移を図2、出身地域別、出身国別および専攻分野別留学生数は表1に示す。図2に示すように、わが国の外国人留学生数は過去15年間に10倍近く伸び、私費、国費、外国政府派遣合せて5万人を超えることになった。しかし、ここでも表1に示す通り、アジアからの留学生が実に全体の91.6%を占めている。文部省では1983年および1984年の「21世紀留学生政策」についての提言に基づき西暦2000年には留学生受入れを10万人に到達させる計画を推進している。

ところで、図3はわが国の大学専門分野別の学生数の構成を示すが、表1下段の表に示す専攻分野別留学生数と深く関連していることは明らかである。図3において、理、工、農を合せば26.1%になるが、アメリカにおける専門分野別の学生数の構成によると理、工、農の合計は15.1%でわが国のそれに比べて11%少なくなっているが、これは主としてアメリカの工学部門の割合が日本に比べ小さいためである。図

## A 外国人学生数



[注] ( )内は変化率

## B 世界の地域別留学生数

地域	1992/93	1993/94	変化率
アフリカ	20,518(人)	20,569(人)	0.2(%)
アジア	260,669	264,693	1.5
ヨーロッパ	58,012	62,442	7.6
ラテンアメリカ	43,253	45,246	4.6
中東	30,241	29,509	-2.4
北アメリカ	21,552	23,288	8.1
オセアニア	4,295	3,857	-10.2
総計	438,540	449,604	2.5

## C 主要な出身国

出身地	1992/93	1993/94	変化率
中国	45,130(人)	44,380(人)	-1.7(%)
日本	42,840	43,770	2.2
台湾	37,430	37,580	0.4
インドネシア	35,950	34,800	-3.2
韓国	28,520	31,080	9.0
カナダ	20,970	22,660	8.1
シンガポール	14,020	13,750	-1.9
マレーシア	12,660	13,720	8.4
インドネシア	10,920	11,740	7.5
タイ	8,630	9,540	10.5
パキスタン	8,020		
ドバイ		8,510	

[出典] Open Doors 1991 / 1992, Institute of International Education.

図 1 アメリカが受け入れている留学生の動向

表 1 外国人留学生数(平成6年5月1日現在)

## A 出身地域別

地域別	留学生数 (人)	構成比 (%)
アジア	49,286 (48,016)	91.6 (91.6)
欧州	1,288 (1,140)	2.4 (2.2)
北米	1,270 (1,327)	2.4 (2.5)
中南米	802 (816)	1.5 (1.6)
アフリカ	469 (458)	0.9 (0.9)
オセアニア	387 (365)	0.7 (0.7)
中近東	285 (283)	0.5 (0.5)
計	53,787 (52,405)	100 (100)

[注] ( )内は平成5年5月1日現在の数。

## B 出身国(地域)別

国(地域)名	留学生数 (人)	構成比 (%)
中国	23,256 (21,801)	43.2 (41.6)
韓国	12,965 (12,947)	24.1 (24.7)
台湾	5,648 (6,207)	10.5 (11.8)
マレーシア	2,276 (2,105)	4.2 (4.0)
インドネシア	1,178 (1,206)	2.2 (2.3)
アメリカ合衆国	1,146 (1,192)	2.1 (2.3)
タイ	1,014 (992)	1.9 (1.9)
バンラデシュ	637 (581)	1.2 (1.1)
フィリピン	487 (528)	0.9 (1.0)
香港	479 (520)	0.9 (1.0)
その他	4,701 (4,326)	8.8 (8.3)
計	53,787 (52,405)	100 (100)

[注] ( )内は平成5年5月1日現在の数。

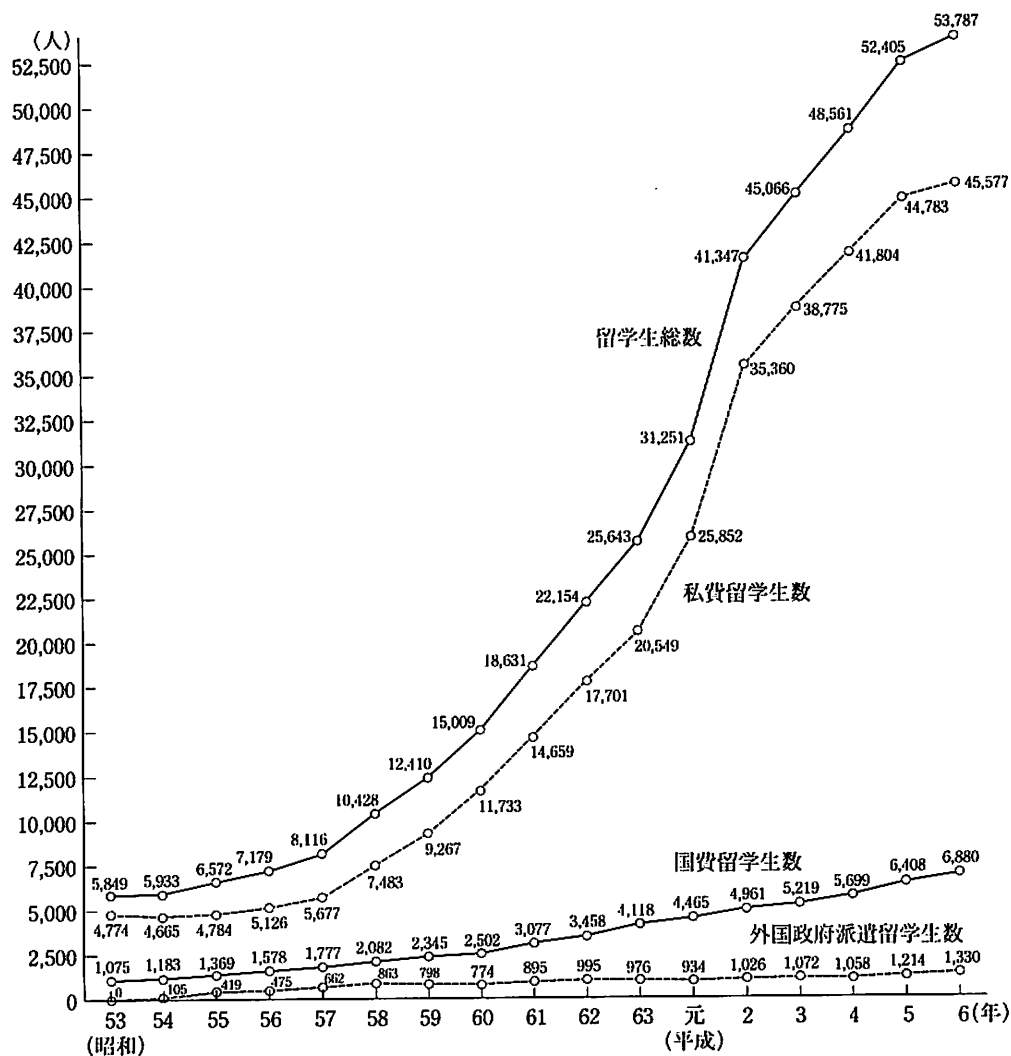
## C 専攻分野別

専攻分野名	留学生数 (人)	構成比 (%)
社会科学	16,335 (15,363)	30.4 (29.3)
工学	10,949 (10,033)	20.4 (19.1)
人文科学	10,448 (10,525)	19.4 (20.1)
芸術	2,567 (2,680)	4.8 (5.1)
家政	2,531 (3,117)	4.7 (5.9)
医歯薬等	2,423 (2,342)	4.5 (4.5)
教員養成等	2,315 (2,242)	4.3 (4.3)
農学	2,227 (2,180)	4.1 (4.2)
理学	1,305 (1,209)	2.4 (2.3)
その他	2,687 (2,714)	5.0 (5.2)
計	53,787 (52,405)	100 (100)

[注] ( )内は平成5年5月1日現在の数。

[出典] 文部省調べ。

4には、わが国の国、公、私立における専門分野別学生数比率を示すが、国立大学では理科教育を重視し、理、工、農、三分野の合計は実に44%の高率に達する。一方、公立、私立大学では、人文、社会科学が主流を占め、学生の過半数がそれに属する。



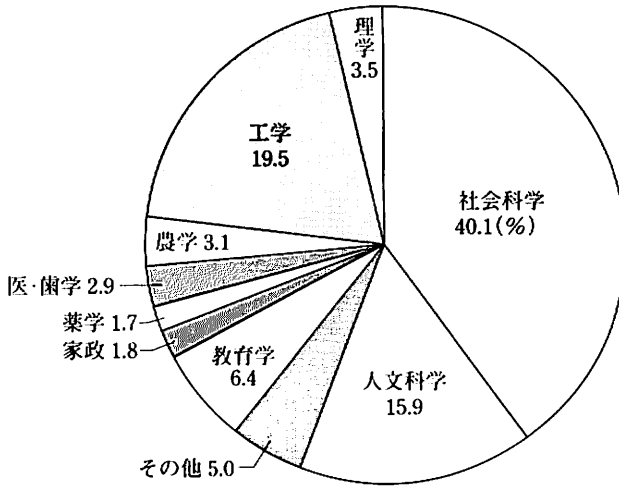
[注] 外国政府派遣留学生：中国，マレーシア，インドネシア，ブラジル，タイおよびシンガポールの各国政府派遣留学生である。

[出典] 文部省調べ。

図2 外国人留学生数の推移(各年5月1日現在)

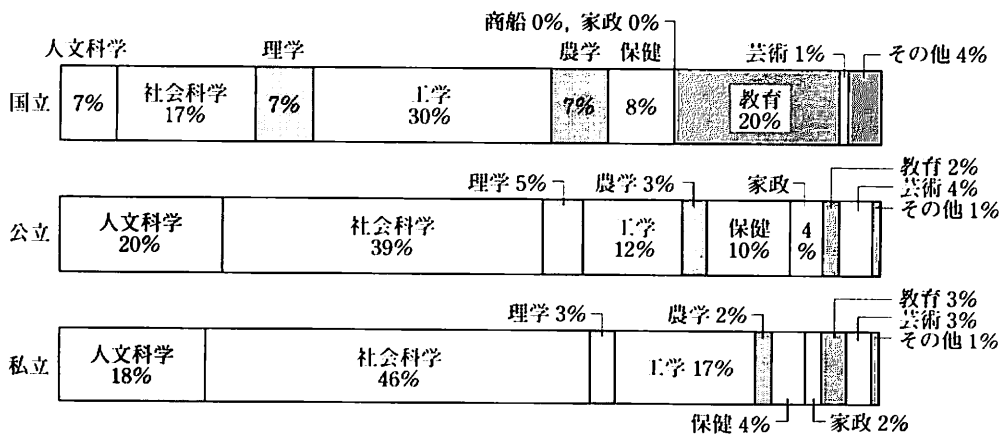
### 5 アメリカ、日本が送り出している留学生

次に、アメリカおよびわが国が海外に送り出している留学生数についてみてみよう。図5はアメリカ人の留学先国の割合を図に示したものである。1991年、留学生数71,154人で1985年に比べると47%増加しているが、それでもアメリカの大学生



[出典] 文部省調べ。

図3 大学(部門)専門分野別学生数の構成(平成6年5月現在)



[出典] 文部省調べ。

図4 大学設置者別専門分野別学生数比率(平成6年度)

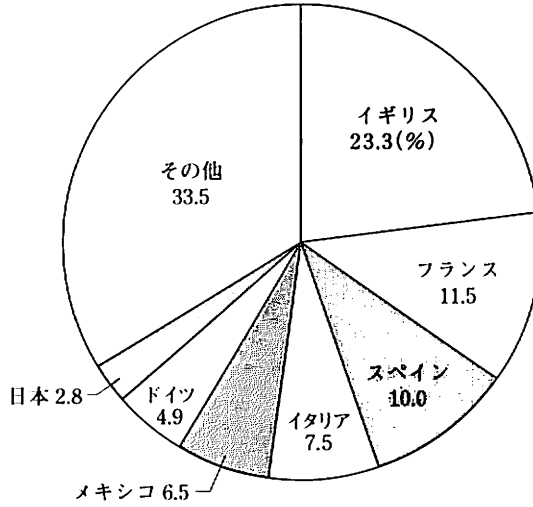
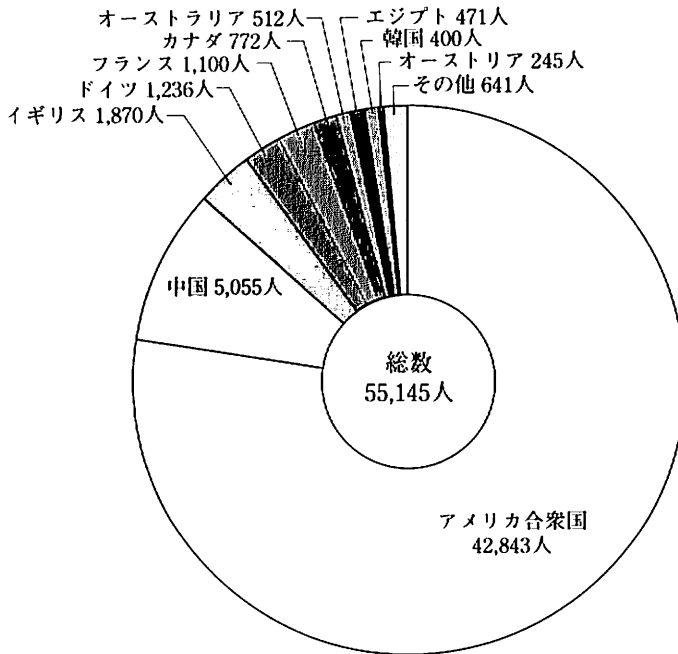


図 5 1991-92 年のアメリカ Study abroad students の目的国



[注] ドイツ及びイギリスは1991年現在、韓国は1993年現在、その他は1992年現在。  
 [出典] 『ユネスコ統計年鑑』1994年版(主要50カ国)による。

図 6 日本人留学生の留学先国



数約 870 万(短大を除く)の僅か 0.8%。また、アメリカが受け入れる外国人留学生数(図 1)45 万の僅か 6 分の 1 ということになり、いわば大へんな入超である。前述のように、アメリカが受け入れる外国人留学生の 60% をアジアからの人が占めるが、アメリカ人の留学生の 3 分の 2 の留学先国はヨーロッパ諸国、即ちイギリス、フランス、スペイン、イタリア、ドイツ、オーストリアなどである。

一方、わが国が海外に送り出している留学生数、および留学先国は図 6 に示す。この日本人留学生数 55,145 人は図 2、外国人留学生数 53,787 人(平成 6 年)とほぼ同数であることは興味深い。しかしアジアからの留学生が 91.6% であるのに対し、日本人の留学生の 77.7% はアメリカに出かけ、全体の実に 85.8% は欧米を指向している。

ところで発展途上国から、アメリカあるいは日本などの先進国への留学は多くの場合、学位取得が目的であろう。しかし、アメリカとヨーロッパのように先進国相互の場合には、大学間交流協定に基づく短期留学(1 年または 1 学期)の場合が多く、いわゆる Junior Year Abroad と呼ばれるプログラムによるものである。いうまでもなく、学部教育の段階で短期であろうとも外国に留学することは、語学の習熟は勿論、視野、見解を広め、また異文化の中に自分を置くことは、新しい自分の発見につながるという点でリベラル・エデュケーションの実を挙げることができるので、われわれはその推進に努めているところである。

学校紹介のパンフレットには、“国際的に開かれた大学”、“国際交流が盛ん”とか“国際化が進む”などの言葉がよくみられ、国際化は一つのキーワードになっている。たしかに、国家の盛衰は国際関係に大いに左右され、国家繁栄の必要条件の一つは何としても国際性豊かな教育制度を整えることであろう。

## 6 UMAP と JUSSEP

筆者が所属する国立大学協会第 5 常置委員会は、昭和 27 年設置当初は大学間の相互協力の推進を目的としていたが、最近ではもっぱら大学間の国際交流の促進に努力している。これに関して UMAP(アジア太平洋地域大学交流)と JUSSEP(日米学生交流)の二つの小委員会が設けられ活発に活動している。

UMAP は、University Mobility in Asia and the Pacific の頭文字をとったものであり、その名の通りアジア太平洋地域の大学間の学生、教育者、研究者の交流促進を目的としている。UMAP は、1991 年 9 月、オーストラリア大学長協会(AVCC)の

呼びかけで、キャンベラにおける第1回 UMAP の会議で発足した国際組織である。本組織は、いわばヨーロッパで1987年発足し、ヨーロッパ共同体内の大学間短期学生交流の促進に成功しているエラスムス計画に倣ったものである。もっとも、アジア太平洋地域はヨーロッパに比べ広範囲に亙り、経済、社会、文化的にも異質の国々からなっているだけに多様性に富んでいる。また地域の住民はバイタリティを持っているので経済成長が著しい。今後、大学交流を通じて、相互理解を深め、地域の発展に貢献する人材の育成に努めようとするのである。第2回会議はソウルで、第3回会議は台北で開かれてきた経緯がある。

そして第4回会議は、大阪大学が世話大学となり、はじめて日本で開催される運びとなった。これが1994年12月、大阪府豊中市の千里ライフサイエンスセンターで開かれた UMAP JAPAN '94 OSAKA である。会議の参加者は海外22ヵ国から56名、国内からを合せて270余名にのぼり盛況を呈した。シンポジウムや作業班会合が活発に行われ、総会では「大阪宣言」が採択された。「宣言」では交流の阻害要因と考えられる語学教育、奨学金、単位交換などの不十分さ、ビザ発給上の問題点、宿舎の不足などの課題が論じられた。次回第5回 UMAP 会議は1996年8月ニュージーランドで開催される予定である。

ところで、国立大学協会とオーストラリア大学長協会(AVCC)との間には1992年12月、全般的な日豪学術交流協定が結ばれている。そこでは学部学生の交換留学も取り上げられ、参加学生は教科目履修、異文化体験、語学力増強の三つができること、1学期以上の交換留学生で自国大学に授業料を納める限り、受け入れ大学では授業料の免除、双方向同数、単位互換などが謳われている。同様の協定が国大協とニュージーランド大学長協会(NZVCC)の間にも1995年8月締結された。

JUSSEP は、Japan US Student Exchange Program の頭文字を取ったものである。この小委員会は1993年、日米文化教育交流会議(CULCON)の要請を受け、AAC & U (Association of American Colleges and Universities) と協力して日米大学学部学生交流の増大、とくに米国学生のわが国の国立大学への受入れを大幅に増やすことを検討している。特筆すべきことは、米国学生の日本への留学の最大の障害、日本語の習熟を回避するため短期留学生には英語で授業を行うことが、その後の論議で決められたのである。

現在、国立大学協会と AAC & U とが合意に達し、協力作業を行っているものは、カリキュラム アブロード プロジェクトと呼ばれるものである。これは米国学生の日本留学を有意義ならしめるため、モデルになる優れたカリキュラムを作ろうというの

である。分野は Arts and Sciences, Business, と Engineering の三領域であり、すでに、1995年1月と6月に会合が持たれ、筑波大学、千葉大学、東京大学、一橋大学、大阪大学、広島大学、および九州大学が参加している。

ところで、九州大学では、すでに1994年10月、米国から20人前後の短期留学生を受け入れ、Japan in Today's World と名づけたコースを英語で開講している。東京大学教養学部、および筑波大学国際総合学類では、1995年秋から米国の短期留学生を受け入れている。

1993年9月、筆者がアメリカ駐日大使モンデール氏にはじめて会ったとき、日米留学生数の不均衡を話題にされた。表1に示すようにアメリカ人の日本への留学生数は1,146人(日本への全留学生の約2%)であるのに対し、図6に示すように日本人のアメリカへの留学生数は42,843人(アメリカにおける全留学生の約10%)でその比をとるならば、実に1対37という大変なアンバランスである。ともかく、アメリカ側の見解は、これにより日本にはアメリカ通が多いが、アメリカには日本通が少なく、それにより、政治、経済、学術などさまざまな面でアメリカが不利益を被るというのである。多分、アメリカに日本通が少なければ、わが国もまた不利益を被ることになるのではないであろうか。

## 7 む す び

今日、日米関係、経済、政治の面では争点になる課題も多いだけに、日米大学間交流を進め、相互理解を深めることの意義は大きい。ともかく、アメリカからの短期留学生を受け入れることは、快適な宿舎の提供だけではなく、多くの新しい問題を提起するだけに、われわれ自身の大学に大きな刺激を与え、学内の緊張感も高まるのである。アメリカからの留学生の存在は日本の学生達にも良き刺激を与えるに違いない。勿論、そこで最も大事なことは留学を経験した人達をよき日本の理解者とすることである。昔の中国留学生のように反日感情などを抱く結果にならないよう留学生への十分な配慮を怠ってはならない。できるだけ留学生と日本人との親交を深めさせることも好ましい結果を生むのではないであろうか。また、英語は国際語であるだけに、われわれ国立大学が魅力あるさまざまなカリキュラムを英語で提供することが出来るならば、ヨーロッパ諸国、またさらにアジア諸国からも多くの短期留学生を日本に引きつけることができるのではないであろうか。そうなれば、われわれの大学がまさに全世界に開かれたことになるのである。

## 生涯学習における国立大学の役割

### 1 国立大学と生涯学習——その現状

国立大学は戦前においては、わが国の近代化の先駆けとなるエリートの養成機関であった。明治時代から第二次大戦の終結まで国立大学は、その役割を十分に果たしてきたといえよう。しかし戦後は事情が異なっている。国立大学の数が増加し、私立大学も急増し、そのうえ大学進学率が高くなり、必ずしもエリートとはいえないような学生の数も増え、かつてのエリート教育の形を守ることは不可能となったからである。しかしこのような状況は当然のことであり、国民全体の教育水準が向上している証であり、歓迎すべきことなのである。現在では国民一人一人が個性的な人格を育成するために高度な教育を必要としているのであり、国立大学もそのために努力しなければならないのである。

かつて国立大学は近代化の先駆けとなる人材を公教育の理念のもとに育成してきた。その大きな成果が今日のわが国を作り上げたことは誰もが認めるところである。しかし現在では公教育の目的は異なっている。明治時代には公教育の目的は国家の単位で見ればわが国の近代化であった。個人の単位で見れば当然のことながら個人の確立であったが、全体としてみれば国家の要請の方が強かったのである。現在では公教育の目的が国家の単位でも個人の単位でも見失われつつあるように思われる。そのような問題を国立大学の生涯学習特別委員会としても考えてゆかなければならないのである。こうした点については後半で考察することにして前半では国立大学の生涯学習の成果について報告することにしよう。

国立大学協会の生涯学習特別委員会は平成5年に『国立大学と生涯学習』という報告を出し、そこで生涯学習社会における国立大学の在り方について論じている。ここでは国立大学における生涯学習の定義について中央教育審議会、生涯学習審議会の答申などを参考にしてまとめられている。そこで用いられている生涯学習、継続教育、リカレント教育、リフレッシュ教育等の用語の定義は改めて繰り返す必要はないであろう。国立大学が生涯学習の推進に対してなすべき貢献については以下の課題があげられている。

1. 伝統的教育機能の一層の向上
2. 伝統的教育機能へのアクセスの向上
3. 教育内容等の工夫
4. 伝統的教育機能以外の学習機会の提供

これらの課題の内、国立大学がこれまで達成してきたことを中心にして具体的にあげれば以下のような事柄を指摘できよう。

#### 1) 社会人特別入学者選抜

社会人のための特別入学者選抜という形で入学試験を行ってきたこと。国立大学では、平成6年度で28大学46学部で行われ、入学者数は534人となっている。国公立大学における実施状況については表1を参照されたい。国立大学は社会人の生涯学習のために門戸を開いてきたのである。

表1 社会人特別入学者選抜の実施状況

(平成6年度: 4年制大学)

区 分	実施大学	実施学部	入学者数
国 立	28/98 大学	46/ 学部	534 人
公 立	15/48	23/	220
私 立	164/406	297/	3,445
計	207/552	366/	4,199

#### 2) 夜間大学院と学部

また夜間大学院(修士課程)を設置している大学は筑波大学の2研究科がある。

夜間学部は26大学におかれており、入学定員は2,931名、入学者数は3,111名、在学者は14,050名である。国公立立各大学と短期大学における状況は表2の通りで

表 2 夜間の学部等を有する大学・短期大学の学校数、学生数  
(平成 6 年度)

区 分		学 校 数	入 学 定 員	入 学 者 数	在 学 者 数
大 学	国 立	26	2,931	3,111	14,050
	公 立	6(1)	849	852	4,264
	私 立	49	22,720	25,526	106,654
	計	81(1)	26,500	29,489	124,968
短 期 大 学	国 立	11(11)	795	726	3,841
	公 立	7(2)	800	862	2,626
	私 立	52(12)	5,675	6,246	13,540
	計	70(25)	7,270	7,834	20,007

ある。

昼夜開講制の実施状況は平成 6 年度で 22 大学 27 学部となっている。昼夜開講制の実施状況の年次別実施状況は図 1 の通りである。

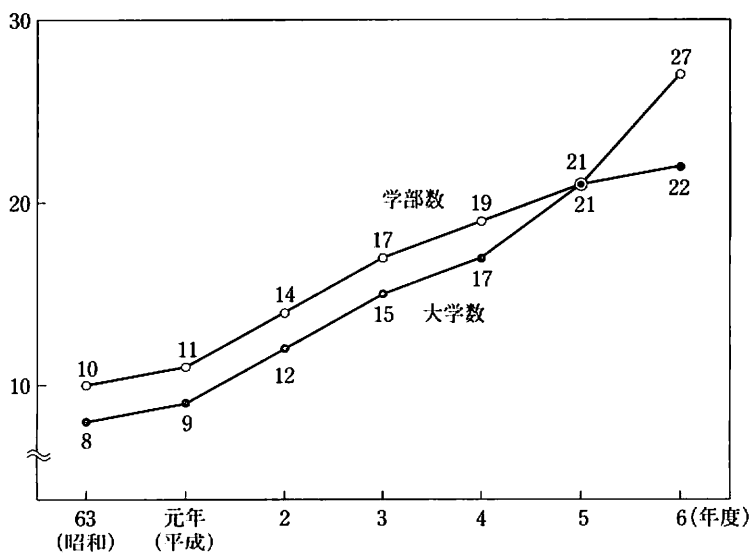


図 1 国立大学における昼夜開講制の実施数

### 3) 大学における聴講生、科目等履修生

大学と短期大学における聴講生と研究生の数は図 2 の通りである。

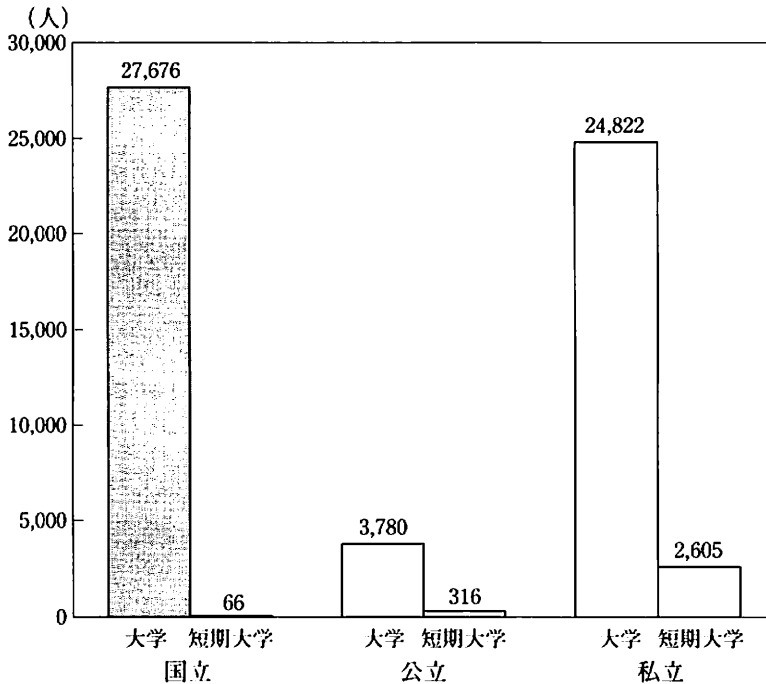


図 2 大学・短期大学における聴講生の数(平成 6 年 5 月現在)

この他に平成 3 年の大学設置基準の改正により、当該大学の学生以外の者で科目を履修する者に対し単位を与えることができる「科目等履修生」の制度が導入されている。

#### 4) 公開講座

国立大学における公開講座は大学の学術研究・教育の成果を直接社会に開放し、地域住民・成人一般に高度な学習の機会を提供するものであり、この 10 年間に大幅に増加している。国立大学だけで実施大学は 95、開講講座数は 915、受講者数は 48,227 名となっている。国公立大学における公開講座の実施状況は図 3 の通りである。

#### 5) 生涯学習教育研究センター

国立大学には以下の大学に生涯学習教育研究センター等が設置されており、地域の生涯学習の拠点となっている。

東北大学教育学部附属大学教育研究センター

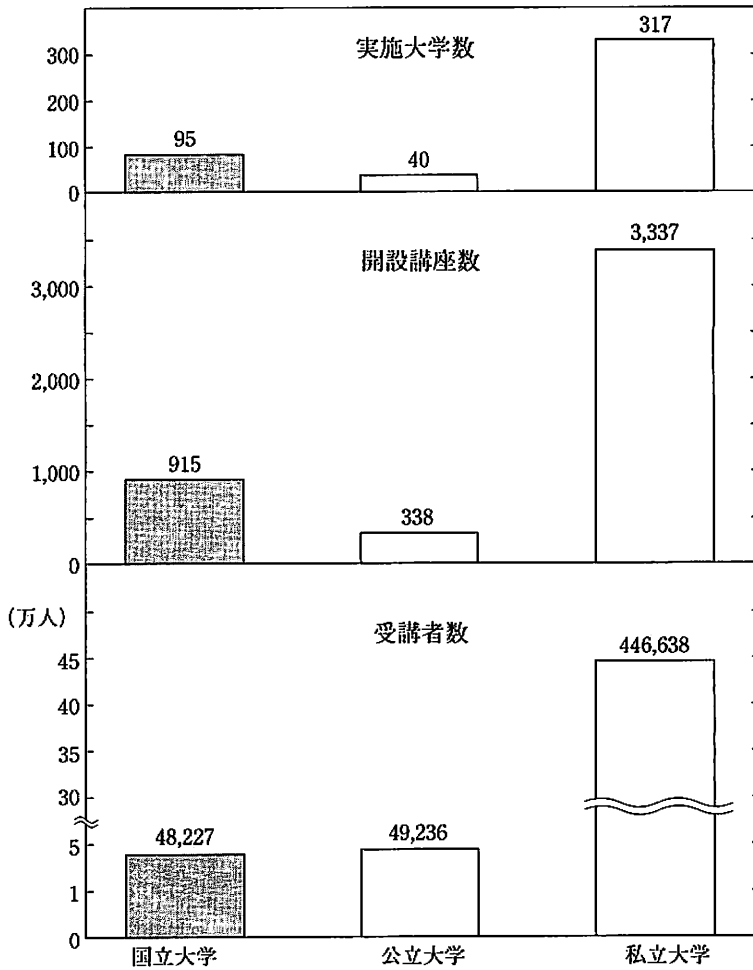


図 3 公開講座の現状(平成5年度)

茨城大学生涯学習教育研究センター  
 宇都宮大学生涯学習教育研究センター  
 金沢大学教育開放センター  
 徳島大学大学開放実践センター  
 島根大学生涯学習教育研究センター  
 香川大学生涯学習教育研究センター  
 長崎大学生涯学習教育研究センター  
 高岡短期大学短期大学開放センター



## 6) 国立大学の貢献——まとめと今後の課題

これらはいずれも公開講座を主催したり、県や市町村との共催による大学公開講座を開催し、協力事業なども積極的に行っている。こうしたことを前提として国立大学が生涯学習にどのような貢献ができるかという点については次の3点があげられている。

1. 生涯学習の推進
2. 学習ニーズへの対応
3. 国立大学の役割

先述した報告『国立大学と生涯学習』においてはこれらの点について詳しく分析され、論点が整理されている。国立大学協会が編集した最初の生涯学習に関する報告として注目すべきものである。これらをまとめれば、①生涯のいつでも自由に学ぶことができ、それが社会からも評価される状況になりつつあることを示している。その結果、②かつての学歴偏重の弊害を打破する道がつけられたという点である。現代の社会は急速に変化しつつある。その変化に追いついてゆくためには誰でも普通の勉学が必要になってきている。たとえばコンピュータを例にとれば事態は明らかであろう。

生涯学習特別委員会においては、これらの課題の他に次のような課題についても検討されている。

- ・国立大学を退官した教官を組織して生涯学習に人的な協力をする事。
- ・地域毎に国公私立の全大学の公開講座一覧表を作り、情報提供をすること。
- ・メディアを利用した公開講座と地方自治体の生涯学習との協力関係を作り上げる事。教職員のリフレッシュ学習への協力。
- ・夜間主コース所属の教職員が生涯学習に参加する際の問題点等。

『国立大学と生涯学習』において国立大学がなすべき生涯学習の基本的方向はすでに十分に述べられているので、以下においてはこの報告に盛られていない課題について考えてみることにしたい。本委員会としてはあくまでも『国立大学と生涯学習』を本委員会の基本的報告と位置づけており、以下に記す私の提案はその補論に過ぎない。

## 2 生涯学習、その理念

### 1) 公開講座に求めるもの

生涯学習に関する関心が高まっていることは、わが国の国民の成熟度を示すものとして喜ばしい限りである。このような状況の中で考えておかなければならないことは、個人の立場にたって考えた場合と、社会全体あるいは国の将来という視点で考えた場合とで多少のズレがあるという点である。いうまでもなく個人の学習ニーズは極めて多様であり、教養、趣味、スポーツなど多岐にわたっているし、それぞれの関心や関わりの深さもさまざまである。もちろん両者が一致している場合もある。たとえば継続教育やリカレント教育といわれる分野では義務教育などに続く教育が行われる場合もある。このような場合には通常の学校教育の延長線上で生涯学習が営まれるのである。生涯学習の場もカルチャースクールや放送大学などを含めれば極めて多様であるが、ここでは国立大学における社会教育に限定して考えてみたい。

私はかつてある大学の市民講座の講師を勤めたことがあった。その大学の位置は首都圏からあまり遠くなかったために、生涯学習に関心がある人が首都圏で開かれる講座に流れてしまう傾向があった。その流れを変えようとしていた大学は開講時間の2時間前に会館と図書館を開放し、お茶のサービスをしたのである。すると市民の多くが2時間前に来学してお茶を飲みながら談笑する光景がみられるようになったのである。図書館が大いに利用されたことはいうまでもない。

人々が公開講座に求めているのは単に教室で語られる講義だけではない。大学という公的な場に自分の位置をもつということも人々を引きつけているように思える。そして人々のこのような関心の背後には幼いときから自然に育まれてきた学校に対する憧憬がある。

### 2) 明治以降の大学と社会教育

明治以降の日本人の生涯を辿ってみると、小学校から大学までの学校時代が人生の大きな原点として老年に至るまで忘れがたい位置をもっていることに気づく。会社の中でどんなに苦勞していても、あるいは年をとって仕事がなくなってからも、常に思い出すと懐かしいのが学校時代の記憶なのである。それは日本の社会が基本的に選別的で排他的、そして差別的であるのに対して学校だけは原則として平等な交わりの場であったからである。だれもが自由で平等な社会を夢見ている。しかしわが国では明

治以降まがりなりにも自由で平等な関係が実現していたのは学校の中だけであった。ときには教師や同級生からいじめを受けながらも被差別部落の生徒も学校の中では地主の子と並んで授業を受けたのである。だから世間の中でどんなに苦しみあがいているときでも、学校時代の自由で平等な雰囲気を使い出すとき、独自の感情が生まれるのである。特に旧制高等学校や大学には欧米の自由の精神が息づいていたから、一見バンカラに見える寮歌祭の歌声の背後にも自由や平等への志が潜んでいる。

人々の学校に対する期待がこのようなものであるとしたとき、大学における社会教育あるいは生涯学習は個人のニーズを満たしながらも、カルチャーセンターなどとは異なった社会的使命を帯びているといわなければならない。一橋大学を例にとってみれば、明治8年に商法講習所として創立されて以来、高等商業、商科大学へと発展してきた過程で、日本の商慣習を合理化し、近代化することを通して日本の社会を合理化し、近代化することを目的としてきた。社会の合理化とは、個人の尊厳と権利を十分に尊重しながら、社会全体の安定と進歩をもたらす道を模索することである。これまでのわが国の施策は実質的に個人の自由や尊厳を十分に尊重することなく進められてきた。会社や組織の中でも全体の利益が優先され、個人は二義的なものとされてきたのである。商慣習を通じて社会の合理化を計る道は商慣習だけでなく、法や社会慣習の合理化が行われなければ達成できない。その意味で社会の合理化は、経営学部や経済学部また法学部や社会学部の課題であるだけでなく、文学部においても当然課題となりうるものである。

### 3) 個人と社会

なぜなら、社会の中における個人の位置に関する議論はさまざまな分野と関わり、哲学や倫理学、そのほか多くの学問と関わりをえられないからである。これまでの議論の中では、わが国の個人の意識は欧米に比べて遅れているという指摘が多かったように思われる。しかし遅れているというと同質の関係の中での比較のように思われるが、わが国における個人と社会の関係をみると、質的な違いを指摘せざるをえないのである。わが国の個人は、欧米のように個人が直接社会を構成しているというよりは、個人はまず何らかの関係の環の中にあり、その関係の環の中での評価が、個人の行動を定めているように見えるのである。その関係の環が世間なのである。

欧米においては個人が社会を作り、個人の意志が結集したとき、その社会の構造の変化も起きるのであるが、世間においては個人が世間を作っているという実感にとほしく、世間はむしろ所与として受けとめられているのである。『万葉集』以来世間に

ついてしばしば歌われてきたが、その場合に世間は無常であるという想いが常につきまどってきたのであって、世間を客観的に観察しようという姿勢は生まれなかったのである。そのような傾向は今でも続いており、現在でもなお世間を歴史的に分析した人はいないのである。個人と世間との関係は個人を含むものとして世間が存在し、個人はそのために世間を自己から切り離して捉えることができないという関係なのである。

つまり世間は感覚的に個人と結びついており、客観的分析の対象になったことがないのである。それは敢えていえば非言語系の知ともいうことができよう。この世間が個人の行動の最終的審判者となっているために、わが国の個人は常に世間の目を気にして暮らし、闊達な個性的人格を生み出すことができずにいるのである。いわば個人を縛り、個人の在り方を規制するものとして世間がある。この世間には形をもつものと、形をもたないものがあり、形をもつものとしては同窓会や学会、政党の派閥、歌壇、文壇、俳壇、クラブなどがあり、形をもたないものはたとえば年賀状やお中元などの贈答を交換する関係があげられる。

#### 4) わが国における個人のあり方——生涯教育の一つの課題

わが国の個人のあり方は、このようにわが国独自の関係の環の中にあり、これまで分析の手が入ったことさえなかったのである。この世間の問題は日本人すべての人々に共通した問題であり、まさに生涯学習の基本的テーマであるということが出来る。この他に社会的に重要な課題として年功序列の問題がある。国立大学としてはいつか教官の任期制を導入しなければならない事態がくると考えられるが、その際に重要なのは一般の社会との関係である。一般の社会の側が終身雇用の体制を維持している限り国立大学だけが任期制を導入しても効果は少ない。社会全体に流動化が広がることが前提となるであろう。この問題を考える際には年功序列の功罪、長幼の序という考え方をどのようにみるかといった問題がある。これらの問題も生涯学習の中で全国的に取り上げ、論ずべき国民的課題であると考えられる。

わが国が抱えている社会的問題としてはこの他に贈与・互酬の問題がある。政治における汚職の問題は常に変わらぬ国民的課題であるが、わが国には他の国と違った状況がある。それは古代的な贈与・互酬が今もなお生きている点である。贈与・互酬のあり方は国や地域によって異なり、欧米においては、わが国とは違って日常的な贈答の習慣は非常に限定されている。それは中世に遡る歴史的な背景をもつものであるが、わが国のように日常的に何かの行為に対するお礼として贈答が行われるという習

慣はない。ところが東南アジアにおいてはマラヤ大学のサイド・フセイン・アラタス教授が指摘しているようにわが国と同様な、あるいはそれ以上の贈答の習慣がある。このように歴史的に長い間収賄としてでなく、儀礼として行われてきた贈答が収賄と重なって現れるとき、たいへん困難な課題となる。このような問題も専門家に委ねてしまう訳にはいかないのであって、国民的課題として検討する必要がある。生涯学習の課題としてふさわしいものといえるであろう。

#### 5) 人権問題——生涯教育の一つの課題

さらに、わが国における人権問題は、存在しているようでいて実は存在していないかに扱われている。人権擁護委員がいることになってはいるが、その活躍が報じられたことはほとんどないという状況である。人権問題と見なすべき問題は常時起きているが、それは人権問題と見なされる前に葬られてしまうことが多い。それを葬るのがすでに述べた世間なのである。個人の名を冠した実質的な人権問題は、わが国では少数の人の関心しか引かないが、人権問題という言葉だけはすべての人の関心事となっているのである。このような問題も生涯学習の国民的課題というべきであろう。

これらの問題について考えていくとき、すべての問題に共通していることは、わが国には国民的課題を統合して考えるような組織がないという事実である。政治家たちは抽象的な課題については言葉だけは並べるが、今述べたように国民の一人一人が切実な関心を抱いているような課題について、具体的な指摘をした人はほとんどいないのである。国民の税金で賄われている国立大学としては、このような国民的課題について全力をあげて考えるべきではないかと思われる。

#### 6) その他の課題

この他に老人問題や介護の問題、環境問題など国民的課題は応接に暇がないほどである。これらの問題については人文社会科学の分野だけでなく、自然科学とも深く関わっており、国立大学にふさわしい課題であると考えられる。生涯学習特別委員会はこのような問題について国立大学が全体として関わることを希望している。そしてすでに述べたようにすべての国民がなんらかの形で大学と具体的に接点を持ち、そこで教師や学生と共に学ぶ機会ができることが重要である。そのためには大学にその拠点を作る必要がある。

そこでおそらく困難な問題に出会うことになるだろう。生涯学習に集まる人々と従来の学生との関係の問題である。入試を経て入学した学生と、生涯学習のために大学

に集まる人々の間になんらかの問題が生じないような配慮が必要なのである。この問題は大学によって異なるであろう。生涯学習特別委員会としては、各大学の状況を勘案しながら基本的姿勢を定めておかなければならないであろう。同時に予想される問題点としては、学問研究の先端を延ばしていかなければならない状況の中で、生涯学習のような分野に教官などの手を貸すゆとりがないというような状況が生じうるといふ点である。この問題も大学によって異なるであろうが、あらかじめこの種の問題が生じうることを予測して対応策を考えておかなければならないであろう。

### 9 理工系教育のあり方

#### 1 イギリスの大学改革

関東大震災に次ぐ多くの犠牲者を出した兵庫県南部地震の少し後、イギリスの大学で1年間一緒に研究に取り組んだ親友から、長い手紙が届いた。当方は生来のものぐさで、時々電話をしたり、用事があるとファクシミリですませしてしまう程度であるが、彼のほうは1年に数回、家族の様子やら共通の友人の消息やらを綴った長い手紙を寄越す。今度の手紙には、我々と同じ研究室の比較的若い仲間2人が、教授に昇進したことが、イギリス人らしく、少し皮肉っぽくユーモラスに報告されていた。2人とも我々の仲の良い友人で、何れもイングランドの大学で lecturer として活躍していた連中である。2人が教授になった大学の名前は聞いたことがなかったが、すぐに最近のイギリスの教育改革によって大学に昇格した polytechnic (専門学校)であることが分かった。イギリスの旧来の大学では、教授は学科に1~2名、多くても3名程度で、中でも伝統ある古い大学ではその数は極めて少ない。さらに学科には reader や senior lecturer さらには lecturer といったスタッフが大勢いて、教授のポストを手にするのは至難の業である。そのような伝統的な状況が、この度の教育改革で完全に変わってしまい、教授のポストが極めてありふれた存在になった。ケンブリッジ大学卒業で、父親もケンブリッジ大学の教授という非常に良い家柄の親友は、そんな最近のイギリスの大衆化路線を、からかいたくなかったものと見える。

イギリスでは1960年代に起こった New University Movement によって、多くの大学が新設され、それに伴って大学進学者が急増した。大学進学希望者が増えたため

に、このような運動が巻き起こったと見ることもできる。今回の polytechnic の大学格上げは、イギリスの科学技術の分野の平均値引き上げを狙ったもので、科学技術振興策によって、奇跡的な経済発展を成し遂げた日本に範をとったものであるとも言われている。高等教育の大衆化については、サッチャー政権の時代からさかんに議論がなされていた。現在、わが国で1年間に大学に入学する学生数は約55万人で、この数は同世代人口の約30%に相当する。これに対してイギリスでは伝統的にその比率は低く、1960年代の変革によりやっと15%弱に達した程度であった。今回のいわば第二次の New University Movement は、さらに大学進学者の数を増加させることを意図しているものと考えられるが、科学技術分野に大きな比重が置かれている点の特徴である。これまでのイギリスの大学教育が、エリートの育成をモットーとしてきたことは万人の認めるところである。このことは、文系ほどではないが、理工系についても然りである。今回の改革は、その部分は温存しつつ、底辺を底上げすることによって全体のレベルアップを図ろうという趣旨のものであることは、先に述べた通りである。尤も、先の親友の如く、この改革は高等教育に金が掛かりすぎるというイギリスの抱える大きな問題の解消を目指したものであるという皮肉な見方もないではない。イギリスでは、高等教育に関する費用はほぼ全額、国が負担しているが、大学の数が少なかったことに加えて、大学に入学すると親元を離れるのが当然と考える社会慣習のために、学生の地域的なモビリティが非常に高く、このため高等教育に関する国の負担が非常に大きくなっていった。Polytechnic を大学に昇格させることによって大学の数を増やし、学生のモビリティを抑え、これによって高等教育に関わる費用を軽減させようとしているというのが親友の見解である。少し穿ちすぎの感がないでもないが、こんな見方もあるのかもしれない。

この2年間に大学に格上げされた教育機関の数は50に近く、うち polytechnic は39にも上る。イギリスの大学総数が97であることから、実にその半数がごく最近大学に昇格したことになる。大学進学者の同世代人口比率も、わが国とほぼ同じになったやに聞く。わが国の理工系分野で現在行われている大学改革の一つの柱は、大学院レベルに研究、教育の重点を移すことである。その意味ではわが国は、戦後2番目の大学改革において、イギリスが早い時期に達成したエリート教育の導入を、試みつつあると言うこともできる。イギリスでは、これまで不十分であったマス部分のレベルアップを目指し、わが国ではエリート層の育成を目指して、教育改革が進行中である。この二つの国の動き、如何にも対照的で面白い。



## 2 わが国の科学技術教育

歴史的に見ると、わが国の大学教育も当初は、エリートの育成を目指して始められたものである。当然のことながら、国がそのイニシアティブを取っていた。明治6年に発足した開成学校は明治10年に東京大学となるが、この時代の文部省所轄の高等教育機関は、この東京大学だけであった。その他の高等教育機関はすべて今でいう省庁によって開設されたものである。開成学校と同じ年に開かれた工学寮は工部省の所属であり、脱亜入欧を旗印に、わが国を近代国家の仲間入りさせることを国是とした、時の明治維新政府の強い後押しを受けている。この工学寮は、文部省の所管ではなかったが、「欧米の先進的工業技術、科学技術の速成的修得」という、この時代の文教政策の基本に触れる役割を果たすとともに、工業技術教育の先鞭をつけた点で、わが国の歴史上画期的な学校であった。その他、北海道大学の前身として名高い札幌農学校のさらに前身の開拓使仮学校は開拓使所管であり、一橋大学の前身である東京商業学校は農商務省の所管であった。開成学校ならびに東京大学の卒業生には、科学者や工学者が多く、それも基礎分野の研究者あるいは高級技術官僚という性格の強いものであった。これは、明治前期におけるわが国の科学技術教育の体制が、「学理」を研究する「大学」と「技術」を主体とする「実業学校」とを区別して捉えていたためである。工学寮は実業学校とみなされていた。工学寮は、明治10年に工部大学校と改称されるが、見方によってはこの時代は理学と工学のバランスが良く取れていた時代であったということもできる。

この時代のわが国の科学技術教育に極めて大きなインパクトを与え、今日に至るまでその影響を極めて強く残しているのが、いわゆる御雇い外国人である。中でも近代工学の父と言われるスコットランドのグラスゴー大学の Rankine の弟子で、類稀なる秀才であった Henry Dyer は、わが国の科学技術の発展の歴史において消えることのない輝かしい業績を残している。Dyer は当時の工部卿山尾庸三の留学時代の友人であった。その関係もあって、文部省の御雇い外国人が単なる助言的権限しか与えられなかったのに対し、Dyer は工部大学校の制度作りに関して大幅な権限を委譲され、工部大学校の編成に際して、ドイツ、フランスの「学理中心の教育」とイギリスの「実技中心」との折衷という極めて大胆な試みを行った。彼は、工部大学校を「Imperial College of Engineering」と呼んでいる。当時ヨーロッパでは、エンジニアリングは未だ大学で勉学、研究するような高尚な学問対象とはなっていなかったが、時の政府は、Dyer の助けを借りてこれに「工学」なる新造語を付して学問とし

て権威付けをすることに成功したのである。こうした権威付けは、西洋から直輸入の権威ある「学問」、さらには政府の行う「学問」という事実と相俟って、明治の工学の性格を極めて官僚的色彩の強いものとした。この工部大学校は、明治19年の帝国大学令によって東京大学と合併し、東京帝国大学の一部となるが、工部大学校時代の官制学問の伝統は、そのまま引き継がれることになる。その後、京都を初め全国6地域に帝国大学が開設されるが、その何れもが程度の差はあれ、東京帝国大学と同じく官制学問の担い手という性格を有していた。大正12年には、東京高等工業学校いわゆる蔵前が大学昇格を認められ、東京工業大学として発足した。東京工業大学は、職工学校というその前身の性格から官僚色は薄く、専ら実務畑に有為な人材を送り出した。

わが国に私立大学が誕生したのは、大正7年である。この年、大学令が制定されたのを受けて、それまで専門学校であった慶応、早稲田以下10に近い私学が大学昇格を認められた。しかしこの時期に工学部を有していたのは、早稲田大学と日本大学だけであり、わが国の工業界、教育界に対するその影響力は未だ極めて微々たるものであった。しかしながら、これら私立大学の発足が、欧米にはなかった国立大学対私立大学というユニークな構図をわが国に定着させ、全体として理工系学部の卒業生の官僚色を薄めるきっかけを作ったことは確かである。

それ以後第二次大戦の終了時まで、わが国の高等教育機関を取り巻く状況にはさしたる変化はなく、日本の科学技術はその殆どの部分が、国立の大学ならびに高等工業学校等の専門学校の卒業生によって支えられたのである。またこの時代には、大学は未だ大衆のものではなく、大学への進学者は同世代人口の僅か5%であり、当然のことながら大学卒業生はエリートとして扱われていた。その状況が根底から覆されたのは、終戦後の学制改革によってである。この改革によってすべての旧制大学は新制大学に衣替えしたが、同時に高等学校、師範学校、専門学校等も「一府県一大学」の総司令部の方針の下、統合されあるいは独立して大学として再出発することとなった。これがわが国における高等教育の大衆化の始まりである。

### 3 わが国の理工系教育の現状と今後の課題

現在わが国には、550を超える大学が存在し、うち98が国立大学である。理工系分野に関しては、国立の60%が関係学部を有し、50%が博士後期課程までの大学院研究科を有しているのに対し、私立ではそれぞれ22%、13%とかなり低くなってい

る。平成6年度調べで、理工系学部学生の総数は約510,000名となっているが、このうちの約330,000名が私立大学の学生であり、国立大学はそのほぼ30%の約168,000名となっている。しかしながら、大学院レベルでは、国立大学のシェアは極めて大きい。修士課程については、総数約49,000名のうち70%近くの約33,000名が国立の学生であり、私立は30%弱である。博士後期課程ではその差はさらに開き、総数10,695名のうち約85%にあたる9,066名が国立大学の学生となっている。図1に国公立に対するこれらの比率を、円グラフとして示した。現在進行中の大学改革の大きな柱の一つが大学院重点化であることは先に指摘した通りであるが、これが国立大学を中心に進められている現状からすると、国立大学の大学院に関するシェアは益々大きくなるものと予想され、理工系分野におけるその重要性は増しこそすれ、減ることは絶対のないものと考えられる。

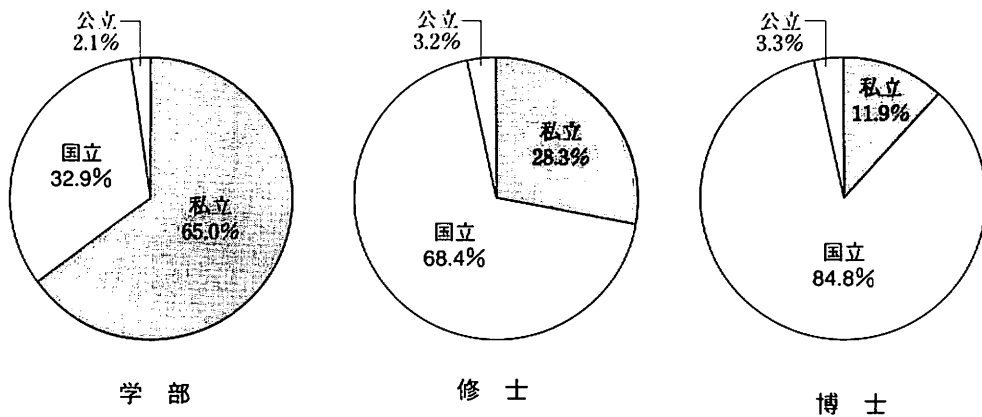
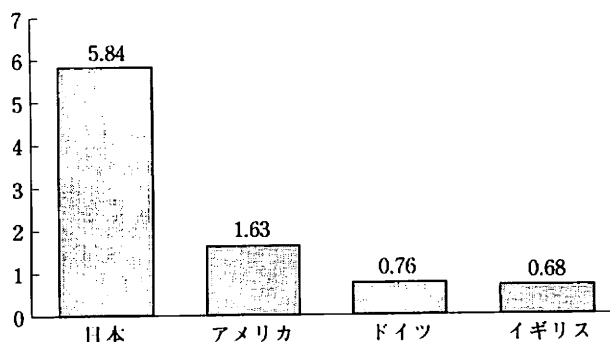


図1 国公立大学における理工系学生数の比較(平成6年5月1日現在)

戦後のわが国の奇跡的な経済復興が、製造業の成長によってもたらされたものであること、その製造業を支えたのが理工系学部の卒業者であることに異論を挟む余地はない。その意味で、昭和30年代の後半から国が推し進めた大学における工学系分野の拡充策はまことに当を得たものであった。しかしながら、わが国が世界で1,2を争う工業国に成長した今、皮肉にもこの工学系拡充策がわが国の理工系分野の発展に数数の問題を生じさせることとなったのである。

戦後のわが国は、欧米の科学技術に効率的にキャッチアップすることに全力を傾けてきた。したがって大学における理工系学部、とくに工学系学部においてはできる限り均質な学生を少しでも多く世に送り出すことを要求されたのである。この均質化志

向は、戦後日本社会全般について顕著になった傾向で、すべての面で効率が重視されるようになった結果、わが国の社会は、異能者、異端者を受け入れる寛容さの極端に少ない社会となってしまった。キャッチアップ型社会であった時代はそれでも良かったが、自ら何か新しいものを創造し世界をリードしていくという立場では、わが国はその機能を殆ど果たし得ないという深刻な状況となっていたのである。またさらに、理工系分野のうちとくに応用系分野即ち工学系分野に偏った拡充策は、理学等の基礎的分野が蔑ろにされるという大きな問題をも引き起こした。最近では、各方面で基礎研究の重要性が指摘されるようになったが、基礎分野が健全であって初めて、豊かな応用分野が産み出されるのであるから、この指摘はまさに正鵠を得たものである。因みに、図2に示す如く、わが国では理学部と工学部の卒業者の割合が、1:5.8であるのに対し、アメリカでは1:1.6、ドイツとイギリスでは理学部卒業者のほうが多く、それぞれ1:0.8、1:0.7となっている。かつて国立大学協会の席上で、吉川弘之東京



【出典】朝日新聞1994年11月6日付「主張・解説」より。

図2 主要国における理学部と工学部卒業学生の比(学部段階)  
(理学部学生を1とする)

大学総長は、理学部に比し工学部が大きすぎることで東京大学の健全な発展を妨げた旨の発言をされたことがあるが、筆者も全く同感である。なお、東京工業大学ではこの比は1:3.1であり、全国平均よりは良い数字となっている。旧帝大でも大体状況は同じであることから、国立大学では私立大学におけるよりは、かなり基礎分野が重視されていると見ることができる。基礎分野の教育、研究の比重を増す努力をしていくことも、国立大学に課せられた大きな使命であろう。

戦後順調に発展を続けてきたわが国の産業も、バブル経済の崩壊後の甚だしい円高やNIES諸国の急速な追い上げによって、その構造を根本的に変革せざるを得ない

状況に直面している。とくに製造業は国際競争力を維持するために、次々と生産拠点を国外に移し始めており、これにより国内の産業が空洞化するという深刻な事態を引き起こしている。経済企画庁は、わが国が輸入に必要とする外貨は、平成4年で2,330億ドルであるが、製造業に頼らないで稼げる外貨はせいぜい500億ドル程度であるとの試算を示している。また、サービス業の生産性は、製造業の高々65%程度で、現状のままのサービス経済化が進めば、わが国の成長は急激に鈍化するとも予測している。要するに、わが国では、製造業が主役の座から降りる訳にはいかないのである。勿論、諸々の国際状況により、製造業は従来のような形では存在できないであろう。したがって要は、いかにして新しい技術を開発し、付加価値の高い製品を作っていくかである。製造業から「創造業」への脱皮が叫ばれるのもこのためである。いずれにしても、わが国はこれまで同様、科学技術に頼るしか生きて行く道はないのである。

#### 4 大学院重点化

大学改革の大きな柱の一つとして大学院重点化が挙げられているのも、わが国のこうした背景、即ち理工系でいえば科学技術をさらに高いレベルに押し上げねばならないという国の事情によるものである。昭和30年代、工学系の分野で修士課程に進学する学生は極く少数で、殆どが研究者志望であった。その後、修士課程進学者は増え続けたが、つい10数年程前までは、企業の人事担当者は、修士修了者よりも学部卒業者を好んで採用した。最近では事情はすっかり変わり、進んで修士修了者を選ぶようになった。筆者は、日本の製造業のこれまでの飛躍的な発展は、これら修士課程修了者の活躍に負うところが大きく、その大部分を送り出した国立大学の寄与も極めて大きいと考えている。しかしながら、既に再三述べた如く、わが国は科学技術の分野において世界のリーダーとしての役割を果たすことを期待されており、そのためには一段と高い創造性と高度な専門知識を身につけた科学技術者を数多く育成するという必要性に迫られている。これを実現するには、大学院の整備を措いて他になく、とくに博士後期課程の充実が焦眉の急となっている。わが国の理工系修士課程の成功は、国の積極的施策によるものではなく、単にわが国が豊かになり、学問的好奇心を持った学生を各家庭が支えることができるようになったためである。しかしながら、博士後期課程に関しては事はそう簡単ではない。給費奨学金、ティーチングアシスタント(TA)あるいはリサーチアシスタント(RA)制度の大幅な導入等、国の抜本的な施策

がどうしても必要である。因みに、わが国の理工系分野で博士の学位を取得する者は年間 3,000 名程度であるが、人口が約半分のイギリスにおいてすら 13,100 名に上っている。この二つの国それぞれ、大学教育においてこれまで欠けていた部分を補うべく、大学改革を行っていることは先に指摘した通りであるが、イギリスでは理工系分野においても、トップノッチ部分を産み出すシステムがほぼ完全にでき上がっている点は大いに認識すべきであろう。

科学技術の振興だけでは、一つの国が健全な繁栄を遂げ、歴史に残るような文化を創出することができないことは明白である。また、学問の発展という立場からすると、科学技術の発展は社会科学、人文科学等の進展と歩調を合わせたものでなければならない。しかしながら、国土が狭小で、資源を殆ど持たないわが国で、国民がある程度の文化的な生活を享受していくためには、筆者はこれまで以上に科学技術の振興を策していくしか方法が無いと確信している。科学技術の振興には多額の資金を要する。私立大学の殆どが、文系に重点を置いているのもこのためである。最近、財政当局を中心にして、学部別授業料の導入、即ち財政負担の大きい理工系学部並びに医学部の授業料を他の学部のそれより高く設定しようとする試みが真剣に検討されている。もしこれが現実になれば、そうでなくても近年各方面で憂慮されている若者の理工系離れが加速され、わが国の科学技術が壊滅的な打撃を被るに至ることは火を見るより明らかである。東京工業大学の前身の職工学校は、明治維新政府の科学技術振興策によって、明治 14 年に開設された。当時東京大学の総予算は 36 万円程であったが、発足したばかりの学生数 60 名のこの職工学校の予算はなんとその 15% の 6 万円にも上っていた。発足はしたものの、政府のかけ声、関係者の努力にも拘わらず、生徒が集まらず 10 年程極めて不調の時代が続いた。この間何度も真剣に廃止が検討されたと聞くが、浜尾新、九鬼隆一、手島精一といった並外れて先見性に富む先達の懸命の努力によってその命脈を保ったのである。わが国にとって、科学技術の重要性は、今この時代においても明治の時代と変わることがない。わが国の科学技術の発展が、近視眼的な財政政策によって阻害されることの無いよう切に祈る次第である。

## 5 む す び

以上、わが国の理工系教育の歴史や問題点について、思いつくままに書き綴ってみたが、筆者はかねがね、理工系も含めてわが国の大学で最も欠けているのは思索に耽る雰囲気であると考えている。オックスフォード、ケンブリッジ、ハイデルベルグ、

ハーバード、MIT 等筆者の限られた経験ではあるが、これらの大学のキャンパスは、そこにいる者に自ずと思索の楽しみを与えてくれる。充分な思索があつて初めて、高潔な人格が育ち、見識の高い人間が生まれてくる。わが国の大学が、豊かな思索の場を提供できるキャンパスを持つようにならない限り、わが国が真の学術、文化立国になることなど夢のまた夢というところであろう。

この稿を表すに当たり、以下の文献、記事を参考とした。

『東京工業大学百年史 通史』、昭和 60 年、東京工業大学。

「大学における理工系分野の教育研究の現状等について」、平成 7 年、文部省高等教育局資料。

日本経済新聞、平成 6 年元旦記事。

朝日新聞、平成 6 年 11 月 6 日記事。

# 10 人文社会系教育のあり方

## 1 はじめに

人文社会科学教育の一つの基礎はリベラルアーツにある。リベラルアーツとはいうまでもなく自由学芸とも訳され、古典時代ギリシャの肉体労働から解放された自由人の教養として実利や職業、専門性を志向する学問と対立するものとされている。文法、修辞学、論理学、数学、幾何、音楽、天文学等がそれである。しかしこれらはギリシャに始まり、主としてヨーロッパにおいて実践されてきた学問の基礎であり、ある時期まではヨーロッパの人々の教養の基礎でもあった。わが国における人文社会科学教育のもう一つの基礎はわが国の近代化にあった。明治以降近代化を進める過程で法、社会、経済、科学技術等の近代化、合理化を計らなければならなかったために、初期にはそれぞれの分野における欧米の学問の成果を取り入れ、一挙に近代化と合理化が計られたのである。

## 2 わが国の人文社会学の流れ

ところがその段階における近代化と合理化は、基本的に欧米に範を求めたものであり、両次大戦の後はそのような態度は疑問視されるに至っている。自らの経験と目的に基づいた近代化と合理化が必要だという意見が強くなってきたのである。しかし欧米偏重の姿勢は今でも多くの学問分野に残っており、この問題の重要性を改めて喚起しているのである。例えば哲学を取り上げてみると、各大学に哲学の講座がないとこ



ろはないであろう。しかし、そこで講じられているのは西洋哲学なのであって、わが国の過去の人々の生き方をふまえた哲学ではない。日本の哲学はいまだ生まれていないかの如くなのである。そのことは社会学や経済学、その他の関連する諸学問についても基本的に当てはまることであり、日常生活に基礎をおいた学問の必要性が改めて説かれなければならないのである。

一つの例をあげてみよう。最近の西洋史研究においては、ソシアビリテに関する論議が盛んである。ソシアビリテとは、この20年くらいの間フランスの歴史学において重要視されてきた概念で、あえて訳せば社会的結合などという意味になるであろう。人と人の結び合う形と理解することもできる。かつて歴史学においては階級や民族といった概念が座標軸になっていたことがあった。最近になって、この二つの概念をより実態的に捉えるために、階級闘争と民族運動の背後にある社会的紐帯を多角的に捉えようとする視点が提起されている。そこで浮かび上がってきたのがソシアビリテなのである。この概念をはじめて提起したのはモーリス・アギュロンであり、はじめは南フランスのプロヴァンス地方が主たる舞台とされていたが、その後ドイツやイタリア、そして日本にまで広がってきたのである。ソシアビリテには形をもつものと形をもたないものがあるとされ、形をもつものとしてはギルドや協会、合唱団などがあげられるが、形をもたないものとしては、例えば酒場で飲み食いをする仲間の意識などがあげられている。

しかし、この問題についてはフランスの学者の指摘をまつまでもなく、わが国には固有の問題があり、古代から現代に至るまで多くの識者の課題となってきたのである。しかもわが国における人と人の結びつきには、欧米の人達には理解しにくい感性に関わる問題がある。私たちはつね日頃世間体を気にして生きている。この世間とは何かという問題に答えた人はこれまでにないのである。しかし日本人の大人は世間とは何かを論ずることはできなくとも全員が世間を感性の次元では理解しているのである。世間を知らない大人は一人もいないのである。この場合の「知っている」ということはどういうことなのかが問題なのである。

### 3 人文社会科学の新しい課題

そこに人文社会科学が直面している新しい問題領域がある。つまり欧米の学問は基本的に言語と記号と数字から成り立っている。明治以降先人達は何よりも、まず欧米の学問を取り入れようとしてきたために、わが国固有の知のあり方に目を向けること

が少なかった。わが国の知のあり方の中では、言語にも記号にも数字にもならないものが大きな位置を占めている。それを暗黙知とか非言語系の知ということもできよう。たとえば世間という言葉は『万葉集』の昔から多くの歌人達によって歌の中で用いられ、世の中と読まれて常に無常観と背中合わせになっていた。すでに述べたようにこの世間という言葉解説した人はいないのである。何故なら世間という言葉は、本来サンスクリットのローカという言葉からきたものだが、日常的には世の中の意で用いられ、それは人の世の空しさや哀れを伝えるときに用いられ、その世の中を分析しようという姿勢をかつて生んだことがないからである。無常という言葉も同様であり、世間という言葉と裏腹の関係にあり、世間という言葉分析しない限り無常という言葉も解明できないのである。

世間という言葉は、一見したところ世の中という意味で用いられてはいるが、それは人と人が結び合うごく狭い範囲のものであり、一人一人の世間は重なり合いながら異なっており、客観的に分析しようとすれば途方もないエネルギーを必要とする。簡単に対象化する客観的世界ではない。わが国においても世間は形をもつものと形をもたないものに別れている。形をもたない世間は隣近所や年賀状を交換し、贈答を行う関係の中で生き続けている。形をもつ世間は会社や歌壇、文壇、大学の学部やその他のクラブなどの形で生き続けている。不思議なことにわが国の研究者たちは、このような世間を人と人を結び付けているソシアビリテとは見ていないようなのである。日本人の生活の中で一人一人の個人の行動を外部から規制しているのは形をもたない世間としてのこの枠組なのであり、この問題を抜きにしてはわが国におけるソシアビリテのもつ意味は極めて限られたものになってしまうであろう。島崎藤村の『破戒』では、その世間は非人や賤民を排除したところで成立することになっている。世間はそのような意味で差別的な実態をもつ言葉なのである。明治以降学問や文章の中では社会という言葉が用いられるようになり、世間という言葉は文章語からは捨てられたかに見えるが、実際は会話の中では、今でもしばしば用いられている。世間という言葉生き続けさせているのは、日本人全体の形をなさない意志なのであり、その言葉を誰も分析した人がいないということは、この言葉がいわゆる暗黙知の領域に属するものだからである。

私たちはフランス南部から出発する必要はないのであって、私たち自身の毎日の暮らしの中からソシアビリテに接近し、その詳細を明らかにすることによって世界の学会に大きな貢献をすることができるのである。ソシアビリテ研究の現状には、人文社会科学における欧米偏重の一つの姿がある。このような例はいくつでもあげることが

できるが、このような事態をどうしたらよいかという問題を次に考えてみよう。

#### 4 リベラルアーツの諸問題

はじめに述べたリベラルアーツの問題に戻ると、近代になるとリベラルアーツは専門課程への入門として位置づけられ、わが国では一般教育と呼ばれてきた。そこでは欧米の学問分野を整理して一応人文、社会、自然の系列を作り、その中に個別の学問領域としての歴史学や哲学、言語学や物理学、地学等が含まれていた。そこでの問題は、担当教官が皆それぞれの領域の専門家であったという点にあり、当然のこととして、専門家としてそれらの科目を位置づけ、そうでない場合は全くの初級の学問への入門を行ったという点にあった。つまり実利や職業、専門性を志向する学問とは対立するというリベラルアーツの精神は植え付けられず、専門科目の初級入門としてのみそれらの科目が位置づけられていたのである。こうした事態についてはすでに多くの指摘があるから、ここで改めて述べる必要はないであろう。

かつての一般教育のあり方を振り返ってみるとき痛恨事はヨーロッパ的な学問の体系を正面に掲げ、それでよしとしていたその態度である。ヨーロッパの学問は基本的に神学に連なるものであった。したがってそこには教えるという姿勢が強く打ち出されていたのである。わが国における過去の知のあり方を振り返ってみるとそこにはそのような上から教えるという権威的な態度ではなく、共に学ぶという姿勢が残されている。たとえば江戸時代の懐徳堂などにその良い例を見ることができるであろう。一般教育の目的はそれぞれの学生が教養を身につけることにある。それは上から知識を与えることではない。それぞれの学生が自分を知ることがその前提となる。一般教育においてはその前提が欠けており、少数の優れた教師の献身的な努力でその穴が埋められていたにすぎない。

#### 5 理想的な教養教育

もし、理想的な教養教育が可能であるとしたら、私は実際に可能であると信じ、自ら行っているつもりであるが、それは学生の一人一人に焦点をあてた教育であると思う。私のゼミナールでは1年生の一人一人に「自分は何故ここにいるのか」というテーマで1時間ほど話をして貰うことにしている。このような形ですでに20年以上行ってきたが、そのようなテーマを好まない学生は、自分が興味をもった書物や趣味に

ついて語れば良いことにしている。自分が何故今ここにいるのかという問いかけに対してはさまざまな形で答えることができる。しかし多くの学生は先ず自分の親、特に母親との関係について語り、それから兄弟姉妹、そして友人と教師との関係について語るのである。

一人が語っている間に、他のゼミナール構成員は熱心に聞き、ときにうなずいたり、同感や共感の発言をしたりするが、報告が終わるとさまざまな形で評価が行われる。ゼミナールのあとは必ずどこかで一杯飲むことにしているが、飲むときには他の話題にしようとおもっても学生達は止まらないのである。母親が聞いたら驚くだろうが、親に対する厳しい批判がしばしばだされる。このようにして学生達は親の絆から離れ、兄弟姉妹や友人との関係を整理し、自立した自分を発見し、そこではじめて世界に目が向くのである。そのときに彼らが関心を抱く対象には人文社会系のテーマが多い。人文社会系の学問においては先ず必要なことは自分を知ることであり、自分を知ることが意識されてはじめて社会に対する関心もでてくるのである。

ひとたびこのような体験を積んだ学生達が、人文社会系の学問に向かう場合、あと必要なのはさまざまな情報にすぎない。その際注意すべき点は、日本における研究の蓄積と諸外国における研究の蓄積を等しく伝えることである。さきほど述べたような、ソシアビリテについてのフランスやドイツの研究の蓄積を伝える際にそれだけでなく、日本における人と人との関係のあり方、特に人と人の結びつきの特異な面をも伝えなければならない。私はどのようなテーマを選ぶかは原則として学生に委ねることにしている。ただし、ときには学生が選んだテーマが1,2年ではとても達成できないような場合もある。そのような場合には学生にその旨を指摘して、テーマの縮小を求めることもある。

このような教養教育のシステムを考えた場合、従来的一般教育の場合と違って、担当教師を選ばなければならない。一つの分野において大きな実績をもち、細部に沈潜したことのある教師で、同時にその細部から常に宇宙への展望が開かれているような視野をもった教師でなければならない。そのような教師はざらにいないといわれるであろう。その通りであろう。しかし一つの大学に一人でもいればよいのであって、その教師の講義は必須としなくても誰もが争って聞くような講義が開かれていけばよいのである。学生というものはどんなに勉強しない学生でも優れた教師を峻別することができるのである。したがって教養教育を担当する教師に求められていることは自分の分を知ることであり、自分と対象との関係について誠実な態度が示されればそれで十分なのである。

## 6 講義のあり方

さらに講義のあり方にも問題がある。わが国の大学はドイツにおける大学制度の影響を強く受けてきたが、講義もその伝統にたつて、教師が一方的に話して終わるという形が今でも通用している。できるだけ少人数教育にして、教師の講義中にも学生がどんどん質問できるような形式にしておかなければならない。最近の傾向として専門科目が多数1年次、2年次におろされている。専門科目教師というものは一般的にいて自分の科目については傲慢になりがちであり、基礎を教えるという名目でその基礎が他の学問の諸分野とどのような関係の下にあるのかという点について展望を示さないまま講義を続ける場合がある。それぞれの専門科目が人類の知的遺産の中でどのような位置をもっているのかという点を踏まえた講義でなければならないのである。

特に1年次、2年次の学生については少なくとも週に1回はゼミナールを開く必要があるだろう。せいぜい10人程度の数の学生が教師と顔をつきあわせて学ぶことによって知識を人の肉声で、感情をもった人間の言葉を通して身につける機会ができるからである。

## 7 人文社会学の意義

最後に人文社会科学の領域においては、それぞれの研究が人々の暮らしと夢にどのような意味をもっているのかについて展望がなければならない。分野によっては、日本と世界各国との関係について現実的な観点から展望が開かれているような研究でなければならない。すでに述べた世間意識の問題のように、日本人の生活の全般に関わり、それが諸外国の人々の日本人理解にも深い関係をもつようなテーマについては、国立大学が率先してその研究に当たらなければならないだろう。人々の日々の日常生活におけるさまざまな疑問に原理的な観点から答え、人々の夢を育てる姿勢をもたなければならないであろう。わかりやすくいえば日本の社会を将来どのような形に変えていこうとしているのかという点について、はっきりとした目的をもつ必要がある。わが国に欠けているのは、将来のこの国の姿だからである。社会学、哲学、経済学、文学、人類学、その他の関係する諸分野の研究者が集まってそのための議論をおこす必要があるだろう。そこには当然のことながら自然科学の諸研究者にも参加するよう呼びかけなければならない。そのためにはどのような国民を作り上げていく必要があ

るのかといった観点について問題提起をする勇気をもたなければならないのである。人々が生きていく上での希望を託せるような将来への展望が開かれていなければならないのである。

私は、国立大学協会はこのような提案をしなければならない、と考えている。いま人文社会科学と自然科学の教育に欠けているのは、このような目標だからである。勿論すべての研究教育がこの問題に集中しなければならないということはありません。さまざまな研究の可能性を残しながら、今国民的観点において欠けている点としてこの問題を指摘したままである。

以上は一人一人の学生が自分を発見し、さらに日本を改めて見出してゆく上で必要な手続きであるが、人文社会科学の教育はそれだけで終わるわけではない。世界を発見し、世界の諸民族と付き合うという問題がある。戦前の人文社会科学の研究は、いわゆる国策の上に成り立っていた。すでに述べたように戦前の人文社会科学の研究教育は、基本的に欧米を範とするものであった。欧米諸国は、日本が将来追いつくべき目標と見なされていたのである。それに対してアジアの諸国は近代化した日本が自らの支配下におくべき地域として位置づけられていた。そのような世界認識のあり方は、日本人の世界を見る目を曇らせ、欧米に対する卑屈な劣等感とアジア諸国に対する間違った優越感を生んだのである。このような戦前における国策に依存した世界認識の後遺症はすでに述べたように西洋史研究や時には自然科学の研究の中にも残されている。

こうした誤った世界認識を是正し、世界の諸民族と対等な関係を結べるような教育が行われなければならないのである。そのためにまず必要なことは、戦前の世界認識の誤りをきちんと踏まえた新たな世界史教育がなされねばならない。現在、高等学校においては世界史の教育が行われている。しかしおかしなことに、大学においては世界史の研究は講座としてはなされていないことになっているのである。もちろん個々の研究者はいるし、細々と研究は続けられているが、せいぜいそれぞれが専門とする地域について研究し、その成果を集めて世界史と称しているにすぎないのである。世界史のような広大な領域については何よりもまず国立大学が取り組むべき課題であって、すべての国立大学の研究者を糾合して世界史研究のプロジェクトを作らなければならない。世界の各地域で日々起こっている出来事は時々刻々と伝えられるが、それぞれの事件についてジャーナリスト的な分析が泥縄式に行われているにすぎないのである。

## 8 む す び

湾岸戦争の際に、わが国が毅然とした態度をとることができなかったのは、わが国の中東研究者の意見が政治に反映されていなかったためでもある。総じて学問研究がわが国では大きな力を持っていないことがその背景にある。わが国のように資源に乏しく、国土も小さな国においては、地球上の諸民族と全面的な友好関係を結ぶことによって初めて希望のもてる将来構想を打ち出すことができるのである。世界史研究は現在の段階においては地域史研究として行わなければならないであろう。各地域の研究者は各大学に遍在している。その成果と能力を開発しながら、地域史研究としての世界史研究を促進しなければならないのである。

以上述べたことは、現実の国立大学について述べたというよりは、国立大学のあるべき姿について述べたものである。国立大学に対する幻想のなせる業かもしれない。

# 11 教員養成系大学・学部の課題

## 1 国立大学における教員養成系大学・学部

小学校・中学校の教員の養成は、国立大学が担っている重要な役割の一つである。平成4年の文部省の調査によると、小学校教員の63%、中学校教員の43%、高等学校教員の19.6%は、教員養成系の大学や大学院の卒業生で占められている。この場合の教員養成系の大学・学部には、私立大学は3大学が含まれるのみで、その他の圧倒的な部分は国立大学である。教員の養成は教員養成系以外の大学でも行われており、国立大学出身の教員の比重はこの数字をさらに上回るから、大まかに言えば現在の小中高校教員のほぼ半分は、国立大学の出身者とみることができる。

教員養成が国立大学の重要な役割であるだけに、国立大学における教員養成系大学・学部の比重もまた大きなものがある。11の単科教育大学と37の教育学部が置かれており、国立大学の内のほぼ半数近くに教育学部が設置されていることになる。これだけの広がりを持つだけに、学部学生数でみると教育学部は国立大学の全学生の20.2%を占め、国立大学の中では工学部(29.9%)に次ぐ大きな比重を占めている。これに対して、公立私立大学を含めた大学学部の全学生に占める割合では、教育学部は6.6%に過ぎない。教員養成を主な役割とする学部が専ら国立大学に設置されており、私立大学にはきわめて少ないことが、これからうかがえる。まさに、明日の日本を担う子どもたちの教育に携わる学校教員の養成は、国立大学が担当している重要な役割なのである。

教育学部は、教育学や心理学などの学校教育の基礎をなす学問分野や、教員養成課

運見 音彦(はすみ おとひこ): 東京学芸大学長, 国立大学協会教員養成制度特別委員会委員長



程に独自の専門的な学問分野としての教科に即した教育の理論や方法を研究する教科教育学とともに、小中学校の全教科に対応する専門領域をそれぞれ扱う学問分野を、教育・研究組織において一通り備えなければならない。そこで教育学部は一つの学部の中に教育学関係や教科教育学の学問分野のほかに、人文・社会・自然の各専門科学から芸術・体育などまで、きわめて広範囲の学問領域を含む、規模の大きな学部の組織を作らざるを得ない。その上、教育学部は、他の学部が一般に学科組織を持つのに対して、小学校・中学校など、養成する教員の学校種別に応じた課程制をとっており、カリキュラムにおいてもそれぞれの課程の教員免許状の取得を卒業の要件とすることから、教育職員免許法に規定された免許基準に基づく科目を定められた単位に応じて履修しなければならないといった特徴がある。

こうした特徴は、教育学部に対して一定の水準での教官組織や施設・設備の整備を進める条件をなしたと同時に、それぞれの大学の個性を発揮する余地を制限することになっている。今日、大学の個性化が叫ばれ、それを実現するべく大学設置基準の大綱化がなされたけれども、教育学部には未だに多くの制約が課されている。今後の教育学部の展開の中でこれらの条件がどのように変化していくのかが問われるところである。

今日の大学に求められている社会的要請の一つに、高校を卒業したばかりの若い学生に対する教育だけでなしに、生涯学習社会の中でリカレント教育やリフレッシュ教育において多様な役割を果たすことがある。教育学部の場合についていうならば、その要請は学部において教員免許状を取得するための教員養成を行うだけでなしに、教員として活躍している者に対する研修の役割を果たすことである。この意味で大きな役割を果たしているのが教育学部の大学院修士課程である。これまでにほとんどの教員養成系大学・学部に修士課程が設置され、主に学校教育において指導的な役割を果たす教員の育成を目的に、学部を卒業してすぐに大学院へ進む者と並んで、現職教員の研修の機会を提供している。

今日のように変化の激しい、学問研究の発展のテンポの早い時代には、特に教員にはたえず新しい知識や技術が求められ、研修の機会が保障されなければならない。大学がこうした場面で積極的に役割を果たすことは重要なことであり、教育学部の大学院はいずれもこのことをよく認識している。しかし、問題は現職教員が大学院に入学して研修を行うには、教育委員会などから研修の機会が与えられる必要があるが、このための枠が狭く、特に新構想大学以外には1年間の派遣しか認められない状況にある。このため、新構想大学以外の大学ではいわゆる14条特例に基づいて対応するこ

ととしているが、これらの大学でも2年間フルタイムでの受入れは可能なので、大学の現職教育への取り組みをいっそう充実させるには、十分な保障の下での研修機会の確保という条件整備が要請される。

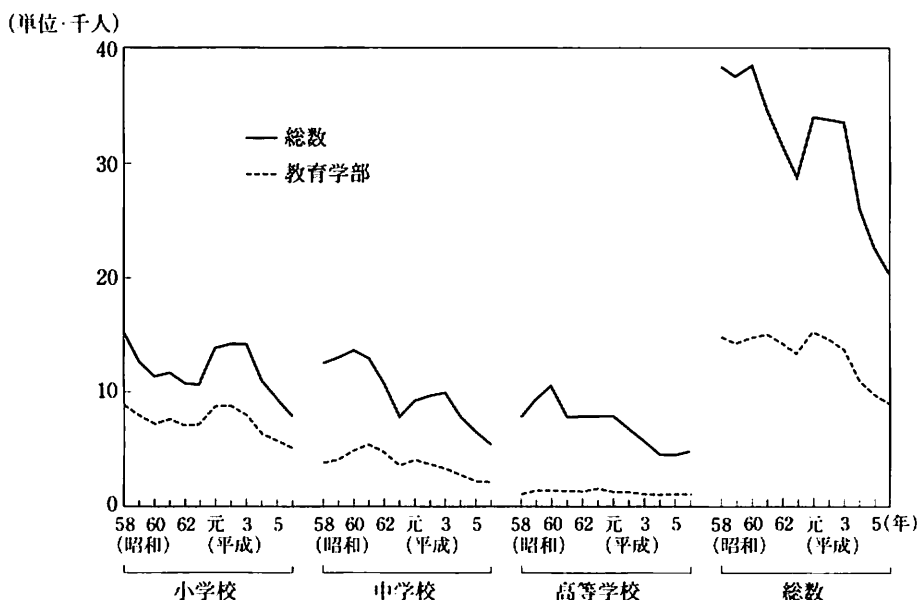
国立大学の附属学校の大部分は教員養成系大学・学部 zu 置かれており、公教育の一端を担うかたわら、教員養成の過程における教育実習の場としての役割や、教育学部がその任務とする教育実践にかかわる研究にとっての実験の場としての役割を果たしている。教育学部の教育研究にとって附属学校のもつ意味は大きく、今後その役割をいっそう大きく発揮していくことができるように、附属学校の条件整備と自由闊達な運営の実現が求められる。

## 2 少子化による教員需要の低迷と教員養成系大学・学部

今日、教員養成系大学・学部が当面しているもっとも深刻な問題は、少子化にともなう教員需要の低下によって引き起こされる事態への対応である。このところの出生率の低下によって、義務教育学校の児童生徒数は減少を続けており、いわゆる団塊の世代の子供たちが、結婚して産む子どもが学校に行く時期まで減少が持続するものと予想される。公立の義務教育学校の教員数は、教員定数を定めた法律によっており、現在平成5年から10年までの6年の期間に第6次の定数改善が行われているが、それでもこの間に減少することになる約6万人の教員数の半数を埋めるに過ぎない。この結果各都道府県で新たに採用される教員数は、このところ急速に減少してきており、教育学部卒業者の場合にも、教員に採用されることはきわめて困難な状況におちいつている。図1はこの状況を示したものであるが、表示した50年代末から教員採用数が次第に低下してきた上に、最近3年間ほどの採用数の急激な減少が教育学部卒業者の採用に大きく影響していることが読み取れる。

教育学部の新規卒業者の教員就職率は、全大学を平均すると昭和50年代前半までは75%を超える水準にあったが、50年代の末から60%台にそして63年には58%に低下し、平成6年には52%にまで下がってきている。教員に就職しなかった学生の中には、民間企業や公務員など教員以外の職に就く者、大学院に進学する者なども少なくないが、一方には再度教員採用を目指す者も多い。

こうした事態を予想してすでに昭和61年の文部省高等教育局長通知によって、昭和62年以降順次教育学部の中に、教員養成以外の新たな課程が設けられた。教育学部が多様な専門分野を内包していることを活用して、今日の社会やそれぞれの地域の



【出典】 文部省「公立学校教員採用選考試験の実施状況について」、『教育委員会月報』各年11月号掲載の表より作図。

図1 教員採用数の動向と教育学部の比重

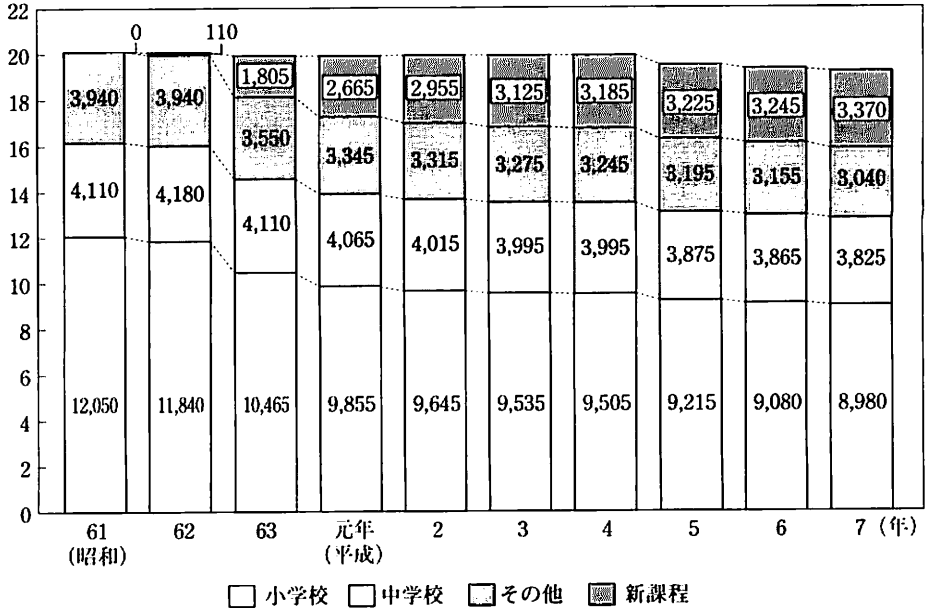
条件によって必要とされる分野の人材養成を行うことを意図するもので、総合科学課程などの新課程が設置され、学生定員の一部が振り分けられた。

この新課程の設置は、二重の意味で考えられた。第1には、教員養成課程の規模を縮小することによって、低下してきた教員養成課程の教員就職率を高めようという意図である。しかしながら、新課程設置によって教員養成課程の卒業者が減少するようになった平成4年以降に生じた教員採用の一層大きな低下によって、教員就職率の上昇効果は相殺されてしまったものと思われる。

第2には、新課程の設置は、社会的に要求の強い新たな分野の人材養成を行う場合に、新規に新しい学部を設置するのに比べてはるかに小さい財政負担によってそれを実現できると考えられた。きわめて広い専門領域を内包する教育学部の持っていた可能性が活かされたというわけである。この結果、新課程の多くは不十分な条件の下で教育・研究を行っており、さらに新課程に力を割かれて教員養成課程の教育・研究にも不足が生じているが、新課程の設置は教育学部の可能性を広げ、学部の将来に新しい方向を生み出したという点は評価されよう。

図2は新課程の設置や他学部への学生定員の移管などによって、教育学部の学生定員が減少してきた経過を示しているが、教員養成課程の規模の問題は、教員採用数が

(単位:千人)



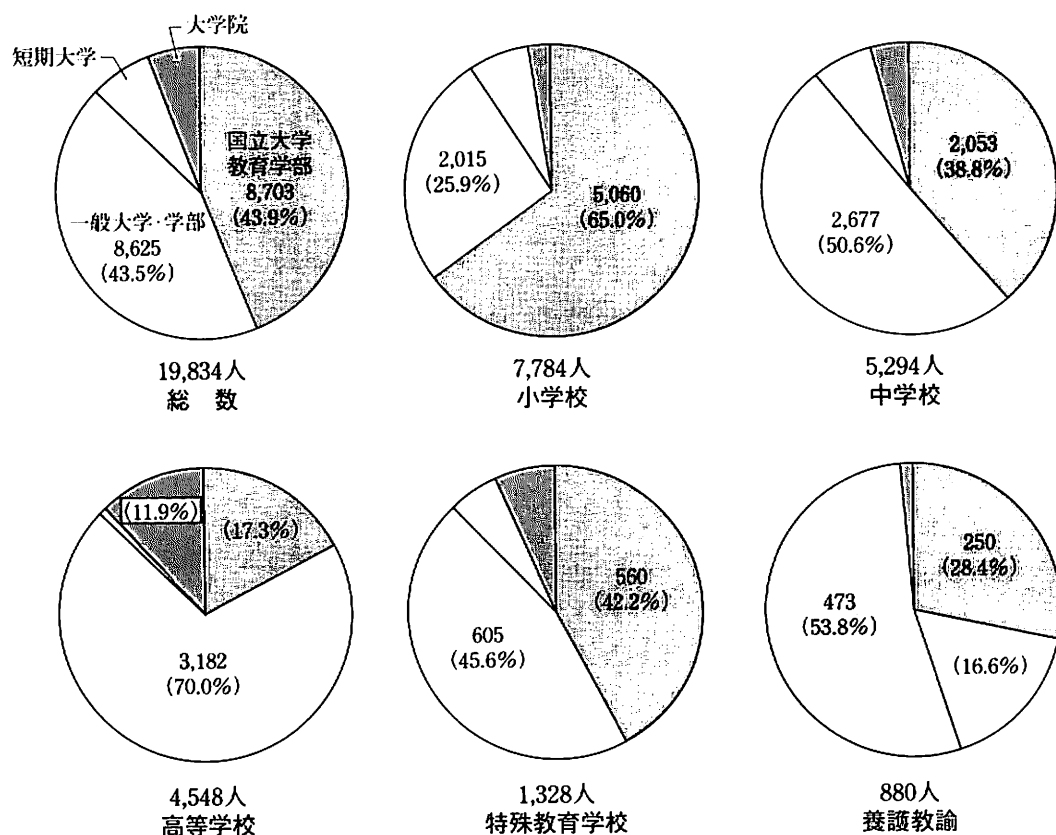
[注] その他とは、特別教科(高校課程)・特殊教育・幼稚園・養護教諭の養成課程の計。  
 [出典] 文部省「高等教育大学課教育大学室資料」各年版により作成。

図2 教育学部の学生定員とその課程別構成

一層低下する事態が生じて、新たな段階に入ってきた。今後の教員採用数の見通しともかかわって、さらに新課程の設置や他の学部への学生定員の移管などが検討される状況が生じている。この問題をどのように考えるのが、今日の教員養成系学部をめぐるとも重要な課題である。

ここで問題になるのは、広く一般の大学・学部で教員養成を開放している現在の制度の中での教員養成を主とする教育学部の役割をどのように規定するのかということである。かりに教員養成が教育学部においてだけ行われる閉鎖制の制度であれば、教員の需要にしたがって教育学部の学生数を調整することは合理的なことであろう。しかし、現在の開放制の養成制度の下では、一般大学・学部を含めてきわめて多数の者が教員免許を取得しており、教員採用試験の受験者も、図3に見るように教員採用者も、教員養成学部の卒業生以外に一般4年制学部の卒業生から短期大学の卒業生や大学院の修了者まで多彩な状況にある。

例えば、平成6年3月に大学・短大などを卒業した者で教員免許状を取得した者は、小学校教員免許が約22,000、中学校教員免許が約65,000、高等学校教員免許が約64,000、各種の教員免許を合わせると約12万人の卒業生が198,000枚の免許状を



【出典】『教育委員会月報』平成6年11月号，80頁の表により作図。

図3 出身学部別教員採用数(平成6年度)

取得している。この年の教員採用試験の受験者・採用者は、小学校 37,392人・7,784人、中学校 42,376人・5,294人、高等学校 32,887人・4,548人に過ぎない。受験者数は複数の都道府県の受験者もあるので延べ数であり、かつ、採用者の新卒者は46%程度であるから、教員免許の取得者の中にかいかにいわずペーパー・ティーチャーが多いかは容易に理解できる。

教育学部はたしかに教員養成を主たる目的とする学部ではあるが、この学部を卒業しても教員に採用される上で優先的な取扱いを受けるわけではない。義務教育学校の教員の不足が生じないように、国立大学の教育学部に一定の規模が維持される政策がとられた経過や、政策目標として義務教育学校の教員の内の一定部分を国立大学教育学部の卒業生で充足しようという考え方が示された経過はあるものの、教育学部の教員養成についてしばしば使われる目的養成、計画養成という言葉は実質的な意味の乏

しいものといわざるを得ない。

こうした状況の中で、教育学部が教員就職率の低下、教員需要の低迷の見通しなどを理由に、その規模を縮小することが当然であるかのような議論が行われることは奇妙なことといわざるを得ない。第1に、教員採用数が少なくなるときには、教員の資質の向上を実現する絶好の機会であり、養成数の調整にはそうした視点が重要であろう。もっとも専門的に高度な教員養成を行っている部分をまず縮小することはこの意味で疑問がある。第2に、今後の教員需要の見通しは単純には予測し難いものがある。児童生徒数の見通しについても、今後数年間は減少を続けるものの、その後は若干の回復を見せるという推計がある上に、教員採用数は児童生徒数のみによって規定されるものでもなく、教員の年齢構成や中途退職者の動向なども大きく影響し、府県別の差異も大きく、また今後の経済状況などの不確定要素も大きい。さらに各年次ごとの教員採用数をあまりに少なくすると、教員の全体的な年齢構成を極端に歪めることになり、学校経営をはじめ多くの点で長期にわたる重大な問題を生じる恐れがある。ある程度数を毎年確保することは人事政策上も不可欠のことである。第3に、今後の教員需要に大きく影響を与える要素に、平成11年以降の教員定数の改善の動向がある。わが国の小・中・高校の学級規模は先進諸国に比べてきわめて大きく、小規模学級によって一人一人に行き届いた教育を行うことの必要性が長く強調されてきている。特に最近の子供達の家や地域の環境の変化や、個に応じた教育が重視されるようになって学校における指導方法も個別化する必要性が高いことなどを考えるならば、学級規模を先進国の水準に移行させることは今やあらためて重要な課題となっている。新たな定数改善が行われるならば、教員需要は大きく伸びることになるが、その場合に教員資質の低下をもたらさずに改善を行うには、現在いわれているように国立大学の教員養成課程の規模を縮小してしまうと重大な障害となる恐れがある。

### 3 教員養成系大学・学部の課題

国立大学教育学部は、今あらためて今後の方向を見定め、その教育・研究の充実について真剣に考えなければならない。

まず第1に、学部の目指す目標を明確にしなければならない。従来は教員養成を目的とする教員養成課程によって構成され、教員免許の取得を要件としてカリキュラムを組み、卒業生は例外的な部分を除いて教員に就職するということが、学部の教育研究の目標をあらためて問うまでもなかった。しかし、新課程が設けられ、教員養成課

程の卒業生も半数近くが教員に就職しないことになると、学部の目標はより広い意味での教育者の養成にシフトせざるを得ない。教育学部はそれだけの可能性を持っているとはいうものの、その含意を自他ともに認めるにはなお時間が必要であろう。

第2に、教育学部の教育研究の主たる目標が教員養成にあることは、今後ともに変わらないことであるが、教員採用の状況が厳しくなればそれだけ教育研究的内容的な充実を図らなければならない。それだけに資質の高い教員の養成を実現していくことがこれまで以上に重視されなければならない。

第3に、教員の資質は教育学部の教育を通じて、いわば養成段階で形成されるだけではなく、その後の教員としての経験を積む中で、そして教員としての勤務の過程で繰り返し行われていく研修を通じて、次第に高められていくものである。大学も養成段階のみでなしに、現職教員の研修に積極的に加わる必要がある。大学院の役割やあり方を含めてこれまで十分に位置づけられてこなかった、教員の生涯学習における教員養成系大学・学部の果たすべき役割を明らかにする必要がある。

今日教育学部に対しては、その教員就職率や、教員需要の見通しなどを理由に、その充実を図ることを躊躇する傾向があることは遺憾なことである。児童生徒数がどうであれ教員養成の重要性は、改めていうまでもないことであり、国立大学教育学部がそこで果たしている役割の大きさもまた揺らぐものではない。百年の計といわれる教育の将来を危うくしないためにも、教育学部の充実を図ることは今後も重要な課題であり続けるのである。

# 12 医学教育のあり方

## 1 医学教育の目的・理念

医学部・歯学部教育の目的は、医療行為を通じて社会の発展に貢献する臨床医の養成を第一にする。しかし、同時に学部教育は、医学研究者養成の最初の課程でもある。大学院は、医学及び歯学研究者の養成をめざすとともに、研究能力を修得することにより、広い視野と論理的かつ独創的な思考ができる臨床専門医の養成が可能であると考えられる。

医学教育に当たっては、従来は知識の授与に重点が置かれていたが、近年は学部卒業業者が、指導的役割を演ずる必要があることから、学生自身の学習意欲によって、医師としてふさわしい態度を身に付けることが強く求められるようになってきた。

## 2 わが国の医学教育の現状

### 1) 学部教育

平成3年6月の設置基準の大綱化以後、大学では教育改革とくに教育カリキュラムの改革が積極的に推進されており、医学部も歯学部も例外ではない。全国医学部長病院長会議が発行した『我が国の大学医学部(医科大学)白書'95』によると、平成6年3月現在で、一般教育は66%、専門教育は63%の大学で検討済みであり、教養部の改組・廃止は56%の大学で行われた。一般教育については、6年一貫教育を旗印に一般教育の短縮、選択性の導入、情報科学・行動科学の導入、臨床実地の早期体験学

石川 英一(いしかわ ひでかず)：群馬大学長，国立大学協会医学教育に関する特別委員会委員長



習が、多くの大学で行われている。専門教育では、単位制に伴う単位の削減、選択科目・自由科目制の導入、実習重視、小グループ教育、チュウトリアル、問題解決型学習などに積極的に取り組んでいる。また学生の基礎研究室配属による、自主的研究への関心の助長も多くの大学で実施されている。しかし、学生を診療チームの一員として組み込む、いわゆるクリニカル・クラーク実習は、教育ベッドやスタッフ数などの関係でなお実施が限られている。一方、外来臨床実習の重要性は再認識される傾向にあるという。

## 2) 大 学 院

基礎系大学院は近年、教育・研究カリキュラムも整備され全体的に充実の方向にあるが、臨床系大学院は、医歯系ともに後述するように問題点が多く、大学院機能が十分に発揮されていないように思われる。カリキュラムもなお不完全ことが多い。

## 3) 卒後研修, 附属病院

大学の卒後研修は、現在附属病院等で専門医をめざし、ストレート方式またはローテート方式で行われている。さらに最近、医学部・医科大学附属病院は特定機能病院に指定され、先端医療の担い手としての機能と責任とが加わった。今後、医学教育及び医療の両面から、救急医療、総合診療部、病院病理部などの整備、充実が望まれる。

# 3 アメリカの医学教育

## 1) 学 部 教 育

アメリカ合衆国(以下「アメリカ」と略)では、1980年後半から1990年代にかけて全米レベルで医学教育の再評価、カリキュラムの変更が行われた。講義時間の縮小、少人数によるインタラクティブ学習の増加、問題解決型の学習、基礎科学と臨床コースの連携強化、学際的コースの増加、外来とプライマリケアの実習増加、そして倫理、コミュニケーション技能、予防医学、健康維持の強調は多くの学校が実施したカリキュラム変化の特徴である(H. S. Jonas, S. I. Etzel, B. Barzansky: *JAMA* 266, 913, 1991; *JAMA* 268, 1083, 1992)。

個々の大学の事例については、例えば「群馬大学とテキサス大学健康科学センターヒューストン校間で行われた教育システムの比較」報告書(1995)によると、テキサス

大学では、学部教育は4年間で最初の2年間は基礎科学、あとの2年間は臨床科学の教育を受ける。問題解決型学習、少人数教育、模擬患者を用いた内科診断学実習のウェイトが増し全体として臓器別、系統別になりつつある。卒業までに2回の国家試験に合格しなければならない。その他、夏期休暇を利用した夏期研究プログラム、臨床医学のための夏期強化プログラムなどがある。学習支援施設として、学習資源センターがある。

## 2) 卒後教育(テキサス大学)

レジデント制(3年)である。内科を例にとると最初の1年間は一般内科、臓器別、救急センターなどを回り、2年以後は臓器別に分かれて研修。臨床スタッフは充実している。1年のレジデント修了後、国家試験に合格すれば診療許可証が得られる。さらに2年間研修し最終年にチーフレジデントとなり、診療と学生指導を行う。special board 試験に合格すれば専門医になれる。プライマリケアは各診療科で行っている。アメリカでは全国的に各大学の卒後研修プログラムが確立しており、卒後、出身大学に残らず、他の大学で研修するエクステンジプログラムが行われている。

## 3) 大学院(テキサス大学)

他のアメリカ医学部と同様に、広く全米の学部(医学部と限らず)、講座に募集広告をする。臨床系・基礎系の区別はない。入学に当たっては、委員会が院長に入学を推薦する。Ph. D. コースの学生は、すべて給費生である。入学1年目は、みずから興味のある分野をあれこれと物色、勉強する。1年目のおわりに指導教官を決め、そのあとは研究指導課程、そのための専門教育課程、専門外教育課程および幅の広い卒業試験を受ける。大学院修了後、さらに1~3年以上教育研究機関で修練を積み、このあと大学、企業等に就職する。教育を受けた大学に残ることはないので post doctoral training 制度がうまく働く。

## 4) 教員選考(テキサス大学)

助教授以上は、「教員任命、昇進、終身在職権に関する委員会」による審査をパスしなければならない。主任教授により推薦された候補者が審査を受ける。教授昇進の場合は、さらに特別委員会が結成される。助教授または教授は、終身在職権を得るコースを選択することができるが、8年の間に専門領域、教育面で著名な業績を上げる必要がある。さらに第三者評価、指導性、責任性などの調査を経て、8年目に上記委

員会へ申請することができる。一方、終身在職者コースを選ばない場合は、臨床系と研究系の別があり、前者は診療が主な業務で後者では研究活動が主体となる。

## 5) 病 院

先進医療の特徴は組織化された医療である。1対1の医療から、総合的、協力的医療となっている現在、日本との大きな違いは、コメディカル・ワーカーの数、質の違いである。次に研究予算の豊富なことが挙げられる。また病院の自由度に違いがある。

## 4 わが国医学部・医科大学・歯学部が当面する課題

わが国の長所を伸ばし、他方欧米の優れた部分をうまく取り入れ、いかに融合させるかが今後の改革のポイントとなろう。国立大学医学部・医科大学・歯学部が抱える課題については、表1,2を参照されたい。

### 1) 学部教育について

#### (a) 学部の一貫教育を実現する教育カリキュラム改革

歯学部はさておいて、4年制の大学で十分に教養教育を受け、医学以外の専門教育をある程度学修した者が入学するアメリカの場合と比較して、短い期間に教養教育を学修しなければならないわが国医学教育には、すでに大きなハンディキャップがあると言わざるを得ない。いかに教養教育を専門教育にマッチさせ、また視野を広げる教育を上手に導入できるかがキーポイントとなる。

教養科目を高学年にも学修させる一方、低学年から専門教育を実施する、くさび型カリキュラム編成だけでは不十分であるかもしれない。専門科目の学修に直接役立つ教養(共通)科目(たとえば、統計・情報処理関係)の設定が望まれる。また、医師の倫理、社会性が問題になっている現在では、倫理学、経営管理など、人文・社会科学系科目の履修が望まれる。同時に近代医療が組織医療であることを考えるとき、組織のあり方、他の職種理解に役立つ授業科目の設置も今後望まれる。

専門教育では、臓器別、系統別のカリキュラム編成、コア・カリキュラムの確立が求められる。21世紀を展望するなら、予防医学、老年医学、家庭医学に対する授業強化も必要である。医師、患者関係をはじめ医療と社会、医療の倫理についても教育が求められる。また臨床実習の充実をはかり、救急医療、プライマリケアなど、医師

表 1 国立大学医学部・医科大学・歯学部が抱える主な課題

**学部教育**

教育スタッフの増員  
 教育設備の整備充実  
 学部の一貫教養，専門教育と教養教育の統合，コアカリキュラムの確立  
 教育施設の整備充実  
 シラバスの作成  
 問題解決型学習の導入  
 臨床実習における修得技能の明確化  
 学外教育病院の確保  
 少人数教育の推進  
 早期体験学習，専門教育の早期開始  
 医学教育教授法の改善  
 実習時間の増加  
 国際化に対応する実用外国語教育の充実  
 学生授業評価の導入  
 社会科学系科目の履修(たとえば医療法学，経営管理学，生命倫理など)など

**大学院**

校費の増額  
 施設・設備の整備  
 大学院学生充足率の改善対策  
 基礎系・臨床系の連携強化  
 teaching assistant の増員・大学院基礎講座院生の確保  
 大学院生・外国人留学生への財政的支援の強化  
 大学院課程修了者に対する研究員制度の拡充・研究支援制度の新設など

**研究**

研究費の確保，科学研究費の増額  
 研究人員の充実，研究支援スタッフの確保・増員  
 基礎医学研究の充実  
 臨床系医学者との共同研究体制の推進  
 共同実験施設の定員確保など

**組織**

組織の見直し(たとえば大学院重点化構想)  
 現講座制度の見直しなど

[注] 大学によっては，すでに実施済みまたは実施中のものを含んでいる。

表 2 国立大学医学部・医科大学・歯学部  
の各附属病院が抱える主な課題

教育・研究施設として必要な人員の確保  
 先端医療の推進  
 卒後研修施設の充実  
 卒後教育の改善  
 卒前臨床教育の充実に対する受け皿としての施設・設備の充実  
 インフォームド・コンセントの徹底  
 救急設備・人員の整備充実  
 総合診療部の設置，充実  
 附属病院の管理運営・財政  
 患者サービスの推進  
 感染予防対策の充実  
 附属病院の近代化，統合  
 研修医の待遇改善  
 先端的医療の充実をめざす基礎研究の推進  
 卒後研修の大学院教育との有機的連結  
 病院病理部の設置，充実など

[注] 大学によっては，すでに実施済みまたは実施中のものを含んでいる。

が共通して修得する必要がある知識，手技について学ぶ機会を増やす努力が必要である。それと関連して，臨床実習における修得すべき技能の内容（SBO）の明確化が，教育現場から望まれる。

#### (b) 教育方法・ソフト面の改善

医学教育では，学生の学習意欲が比較的高いが，授業方法については，改善する必要がある。とくに少人数教育が推進されるべきである。また，問題解決型学習を推進することで，学生の自主的学習を助長し，判断力を身に付けさせることができよう。さらに学生の自主的学習意欲を高め，学修する科目について，予め調べておく習慣を付けるには，シラバスが必要不可欠である。さらに，教育の改善状況をチェックするには，学生の授業評価が必要である。

#### (c) 教育スタッフの増員，施設・設備の充実

レベルの高い授業を実施するには，当然のことながら，教員の質の向上とともに教員とくに教育を支援する人員の増員，充実をはかる必要がある。緊急性の高い課題の

一つと考える。

また、医学教育では、伝統的に同一学年学生全体を対象とした授業が多かったが、実習、問題解決型学習の比重が増している現在、少人数教育実施のための施設・設備の充実が望まれる。さらに情報処理、実用外国語教育の必要性が高くなっている時、そのための専用教室の設置が必要である。

## 2) 大学院について

### a) 大学院学生の充足率の向上、大学院組織の見直し(例えば大学院重点化構想)

わが国の学部学生の多くが臨床医希望であること、臨床系大学院の教育・研究課程の内容がなお不明確であること、大学院修了後の進路が不確実であることなどから医学系大学院の充足率は、最近上昇しつつあるものの、なお必ずしも高くない。国立大学院生の2倍増が求められているなか、医学・歯学系では、なによりも充足率の向上が財政的支援とともに大学院の直面する緊急課題である。充足率を上げるには、基本的には、現在の大学院の見直しをする必要がある。大学院重点化構想はその線に沿ったものである。ただし、現在の学部学生の多くが卒後臨床研修の道を選択することを考えると、研究が目的である大学院に重点を移すことがベストであるかどうかは今後慎重な検討が必要であろう。臨床系大学院の目的(人材養成)を、今後臨床研修と関連づけてどのようにうまく変更していくかが、大学院重点化を考えるうえで重要となろう。院生のより広範な公募、外国人留学生の増加策なども院生の充足率の向上に貢献する。

### b) 臨床系大学院の存在意義の検討、及び医学系大学院の教育・研究課程の再構築

大学院充足率の低い原因の一つに大学院とくに臨床系大学院の教育理念が今一つ明確でないこと、教育・研究カリキュラムが整っておらず、修了者の能力の到達目標設定が不十分であることなどが関係している。大学院の教育理念として、研究者の養成とともに高度職業人の養成があるが、これは臨床医にとって何を意味するのか、即ち臨床系大学院で学べば、充実した臨床研究ができる以外に果たして高度知識、技術の修得になるのか、最先端の分野の知識・技術の修得が院生になって初めて可能になるのか。さらにまた研究と診療との関係も明らかにする必要がある。いうまでもなく研究のための診療は行ってはならない。より実際的な問題として、臨床系大学院では専門医・認定医制度との関連、一般医局員と修了後の待遇の異同など、あまりに多くの解決すべき課題がある。つぎに、教育・研究カリキュラムについていえば、学際分野

のカリキュラムの充実，例えば大学院セミナーを追加する等だけでは不十分であろう。専門分野の研究に必要な教育のあり方を考えるとともに専門外の科目を含む幅広い学修を可能にする大学院組織の見直し，カリキュラム改革が必要であろう。

#### c) 財政支援の強化

国立大学院の充実，国の財政支援なくしては考えられないことである。大学院校費，研究費の増額，設備・施設の一層の充実が必要である。さらに院生の立場から言えば，外国人留学生を含めて，奨学金貸与対象者の大幅な拡大，奨学金の増額および授業料の減免対象の拡大が求められる。

#### d) 大学院学生指導の見直し，臨床系と基礎系の密接な協力体制の確立

わが国の大学院は，入学に当たって将来の指導教官が推薦する制度が採られている。これは入学後，指導教官が院生と良好なコミュニケーションを保ち，専門分野についてきめ細かな履修指導をするには適しているが，他方大学院全体の水準を維持し，院生が広い視野を養うのには必ずしも適していない。入学に当たっては，学部教育と同様の入学方式が採られるように努力すべきであり，入学後は指導教官以外の教官が随時，対象院生の教育・研究指導に加わる体制作りが望まれる。院生が広い学問視野を習得するためには，臨床系教員と基礎系教員の密接な協力体制が必要であり，院生指導について両系の教員が共通の認識を持つことが肝要である。

### 3) 基礎医学研究の充実

臨床医学を支える基礎医科学の重要性はよく認識されているにもかかわらず，最近の悩みとして，基礎医学講座に入る学部卒業生の数は必ずしも多くない。院生の公募をアメリカのように広げ教育・研究カリキュラムを整備するなど，ソフト面の工夫以上に基礎系院生に対する奨学金の思い切った増額および修了後の研究保証，生活保障を政策的に考える必要がある。課程修了後特別研究員として，ある期間研究・生活保障をするとともに就職の道を全国レベルで検討する必要がある。研究自体については，基礎医学振興を目的として研究費の増額，科学研究費の増額を図るべきことは勿論のこと，研究成果について公平な評価システムを確立することが良質な研究資産を後世に残すために必要なことである。

#### 4) 卒後臨床研修について

初期臨床研修の意義については種々の考え方がある。現在の医学部の主流は、卒後専門教育の一環と捉える見方のようにである。各学会の専門医・認定医制度の到達目標に向けて専門診療科で卒後研修を行うというものである。この考え方は現在の医局制度を基礎にした現実的な方式で、研修方法としてストレート方式とローテイト方式がある。勿論、この現実的な卒後研修には反対がある。アメリカでの臨床研修と根本的に異なること、ともすればそれぞれの診療科の考えが中心になり、早く研修医を医局に囲い込んで視野の広い医師とくに総合診療のできる一般医の養成が難しいことなどが挙げられる。

問題は、アメリカ式の総合研修またはローテイト方式を医師共通の卒後初期研修として行った時に、つぎにどのように各専門分野の(後期)卒後研修に結び付けるかである。研修カリキュラムの整備もさることながら、長期の研修を支え、さらに医師の将来を保障する制度が残念ながら我が国では確立していない。学閥を越え、外部の実力者を進んで登用する人事制度、卒後研修を支える豊かな資金、医師の実力を正しく評価するシステムの確立こそ、卒後臨床研修を円滑にするためにまず必要な条件整備ではないか。

さらに、研修病院の教育機能(人員)、設備・施設面で、臨床研修の受け皿としての人員・設備・施設の整備が求められる。また、アメリカのレジデント制の成功の背景には、チーフレジデントを含む、研修指導者の卓越した指導能力、及び各大学で異なる多様な研修プログラムが大きく影響している。

初期臨床研修での研修環境の違いは、研修する医師の将来像を左右する可能性がある。初期臨床研修の義務化が現在厚生省の関係委員会で検討されているが、研修医の処遇を改善するだけでなく、アメリカの卒後研修に準じた多様な研修プログラムの作成を含む多くの環境整備がまず必要であることを強調したい。一律方式の導入はむしろ研修の効果を減じる危険性がある。また、初期臨床研修は学部教育と一体化して考えるべきであろう。さらに歯学系卒後研修では、研修設備・施設の整備、研修用患者の確保などが緊急の課題である。

#### 5) 教員選考について

さきに大学審議会組織運営部会から、教員の選考について種々の提言がなされた。医学部の現状をみるに、以前と比較して教員の採用は、実力本位になり、学閥や年功



序列重視は少なくなってきた観がある。それにもかかわらず教員選考について、なお根本的見直しが必要であろう。一つは、医学・医療を取り巻く科学技術の進歩が著しい現代にあっては、進歩に挑戦する意欲ある教員の養成と就任が望まれる。いま一つには医療に対する社会の見方が変わり、高度の医療が進むなかでインフォームド・コンセントを実行し住民から信頼される医療を行う必要がある今日、医学系指導者には、正しい生命倫理観をもち、人間として社会人として優れた人格の持ち主であることが要求される。

それらのことを考えると、欧米に近い方式の教授選考が望ましく、わが国のような教授会(しかも多くの教員は選考分野の知識に乏しい)が主として書類審査で選考し、選ばれた教員は永久就職権を得る方法では、採用時はベストの選考がなされても、そのあともベストの教員でありつづけるとは何人も保証できない。なんらかの採用後の評価、または任期制が必要になる所以である。しかし、これが全国的に実施されたとき、都市部の大学に比して、地方の大学では(後者のほうが、教員選考基準の見直しに積極的であるにもかかわらず)、人材がますます得難くなる危惧もある。今後こうした点も考慮してさらに多角的に検討される必要がある。また、教授選考に当たっては、近年、研究業績の量が重視されてきたが、今後は質的評価がなされるべきで、その意味で第三者評価が望まれる。さらに教授の就任後の活動からみて、教育能力、診療実績、指導力、企画力、管理能力、人間性などについても詳細に検討され、選考の前に確認されるべきであると考え。一方、教員の教育能力の向上のためには、教育に関する論文の発表の場や若手教員の教育研修の機会を大幅に増やす必要がある。

## 5 む す び

わが国の医学教育と、それに関連する附属病院の現状を述べるとともにアメリカの医学部と比較した。その結果として今後に残された課題について、今後の改革方向を含め簡単な記載を行った。なお、紙面の都合上、主として狭義の医学教育について記載し、歯学部関係の記述を最小限度にとどめ、看護・保健(学科)系、薬学系教育は除外せざるを得なかったことをここに付記する。

## 13 女性と大学

### 1 女子進学率の上昇

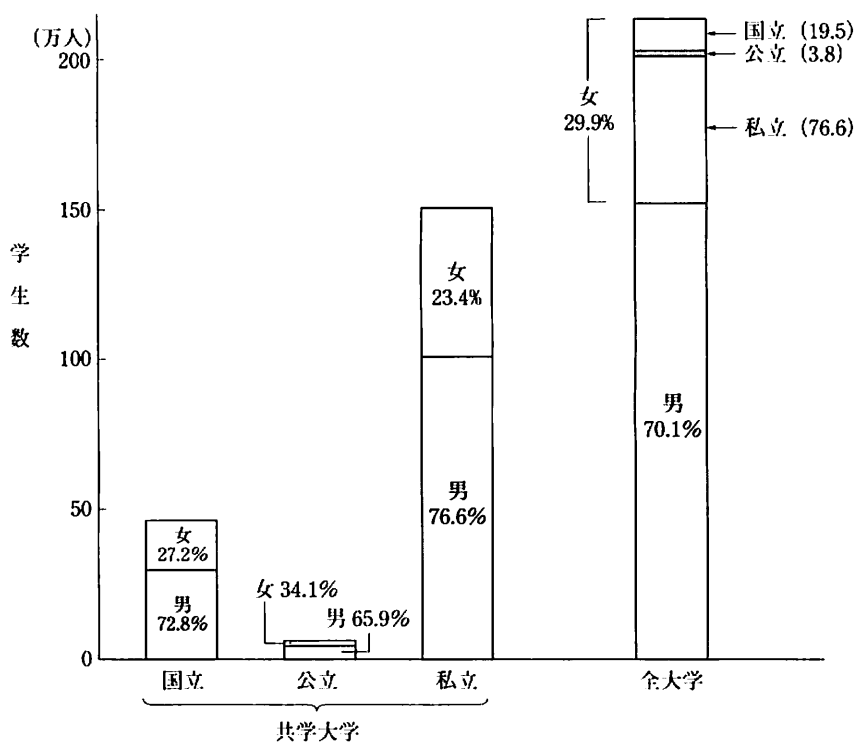
第二次世界大戦が終了した昭和20年まで、わが国の大学のほとんどは女子に門戸を閉ざしていた。当時の旧制大学で女子の入学を許していたのは、東北帝国大学、東京文理科大学、一部の私立大学等ごく少数であり、それらの大学に学ぶ女子学生の数もごく僅かであった。

女子の大学への進学が本格的になったのは、昭和21年度からである。その年旧制大学が一斉に女子に門戸を開放し、またたまたまその年は旧制高等学校の卒業生がない年(戦時中2年間に短縮された旧制高校が、元の3年制に復活したため)であったので、比較的多数の女子が旧制大学へ進学することになった。

その後、6・3・3・4年制の学校制度が定められ、男女の教育機会の均等化が進み、さらに多数の新制大学が発足したため、女子の大学進学率はしだいに上昇した。

平成4年度について4年制大学の学部学生数を国立・公立・私立大学に分け、共学大学および女子大学の学生数をまとめると図1のようになる。

共学大学の女性比率は、国立で27.2%、公立で34.1%、私立で23.4%である。共学大学の女子学生の分布を設置形態別に見ると、全女子学生の24.7%は国立、3.9%は公立、71.4%は私立に在籍している。同様な分布を女子大学について調べると、国立2.8%、公立3.7%、私立93.5%の割合になる。これは、女子大学の場合、圧倒的に私立大学が多いためである。共学大学と女子大学とを合わせると、国立19.5%、公立3.8%、私立76.6%の割合になる。



【出典】 参考文献1をもとに作図。

図1 設置形態別、4年制大学学部学生数と男女比率(平成4年度)

大学への進学率(3年前の中学校卒業生に対する大学学部の入学者数の比率で、浪人も含む)は、平成4年度では女子17.3%、男子35.2%である。なお、短期大学への進学率は、女子23.5%、男子1.8%で両者を合わせると、女子40.8%、男子37.0%となる。女子の進学率は年々上昇し、平成2年度から女子の進学率の上昇率が男女の上昇率を上回っているため、学部への進学率の男女差は年々縮小しつつある。

なお、平成4年5月1日現在、大学院の場合には、国公私立全体で、女子の占める割合は、修士課程18.5%、博士課程16.6%である。大学院への女子学生の進学率も、年々上昇している。

## 2 国立大学の女子学生の比率

平成4年度における国立大学の大学別の男子学生数と女子学生数、並びにその比率は、表1のようになっている。

二つの女子大学を除いて、女子学生の比率が50%を超える大学は、兵庫教育大学、

表 1 国立大学学部学生数大学別一覧

(平成4年度)

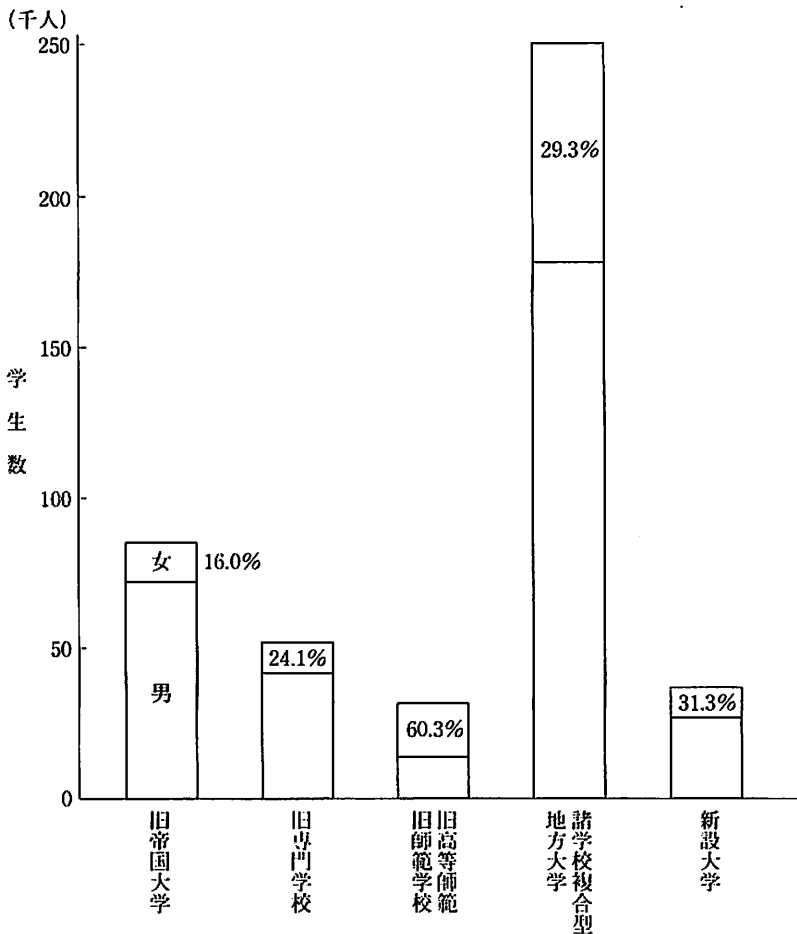
大 学 名	男子学生数	女子学生数	女性比率	大 学 名	男子学生数	女子学生数	女性比率
奈良女子大学	0	1,980	100.0%	佐賀大学	3,738	1,528	29.0%
お茶の水女子大学	0	2,186	100.0%	宮崎大学	2,714	1,093	28.7%
兵庫教育大学	246	575	70.0%	徳島大学	3,372	1,325	28.2%
鳴門教育大学	216	489	69.4%	滋賀医科大学	446	172	27.8%
東京外国語大学	1,212	2,123	63.7%	浜松医科大学	457	176	27.8%
大阪外国語大学	1,649	2,659	61.7%	鹿児島大学	6,636	2,547	27.7%
奈良教育大学	498	803	61.7%	山口大学	6,025	2,255	27.2%
上越教育大学	327	507	60.8%	金沢大学	5,630	2,088	27.1%
図書館情報大学	275	421	60.5%	宇都宮大学	3,314	1,222	26.9%
宮城教育大学	750	1,059	58.5%	和歌山大学	1,914	704	26.9%
愛知教育大学	1,821	2,461	57.5%	山形大学	5,158	1,892	26.8%
大阪教育大学	1,965	2,604	57.0%	福井医科大学	469	167	26.3%
東京芸術大学	900	1,133	55.7%	宮崎医科大学	471	163	25.7%
福岡教育大学	1,506	1,735	53.5%	秋田大学	3,028	1,046	25.7%
東京学芸大学	2,696	2,876	51.6%	東京水産大学	1,003	335	25.0%
京都教育大学	932	960	50.7%	群馬大学	3,511	1,149	24.7%
北海道教育大学	2,856	2,717	48.8%	高知医科大学	457	149	24.6%
岐阜大学	3,976	2,595	39.5%	神戸大学	8,994	2,904	24.4%
富山医科大学	664	427	39.1%	鹿屋体育大学	539	166	23.5%
東京医科歯科大学	827	504	37.9%	鳥取大学	3,658	1,075	22.7%
佐賀医科大学	389	216	35.7%	信州大学	6,888	1,976	22.3%
帯広畜産大学	782	422	35.0%	福井大学	2,609	746	22.2%
弘前大学	3,362	1,796	34.8%	山梨大学	2,608	730	21.9%
島根大学	2,885	1,532	34.7%	旭川医科大学	521	143	21.5%
高知大学	2,740	1,431	34.3%	横浜国立大学	6,894	1,760	20.3%
香川大学	3,025	1,556	34.0%	名古屋大学	7,317	1,853	20.2%
茨城大学	4,634	2,315	33.3%	東京農工大学	3,369	835	19.9%
滋賀大学	2,041	1,010	33.1%	北海道大学	8,930	2,124	19.2%
筑波大学	6,062	2,969	32.9%	九州大学	8,964	2,121	19.1%
三重大学	4,136	2,025	32.9%	山梨医科大学	494	113	18.6%
香川医科大学	401	196	32.8%	九州芸術工科大学	628	122	16.3%
富山大学	4,252	2,063	32.7%	大阪大学	9,986	1,846	15.6%
千葉大学	8,045	3,829	32.2%	東北大学	9,755	1,602	14.1%
熊本大学	5,462	2,576	32.0%	一橋大学	4,232	662	13.5%
福島大学	2,908	1,359	31.8%	東京大学	13,707	2,086	13.2%
新潟大学	6,583	3,006	31.3%	京都大学	11,383	1,689	12.9%
埼玉大学	4,493	2,036	31.2%	京都工芸繊維大学	2,887	404	12.3%
小樽商科大学	1,396	631	31.1%	東京商船大学	753	65	7.9%
広島大学	9,063	4,073	31.0%	九州工業大学	4,695	396	7.8%
静岡大学	5,385	2,403	30.9%	豊橋技術科学大学	1,042	74	6.6%
分医科大学	415	185	30.8%	神戸商船大学	915	54	5.6%
琉球大学	4,377	1,928	30.6%	名古屋工業大学	5,276	291	5.2%
岡山大学	7,226	3,162	30.4%	東京工業大学	4,788	263	5.2%
愛媛大学	5,809	2,473	29.9%	電気通信大学	4,156	217	5.0%
岩手大学	3,883	1,653	29.9%	室蘭工業大学	2,787	134	4.6%
長崎大学	4,798	2,005	29.5%	北見工業大学	1,572	75	4.6%
島根医科大学	443	185	29.5%	長岡技術科学大学	1,019	40	3.8%
大分大学	3,175	1,317	29.3%	合 計	321,195	125,743	28.1%

【出典】 参考文献 1 による。

鳴門教育大学, 東京外国語大学, 大阪外国語大学等 14 大学ある。これらの大学の大部分は, 教育系と語学系の大学である。30~50% の大学には, 富山医科薬科大学, 東京医科歯科大学, 香川医科大学, 大分医科大学等, 医歯系の大学のほか, 大部分は地方国立大学である。逆に女子学生が10% 以下の大学は 10 校あり, 東京商船大学, 神戸商船大学, 九州工業大学, 名古屋工業大学, 東京工業大学等, 商船系および工業・技術系の大学のみである。

比率ではなく, 実数を見ると, 女子学生が 3,000 人を超えている大学は, 広島大学, 千葉大学, 岡山大学, 新潟大学の 4 校である。

また, 大学の沿革別に比較してみると, 図 2 のように, 女子学生の比率は旧師範学校系が 60.3% と高い割合であり, 旧帝国大学系は 16.0% と低い値になっている。



[出典] 参考文献 1 をもとに作図。

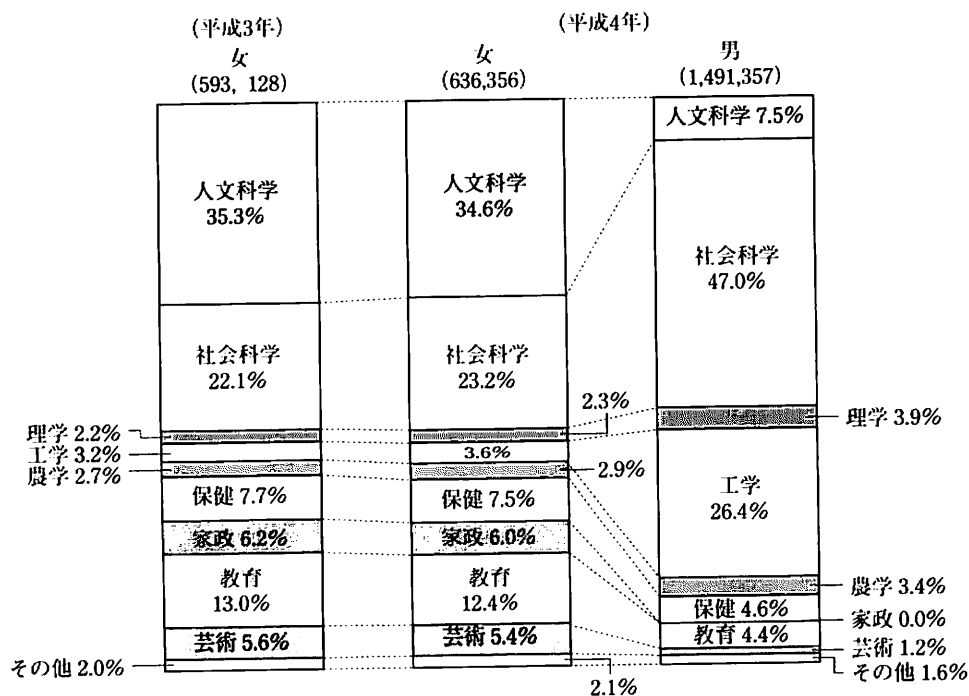
図 2 大学沿革別, 国立大学学部学生数と男女比率(平成 4 年度)

### 3 女子学生の専攻分野

国公立大学全体について、平成4年度の4年制大学の専門分野別の学生数と女子学生数およびその比率を見ると、男子学生は経済・商学系と工学系が著しく多く、次いで法学系で、これら3つの系を合わせると全体の数の約70%に当たる。それに対して、女子学生は、文学・語学系が最も多く、人文・社会系がそれに次いでいる。女子学生の比率は、家政系、看護・保健系が多いのは当然とも考えられるが、50%を超えているのは、他に文学・語学系、教育系、芸術系、薬学系がある。

同様なことを国立大学について調べた結果、国立大学で女子学生数が最大なのは教育系であり、第2位の文学・語学系の約5倍となっている。次いで農・水産学系、工学系が続いている。また、女子学生の構成比率で見ると、家政系は別として、看護・保健系、文学・語学系、教育系、薬学系、芸術系の順で、いずれも50%を超えている。工学系は、実数は第4位と多いが、女子学生の占める割合は6.1%で、商船系に次いで少ない。

なお、大学の専攻分野の分類のしかたは、研究者により一定しないので、上述の分



[出典] 参考文献2 参照。

図3 大学の専攻分野別構成

類は、参考文献1によった。

しかし、総理府が編集した別の分類によると、平成4年5月1日の専攻分野別構成比は、図3のようになっている。この図では、女子学生の構成比率は、人文科学、社会科学、教育、保健の順に多くなっている。これは前述の分類の文学・語学系が人文科学に、経済・商学系、法学系等が社会科学に包含されたためと思われる。また、図3の方式による分類では、平成3年度と比べて、社会科学、工学、農学が上昇し、人文科学、教育、保健、家政、芸術がやや低下している。この傾向は年と共に進んでいるようで、教養よりも専門知識や技能を習得できる専攻を、女子学生が選ぶ風潮が近年高まっている。

#### 4 大学における女性教員

今まで、学生を中心として大学における男女の問題を見てきたが、次に教員の場合を考えてみよう。その手掛りは教員の男女比率である。

設置形態別では、平成4年度の女性教員の比率は国立6.3%、公立9.8%、私立12.3%で、国立が最も低い。職種別では、女性の学長は、国立0、公立1、私立21人で、全体の4.3%である。なお、私立大学21人の内、18人は女子大学の学長である。女性の教授は5.3%で、国立大学では2.8%に過ぎない。助教授・講師では少しずつ比率が上がり、助手では全体の14.9%である。しかし、助手には将来昇格が考慮されている研究助手と、その期待がもてない事務助手や実務補助の助手があり、女性の助手は後者の位置づけがなされているものが多い。

国立大学について、大学別に平成4年度の教員数と女性教官の比率をまとめたのが、表2である。お茶の水女子大学、奈良女子大学の2つの女子大学が特に高く、東京外国語大学、奈良教育大学、図書館情報大学の順で続いている。一般に教育大学系、外国語大学系が高いのは、女子学生の比率と類似している。女性教員が1割以下の大学が98校中83校の84.7%になっている。助手を含めても女性教員が皆無の大学は4校ある。また、一橋大学のように、全女性教員86名(比率は全国第3位)であるのに、その内助手が78名で助手を含まないと比率は全国63位になっている例もある。

助手を含まない女性教員数およびその比率を、大学の沿革別に集計すると旧帝国大学2.1%、旧専門学校4.3%、旧師範学校・高等師範学校13.9%、諸学校統合型地方大学4.9%、新設大学4.9%となり、旧帝国大学系の大学が最も低い。

表 2 国立大学教員数大学別一覧

(平成4年度)

教員の職階 大学名	教授・助教授・講師			教授・助教授・ 講師・助手			教員の職階 大学名	教授・助教授・講師			教授・助教授・ 講師・助手		
	男	女	女性比率	男	女	女性比率		男	女	女性比率	男	女	女性比率
お茶の水女子大学	109	59	35.1%	115	90	43.9%	長崎大学	531	22	4.0%	788	71	8.3%
奈良女子大学	124	31	20.0%	137	52	27.5%	福井大学	246	10	3.9%	274	11	3.9%
東京外国語大学	187	36	16.1%	203	41	16.8%	金沢大学	621	25	3.9%	858	53	5.8%
奈良教育大学	100	15	13.0%	103	15	12.7%	岡山大学	796	31	3.7%	1,165	69	5.6%
図書館情報大学	41	6	12.8%	51	9	15.0%	鹿児島大学	662	5	3.6%	945	70	6.9%
東京学芸大学	305	44	12.6%	330	51	13.4%	東京商船大学	82	3	3.5%	103	5	4.6%
大阪外国語大学	146	21	12.6%	150	21	12.3%	山口大学	558	20	3.5%	741	40	5.1%
大阪教育大学	259	37	12.5%	281	44	13.5%	鳥取大学	425	15	3.4%	593	28	4.5%
滋賀大学	165	21	11.3%	171	23	11.9%	佐賀大学	311	10	3.1%	356	14	3.8%
北海道教育大学	360	45	11.1%	371	48	11.5%	岐阜大学	468	15	3.1%	648	34	5.0%
上越教育大学	137	17	11.0%	156	19	10.9%	一橋大学	254	8	3.1%	266	78	22.7%
愛知教育大学	241	29	10.7%	263	32	10.8%	名古屋大学	957	30	3.0%	1,521	68	4.3%
鹿屋体育大学	42	5	10.6%	57	5	8.1%	山梨医科大学	96	3	3.0%	216	20	8.5%
京都教育大学	121	14	10.4%	125	15	10.7%	佐賀医科大学	98	3	3.0%	218	18	7.6%
鳴門教育大学	134	15	10.1%	150	22	12.8%	東京農工大学	262	8	3.0%	365	13	3.4%
和歌山大学	150	16	9.6%	153	17	10.0%	小樽商科大学	103	3	2.8%	107	8	7.0%
東京芸術大学	152	15	9.0%	175	23	11.6%	高知医科大学	105	3	2.8%	277	18	7.3%
千葉大学	751	72	8.7%	1,042	134	11.4%	島根医科大学	70	2	2.8%	138	9	6.1%
福岡教育大学	180	17	8.6%	191	21	9.9%	九州工業大学	276	7	2.5%	351	13	3.6%
九州芸術工科大学	55	5	8.3%	70	5	6.7%	富山医科薬科大学	161	4	2.4%	311	20	6.0%
福島大学	223	20	8.2%	224	21	8.6%	秋田大学	330	8	2.4%	463	25	5.1%
兵庫教育大学	149	13	8.0%	167	16	8.7%	長岡技術科学大学	126	3	2.3%	167	4	2.3%
埼玉大学	369	28	7.1%	410	34	7.7%	東京大学	1,987	46	2.3%	3,626	209	5.4%
東京医科歯科大学	281	21	7.0%	575	66	10.3%	名古屋工業大学	260	6	2.3%	331	8	2.4%
宮城教育大学	124	9	6.8%	125	10	7.4%	北海道大学	1,191	27	2.2%	1,882	81	4.1%
横浜国立大学	421	28	6.2%	493	43	8.0%	電気通信大学	226	5	2.2%	283	8	2.7%
琉球大学	485	32	6.2%	696	50	6.7%	福井医科大学	94	2	2.1%	218	15	6.4%
茨城大学	424	27	6.0%	487	32	6.2%	宮崎医科大学	96	2	2.0%	232	10	4.1%
富山大学	367	23	5.9%	412	33	7.4%	旭川医科大学	98	2	2.0%	231	11	4.5%
筑波大学	1,302	76	5.5%	1,435	95	6.2%	大分医科大学	102	2	1.9%	215	16	6.9%
弘前大学	406	23	5.4%	540	36	6.3%	九州大学	1,124	22	1.9%	1,957	108	5.2%
三重大学	484	27	5.3%	675	36	5.1%	京都大学	1,574	30	1.9%	2,607	92	3.4%
三宮城大学	269	5	5.3%	303	16	5.0%	大阪大学	1,208	23	1.9%	2,131	85	3.8%
静岡大学	523	29	5.3%	595	35	5.6%	滋賀医科大学	110	2	1.8%	236	19	7.5%
香川大学	275	15	5.2%	292	26	8.2%	東北大学	1,225	21	1.7%	2,248	97	4.1%
大分大学	294	16	5.2%	320	20	5.9%	東京工業大学	564	9	1.6%	990	29	2.8%
宇都宮大学	301	16	5.0%	342	17	4.7%	豊橋技術科学大学	142	2	1.4%	187	3	1.6%
熊本大学	583	30	4.9%	802	72	8.2%	京都工芸繊維大学	220	3	1.3%	280	5	1.8%
山梨大学	234	12	4.9%	277	16	5.5%	北見工業大学	97	1	1.0%	124	1	0.8%
神戸大学	768	39	4.8%	1,017	122	10.7%	帯広畜産大学	107	1	0.9%	140	4	2.8%
浜松医科大学	102	5	4.7%	227	13	5.4%	香川医科大学	113	1	0.9%	234	18	7.1%
広島大学	1,025	49	4.6%	1,519	99	6.1%	室蘭工業大学	164	1	0.6%	203	1	0.5%
高知大学	298	14	4.5%	324	16	4.7%	総合研究大学院大学	1	0	0.0%	1	0	0.0%
高群馬大学	385	18	4.5%	583	26	4.3%	北陸先端科学技術大学院大学	29	0	0.0%	32	0	0.0%
信州大学	627	29	4.4%	849	51	5.7%	神戸商船大学	83	0	0.0%	98	0	0.0%
東京水産大学	109	5	4.4%	147	6	3.9%	奈良先端科学技術大学院大学	6	0	0.0%	6	0	0.0%
愛媛大学	568	26	4.4%	766	40	5.0%							
島根大学	313	14	4.3%	345	17	4.7%							
山形大学	517	23	4.3%	703	36	4.9%							
新潟大学	700	31	4.2%	966	73	7.0%							
徳島大学	436	19	4.2%	681	61	8.2%							
岩手大学	361	15	4.0%	411	20	4.6%							
計	35,841	1,733	4.6%	51,315	3,450	6.3%							

【出典】 参考文献1による。

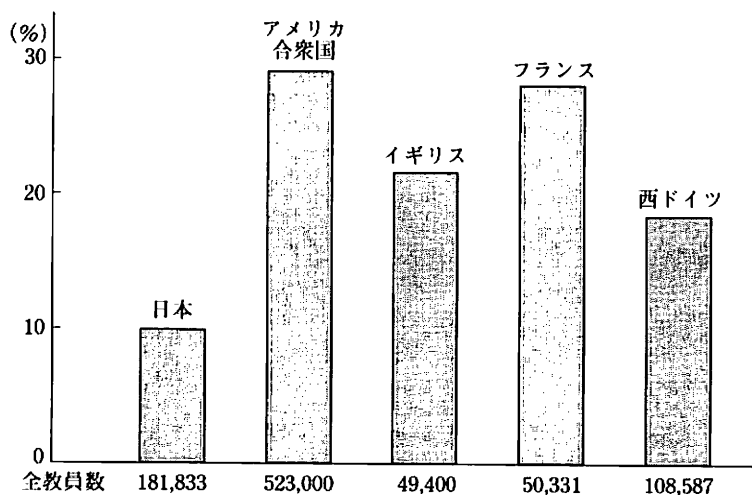


専攻別では、女性教員の比率は教授・助教授・講師では、看護・保健系(64.3%)、家政系(43.8%)、図書館情報科学系(11.1%)の順で、少ないのは商船系(1.8%)、農学・水産系(1.0%)、工学系(0.8%)である。助手を含めた場合は看護・保健系の77.4%、家政系51.7%、商学・経営系16.4%、図書館情報学系14.6%の順で、商船系は2.4%、工学系1.7%、農学・水産系1.7%となっている。

平成6年7月に発表された「大学審議会ニュース」によれば、高等教育機関における女性教員数のわが国の年次別推移は、1988年の8.9%から年々0.1~0.2%増加し、93年には9.9%となっている。また、欧米諸国との比較は図4のようである。女性教員の比率は確かに微増しつつあるものの、欧米との比較では、比率はアメリカ合衆国の約3分の1、最も女性教員の少ない西ドイツと比べても、約56%で、わが国の女性教員の比率は著しく低いといえる。

## 5 ま と め

「大学と女性」との関係について、学生数と教員数を中心に概観したが、他にも女性のための施設・設備等多くの問題が存在する。また、差別ではなく性差に基づいた教育、女子の出産・育児などに配慮した女子のライフサイクルを重視した生涯教育、



[注] 調査年: 日本1993年, アメリカ合衆国1987年, イギリス1990年, フランス1991年, 西ドイツ1990年。

[出典] 参考文献3をもとに作図。

図4 各国における高等教育機関内の教員中の女性の比率

女性学あるいはジェンダー論などの大学における位置づけなど、考慮を要する問題は多いと思われる。

特に、現在進行中の大学改革においても、女性の視点を取り入れたカリキュラムや学部・学科編成などが、もっと考慮されるべきと思われる。

上述のように、数の上から見ただけでも、わが国の大学は女性に関しての配慮が不十分であることは明白であり、また国立大学は私立大学と比べて、その施策が進んでいるということとはできないであろう。女子に大学教育の門戸が開放されてすでに50年経過している。今後、国立大学は率先して、ジェンダーバイアスといわれるひずみを是正していく必要がある。また、このことが現在社会問題の一つとなりつつある女子学生の就職についての解決策等に通じるのではなかろうか。

## 参考文献

- 1 館かおる(1994) 大学教育とジェンダー——全国四年制大学教員数・学生数調査から、「お茶の水女子大学女性文化研究センター 平成5年度特定研究報告書」, 4~24頁.
- 2 総理府編(1994) 「女性の現状と施策——変わる家族と女性の生活」平成5年度版, 54~56頁.
- 3 「大学審議会ニュース」(1994), No. 13.

### 14 地域と大学

#### 1 タウンとガウンの接合の困難——大学の機能目的と地域の利益——

ここにタウンというのは、大学の所在地、ボローニャとかオックスフォードなどを指すのであるが、現代ではそのような古い大学街に限定せず、大学の立地している州や府・県、あるいはもっと広い地方をも意味する。これに対してガウンとは本来的には教授服や学生服を意味していた。ヨーロッパの中世の大学が法王庁に認可され、設置された当時から、教授や学生は僧衣に似たガウンを着ていた。この伝統は一部ヨーロッパの大学に残っており、日本の大学でも儀式にはこの面影を残している。ここではガウンは、それに象徴される大学そのものを意味している。

「タウンとガウン」などと語呂の合った表現をすると、そこにロマンティシズムを感じる人がいるかも知れないが、古いヨーロッパでのタウンとガウンの歴史は紛争と対立の歴史であった。ガウンは税金も払わない「よそ者」であったり、生意気でエリート意識をもつ異邦人であったりして、タウンに充分適合しない存在であった。ガウン側は、各国学生で組織された国民団というような自治組織をつくって、それなりに規律を維持し、タウンに迷惑をかけないように努力もし、タウン側もガウンの存在を誇りに思い尊重もしていたが、迷惑にも思い、タウンとガウンの歴史は接合と不接合の両面を持っていた。

このことは地域と大学の関係の少なくとも一面を現わしている。

もともと大学の最も重要な機能である研究と教育はきわめて普遍的な目標——例えば人類的な目標——を持っていて、必ずしも所在地の直接的利益と接合するわけでは

ない。

第2次大戦後はどこの国の大学でも「人類的」目標を掲げる傾向にあるが、第2次大戦以前は少なくとも現実においては「国民的」目標に結びつく傾向が多く、国によっては極めて「国家的」な目的に結びついていた。いずれにしても大学がその存在地である市町村ないし地方や地域のために貢献しようという姿勢は、あまり見られなかった。

この点についていえば、病院、警察、消防、水道、市役所といった施設や機関が地域のベネフィットとピッタリと接合しているのとは事情を異にしている。同じ学校でも初等・中等教育機関は地域のベネフィットに直接結びついている。

この点でアメリカの大学、とくに州立大学は非常に地域意識が強く、進んで地域の利益に貢献しようとする姿勢を示してきた。

## 2 アメリカ州立大学の先駆

地域と大学の関係に大きな刺戟を与えた制度的変化の淵源は、アメリカ合衆国の土地付与大学 (Land Grant University) の創出にある。土地付与大学は1862年のモリル法 (The Morrill Act) にもとづいている。モリル法の正式の名は「農学と工学の大学に土地を交付する1862年の法」となっており、各州が農学と工学を教える大学を1大学以上設置した場合に連邦政府が州にその資金用に土地を給付する、という法律である。

「土地給付大学」は、日本でしばしば誤解されているように、州が大学に敷地を与えるのではなく、農・工を含む学部を州に設置させるための国の高等教育政策である。この土地は必ずしも敷地と関係がなく、州はこれを売却し国債を買って、国債の利子で大学運営を賄うのである。また、1926年の改正法では、最初の元本が減少した場合は州がこれを補填しなくてはならなくなった。州立大学が連邦制度のもとで、実質的に国の高等教育政策の路線上に置かれていることがわかる。

この意味では、有馬朗人氏が、日本の国立大学がヨーロッパの大学と違って、その創設期において農学部と工学部を重視したことと、アメリカの「土地交付大学」との類似性を指摘されるのは正しいと思う。永井道雄氏も1993年11月19日、京都大学が世話大学となったIAU円卓会議「21世紀の大学のあり方」で同様の見解を述べている。モリル法の対象大学は、農大、工大に限定されておらず、農学部・工学部を含む一般の州立大学であるが、これによってアメリカの大学の地域への貢献、とくに地

域の産業への寄与の動きは強まった。アメリカの大学が競って地域の利益に寄与しようとする理念が、ここから生まれたのはいうまでもなく、広く世界の大学の歴史において、地域と大学の接合へと本質的転換を実現する契機となった。

この法案の提案者ジャスティン＝スミス＝モリル (Justin Smith Morrill), その人は大学人でも学者でもなく、実業家出身の共和党員であり、政治家としては財政に通じ、1861年の関税法も彼の名を冠している。そのモリル関税よりも彼を歴史上の功労者にしたのが土地交付大学法であり、世界の大学史上にその名をとどめることとなった。もし二つの法律に思想的共通点ありとすれば、前者は製造工業の保護育成であり、後者は農業と工業に役立つ技師育成であり、ともにアメリカ産業の発展のため政策を追求している。

### 3 日本の大学の中央志向とその転換

モリル法のころは、日清戦争の数年前で、日本には大学は一つしかなかった。1877年創立の東京帝国大学(帝国大学と名称が変わったのは1886年)である。欧米の先進資本主義国に負けない近代的国民国家を創ろうとする日本は、高等教育においても、できるだけ少ない費用で最大の効果を上げるために、この大学にエネルギーを集中した。二つ目の大学、京都帝国大学ができるのは、その20年後(1897年)であるが、このころになると全国的に資本主義経済が発展し、高等教育に対する需要が各地から起こっている。これに応えるために政府は専門学校を創設することにした。これは第2次大戦後に新制国立大学のうち国立地方大学の母体になるものであるから、その性格を充分把握し、今後のわが国における大学システムの構築のために認識の基盤としなくてはならない。

専門学校は中等教育にあらず、大学にあらず、その中間的存在であるが、大学に準ずる教育を行い、経済界に貢献してきた。日本は封建制から近代体制にテイク・オフ(離陸)し、さらに近代化を定着させたプロセスの中で多くの財源節約を行った一例として、安い高等教育を挙げ、高等専門学校の一つの歴史的意味をそこに見出す見解もある。それは欠陥も含んでいた。その欠陥を克服すべき総合大学の持つ総合的知識人の養成機能の長所が、第2次大戦後の民主主義体制のもとで認識され、それを地域的機会均等主義のもとで実現しようという方針、いわゆる「1府県1国立大学」の方針が戦後確立した。

しかし、それも一挙に確立されたのではなく、新制大学を公立にしようという占領

政策と、大学はあくまで地域利害の束縛から離れた普遍的役割を持たなければならないという国立主義との対立を経て、結局「1府県1国立大学」に落ち着いた。

ちなみに、ここで付言しておきたいのは、この新制の地方国立大学は、上記の旧制専門学校のほかに、旧帝国大学の予科的機能を果してきた旧制高等学校や、戦前初等教育の教員養成の役割を果してきた公立師範学校の後身(すでに昭和18年に官立専門学校に昇格していた)などを併せている。

第2次大戦の終戦後の新制大学の形成過程は複雑で、ここではまったくのスケルトンを挙げたに過ぎない。実際には併合過程に多くの対立や不満をはらんで強行されたので、今日なお地方国立大学にはしこりが残っているところもある。それに旧制の各学校は、各府県市の誘置運動の結果として設立されているから、それらの所在地は各学校のキャンパスが移動することに強い抵抗をした。こうした幾多の強行や妥協のうえに新制の地方国立大学がそれぞれの府県市の名前を冠して設立されたのである。

その後は、各地方自治体の国立誘致の勢いは次第に抑制されていく。とくに第2次臨時行政調査会以後は国立大学の増設誘致を困難にした。

しかし、高等教育機関を地方に持ちたいという府県市の要望は強くなる一方であったので、地方自治体は自前の公立大学を設立したり、私立大学に土地無償提供、創設費の一部寄付などを行ってこれを誘致するようになった(公私協力方式)。また国土庁は「学園計画地ライブラリー」を昭和55年に用意して、各地方自治体に私立大学を紹介する方式をとり、文部省の大学設置審議会がこれを積極的に認可したので地方における私学の比重は非常に大きくなった。国立大学の地方における比重はその分だけ相対的に減少した。

これらの国公私の大学に投下された費用が、どのような成果を挙げるかは、各大学と国および地方自治体の運営努力にかかっている。このような状況のもとで国立大学もまた積極的に地方に寄与する姿勢をとることが社会的に要請されている。以下の2節において、国立大学の地方産業への寄与努力と地方社会人教育活動について述べたい。

#### 4 地域産業と大学

大学がその主体性を保持して本来の教育研究の使命を自覚しながら、進んで地域産業の要請に応じて産業界などの共同研究を推進しようという動きが、昭和60年から次第に強くなってきた。国立大学は、このような共同研究推進のベースとして地域共

同研究センターを設置しはじめた。この動きを設置年度順に見ると次のように、どちらかというところから始まり次第に中央も含んでいくという形をとっている。

昭和62年度： 富山大学，神戸大学，熊本大学

昭和63年度： 室蘭工業大学，群馬大学，東京農工大学，岐阜大学，名古屋大学

平成元年度： 茨城大学，宇都宮大学，名古屋工業大学，九州工業大学，佐賀大学

平成2年度： 山梨大学，三重大学，京都工芸繊維大学，岡山大学，長崎大学

平成3年度： 横浜国立大学，新潟大学，静岡大学，山口大学，徳島大学

平成4年度： 北見工業大学，山形大学，電気通信大学，福井大学，鹿児島大学

平成5年度： 岩手大学，秋田大学，信州大学，鳥取大学，大分大学

平成6年度： 埼玉大学，千葉大学，愛媛大学，九州大学，宮崎大学

平成7年度： 金沢大学，大阪大学，広島大学，高知大学，琉球大学

以上のセンターの性格は，学内共同教育研究センターであり，名称は大部分が「地域共同研究センター」であるが，名古屋大学，九州大学，大阪大学の場合は「先端科学技術共同研究センター」となっており，とくに先端科学を強調している。

これらセンターの主な事業は，① 民間企業等との共同研究，受託研究等の場の提供，② 民間企業等の技術研修の実施及び民間企業等で実施する技術研修への協力・援助，③ 民間企業等に対する研究開発等に係わる技術相談への対応等，となっている。

このように共同研究センターは，工学部のある大学に設置されているが，本来の設置趣旨は決してその対象を工学部に限定していない。経営学，経済学の分野においても，経営の科学的管理やマーケティング，あるいはインターネット，マルチメディアなどを取り入れた研究において産業との協力が可能である。省令によって制度化されていないが，工学部のない滋賀大学が学内施設として産業共同センターを平成6年度に設置しているのは，この分野での可能性を探るうえで一つの試金石となるであろう。

以上に見られた新しい動きは，地域と大学の関係において米国モリル法の時代とは違った画期的な展開を日本において見せている。

設置形態の問題にはふれなかったが，国立地方大学の増設が総定員法のもとでほとんど不可能に近く，また地財法によって地方自治体の国への寄附ができない状態にあるから，地方自治体は，近年公立大学を新設したり，私立大学に土地や設備費を提供したりしている。

これらの大学は，モリル法の意味とは違うが，それ以上に文字通りの「土地交付大

学」であるので、大学側として地域への寄与をほとんど義務のように感じるであろう。こうして良い意味でのライバル関係が展開されると、国立大学の地域共同研究の推進は、この分野で一つのヤードスティック的基調の役割を示したことになる。

## 5 エクステンションから生涯学習教育へ

国立大学は近年社会人を対象とした生涯学習教育に積極的に取り組んでいるが、その考え方には大きく分けて二つの流れがある。

一つは、世界的に古くからあるエクステンションの流れである。University Extension Movement は、通常大学拡張運動と直訳されているが、大学教育の学外普及、あるいは大学教育の学外進出または大学公開活動のことである。

エクステンションの思想の先駆的なものとしては、英国におけるカーライル、モリス、ラスキンなどの大衆教育などが挙げられる。オックスフォード、ケンブリッジなどの伝統的アカデミズムに対し、ロンドン市街の中に立てられたロンドン大学はもともとはそうした趣旨の大学であった。

近年、日本の大学で行われている公開講座の開催や社会教育主事講習などはエクステンションの一つであるといえる。

しかし、近年ますます重要になってきている生涯学習教育は、社会人が新しい科学技術を習得するために大学の中に入って行こうという種類のものである。今は、一度大学を出たらその知識や技術で後の一生を生きていけるような時代ではない。科学技術の進歩の急速な時代には「昨日の練達の士は今日の無能者」というような現象があらゆる分野に見られるようになる。このような傾向への適応は、ある程度は企業の中で仕事を通じてオン・ザ・ジョブの形で習得することもできる。しかし、大きな技術変化に対しては、それだけでは対応できない。ここに大学が生涯学習教育の場としての役割を持つ必要が起こる。

この必要を満たすには、公開講座というような事業では不十分になり、仕事を続けながらの大学の正規の単位取得や大学院への入学が求められるようになる。

公開講座型の活動なら新聞社などのカルチャー・センターなどにも立派な内容のものがあるが、このようなりフレッシュの機能は大学でないとできないものであり、大学にふさわしい機能である。

しかし、大学の公開講座活動もまた決して重要性を減じておらず、民間カルチャー・センターなどの少ない地域では、とくにこの分野での活動が地方大学に対して望



まれている。

公開講座にしても、リフレッシュ教育にしても、大学の位置が都心から離れている場合には、都市に近いところに施設を持つことも必要になってくるであろう。

これらのことを積極的に研究し実施する活動拠点として「生涯学習教育研究センター」を次の国立大学が持っている。(但し、東北大学、金沢大学については「大学教育開放センター」、徳島大学については「大学開放実践センター」である。)

東北大学(昭和48年)、茨城大学(平成4年)、宇都宮大学(平成3年)、金沢大学(昭和51年)、滋賀大学(平成6年)、島根大学(平成5年)、徳島大学(昭和61年)、香川大学(昭和53年)、長崎大学(平成5年)、福島大学(平成7年)、宮崎大学(平成7年)。いずれもカッコ内は設立年である。

生涯学習教育の二つの役割のうち第2の社会人のリフレッシュ教育の方は、本稿4.の共同研究とも接合し、両者に分類し難いような境界領域も存在する。

しかし、地域社会を構成するのは産業だけではなく、地域社会は文化的意識、人権意識、環境問題に対する意識なども地域社会の大きな構成要素であるから、この部分においても大学は指導性を持たなくてはならない。大学が単に学歴であった時代は次第に克服され、生涯にわたっても学習機関としての機能を果たすためには、大学は地域的に均等な学習教育機会を与えるように配置されて地域に貢献しなくてはならない。

それと同時に大学は高度の研究活動を担当する機関であり、また特定地域を越えて全国的、世界的な規模でいろいろな機能を果せる人材を教育しなければならないから、大学における研究と教育には絶えず大学本来の広く高い機能目標の観点から意識的な計画と自己点検が伴わなければならない。そのためには大学に対する地域の側の意識も同時に高められる必要がある。

# 15 大学評価

### 1 大学評価の意義

教育改革は、昭和から平成の今日まで、わが国社会の重要な問題として人々の関心を集めている。昭和の教育改革は、第2次世界大戦後、敗戦・占領による社会の荒廃のなかで行われ、国家主義的な教育理念を改め、教育の機会均等を掲げて教育基本法と学校教育法が制定・公布され、6・3・3・4の新学制の導入、雨後の竹の子のように形容される新制大学の発足を見た。その後の経済復興と高度成長は、生活を豊かに、また便利にするとともに、高齢化社会の出現、多様な価値観をもたらし、教育の面では、急速な学校教育の拡張、大学の大衆化を導いた。平成の教育改革では、このような変化と、さらに進行する技術革新、情報化、国際化に対応し、文化学術立国をめざす教育のあり方が求められている。

平成の教育改革は広範、多岐にわたることが予想されるが、改革を求める社会的背景から見て、大学改革はその重要課題の一つとなることが明らかである。明治、大正、昭和の大学改革が国家の定める教育制度の改革であったのに対し、平成の大学改革の特徴は、平成3年7月の大学設置基準の大綱化に見られるように、大学の自主性、自発性を尊重した、大学自体の手による教育・研究の質の向上を改革の主な内容としていることである。このような自主的改革に欠くことのできない基礎は、各大学が設置の理念、目的に照らして、教育・研究の現状とその社会への寄与について行う自己点検・評価であり、さらには、その点検・評価結果の第三者による評価である。したがって、この改革と評価の組合せが平成の大学改革のもう一つの重要な特徴と考

えられる。

昭和59年から62年にかけて、教育改革について審議を進めた臨時教育審議会は、その第三次答申で、大学の評価と大学情報の公開について次のように述べている。

(1) 大学には絶えず自己の教育，研究，社会的寄与について自ら検証し，評価することが要請され，そのための方法やシステムについて検討を深めることが望まれる。また，個別大学の自己評価にとどまらず，大学団体がそのメンバー大学を相互に評価し，アクレディテーションを実施し，大学団体としての自治を活性化することも重要である。

(2) 大学は今や大きな社会的存在であり，公共的投資に支えられている組織体であるので，大学の状況を社会に明らかにする責任がある。また，大学を志望する受験生や社会人に対して，教育内容等の情報を提供し，国の内外からの照会に適切に応ずる機能や仕組みを充実する。

さらに，昭和62年から高等教育の改革について審議した大学審議会は，平成3年2月に公表した答申において，自己点検・評価の重要性を指摘し，これを受けて行われた同年7月の大学設置基準と大学院設置基準の改正では，各大学あるいは大学院は，その設置目的と社会的使命を達成するため，教育・研究等の状況について自ら点検・評価に努めること，その実施に当たっては，適切な項目を設定し，適切な体制を整えて行うことが要請されている。

## 1) 自己評価

自己点検・評価については，自らを点検することはともかく，自らを評価することが可能かという論議もある。しかし，大学についていえば，その教育・研究のあるべき状態を想定し，それに対して現状がどのようなものであるかを認識し，想定と現状の異同を明らかにすることが自己評価の一つのあり方であろう。そこであるべき状態と現状の間に差異があれば，問題点についての認識の有無，またその解決のために，どのような努力，施策が行われているかも評価に含まれるであろう。現在の大学の目的や機能は多様であるから，評価の基準となる大学のあるべき状態の想定も，現状認識・評価の仕方も一様であり得ないことは勿論である。

このような自己点検・評価は，大学が自治を原則とし，自主自律を重視する組織である以上，もともと当然の営みであり，何らかの形で，また，個々の教育・研究活動について行われてきている。しかし，平成の教育改革が，大学評価を明示して重要事項としてとりあげたのには，幾つかの要因がある。先の臨時教育審議会の答申にも見

られるように、先ず第1には、大学が制度・組織として果たす役割が社会の経済的・技術的發展とともに重要となってきたこと、第2には急増する大学の大学としての質についての懸念もあって、大学がその役割を果たしているか否かについて社会が説明を求めようになったということがある。また、大学の数が増え、規模が拡大するなかで、大学に対する投資、とくに国の投資が社会の発展に対して、それに見合う効用をもたらしているか否か、さらには教育・研究の国際化が進行し、留学生が増加するなかで、国際的に見たときに、日本の大学はどのような水準にあるかについても説明が求められるようになった。これらの説明を行うには、大学がその目的に適合して機能しているか否かを、大学自体が自主的に点検・評価することが必要となる。

## 2) 他者評価

大学評価には、大学自体が行う自己評価と大学外部からの他者評価とがある。

大学外の社会からの大学に対する関心の高まりとともに、偏差値を用いた入試合格の難易度ランキングといったものに始まり、多種類の指標を立てた民間誌の大学評価も見られるようになってきている。これらについては、その意義、内容の正確さ、適否についての吟味が必要である。また、企業では公表こそしないが、その卒業生を受け入れる大学についての評価をもっていることも事実である。さらに、国公立によってその程度に違いはあるが、とくに国立大学については、他者評価は文部省によって実施され、それに基づいた予算の重点配分が進んでいるという見方もある。

平成3年2月の大学審議会答申では、大学教育改善の方策の一つとして大学評価のシステムを掲げ、これについては「各大学自身による自己点検・評価が基本であり、また、わが国の現状にかんがみると、まず、自己点検・評価のシステム・習慣を定着させることを第一に考える必要がある。」としている。これによれば、現在わが国の大学に求められているのは自己点検・評価の努力である。しかし、すべての大学で適切な自己点検・評価が行われ、また、それが大学の改善向上に結実するという保証もないし、強制する手段もない状況のもとでは、自己点検・評価の結果を基礎にした他者評価のシステムを構築することも重要になる。

大学審議会答申では、他者評価について、「大学団体等が各大学が実施した自己点検・評価の検証を行い、客観性を担保することも望ましい方法である。この意味において、大学基準協会がこれまでの経験を踏まえて、このようなシステムを構築する等積極的な役割を果たすことが期待される。また、国公私別の大学団体や学会等においても、それぞれの立場で一定の役割を果たすことが期待される。」と述べている。

## 2 大学評価についての国立大学協会での論議

国立大学協会では、臨時教育審議会の設置に先立つ昭和57年2月に第1常置委員会に「大学の在り方検討小委員会」を設置し、以来この小委員会、並びに第1常置委員会で、大学評価についての審議を重ねた。取り上げたのは、教官の研究・教育能力評価、卒業生の実社会における実績を通じての大学評価、組織体としての大学評価、新しい評価基準の可能性、自己評価等である。

この審議の結果は、大学審議会大学教育部会、同大学院部会の審議に対する意見として、平成2年6月と11月の2回にわたって、次のように公表された。

### (1) 大学評価システム

大学における教育研究の評価は、長期的展望と国家社会への基本的で広範な影響・効果、さらには国際的な貢献等を考慮すべきである。したがって、大学評価システムの確立についてはとくに慎重であるべきであり、当面自己評価に徹して、各大学ごとに独自の教育研究の充実に努めることが望まれる。

### (2) 大学院の評価と重点的整備

重点的整備を行うための第三者評価システムのあり方についての検討については、十分に慎重であることが必要である。大学院における研究教育についての努力や成果の評価に関しては、第一義的には自己点検・評価から始めるべきである。

### (3) 大学の自己評価

大学の研究教育の評価については、その体系的究明が必要であり、安易に財政的効率との関係で評価を行うと、大学の研究教育に深刻な困難をもたらす。大学の任務は何よりも個々の教官自身の教育者、研究者としての努力によって達成され、したがって、大学の自己点検・評価は教官自身の自己点検・評価から始めなければならない。

### (4) 大学院の自己評価

学部と大学院の別を問わず、大学が教育研究水準の向上と社会責任の達成のために、不断に自己点検・評価を行う必要がある。各大学院は、その学問分野、理念、歴史に応じて、さまざまな形で自己評価の努力を重ねてきた。

大学院の自己点検・評価は各大学の責任において自主的に行われることを原則にすべきである。自己点検・評価の項目は大綱的であることが望ましく、画一化されたり、細部にわたって規則的性格をもつことのないよう、十分な配慮が必要である。また、評価の結果の利用についても慎重な配慮が必要である。

これらの意見は、第三者評価については期待にとどめ、各大学自身による自主的な

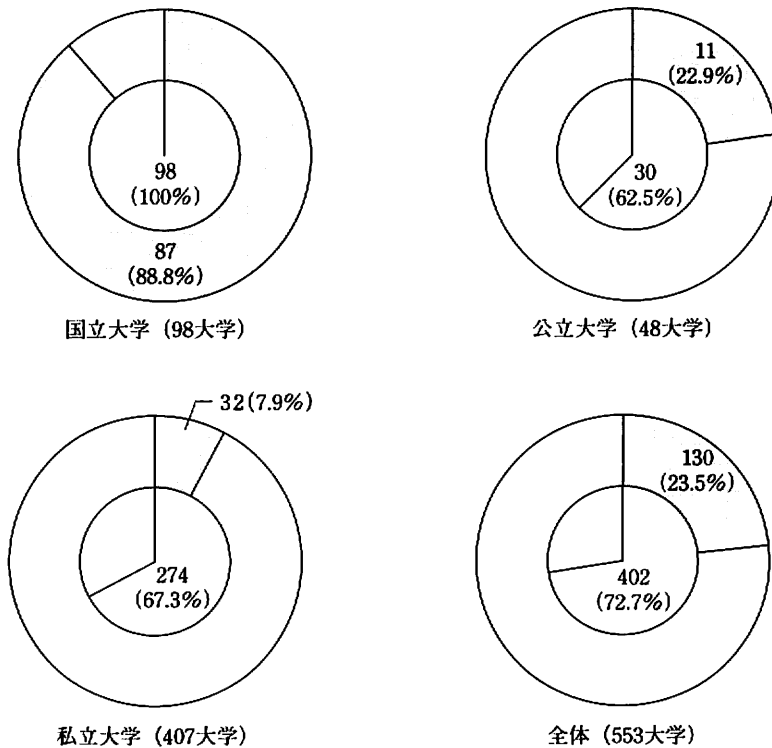
自己点検・評価を基本とし、先ずこのシステム・習慣を定着させることを第1とする平成3年2月の大学審議会の答申に組み入れられている。

また、この意見表明に先立つ昭和63年11月の国立大学協会総会では、第1常置委員会から、大学評価については各大学で自主的に検討されることを期待する旨の提案があり、以来この線に沿って、各国立大学では自己点検・評価の取組みが進んでいる。

### 3 大学評価の現状と課題

#### 1) 自己点検・評価

改正された大学設置基準と大学院設置基準に、自己点検・評価に関する努力規定が



円グラフ内側  は自己点検・評価のための全学的体制を既に整備した大学数  
円グラフ外側  は結果を公表している大学数

【出典】「文部時報」, No. 1414.

図1 自己点検・評価の実施(平成6年6月現在)

設けられた平成3年夏前の段階では、広島大学・大学教育研究センターの調査によれば、その実施を検討している大学は全国大学の1割程度、これを目的として学内委員会等が設置されているのは十数大学であった。

しかし、各大学での自己点検・評価の実施は、その後急速に進み、文部省大学改革推進室の発表によれば、図1に見られるように、3年後の平成6年6月現在で、自己点検・評価のための全学的体制を整備した大学は、国立98校で100%、公立48校で62.5%、私立407校で67.3%、その結果を公表している大学は、国立で88.8%、公立で22.9%、私立で7.9%となっている。このように国立大学では、すべての大学で既に自己点検・評価のための体制を整備している。また、多くの大学では、全学的な組織を設けて自己点検・評価を実施するとともに、各学部、研究所等部局に委員会を設置して自己点検・評価を進め、何らかの形でその結果を公表している。

自己点検・評価でどのような事項を取り上げるかについては、平成3年2月の大学審議会答申に例示され、平成4年5月刊行の大学基準協会「大学の自己点検・評価の手引き」にも自己点検・評価の項目とその視点が示されている。

実際にどのような自己点検・評価が行われているかを表1に示す。これは、各大学が全学的自己点検・評価の結果として平成6年6月までに公表した資料、102大学の138資料を、文部省が点検・評価の対象としている項目と内容によって分類したものである。

表1の類型分類は、公表された資料には白書的なものと研究活動を中心としたものが多いこと、また、項目数別分類は、比較的多くの項目を対象としたものと一つの項目だけを取り上げたものが多いことを示している。白書的なものと比較的多くの項目を対象としたものが多いことは、大学の教育研究活動を包括的に捉えた自己点検・評価が実施されていることを窺わせる。大学の質的向上をめざすには、その理念、教育、研究、社会との連携、管理運営等大学のあらゆる面を包括した現状の把握・点検と評価が必要である。この観点からすれば、実施されている自己点検・評価は望ましい方向に進んでいると言えるであろう。勿論、自己点検・評価に当たって、どのような項目について点検・評価を実施するかは、各大学の自主的判断に任されていることであり、特定の課題に焦点を当てた点検・評価が独自の意義を有することは申すまでもない。

一方、研究活動を中心としたものと一つの項目だけを対象としたものが多いことは、自己点検・評価とは言えないような教官の研究業績一覧的なまとめを行ったものもあることを窺わせ、教育方法を対象とした点検・評価、並びに教育活動中心の点

表 1 自己点検・評価への取組み(平成6年6月現在)

各大学はどんな項目を点検・評価の対象としているか

項目	大学数(%)	国立	公立	私立
理念・目標	68(66.7)	41(60.3)	7(87.5)	20(76.9)
学生受け入れ	79(77.5)	52(64.7)	7(87.5)	20(76.9)
教育課程	79(77.5)	48(70.6)	7(87.5)	24(92.3)
教育方法	47(46.1)	31(45.6)	2(25.0)	14(53.8)
研究活動	97(95.1)	66(97.1)	7(87.5)	24(92.3)
社会との連携	65(63.7)	42(61.8)	8(100)	15(57.7)
管理運営	46(45.1)	29(42.6)	5(62.5)	12(46.2)
計	102(100)	68(100)	8(100)	26(100)

各大学は何項目を点検・評価の対象としているか

項目	大学数(%)	国立	公立	私立
1項目	18(17.6)	16(23.5)	0	2(7.7)
2項目	4(3.9)	3(4.4)	1(12.5)	0
3項目	6(5.9)	4(5.9)	0	2(7.7)
4項目	12(11.8)	6(8.8)	0	6(23.1)
5項目	17(16.7)	9(13.2)	2(25.0)	6(23.1)
6項目	18(17.6)	11(16.2)	4(50.0)	3(11.5)
7項目	27(26.5)	19(27.9)	1(12.5)	7(26.9)
計	102(100)	68(100)	8(100)	26(100)

自己点検・評価結果公表資料の類型別数

類型	大学数(%)	国立	公立	私立
白書的なもの	43(31.2)	30(30)	5(62.5)	8(26.7)
教育活動中心	9(6.5)	8(8)	0	1(3.3)
研究活動中心	50(36.2)	44(44)	1(12.5)	5(16.7)
その他	36(26.1)	18(18)	2(25.0)	16(53.3)
計	138(100)	100(100)	8(100)	30(100)

[出典]「大学審議会ニュース」(1994), No. 13.

検・評価結果の公表が少なかったことと合わせて今後の自己点検・評価を進める上での留意点を示すものとする。

自己点検・評価の結果が白書として公表されることは、国立大学がその教育・研究活動に関する情報、とくに、その現状と課題を社会と国民に対して公開する役目を果たすことになる。このような白書の刊行は、国立大学がその果たすべき役割を果たし



ているか否かを明らかにする上で重要である。しかし、刊行された大学白書のなかには、現状の説明、弁明、あるいは特長のみ記述に終わって、自己点検・評価の要請に込んでいるとは見られないものもあることは一考を要する。

平成3年2月の大学審議会答申に示された点検・評価項目は、各大学あるいは部局の自主性を尊重して例示とされているが、点検・評価の対象とする教育活動、研究活動、並びにこれに付随する諸活動、組織、施設・設備、管理運営のそれぞれについて、点検・評価の効果を挙げるために重要、不可欠の事項を体系的、かつ具体的に示している。自己点検・評価を実施するに当たっては、まずこれらの項目を含み、さらに必要あるいは有効と判断する項目を加えて、点検・評価の基本方針、基準の策定等を行うことが望まれる。また、点検・評価を継続すること、このために必要な資料・統計を恒常的に収集し、点検・評価に役立つ体制・組織を整えておくことが大切と考える。

## 2) 他者評価

各大学で実施した自己点検・評価が適切なものであるか否かの判定は公表された点検・評価の報告書があれば、これに基づいて行うことが可能である。しかし、この判定の客観性と妥当性を担保できるような第三者評価、あるいは大学人による相互評価が実施されれば、自己点検・評価を大学の向上改善に結実させる上で有効であり、この線に沿った努力がなされてきた。

学問・研究上の同僚である特定の学外者による第三者評価は、東北大学、筑波大学、東京大学、京都大学、大阪大学等の学科、研究所、研究施設等で実施されている。よく知られているのは、東京大学理学部物理学科が平成5年1月に国外4名、国内6名の評価委員を招いて実施した教育、研究、運営、施設・設備にわたる包括的評価である。その評価委員会報告はこのような評価を実施することによって得られる成果を示す貴重な資料である。また、社会との連携を図る目的で、卒業生、企業、とくに卒業生の受入れ企業、さらには、地域社会の各界代表者等に、自己点検・評価の報告書を送付して意見を求める試みも行われている。

一方、大学団体等による第三者評価についても取組みが進んでいる。平成3年2月の大学審議会答申に述べられた期待に込めるべく、国公立大学の自主的団体である大学基準協会は、従来行ってきた加盟判定審査の経験を生かし、加盟大学が行った自己点検・評価の検証、大学人の手による「相互評価」を行うことを計画し、そのための組織体制を整えつつある。同協会は、戦後の新制大学制度の導入に当たって、米国

で大学の水準維持・向上に重要な役割を果たしているアクレディテーション団体と同様の役割を果たすことを構想して設立された。平成7年2月現在の協会の維持会員校は169大学、賛助会員校は221大学で、その内国立大学はそれぞれ28校、63校である。

大学基準協会では昭和61年から大学評価について、協会のあり方と、協会が行う「加盟判定審査」と「相互評価」の意義、目的、実施のための組織体制と手続きについて検討を重ね、これに基づいて「大学評価マニュアル」を作成、平成7年1月に刊行した。「相互評価」は、協会指定の主要項目について各大学が行った自己点検・評価の報告書を会員校から選ばれた委員で構成される相互評価委員会で評価し、その妥当性を保証するとともに、問題があれば勧告、助言を行って、教育・研究の改善、向上を支援するもので、平成8年度からの実施を予定している。今後、この評価をどのように具体的に実施し、所期の目的を達成するかは、協会並びに会員校に課せられた課題である。

#### 4 これからの大学評価

前節で述べたように、大学評価の第一義的課題である自己点検・評価については、各国立大学で逐次実施され、その結果が公表され、大学の現状と抱えている課題についての国民の理解を得る上で良い成果を挙げつつある。しかし、自己点検・評価を本来の目的である大学の教育・研究の向上に役立てるためには、これを大学及びその部局の恒常的活動として、そこで取り上げる事項、具体的内容、評価の基準等についてさらに検討が必要であり、計画した点検・評価作業を地道にかつ継続して行う努力が必要である。

自己点検・評価結果をもとにした第三者評価は、これからの大学評価の重要な課題の一つであり、各大学の自主性を尊重し、大学は勿論、社会の信頼と支持を得ながら適切に行われることが望まれる。大学が全体として行う包括的自己点検・評価に対する第三者評価としては、既に述べた大学基準協会による「相互評価」が、同協会の維持会員校である国立大学では考慮の対象となり得る。国立大学協会では当面大学団体としての第三者評価を行う計画はなく、自己点検・評価と同様、第三者評価についてもこれをどのように実施するかは、各大学の自主的判断に委ねられている。

各部局が行う点検・評価の結果は、そのかなりの部分を大学全体の包括的点検・評価結果に含め、これを第三者評価に委ねることも可能であろうが、専門分野別の研

究、あるいは教育の評価については、既に行われているような学外専門家、あるいは関係の専門学会にこれを委ねることも必要となるであろう。

大学評価の結果は、大学の教育・研究の向上に役立てられて、初めてその目的を達成する。評価の結果明らかとなった問題点については、各大学の教職員が改善に努力することは勿論であるが、施設・設備、財政等については、国の施策としての配慮も国立大学では必要である。また、自己点検・評価では勿論、大学団体、学会等による第三者評価でも点検・評価を行う主体となるのは大学の教官である。大学評価を適切に進めるためには、教官が点検・評価、さらには審査に従事する時間、評価活動に付随する事務量、財政負担の増加についての十分な配慮が必要である。

# 16 情報化社会と大学

情報化社会とは情報が社会を動かす大きな要因であるような社会である。そのためには、正確な情報が必要な人に必要な時に届かなければならない。今の日本は、正にそのような社会へ向かって大きく展開しつつある。

しかし、情報化社会は一日にしてできあがるものではない。まだ「情報化社会」という言葉さえなかった時代に、将来の社会に何らかの貢献をすることを信じて行われた萌芽的研究が相互に関連を持ちつつ情報化社会の基盤技術を作っていた。その技術はやがて限定された分野で利用され、有効性が証明され、大きな波となって社会のさまざまな分野に広がっていく。国立大学は、この「情報化社会」形成の過程で先導的な役割を果たしてきた。その軌跡を以下にたどってみよう。

### 1 情報化社会の萌芽

戦後の混乱がようやく収まりかけたころ、各地にある国立大学の研究室の片隅で、新しいアイデア、新しい発見、新しいものの創造に情熱を燃やす一群の研究者たちがあった。これらの研究者は、その後数十年を経て現実のものとなる「情報化社会」にその研究がどのように役立つかがまだ知らなかった。

東京大学工学部や理学部には、電子的に稼働する計算機を作ろうとする山下英男氏や高橋秀俊氏をかこむ一群の人々があった。当時はまだ半導体がなく、1万本にも及ぶ真空管を組み合わせる電子計算機を組み立てることになったが、その作業は3,000時間という真空管の平均寿命との戦いであった。

昭和30年代、東北大学電気通信研究所では、光によって通信が実現できることを信じて実験を重ねる西沢潤一氏(現東北大学長)の姿があった。当時、光による通信が将来これほどにまで重要になると考えた人はいなかった。

京都大学工学部では、まだ大学を卒業したばかりの長尾真氏(現京都大学工学部教授)は、日本語文法に興味を持ち、言語学者の書いた文法書に読みふけていた。当時、人間以外に翻訳ができるとは考えられていなかったが、文法の持つ規則性は工学者の立場からも興味をひくものであった。

赤池弘次氏(前統計数理研究所長)は、昭和46年のある朝、井の頭線の電車の中で今日「赤池情報量基準(AIC)」と呼ばれる統計量を思い付き、急いでノートに書き付けた。

これらの研究者は、情報化社会の形成に貢献した多くの国立大学の研究者の一例に過ぎない。まだ誰も情報化社会の到来を想像さえもしなかった時に、研究者の持つ直感に導かれて行った研究の集積が、意図しない間に日本の情報化社会の実現に貢献することとなった。また、研究成果と共に、研究を共にした学生や大学院生が知らず知らずの間に受けた影響は、学生たちが社会に出て同じ分野の仕事に携わる中で花を開き、日本の情報化社会の基礎を築いたのである。

## 2 大型計算機時代の到来

昭和41年(1966年)は日本の情報化社会にとって記念すべき年であった。この年に東京大学にはじめて全国共同利用施設として「大型計算機センター」が設置された。

これ以前から東京大学では計算センターを設置して、学内の学術利用に供していたが、保有する計算機は中型のものであり、増大する学内の需要に応じられるものではなかった。欧米諸国においては、学術研究に大型計算機が広く利用されていたため、とくに原子核の研究者から日本学術会議に対し「早急に大型計算機が使えるように」との申し入れが提出された。これを契機として政府で検討された結果、大学に共同利用の大型計算機センターを設置することになり、このセンターが実現したのである。

この当時の大型計算機は言葉通り計算を行う機械であり、その用途も学術研究のための計算に限られていた。しかし、この計算センターの設置により、研究者や学生は計算機存在を身近に感じるようになり、各分野での利用法に対する未来の夢を持って講習会に参加し、それぞれの思いをこめた経験を得て社会に巣立っていった。

大型計算機センターは、その後各地域の大学にも設置されることとなり、大阪大

学、東北大学、京都大学、九州大学、北海道大学、名古屋大学にも同様のセンターができて、その地域の大学研究者や学生に同じように大きな影響を与えた。今日の情報化社会を作ってきた人々のほとんどすべてがこの「大型計算機センター」によって、はじめて計算機を学んだといっても過言ではない。また、センターが常に最高性能の計算機の納入を産業界に要請したこともあって、日本の情報処理産業の力がこれによって非常に向上したことも忘れてはならないであろう。その後、大型計算機センターのない大学には総合情報処理センターや情報処理センターが設置され、また大型計算機センターは更にスーパーコンピュータが設置されて計算能力が著しく向上した。また、後に述べるコンピュータネットワーク開発の中心ともなり、学術計算のみならず、今日の情報化社会を大学内で実現することの中心になっていく。

### 3 学術情報の蓄積と流通

コンピュータが発達し、計算が迅速に行われるようになって、それは科学を進展させるが、社会を変える力はまだない。「情報化社会」への次のステップは、情報が蓄積され、迅速に流通して社会に影響を与えるようになることである。そのためには、情報の蓄積・流通方法の変革が必要であるが、この変革も、日本では学術情報が一つのモデルになったと言える。

学術情報の流通体制を改善する必要性については、大学関係者は早くから気づき、既に昭和48年(1973年)に学術審議会は、「学術情報の流通体制の改善について」提言を行っている。大型計算機センターが発足して10年を経た昭和51年(1976年)は、この意味で再び記念すべき年となった。この年、「東京大学情報図書館学研究センター」が東京大学総合図書館の片隅を借りて発足したのである。

このセンターは、大学図書館に蓄積された膨大な学術情報を如何に迅速かつ効率よく必要な人々に流通させることができるかを最大の課題とした。このセンターはその後大学内で独立した「文献情報センター」と名前を変え、図書館の目録情報システムの開発に取り組み、全国の大学図書館の目録の作成を目指すことになった。このシステムは昭和59年には東京工業大学を皮切りに実際に通信ネットワーク上でサービスを開始するまでになり、また、情報図書館学研究センター創立から更に10年を経て、「文献情報センター」は文部省直轄の大学共同利用機関としての「学術情報センター」に生まれ変わった。この「学術情報センター」は、場所も東京大学を離れて大塚に新しく居を構え、その後の学術情報の蓄積・流通の要として日本社会をリードすること

になる。

学術情報センターの開発した目録システムにより、これまで各大学図書館でしか見ることのできなかつた各大学の目録が全国的な一つのデータベースとして検索できることになり、また、図書館間相互貸借システムを利用すれば、これらの書籍が図書館間で相互に容易に貸借できるようになった。これは、全国規模でネットワーク上で利用できるデータベースが日本で開発された最初といってもよく、限定された分野ながら情報化社会の一つのステップが整ったことを意味していた。

この目録データベースに見るように、学術情報センターが目指していたのは、日本独自のデータベースの形成である。情報化社会にとってデータベースは基盤をなすが、今日利用されている学術データベースの90%以上が外国で作成されたものである。文献検索システムとして汎用される医学関係の「MEDLINE」、化学関係の「Chemical Abstract」、工学分野の「INSPEC」など、いずれも外国で作られたものである。これに対し、日本で作られ外国で利用されているデータベースはほとんどない。このような学術情報の輸入超過を憂慮した猪瀬博学術情報センター所長はデータベースの形成の促進に努め、多くの特徴あるデータベースが日本でも生まれ、学術情報センターのシステムの上で稼働することになった。

電子メールシステムの研究者への提供、情報流通の国際化も学術情報センターの努力してきたところであり、これにより大学研究者の間では、「情報化社会」は一般社会に先駆けて1980年代から本格化したと考えてよいであろう。

#### 4 実社会への情報技術の応用 医療情報システム

情報化社会形成への第3のステップは、情報技術が限定された分野を越えて、一般社会で利用されるようになる過程である。ここでも、大学は先導的役割を果たした。その例を医療の世界に見てみよう。

大型計算機センターが誕生して約5年経った昭和46年(1971年)頃、東京大学附属病院の榎田良精教授は、これを病院の運営の改善に役立てることができないかと考えた。コンピュータとは学術計算をするものであると一般には信じられていた時代に、病院の事務処理のような実務の世界にコンピュータを用いようとしたところに病院関係者の先見性があった。この構想は、2年後の昭和48年、東京大学附属病院内への大型計算機の設置となって実現するが、それが実際に稼働を開始するまでには長い苦労の日々が続くことになる。

実務の世界では一般に人は保守的である。毎日行う作業の過程を変更することは苦痛であり、またその必要性も通常は感じない。その保守性は、計算機導入に対する反対意見となり、計画を推進する人々に襲いかかった。「計算機の利用は医師・患者関係を侵す」、「患者データを計算機に入力することはプライバシーの侵害になる」、「計算機への入力作業よりは手作業の方が能率的である」等の反対意見が強く表明された。当時の計算機はまだ技術的に未熟であったことも事実であり、例えば漢字を扱うこともできなかったため、人名の表記はカタカナで行われた。これは学術の世界ではほとんど問題にならなかったが、実社会のシステムとしては致命的であった。

このような学問とは関係ない問題の解決に時間を費やすことが果たして大学の研究者のやることであろうかという疑問が時に関係者の脳裏に浮かぶこともあったが、「医学」は本来実務的なものであり、実際に利用できるものを作らなければ意味がないという信念もあった。少し遅れて京都大学附属病院や千葉大学附属病院でも同じ試みが始まり、それぞれが少しずつ異なったアプローチをとった。この異なった経験の相互交流から問題点は少しずつ解決されていった。この時期に作られたソフトウェアは大学にも産業界にも後に大きな財産となり、今日のソフトウェア重視の時代の先駆けになったと考えられる。

医療情報システムの分野では、それ以来大学病院はつねに時代に先駆けたシステムを生み、医療情報システムは後に述べるマルチメディア時代の一つの代表的システムと考えられるまでに成長するのである。

## 5 キャンパス LAN ネットワーク時代の幕開け

計算機が計算するだけのものでなく、情報の流通にも使えることは、大型計算機センターの N-1 と名付けられたネットワークによって示されていたが、初期のころはまだ情報の流通は特定の大型計算機の利用者の範囲に限定されていた。

大岡山と長津田に離れてキャンパスを持つ東京工業大学は、早くからキャンパス間的高速通信回線の敷設を念願していた。昭和 56 年(1981 年)日本ではじめての光通信によるキャンパス間での通信システムが東京工業大学に誕生することとなった。これは、現在の LAN とはやや異なり、映像通信を主としたものであったが、大学で情報通信が本格的に使われた意義は大きい。この蔭には、末松安晴氏(前東京工業大学学長)の長波長帯半導体レーザーなど光通信の実用化へ向けた研究があったことも忘れてはならない。



本格的なローカルエリアネットワーク (LAN) は、国立大学では 1980 年代後半から実用化に向かった。これとともに必要になってきたのが、各大学の LAN を相互につなぐネットワークである。わが国の社会一般でインターネットが広く注目されるようになったのは、平成 6 年(1994 年)からであるが、大学でのインターネットの開発研究がはじまったのは、これより丁度 10 年前の昭和 59 年(1984 年)であった。このときインターネットの実験を始めたのは、慶応大学、東京工業大学、東京大学の若手研究者たちである。最初は電話回線による電子メールの交換からはじまり、これが JUNET となった。1986 年にはアメリカのインターネットとの国際接続も東大を介して実現した。電話回線ではなく専用回線を使う最初の本格的なインターネットとなったのは、昭和 63 年(1988 年)に村井純氏(現慶応大学助教授、元東京大学助手)を中心に開発された WIDE インターネットである。これは学術情報センターの全国ネットワーク構築へも多大な影響を与えた。

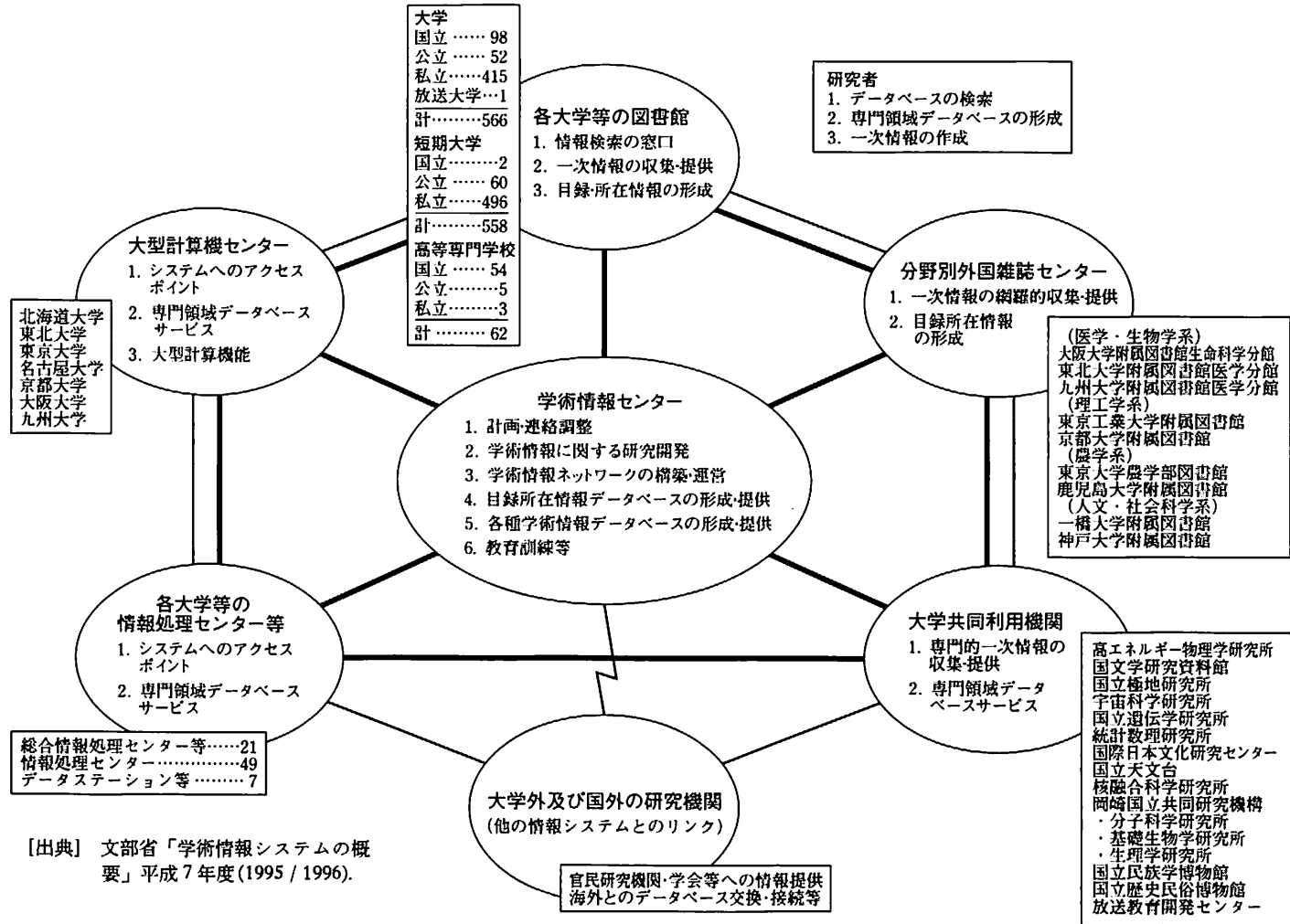
キャンパス LAN は、1990 年代になって急速に各大学に普及し、大学の中ではコンピュータネットワーク時代がいち早く実現することになった。またインターネットは、いま商用のインターネット接続会社が登場するまでになり、わが国の情報化社会の重要なインフラストラクチャーになろうとしている。この過程で大学が先導的な役割を果たしたことは特筆すべきことと思われる。

## 6 マルチメディア情報を発信する大学

社会の情報化が進み、情報を社会が受ける体制が整うようになると、情報を発信する基地としての大学の役割が注目されるようになった。大学の持つ人的、学術的資源が学術研究や学生教育に役立てられるべきことは当然であるが、その中で一般社会にも役立つものがあれば、その資源を社会に還元していくことも大学の責務と言えよう。情報化社会は、それを容易に行い得る環境を作ったのである。

昭和 56 年(1981 年)に創設された放送大学学園(放送大学)は、映像通信という手段を使って教育を広く行うという点で画期的なものであった。今までのように限定されたキャンパスはなくても、どこにいても大学教育を受けることができることが証明された。

放送大学は放送衛星を用いたものであったが、同じ考え方は、通信衛星を用いて全国に散在する特定の人々を教育することもできる。平成 6 年(1994 年)に行われた試みは、大学の社会に果たす役割を大きく拡大した点で注目すべきものであった。この



【出典】 文部省「学術情報システムの概要」平成7年度(1995/1996).

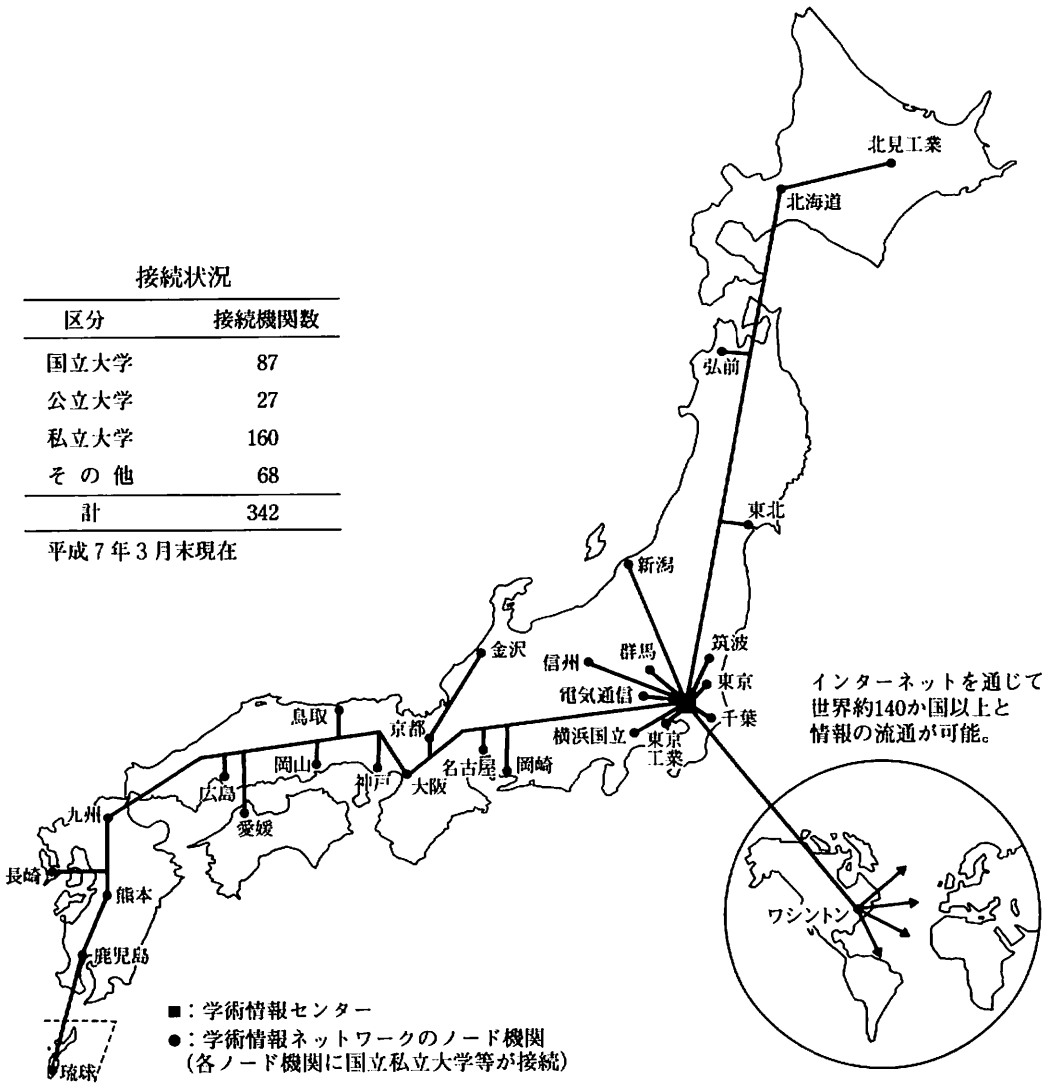
図1 学術情報システムの仕組み(平成7年4月1日現在)

日、大学の講義は通信衛星を介して全国の企業に送られ、技術者は最新の情報をいながらにして手にすることができたのである。この考えは今「オンライン大学」という名称で通常の大学機能のなかに組み入れられようとしている。

インターネットの普及によって、インターネット上にも大学の情報資源が提供されるようになった。大学図書館所蔵の学術図書の総合目録情報は、インターネットの上

接続状況	
区分	接続機関数
国立大学	87
公立大学	27
私立大学	160
その他	68
計	342

平成7年3月末現在



【出典】 図1と同じ。

図2 学術情報ネットワークの形成

で提供され、誰でも大学にある書籍の所在を確認することができる。また、奈良先端科学技術大学院大学は、いち早く神戸大震災の被災状況の映像をインターネット上に提供したし、国立大学附属病院における大学医療情報ネットワーク (UMIN) は、薬剤情報、中毒情報など最新の医学・医療情報を一般医師にも提供している。この傾向は今後更に発展し、大学の持つ情報資源は一般社会により多く還元されていくであろう。

以上のように発展してきた学術情報ネットワークの現状を図に示すと図1「学術情報システムの仕組み」のようになる。これを実現するためのネットワークの幹線は、図2のようなもので、接続機関数は年々増加しつつあり、また通信回線速度も次第に高速なものになっている。

## 7 社会を豊かにする大学の文化遺産

学術情報に端を発した情報化の波は今では文化遺産の情報化にひろがり、提供される情報は豊かなものとなった。

国文学研究資料館においては、全国各地の大学・図書館などに所蔵されている国文学資料をマイクロフィルム化しているが、その13万件にも及ぶ資料のマイクロ資料目録データベースを作成し提供しており、更に原文献そのものをデータベース化することも計画中である。これが完成すれば、国文学の研究者のみならず、一般社会にも大きな貢献となるであろう。

大学の持つ資料をカラー画像として電子化し、コンピュータネットワーク上で提供する試みも既にはじまった。大学図書館や資料館などの持つ貴重な書籍や資料をそのままカラー画像化してコンピュータネットワーク上に提供すれば、全国の研究者や一般市民はそれを利用することができる。これは、「電子図書館」、「電子博物館」などと呼ばれるもので、その方向を目指して各国立大学附属図書館はシステムの開発を開始した。G7の情報通信サミットが平成7年に開かれたが、これを契機に国際的な電子図書館プロジェクトも発足し、その交流は世界の研究者との間にも広がろうとしている。

しかし、国際化が進むにつれて日本語の持つ制約も次第に強く感じられるようになる。欧米諸国が母国語で情報を発信するのであるから、日本も日本語で発信すればよいというのも一つの考え方ではあるが、ごく少数の日本語を理解する外国の研究者のみに対して情報を提供していたのでは、真の意味での情報の発信にはならない。京

都大学の長尾真氏の若い時代に描いた夢は、今、機械翻訳という大きな分野となって花開こうとしている。電子辞書の開発という地道な努力と相俟って、定型的な文の多い文書では日本語と英語間の機械翻訳も実用化に近づきつつある。いままで日本は情報を発信することの少ない国と言われてきたが、こうした機械翻訳や映像伝送の助けを借りつつ大学の持つ学術文化遺産の海外への情報発信が進めば、日本も真の意味での学術文化国家となることであろう。

## 8 むすびに代えて

これまで、主として国立大学が情報化社会の形成と発展にどのようにかかわってきたかを述べた。振り返ってみると、大学は社会の一つの縮図であり、先駆的な実験場であったとも考えられる。萌芽的研究はそのままの形では現在使われていないものもあるが、研究者の夢は今に引き継がれて今日の社会を作っていたことは間違いない。また、統計数理研究所のような基礎研究所が、共同研究の形で研究の理論的側面を支えたこともあった。

大学の中では情報化社会は日常のこととなり、ここで育った技術は、社会全体に広がっていったが、技術の直接的な波及よりも更に重要なことは、国立大学の教育の役割である。こうした環境で教育を受けた学生は、社会に出て同じ環境を作ろうとし、それが情報化社会の形成に貢献した。この意味でも大学は社会の先導的役割をになっていたのである。

- ① 21世紀における国立大学
  - ② 大学運営の将来像
- ③ 21世紀におけるわが国の科学技術
  - ④ COEとしての大学のあり方
  - ⑤ 将来の大学教育のあり方試論
    - ⑥ 大学と社会

# 1 21世紀における国立大学

## 1 はじめに

変動する社会の中で、わが国の大学のもつ高等教育と基礎研究の役割への期待が急増している。それは大学の変化を要請する。一方、わが国で、進学率が40%を越え、さらに今後も増加する傾向にある。これは大学の教育、研究そして管理運営を含め、わが国の大学が全体として質的に変化を余儀なくされていることを意味する。

いわばわが国の大学は、現在これら二つの要因により、二重に変化を要請されているという状況にある。

大学に変化が要請されていることは既に察知されており、ほとんどすべての大学が、大学改革の名のもとに多くの努力を払っている。その土台は設置基準の大綱化であり、大学は多様化への道を歩み出した。

本稿では、このような状況のもとで、大学が学問の教育研究を行う場として本来持つべき性格と、一方で現出しつつある社会からの期待に応え得る性格とからそれぞれ導出される変化を、同時に実現するという視点から、将来の大学のあり方、とくにここでは国立大学のあり方について論じるものである。

## 2 国立大学の倫理性

### 1) 21世紀における知の需要

21世紀は知性の世紀である。未来の世紀を占うことは、ほとんど不可能なことで

あり、またあまり意味のあることとも思えない。しかし、いろいろな根拠に基づいて、かなり確実に言える項目がある。それらが未来の世紀をよく描写することになるかどうかは別として、特定の側面についての問題を抽出してくれることは間違いない。

ここでの話題は国立大学である。そこで、この話題を取り上げる側面を凝視したとき、21世紀という時代は、知性の時代と呼ぶことの意義が生まれる。それは多量の知識と、そのできるだけ慎重な適用が、21世紀における維持可能な人類の発展にとって不可欠であると考えられるからであり、その視点で国立大学の役割を見通すことにより、かなりの正しさをもって、我々の歩むべき道を見出し得ると考えられる。

知性の時代と呼ぶ根拠を以下に略記する。

#### 1. 社会システム・技術システムの複雑化

政治の国際化、経済の世界化や相互依存の拡大など、社会システムが大規模となり、またその結果複雑化する。医術の進歩は複雑化である。高度に複雑な医療システムが出現する。また技術システムも自動化・無人化・ネットワーク化を中心に極めて複雑なものとなる。このような状況において、新しい概念を創出し、システムを設計し運転し、維持するための知識は膨大である。

#### 2. 解決を迫られる新しい問題の出現

複雑化と並行して、システムの規模が地球の大きさと比較可能なほどに大きくなり、その結果地球の有限性が顕在化して問題の質が変化し、その解決のための、新種の知識が必要となる。

#### 3. 損失の不可逆性の増大

有限性はまた、一連の行動の失敗に対する地球の耐性を低いものにする。これは最終的に成功するために許される行動の許容範囲が小さくなることを意味し、行動計画を立てるに当たって緻密さへの要求が大きくなる。

#### 4. 多くの問題の地球化

従来は国内問題と考えられていた問題も、影響が広範化し、最適解は国際的見地、あるいは地球規模の視点から考察することによってのみ得られる問題が多くなる。

これらの状況は、いずれも多量の知識と、その精密な適用を必要とする結果を招く。言い換えれば、下記のような条件を満たすことが必要となる。

#### 1. 知的な創造とストックの強化

21世紀において、新しい問題の現出と、それに加えて各問題が複雑化するのであ



れば、社会全体として知的ストックの必要量が急増することが予想される。すなわち、大量の知識の産出と、その有効利用のための貯蔵とが強く求められるようになる。

## 2. 知的人材の需要増

社会における仕事は、筋肉体系から頭脳体系へと移行する歴史が続いていて、この傾向は止まらない。そして前述のように、知識の創成、体系化、行動のための適用などが量的・質的に拡大するとすれば、この傾向は加速される。

## 3. 学問領域の再編成

多くの知識が、細分化された学問領域において生み出されており、この傾向は今後も続く。一方知識を適用すべき課題はますます多くの領域の知識を必要とする総合的なものとなる。学問の力を増強するために、細分化された領域の統合を含む再編が不可欠である。

## 4. 学問研究の国際化

しばしば学問と言われながら、先進国にしか意味を持たないようなものに出会う。それらを地球上の全人類に、できれば等しく有用な、真に汎用的な学問へと改変する作業が必要である。

これらの条件を満たすためには、社会が創造的な場を保有していることが必要なことである。その創造的な場においては、人類にとっての新しい問題を感知し、それを課題として構成し、それを解き、しかもその解の現実的に有効な適用を提案することが可能でなければならない。さらに、その場が維持され発展するための必要条件として、若者の不断の流入と育成とが必須である。そして結果的に、この創造的な場が、社会にとって必要な知識と人材を含む知的機能を提供するものであることが要求される。

このような、社会が保有する創造の場としては、さまざまなものがあり得よう。その場には、公共的目的を持つものや私的利益に誘導されるものがある。特定目的を限定したものや無限定のものもある。

さて、国立大学を社会の保有すべき創造的な場の一つであると考えたとき、それがどんな特徴と重要性を持つものとして社会の中に位置付けられるのかを考察することを通してのみ、その役割について理解することが可能になると思われる。

## 2) 国立大学の意義

学問の教育・研究に対する国民の期待を、直接的に受けることのできる制度としての国立大学の重要性は、今後益々大きくなっていく。教育・研究の主要な遂行者である教職員を国家公務員とし、その費用の大部分を国家予算によって賄う国立大学という制度は、12世紀にヨーロッパで誕生したと言われる長い大学の歴史の中では新しいものであるが、恐らく今後の主要な形態の一つになると考えられる。

古い世紀において、大学は社会から独立し、ことに支配的な権力構造の支配下にはないものとして学問を位置付けることを通して、その存在理由を堅持していたと言える。大学の自治の根拠もここにある。この見方からすると、国家の意図によって大学を設置するというのは、大学の本来のあり方に反するものであり、従って実際に、国家が、国家の方針に基づいて大学を設置したのは、途上国や社会主義国家の例に止まっていた。

わが国の国立大学も例外でない。すなわち明治時代、国家目標としての西欧化へと国全体を開発する途上において、その目標を達成するために設置されたのが国立大学であった。特記すべきことは、国家目的ではあったが、既に長い伝統を持つ欧米大学の自治をそのまま移入し、いわば官制の自治と呼べる空間を作り出したことである。

時代は変わり、自治の侵害を経験しなければならなかった時代を経て、次第に民主主義国家として成熟しつつあるわが国において、この国家によって与えられた自治を持つ国立大学を、改めて民主主義国家にふさわしい、自発的であるがしかも国民に認知された自治を持つ大学へと変身させていくという仕事が、まだ達成されていない課題として残されているのである。

その中で、国立大学が新しい意味を持って重要さを増してくる。民主主義のもとでの国家とは、国民の多様な期待に応じて、国民の意図に従属して機能する機関に過ぎない。そして基本的に、高等教育は国民の多様な期待に応じるべきものである。この条件のもとで、民主主義国家における大学が国立であることの意義が新しく生じてくることが理解される。

恐らく、今後の民主主義国家においては、本質的な自由を保証された人々が、その自由を現実に享受するために、自ら社会的な制約についての契約を精緻に作り上げなければならない。それは民主主義的な社会では、もの、サービス、制度などを提供する者と受ける者とを同一人が演じる循環構造を社会の中に成立させることであり、しかもその正しい作動を可能にする方法を成立させなければならない。

この循環を正しく作動させるのは、社会の中で重要な機能を演じる人々の高い倫理性である。それは権力機構に頼ることなしに、混乱を回避しつつ整合的な作動を可能にするための必要条件である。この作動は、そこで、国民の期待を負い、国民の負担の上に成立する国立大学が、国民への奉仕を目標意識として持つ有能で愛他的な専門家を教育し、結果としてこれらの人々が国民の負担を受けて成長したことの認識に基づく高い倫理性を持つ機能的エリートを構成することによって、この社会の作動を実現するのが一つの可能な道となる。

このように、高等教育を顕示的に国民の負託において行おうとする国立大学が、今後の民主主義国家に不可欠な倫理的要素を創出するのに必要な装置の一つとして重要性をもってくるのである。

一方、基礎研究においても、国民の負託を受けて行われる部分が大きな重要性を持つことは間違いない。例えば、現代の邪悪と考えられる問題、地球上の地域貧困、民族対立による戦争、地球環境破壊、新しい病気などは、従来の領域の基礎研究のみでは対処しきれず新分野の創出という、最も基礎的な研究を必要としている。これこそ、基礎研究と専門家育成とを担う大学が、国民の負託を受けて行うべき研究である。これらの研究は、社会から高い評価を得る成果の産出という意味で、またそれを専門とするものの社会的認知において、成功率が決して高いものではない。しかし、国民の期待の大きさからいって、高い独創的な研究能力を持つものが、近視眼的な視点を越え、国民への奉仕を目標として、しかも研究者としての十分な野心をもって取り組むべき課題であり、その設置の趣旨からいって国立大学が取り組むのにふさわしいものである。

さらに付言すれば、上述の課題群も含まれるであろうが、学問体系が文系・理系と分かれていることにより、大学組織もそれに従って分類され、その結果人類の持つ知的な力が制限されている問題もまた、国立大学が取り組むべき課題であろう。それは実験科学に対する歴史科学の復権と、その均衡の回復、さらには統合の試みなどであり、成果の不確実性が極めて大きい故に、少なくとも国立大学が率先して取り組むことが要請されていると考えなければならないであろう。

### 3 国立大学の自治

#### 1) 大学改革の環境

現在のわが国の国立大学は、明治政府が日本を近代国家へと改変することを目標と

して、欧米の大学に範を求めながら、とくに初期においては実際に外国人学者を雇用しつつその設置をはかったものであって、基本的には19世紀中頃における欧米の大学の制度に準拠しつつ組織され運営されたと言ってよい。

現在のわが国の国立大学は、このことを基礎としつつ高度経済成長期を迎え、効率的に人材養成を達成してその成長に大きな寄与をなしたのであった。その時、その寄与が最小費用で最大寄与という高度成長期を特徴付ける効率主義に忠実に行われた結果、大学の教育研究環境は劣化したのである。

このことは、100年前の枠組みと、それまでに蓄積した大学の歴史的貯えを、一気に消費しつつ経済成長に貢献したということであり、その間に新しい枠組みの開発および教育研究環境の保全および向上の努力を省略したことが、その効率をさらに大きいものにしたのであるが、その当然の帰結として、枠組みの不適合と教育研究環境の劣化を招くこととなる。この両者は独立でなく一つの政策的帰結の両面である。

枠組みの不適合の中心は、欧米追随を目標として導入した欧米型の制度が、その追随を達成して日本固有の教育制度が内外から求められるようになった現在において、十分な機能を発揮できなくなったという点にある。世間でよくいわれる話題、独創的人材が出にくいとか、国際的感覚の欠如また留学生受入れの不備なども、このことと無関係ではない。しかしそれ以上に、大学として、教育研究の本質的目標の再定義が必要な時代を迎えながら、それがなかなかできないことに問題がある。この再定義をさらに考えていくと、各大学が独自の目標を設定しつつ、学問発展の内在的要因と、社会の要請に応えるという外在的要因に導かれて固有の発展をするための、最適な組織運営を自律的に設定することについての基本的な方針がないという問題に出合う。

この時期に、大学設置基準の大綱化が実施されたのは誠に時宜を得たものと考えられる。しかし、大綱化の対象が教育の理念と教育課程の範囲にとどまると言いつつも、教育課程が大学の組織運営と深い関連を持つものである以上、この大綱化はその限定を超える必然性を内在するものと言わねばならず、いわば各大学は教育課程のみならず組織運営の大綱化についても考察を進めることが要請されていると考えるべきである。

## 2) 教育研究の自治

このことの考察は、教育・研究における自治という基本的問題から出発する必要がある。国立大学の自治については、次のように概略述べることができるであろう。まず、国立大学である以上、国民の負託を受けて成立しており、その存在自体は国民の

理解を根拠としているという現実がある。しかし一方で、大学の存立の基盤としての学問は、各分野ごとに、その分野に属する専門家によってしか、その内容の正否が判断できないという現実的な性質を持っており、従って教育・研究の内容については、当該分野に属する専門家が自らの判断によって決定していく他はないものである。

この国民の負託と専門性との関係が、社会と大学との間に緊張関係を作りながら、大学における組織運営に影響を与えている。

国民の負託は、政治・経済、その他社会における短期に変動する環境におかれた人人が、その変動を自ら同定するための、不変でありかつ普遍的基軸を提供するものとして学問に期待することを通じて行われる。このような不変で普遍的なものへの期待は、教育と基礎研究とに対して最も強くかけられるが、その他多くの事象に対しても、判断や理解の表明が求められる。現代の社会において、このように不変で普遍的な学問を基盤としつつ教育・研究を行う大学の存在が不可欠であることが広く認められている。従ってそこには、社会から期待を寄せられ、貢献を求められつつ、しかし社会の他の活動とは独立の、学問の固有性を根拠とする独自の機能を発揮し、行動するものとして大学の存在が認知されている。これは社会の側から、大学に求められる自治であり、社会から要請される負託自治と呼ぶことができよう。

一方、学問が持つ、各分野ごとにその分野の専門家にはその内容の正否が判断できないという本来的な性質は、学問の自治の客観的根拠を与えるものである。すなわち学問は、分野を構成したとき、分野固有の内容と方法とを同時に規定するものであり、その内容についての深い知識と、方法の適用についての十分な習熟によって専門家が生み出される。すると、その学問はこれらの専門家によって発展させられ維持されるものとなる。すなわち発展や維持の正当性はこれら専門家によってのみ保証されるという現実的状况が生まれる。このことから必然的に、学問における研究、そしてそれを根拠とする教育が、専門家の自治のもとに行われるしかないことが帰結される。これは学問の本質から導出される自治であり、学問により必然的に生じる固有自治と呼ぶことができよう。

この負託自治と固有自治とは、本質的には同一のものを、機能と存在という異なる位相に分解して見たものに他ならない。しかしながら、この自治を大学の組織運営という現実行動を規定する根拠として位置付ける場合、両者は必ずしも同一の結果を生むとは限らない。このことが、現在において、大学が求めるべき組織運営の議論に、固有の問題を投影している。

大学人として考えると、負託自治は社会的合意によって成立する与えられた自治で

あり、一方固有自治は、自らの専門性にもとづく避けようのない自治である。両者は本来同一のものであるが、規定の主体が、それぞれ社会と大学という異なるものである以上、それは現実世界で異なるものとして現れる。両者の間の不調和が、社会の側で言えば、本来期待してはならぬ期待を持つことによって生じる例は歴史的に多く存在したし、大学においても、学問が本来持つ仮説性によって常に不調和を生み出す可能性を持っていると言うべきである。しかしこの不調和は、社会において人々が大学を意識し、一方大学人もまた専門的存在を社会に対して開くための動機を提供するものとして、必要なものであることを認識する必要がある。

さて、大学人として、この不調和から生み出される緊張を現実の行為に移すとすれば、それは与えられた負託自治を受動的に受け入れて、その範囲で行動するのに満足するのでもなく、一方固有自治の中に自らを埋没してしまうのでもなく、与えられた負託自治を、能動的なものとして捉えなおすことを通じて、すなわち期待するものと応えるものとの二面性を統合的に演じることによって、その不調和を解消する道があり得ることになる。

### 3) 制度——その実体的側面

さて、上述の自治についての状況は、現在国立大学の制度の上に、一つの調和を見せながら実現されている。ここでは自治を、やや狭く自由裁量という内容に限定して話を進める。まず講座、部門、学科、学部、研究科さらに大学全体のいずれも、その設置については概算要求の仕組みを通じて実現される。この仕組みは、国立学校特別会計制度の中で作動するのであるから、国立大学全体として、これらの設置が検討されるのであって、各大学が別々に検討されるのではない。また現実には多くの要求があつて、実現の可能性が少ないという点も認識しておかなければならないが、しかし各大学がどんな提案もなし得るという意味で原則として自治がある。

一方、講座等が設置されると、そこへの人事は各学部教授会の大幅な裁量のもとで行われている。また、人事が定まったあとは、その教育の行う教育・研究の内容は、その教官が自由にきめ得る程度が大きい。

また教育課程は、今回の大綱化によって、大学が自由に定める部分が大きくなった。

この現実を、概略的に見れば大変自然であつて無理がない。すなわち、国立大学であるが故の国民の負託は、予算事項を通じて行われるのであり、国民の負担という観点からすれば自然である。そして予算事項でない採用、教育課程の策定、教育・研究

の実施などは、大学、あるいは担当教官の裁量によって決められるのであり、ここに大学における教育・研究の自治を実現する条件が与えられることになっている。

前述の考察に従って述べれば、国民の負託を出発点とする負託自治は、組織の新しい設置、改変などについての案の作成と要求が大学に完全にゆだねられている、という形で与えられている。そして決定は国会審議を通じて行われる。要求の提出から国会審議に上げるまでの過程で、文部省、大蔵省、総務庁などとの協議が行われるのは、国民の負託を実体化する過程という意味を持つ。

一方、固有自治は、教育・研究の実施の場面で重要性を持つが、それは予算でいえば執行の場面であり、大学に大幅な裁量を与えられているのが現実で、その意味ではこれも現行制度の中で保証されているということになる。

このように、国立学校特別会計制度のもとで設置され、施行されている国立大学は、国民の負託と学問の専門性という二面を、構造的によく実現するべく理念上は設定されていると言えよう。

#### 4) 組織としての大学の意志

国民の負託と学問の専門性という、緊張関係のもとにありながら、しかもそれらの間に理念的には十分な調和を成立させるべく制定されている現在の国立大学の制度の中で、それではどのようにして大学が行動するか、言い換えれば何をもって大学の意志とすべきか、という現実的側面が次に検討されるべき事柄であろう。前述のように、何がどのようにして裁量され得るかは、制度として規定され、保証されている。問題は、その制度のもとで、具体的にどう行動するかという点である。そして具体的活動を検討する中で、制度のもつ問題点を、次の改革のために明らかにする作業も行われるべきである。

既に述べたように、大学の中心的活動である教育・研究は、各大学人によって意図され計画され実行される。そのとき、前述のような専門性の原則にもとづいて、その意図・計画・実行の責任および権限は、特定された比較的狭い学問分野に属する大学人の集団ごとに担われ、保有される。これは課題の性質により、講座、学科、学部あるいは専攻、研究科などの集団に対応するが、基本的には、大学人一人一人が担い、保有するものとするのが歴史的な解釈であろう。

実行上、講座、学科、学部等の集団が意志の母体になることがあるとしても、基本的に責任と権限とが大学人一人一人に属するということは何を前提とするのかといえ、前述の負託自治と固有自治との調和を可能にする必要条件としての、大学人の高

い倫理性ということになるであろう。即ち、専門の内容自身についての深い造詣のみならず、その専門分野の知見が社会にもたらす効果と、社会からその専門に対して寄せられる期待とについて、その専門性に関連する分野と関係しつつ作る集合としての意義をも参照しつつ行う洞察の上に立つ調和的解釈という倫理性を前提として、責任と権限とが定義されている。

しかし、このことを基本としながらも、社会への効果や、社会から寄せられる期待は、各専門分野別に独立に生起するものでないという点が、この基本とはまったく別の現実的問題を引き起こしていることが重要である。即ち、供給者としての大学人が集まって作る学問の構造は、社会の側において機能する場面において学問が作る構造と必ずしも同型ではない。

これは、学問の社会的機能というまったく現実的な観点から起きてくる事柄であり、大学の組織論に反映する。

例えば、教育は個々の講座や学科目において個々別々に行われるのは例外であって、一般には課程という構造化されたものとして行われる。この課程は、概ね学科などの組織が担当するのであって、その組織が持つ理念のもとに科目を配置する方法が取られる。

社会に対する人材の供給の量的側面というような概括的問題になると、学部が対応することになる。これらの問題の大学間の協力や情報交換も、学部間で行われるのが一般である。

研究においては、社会の関心が単一学問分野ごとに細分化されることは少なく、むしろ複合的であり、学科を超えた大学人の集団の共同的作業が必要なことが多い。これは学科に止まらず、学部を超える場合も多くある。これらの例を見るまでもなく、大学人が個々に意図し、計画し、行動する他に、組織に依拠してすることは決して少なくない。

さらに、より重要なこととして将来計画にかかわる概算要求の多くは、個人よりも組織として意図し、計画することが多いということであり、大学の発展という動的側面は、大学のもついろいろな階層の組織に立脚しているという点である。

このことは、多くの大学で現在進行中の諸改革の多くが、部局単位、または部局を超えたものとして表現されていることとして現れている。例えば大学院の部局化は、その中の大講座化、学科再編、専担講座指定などすべてを含んだ上で、学部単位で行われているものである。また複数の学部や研究所が関係するものとして計画される研究科の例も多くある。



このように、大学における執行としての教育・研究から、将来計画に到り、大学人個々を基本としながらも、組織としての意図・計画・行動が一般性と重要性をもつことは、現実として明らかなことである。

このことから、大学に対する国民の負託にもとづく負託自治と、専門性にもとづく固有自治とが、いずれも個々の大学人の基本的自治という観念上の自治に止まらず、現実的な場面で作動する行動上の自治へと拡大されるとき、大学人は組織としての責任と権限という問題に向かわざるを得ないという結論が導出される。

### 5) 大学組織の中の大学人

以上の論議により、次のような点を指摘すべきこととなる。それは、日常的な教育・研究の執行を、大学人が個人の責任と権限のもとで行っているという実感的状況は、実は国立大学と社会との関係という、より論理的で構造的な現実に支持されてのみ成立可能なものである、ということである。

ここで、明治期にできた大学の枠組みの、現在の大学人がもつ教育・研究の意図に対する不適合があるとして、その不適合を解消するための改革が、大学人個々の行動の単なる集積としてだけではなし得ず、大学における内部諸組織、すなわち学科、学部、研究所、大学全体などの層において、それぞれ固有の意志決定方法を合意しつつ、組織として意図し、計画し、行動することを可能にすることを通じて改革することが必要であるということに気付かねばならぬ。

このことは見方を変えれば自明のことである。例えば、国立大学の大学人は、国有財産を預かり、国費によって運営しているのであって、土地、施設、設備につき固有の権利などまったく存在するはずもない。しかし、学問の自治の名のもとに、その扱いにおいて裁量を持つのであって、これが既に述べた大学人の倫理性を前提として認知されているのである。

この倫理性は、また次のようにもいえる。すなわち第1に、現実的には大学の各層、すなわち大学全体、学部、学科などの、それぞれが持つ固有の意図と、大学人個々の意図との、対立をも含む調和的關係化への努力を求めることがある。そして第2に、社会に対して教育・研究の執行が開かれている、すなわち社会の側からみて可視的であり、しかもここでも対立をも含む關係化への努力が行われなければならない、その關係の了解を条件として倫理性が充足される、ということである。

大学の自治を認めることの前提としての倫理性の表現が、この關係化の努力であるとする、この關係化は大学人が作る組織としての大学の基本的要件をなしているこ

とになる。とすれば、この関係化は、大学人が組織の中で自らの行動を制限したり、他の大学人と協力するというような表層的行動関係に決して止まらず、大学人が、自らの分野を学問の全体構造の中に位置付け、自らの学問的行為を自らが属する大学の存在意義へと関連付けることが、教育・研究の行為の中で日常的に行われることである、と定義されなければならない。

このようにして、大学組織が、個々の大学人の学問的行為を可能にする場を提供するという面を持つと同時に、学問を組織して集合体としての学問の機能を発現する装置という面をも持つことになる。すなわち負託自治と固有自治とを調和させる関係化の倫理性を前提として、大学人が教育・研究の実施において自治を獲得することと、大学が固有の社会的存在として機能することの両者が、不可分なものとして社会的に認知されることになるのである。

#### 6) 大学の機能の活性化

現代社会において大学がどのように機能すべきかは、現在最も緊急を要する課題の一つであり、とくに国立大学の一つ一つがそしてまたその全体が、存在理由を賭けて論ずべき課題であろう。機能すべき内容については、詳細な検討を必要とするが、ここでは内容に立ち入るのではなく、大学の機能が実際に求められていて、それを発現すべき方法が整っているかを問題にする。

大学の機能は、大学が大学人を基礎として多様な構造を持つことに対応して多様である。基本的に、大学人が個々に行う教育と基礎研究において、課題の選定、実施、結論の導出、その解釈などを通じ、大学は機能する。そしてこのとき、前述の大学人の自治と、大学の機能との不可分性が登場し、大学人の行動がたとえ個々に行われるにしても、その行動は組織に属さない個人の行動とは、その意義、責任、受容、効果など多くの面で異なるものとなる。それは個人に対してではない大学に対して社会が行う負託の故であり、実際には大学人が倫理性の表現としての関係化の努力を能動的に行っていることによる。

さて、個々の大学人がそれぞれ学問の自治の名のもとに教育・研究を行うとしても、結局はそれらの集合が大学としての機能を発現することになるとすれば、大学の機能発現の方法とは、結局は個々の大学人が行う関係化の方法ということになる。そして恐らく、大学における組織・運営の改変が必要だとする共通認識は、この関係化の理念と、それを可能にする組織・運営法の不備に力点が置かれている、といえるであろう。

ここで一つの結論を得る。それは、個々の大学人が自らの教育・研究を自治の名のもとに行うことに加えて、大学としての機能を単に結果としてでなく、意図として発現させることに参画するとしたとき、そこには二重の不備が見えてくる。

第1は、関係化を大学の内側で行うための枠組みの不備であり、第2は、その枠組みの中での関係化を実行する手段の欠如である。

この不備を解決できれば、個々の大学人が自らの意図に依拠して教育・研究を実施すると同時に、関係化が矛盾なく行え、それを通じて大学としての機能が発現され、それが社会からの大学に対する負託に応えるものであれば、結果として個々の大学人が教育・研究を実施する場としての大学がその条件を向上させるとともに、大学自身が強固なものになるという循環的な関係性が確立される。このようにして、負託自治と固有自治との間の緊張のもとにいる大学人の努力が、大学の社会的機能を自律的に向上する仕組みが実現することになる。

## 4 国立大学の組織と運営

### 1) 組 織

本項では、上述のように大学人の教育・研究上の関係化を含む努力が、教育・研究の環境条件を向上させ、しかも社会における大学の存在を強固のものにすることを通じて、さらに条件が向上するという正の循環的關係性を確立するような組織、あるいは運営とはどのようなものかについて考察する。

基本的には、大学の組織は大学設置基準に従って作られているものである。しかしその組織の各部分が、どのような裁量を持つかについて、大学設置基準が詳細に定めているのではなく、従ってこの組織の運営については、学問分野によって異なる教育・研究の方法や、各大学の伝統に従って、大学毎に、そして同一大学内においても各部分組織毎に、かなりの自由さをもって定められているとあってよい。

このような状況のもとで、大学の組織を、その運営の詳細にまで立ち入って考察しようとする、基本的には共通の設置基準に基礎を置いて設置されている国立大学といえども、それらは大学毎にかなり異なることが予想される。

この差異性は、大学の個性化を進める中で更に拡大していく可能性があるが、その詳細をここで論じることは必要でない。むしろ、21世紀に向けて、現状を出発とする国立大学が共通に取り組むべき巨視的な方向性について検討し、概略的な方向性について合意しておくことが大切であると思われる。

さて、大学の組織には二つの側面がある。一つは通常の意味の、集団の運営にとって必要な討議や意志決定を行う運営組織である。一方大学には、大学に固有な教育・研究の内容に対応する学問体系があり、その体系に従って組織が作られているという面がある。

既に前項で、学問が持つ固有自治に触れたのであったが、学問体系に対応する組織が必然的に持つ特性は、大学組織論における重要な課題である。これらが本項において触れるべきことであるが、論議は、前項に述べた大学自治が持つ固有の構造を参照しつつ行われることになる。以下に、二つの話題について考察する。それらは、不均質組織と、動的組織である。

## 2) 枇杷型組織

上述したように、大学の固有性を表わすものとして学問体系がある。まず学問分野に対応する組織として学部があり、その分野を細分するものとして学科が組織される。また、大学院においては研究科と専攻が対応する。

このような学部と学科、また研究科と専攻は学問体系そのものに対応する組織である。従って、それは前項に述べた学問の固有自治が立脚する基礎であり、現実的には学問の分野に対応する学部(研究科)が設置され、その組織の構成員からなる教授会が自治を持つこととして固有自治が実現されている。

現在、ある一つの大学において、その大学が担当する全学問は、いくつかの学問分野に直和分割されて、それぞれが学問分野となりそれに対応する学部(研究科)が設置されていると考えられている。そして、各学問分野、従って各学部(研究科)は、対等の固有自治を主張するものであり、その結果、大学が学部の集合体として考えられたとき、その集合体の作る構造は均質である。

言い換えれば、学部(研究科)は、その学問分野の特徴によって、同一大学内にあっても大きさ、教育体制、研究体制、施設、設備等がさまざまに異なるにも拘らず、大学運営における権限と責任とが均等に配されている、ということである。

このことは、一たび成立した学問分野は、それぞれ等しい重要性を持つという理念の、現実的な組織論上への反映であって極めて重要なことである。ここには、学問分野の持つ固有自治がまた背景として置かれている。学部(研究科)教授会が、少なくともその教育・研究に関して、完全な裁量を持つことによって生じる、大学組織のこのような均質性は、大学の本質を表わすものとして重要な基本的要件であることを認めた上で、組織論上さらに進んで考えるべきことを以下に述べるが、それは前項に述べ

たもう一つの自治、負託自治に関係することである。

本来同じ重要性を持つ学部(研究科)は、その学生数(従って教官数)や、投入される費用が学部(研究科)によって大幅に異なる。これは、社会から見た人材供給についての需要、あるいは期待が、学問分野によって異なるのが原因である。

既に述べたように、定員や予算の配分は、予算事項であって大学自身の裁量できめられるものでなく、国会に到る審議を通じて決定されるが、それが負託自治の制度的現実であって、そこには固有自治との調和的關係があるのであった。

しかし、この調和的關係がどの分野にも成立していることを認めるとしても学問分野によって、この固有自治と負託自治との關係が異なることによって生じてくる問題を無視してはならない、というのが論点である。

社会が大学に負託するものがあるとすれば、それは大学が社会に対して開かれていなければならないことを意味する。このとき、大学が何に対して開かれているか、それは学問分野によって異なる。大別してそれは二つのカテゴリーに分けられる。

最初に、順番が逆になるが第2のカテゴリーと呼べるものから考えよう。それは社会において、職業構造を作り出している専門分野に対応した分野群であり、法学、経済学、教育学、医学、工学、農学、薬学などが属することになる。これらの分野では、独自のディシプリンを持って一つの学問体系をなすと同時に、そこで教育を受けたものが、その教育内容の持つ専門性によって、社会において専門家として遇されることが慣習となっている。従って、各分野は、社会が持っている専門の多様性に、厳密ではないにせよ対応することを通じて、基本的に職業構造と対応する分野の構造を作っている。この場合は、開かれた大学が社会から受ける負託とは、職業に対応する専門を通じてのものとなる。

この場合の負託は、専門家の教育のみならずその分野での基礎研究の成果が、教育のためだけでなく、より直接的に社会における諸営為(政治、経済、教育、医療、開発等)の向上に役立つという期待も込められている。この場合も社会からの負託は専門を通じてのものである。

さて、本来最初に述べるべき第1のカテゴリーは、その教育を受けたものが、その結果を職業上の行為で生かすことは勿論大いにあり得ることであるが、その学問分野は必ずしも明示的に、社会における職業に対応を持たないもので、文学、理学、教養学などが属すると考えられる。これらの分野は、他の学問分野の基礎を提供するものであると同時に、学んだ者に、第2のカテゴリーを学ぶための倫理上の資格を付与するという使命をも持っていると考えてよいであろう。

このカテゴリーは、大学組織論から考えると、実は中枢に置くべきものである。大学は知の体系の、産出、伝達、そしてそれを通じての社会的貢献という三つの働きを持つものとされるが、最重要な要件としての産出において、最も基礎的な方法を、文学、理学、教養学が提供している。とくに第2のカテゴリーの各分野が学問であるために依拠すべき基礎の必要条件を構成しているという意味で、大学が基礎研究を、真の意味で基礎的に展開しようとするなら、社会からの要請とは独立に保有すべき部分である。誤解を避けるためにここで指摘しておくが、第2のカテゴリーの諸分野は、第1のカテゴリーに含まれない固有の基礎部分をも持っているので、決して第2のカテゴリーが第1の応用ということではない。しかし第1のカテゴリーは、他の分野の基礎としての必要条件を構成しているという意味で、他と区別されるのである。さらに付言すれば、便宜上学部名をもって学問分野について説明したが、現実の学部には、両カテゴリーのいずれに属するものも混在していることは勿論である。

さて、上記のような、学問上の固有性に依拠した学部の特徴を考慮すると、均質組織の難点がみえてくる。開かれた大学といったとき、第2のカテゴリーは社会の明示的な職業構造に対応を持つが、第1のカテゴリーでは対象は人々であり、例えば、産業上の単位を社会の中に同定することはできず、従って社会の側からの要望も可視的なものとならず、また研究費による支援を行うなら動機は個人的なものに止まるなど、現実的な違いを生じる。人材の供給、共同研究、社会的貢献など、社会との接点という側面では両カテゴリー間には大きな差異が存在するのであって、従って大学全体として社会との関係を考えるとき、両者の位置付けは大幅に異なる。

このことを認識した上で、国民の負託を十分に受けるために社会に開かれた大学となるためには、組織論的な配慮が必要である。即ち、第1のカテゴリーを学問の核として中心に置き、第2のカテゴリーを周縁に置く構造である。

社会から隔絶し、独立の世界を作るのであればこのような配慮は必要ないであろう。しかし、負託を予定する社会に対して開くとき、その負託の大きいところに大学の営為が拡大するのは当然のことであるが、しかし一方、学問の展開上の必然としてその大きさの均衡がある。

社会からの要望における分野別の軽重と、学問が固有に持つ本質的な構造との間の温度差こそ、学問の各分野が持つ固有自治を基礎としながら、しかしそこに止まらない大学全体としての固有自治を表現するものであり、それが大学としての個性の重要な側面となる。

具体的に、第1のカテゴリーを核に置き、第2のカテゴリーを周縁に置くような不

均質組織の一つの型を枇杷型組織と呼べば、それは、各分野の教官定員、学生数、研究費などの再配分、分野を越えた教育や研究の計画と実施、また学生の教科履修などについて、大学全体としての審議が実質的に行われ、そこに大学の個性が発揮されると言うものであり、学部(研究科)の自治を基礎としつつも、いわば国立大学の全体的視点にもとづく「経営」という概念を導入すると言ってもよいであろう。

### 3) 動的組織

大学の組織が学問の構造に対応して成立しているなら、学問が変化進展するものであることに対応して、大学組織も変化し得るものでなければならない。過去において、国立大学は変化してきたが、その変化の機構は必ずしも明解なものではなかった。

形式的には、計画立案の結果が要求として提案され、それが認可されるという過程が、(3-3)に述べたように定められている。しかし、それは可能性を与えてはいるが、変化進展する学問を、その意味において支援する機能をまったく持っていない。例えば、大学における組織は、その変化の必要性が十分に認識され、計画が結論されてからも、長い期間と多大な労力とを必要とするのであって、変化を加速したり容易にしたりするような制度的支援があるわけではない。

このような状況で、過去においては組織の拡大について大学の努力が払われたが、拡大をとまなわない変化については、支払った努力に対する見返りが少ないとして、必要な努力が必ずしも充分支払われなかったと考えられる。

しかし、今後多くの社会的側面で拡大から維持へと軌道修正する時代を迎え、拡大なき変化が必要となる。このとき、再び大学の「経営」が必要となるが、実はこの変化を通常の企業体の経営のような形で起こすことは本質的に不可能、という性質を大学は持っていると考えられる。

それは、学問は固有自治を持ち、この部分へは大学内といえども他分野から介入することができないために、組織的縮小の強制は本質的にできないからである。

このように大学の経営とは、組織の責任者としての経営者がいて、それが行うというものではないことがわかる。それ以外の経営方法を発明する必要があるが、それは将来の問題であろうが、一つの方向は専門分野の長、たとえば学科長や学部長が一部の組織変化の権限を持つことがあり得る。また、組織の一定率は必ず毎年変化することを前提とし、変化の不必要な場合にそのことの問題提起と合意によって不変とすることも許すというような微小変化を前提とする組織などもあり得よう。

より大きな単位では、ある組織を新分野開拓のために設置し、それが成熟したときには既存学部へ吸収するというようなこともあり得る。このような組織が、常時大学の中であって変化を遂げているのが、むしろ変化する学問体系によく対応している状態だと言えるであろう。ここでも変化を合意するメカニズムの発明が必要である。

学問の自治という固有性を否定せず、しかも経営によって学問の変化によく対応する組織であり続けるような装置を内蔵する組織を動的組織と呼べば、その確立は、来たるべき維持型社会における必要不可欠なことと言うべきである。問題は、この大学の自治にもとづく経営、現在の企業体の経営とは異なる経営について、現実的な方法を案出することにある。これは学問分野の性格により、大学の規模により、そして恐らくそれぞれの大学が自ら定める個性によって異なるであろう。というよりも、大学の個性、従って学問の位置付けと分野の構成、教育理念と方法、研究の方針と教育との関連付け、社会への貢献の理念と現実的な方法等、大学が一つの機関として見られたときに外から見える個性が、その大学の経営の独自性によってきめられるという方が正しいと思われる。この意味での大学の経営を、国立大学の一つ一つが確立することが、今後大きな重要性を持つことになると思われる。

#### 4) 大学の裁量

未来においてどのような人材が求められるのかについて、明確に定義することができないのは、わが国の特別な状況ではなく、ある程度の豊かさを実現した成熟国家において一般的である。このような状況に対応するために、各国において大学を多様化することが行われ、それは一定の成果を収めたと言うことができる。

わが国においても、大学、短大、高等専門学校、大学院大学、専門学校など、既に多様な学校が作られ、それぞれの目的を果たしている。そして、各種類それぞれの中でも多様化が必要とされ、大学では設置基準の大綱化により、一般教育科目と専門教育科目の分類はなくなり、専門的な内容の教育と、教養的な内容の教育とをどのような時間配分で行うのかについての規制が廃止された。その結果、同じ大学という種類であってもその点に関して大学間の差異は大きくなり、多様性を増すこととなっている。

これらは、学校にいくつもの種類があること、そして同じ種類の、例えば大学においても教育課程が大学毎で異なることなどを通じて、多様性を生み出したが、それは各大学から見て外なる多様化と言うことができよう。

それに対し、前述したような、枇杷型組織や動的組織は、外なる多様化という環境



の中で、大学が避けられぬこととして内なる多様化、すなわち大学自身が不均質な組織を持つということを意味している。

既に指摘したように、このような組織の不均質性は、大学における学部、学科、講座、あるいは教官個人のそれぞれのレベルで考えられるが、ここで問題になるのは全学を構成する学部レベル、および学部を構成する単位のレベルと考えてよい。既に述べたのは、このレベルに均質以外の、積極的な意味をもつ不均質な構造を導入するための「経営」方法の不在ということであった。

しかし、もし内なる不均質性を実現することが重要だとするならば、その具体的方法については大学毎の工夫が必要であることからいって、少なくとも大学の裁量という点に言及せざるを得ないであろう。

既に教育課程の多様化を目的として自由化する大学教育課程を定めることの裁量を拡大したとき、教育課程を実行するのが教官である以上、教官の任用の基礎である講座や学科の設置と編成についての自由度の増大をも、暗黙のうちに含意していたことになるのではないか。

ここに将来の国立大学の運営における裁量権の拡大という問題を避けて通れない現実がある。恐らくこの問題は、既に述べた大学の自治とも深くかわる大学の本質の問題である。そしてそれが設置基準の大綱化という現実を実施された施策の方向と一致するところに、大学の裁量という問題が緊急に検討されなければならぬ課題であることの根拠がある。

結論的に言えば、国立大学は多くの面でその裁量権を拡大すべきである。これが大学の多様化を意味のあるものにするための必要条件である。意味のあるもの、とは、多様化の内容が教育・研究の本質的なところにまで及び、従って若者のそれぞれが抱く、受けるべき教育の質に関する多様な期待に十分応えるほどに多様な教育・研究の場を大学群が提供する、ということである。

このような状況を出現させるのは、各大学が独自性を組織体として発揮することが必要であり、それは内なる多様化を通じて実現するしかないものであろう。

そのために、たとえば大学が組織の質的側面について裁量権を拡大することが望まれる。すなわち、大学毎に定められた定員数は、国民の負託そのものであって大学にとっては与件である。しかしその定員が、どの学問分野に割り振られ、あるいは教授、助教授、助手等に割り振られ、また、教官と事務官、技術官等に割り振られるかについては、大学が組織体としての独自性を発揮するための最大支配因子であり、これを大学の裁量とする。すると、大学は独自性を発揮するとともに、その適否が教

育・研究の成果を通じて評価され、結果的にその独自性についての責任を取るべきこととなる。失敗すれば当然裁量権を失うことになる。

これは一種の国立大学の、非経済的ではあるが自由競争である。このことは上述の例、人事組織に限らず、予算の執行等においても拡大すべきである。

恐らく、大学がこのような裁量を与えられたとすれば、その行使を教授会満場一致方式では行えないことになる。その場合、学部長や学科長に、この大学の得た裁量権が委任されることによって、その有効な行使が実現されることになる。これは大学に、これも非経済的な「経営」を導入することであり、この方向へ踏み出すことは、将来の国立大学にとって避けられぬことであると考えられる。

## 5 機能的エリート

(2-2)で述べた機能的エリートについて、その現実的な側面について触れることにしよう。そこで述べたように、21世紀の社会は専門家を多く必要とする。そしてその専門は、分野も拡大し、深度も大きくなる。その多くの専門家が、それぞれ役割を担いつつ社会全体としての最適状態を実現すべく努めることになる。

そのとき、その役割分担を誰が定め、全体としての調和を誰が実現するのかが、現在から21世紀を見直すときに最も見えにくい点の一つである。

現時点での予感、それを行うことのできる統括者は恐らくいない、というものである。とすれば、統括者になる、非人格的な機能を社会の中に内蔵させることが必要となる。その一つの方法は、若者の自主的な選択に期待することである。若者の選択は誰も制御、統括はできない。しかし、なお若者の選択に未来を託すのであれば、その選択は重要であり、正当なものであってほしい。従って、若者が選択することに関し、若者が熟慮するために十分な情報と時間が与えられる環境を社会的に準備することが必要となる。この環境はいくつかの社会的装置によって準備可能である。

わが国の雇用形態は終身雇用であったと言われる。今それは崩れつつあるが、その持つ意味をここで考えておく必要がある。まず、終身雇用は働く者にとっても安定な生活という利点を持ち、一方企業にとっても安定な組織という利点があった。これは日本経済の発展に寄与した重要な要因の一つであって、社会的にこの安定性は正しいものとして容認されてきたのである。

その結果、安定は職の一つの価値規準となり、安定を求めて就職するようになる。このこと自体は容認すべきことであるにせよ、実はここには看過してはならぬ深刻

な問題が存在していることに気付かねばならぬ。

それは、職を得ようとする若者に対し、社会の側が、その若者のほとんど一生に亘る変化の可能性と引き換えに、安定した職を与えるということである。

一人の人間にとって安定は重要なものであるが、それを得る機会が「新卒」という瞬間に集中していることは、若者にとって苛酷である。その機会は、できれば数年に亘っているのが望ましい。例えば、博士を終えた者が、研究者になるか実務者になるかを、その終えた瞬間に決めるのではなく、もっとゆるい就業構造の中で、研究を続けながら、あるいは実務を経験しながら、自分の能力と適性を見定めつつ、そして意図を形成しつつ、何年かを過ごし得るのが望ましい。

このような例は、ポストドクトラルフェローなどとして諸外国には一般的に見られるが、この習慣がわが国の社会的状況に最適かどうかは別として、より流動性の高い就業構造を若者に対して提供することは、職の選択において若者に自由と責任を持たせる意味において、必要なことであると思われる。

この自由は、初等中等教育も含め、学習の全般にわたって増加させる必要がある。わが国の現在の教育が、厳格な学年制を守って年齢によってすべての若者に均質な教育を提供することは一つの大きな特徴であって、軽々に捨ててはならないのは当然である。しかしそれは厳格に過ぎ、若者自身が自己の適性において行動する責任を発揮する場を奪ってしまっており、それを回復するために、若干の時間的自由度を導入して、若者が自らの歩幅で学習を進める環境を作ることが必要である。

このことは受験競争の激化の問題が、激しさそのものは別として、それが学習の形態の硬直化をもたらしたために、自らの責任で物事を考える習慣を奪い、独創性を発揮する誘因がなくなっていることと関連する。

このような状況の解消は、わが国が安定した繁栄を維持しつつ国際貢献する国を目指す限り、そのために必要な人材育成のため必要である。

その人材とは、新しいアイデアを創出する独創性によって科学、技術、産業等に貢献する者も含まれるが、それよりもっと多数の、安定した繁栄と国際貢献を、一人の統括者にかわって作り出す機能的エリート群を意味することになる。

## 6 む す び

現在、先進工業国において高等教育を受けるものの人口比が増大中である。これは、高等教育が一般的なものになることを意味するが、同時に高等教育にかかる社会

的な費用の増大をも引き起こす。教育とは、それを受けるものの職業的能力を向上するだけでなく、心を豊かにする面を持っている。従って、この社会的費用の増大を、職業的能力向上による社会全体の能力向上と対比させることによって投資の効果を測れるというものではない。

しかも、この能力向上や心が豊かになることは、当人の個人的利益のみに帰するものではない。それはその中で個人が正当な自由を保証されつつ幸せに生きることのできる安定した社会を生み出すための一つの重要な条件である。初等中等教育においては、教育が、受けるものの個人的利益になるばかりでなく公共的な重要性を持つことは常識であるが、高等教育を受けるものの数の増大は、高等教育における公共的比重が大きくなることを意味するといってもよいであろう。

このように、高等教育への社会全体の投資の効果を測ることは、大変なむずかしさがある。そしてその中で、高等教育の量的増大を迎えているわが国は、投資の総額とその方法をどうするかについて、早急に決定することが迫られていると言うべきである。

現在、量的増大と時を同じくして方向付けられた大学の多様化も、費用の増大を招くことが予想されるから、諸外国で行われたように、量的拡大にともなって、教育の標準化等を通じて単価を抑制するという方策をわが国は採用しなかったことになる。

これは高等教育に関する国の決意表明であったのであり、我々もそれを支持したといってもよいであろう。この高等教育の歩みを何とか成功させなければならない。そのために、大学の裁量、組織、意志決定法、教育・研究の評価などを、大学の存在意義に立脚しつつ検討し、その中で各大学が特徴を出しつつ、全体として人々の期待に応えるものとして今後も発展することに努力する必要がある。本稿は、できるだけ広く大学問題を論じようとはしたが、その将来像は一つのものに過ぎず、多くの提案が今後も提出されることを期待したい。

## 2 大学運営の将来像

### 1 はじめに

今日、大学は昭和20年代の新制大学発足以来の変革期に差し掛かっている。このような時期に大学運営の将来像を具体的にすることは至難といわざるを得ない。ここでは、将来の方向についての幾つかの選択肢を述べてその得失について論じることを主としたい。なお、大学の管理運営については、国立大学協会は昭和37年に「大学の管理運営に関する意見」（中間報告）を発表して運営制度の改変は大学の自主的努力によって行われるべきことを主張した。また、昭和46年に刊行した「大学問題に関する調査研究報告書」では大学運営についての主要な問題点を指摘したが、「大学の運営は識見と信頼に基づく人格的関係を基調とする」（前記昭和37年の報告）ことに変更を加える必要がないとしている。以下の議論もこの基調に格段の異見を差し挟むものではないが、一方、この基調を現行制度の変更に防く防波堤に利用するつもりもないことをお断りしておきたい。

21世紀における大学のあり方については、別の章で論じられることであるからあまり立ち入らない。ここでは、社会との関係について基本的なスタンスだけを述べておく。学問の独立性を守るために大学は社会と一線を画して孤高を保つべきであるという、かつて多くの大学で支配的であった主張は、最近では退潮の一途を辿っている。多くの大学においては、今までよりもっと多様に社会と関わりあいを持つ方向で、より多彩な機能をもつことが模索されている。次節以下の議論もそのような大学像を基本としている。

## 2 設置形態をめぐって

### 1) 国立大学についての諸提案

国立大学の設置形態をめぐっての多くの議論は、① 現行通り国の機関とするか、あるいは国の監督下にある特殊法人とする、② 地方自治体へ移管して公立とする、③ 完全に私立大学とする、という三つの方向に大別することができる。この他に、これらの中間に位する議論として、文科系は私学に理科系は国立のままという案や、学部は私学あるいは地方自治体に移管し、大学院は国立でという議論がある。

### 2) 折衷案の不合理性

将来像として上記の大学学部と大学院で設置を折半するような中間的な案は望ましくないことを最初に主張したい。I-1「学部」で述べたように、これからの人文、社会、自然諸科学の間の境界はますます確然としたものではなくなる傾向にある。また、相互の交流から新分野が生まれる可能性も高い。したがって、総合大学はこれら諸科学にまたがる構成をもつべきで、文科系は私学に理科系は国立のままという議論は、学問の動向を無視している。また、学部と大学院を分離する案も、当を得ていない。もちろん、大学院のみの大学が社会人教育においては適切であるように、学部と大学院の分離は場合によって大きい意義をもつことは事実であるが、反面大学院と学部が共通の教員によって教育を行う大学も積極的意義をもつことを忘れてはならない。このような大学は、よりヴァリエティに富む教育を学部学生に提供するだけでなく、教員が学部学生に広い視野を与えることを意図して行う講義は、その教員にとっても自らの研究分野に新しい観点を獲得する機会を与える。21世紀の学問の動向の一つが総合化にあり、また多様化にあるとすれば、大学を一律に大学院あるいは学部のいずれかに限定するような一般論に意義を見出すことは困難である。

### 3) 地方自治体への移管

最近、国立大学の府県への移管が「地方分権」政策の一つとして取り上げられている。その論拠とされる「地域に根ざす教育」は、① 地域に定着する人材の養成、② 地方文化振興、③ 地方の産業、経済の活性化、④ 大学の個性化、活性化の促進等を目標とするものであると推察される。以下順次これらがそれだけでは、府県立にすることの積極的な理由にならないことを論じたい。なお、日本の都道府県を、アメリカ

あるいはドイツの州と対比される単位とした上で、地方移管論が主張される場合があるが、日本の場合、他府県からの通勤通学が珍しくない小さい行政単位であることから、とくに、大学と地域との関係を論じるときにこのような外国の例を引くことは当を得ていない。

地元企業への就職は、それぞれの企業の人材吸引力が基本であって、地域に定着する人材の養成を設置形態と関連付けるのはこじつけに近い。また、それぞれの国立大学がもっている感じでは、地方公務員についてはむしろ学閥形成を恐れなければならない程に地元の大学出身者が定着している。

大学教育と地方文化振興、地方の産業、経済の活性化との関係については、大学教育の大きな意義の一つは、学生に広い視野を与えることであることを議論の出発点とするべきであろう。地方文化は、現在では国際的なスコープの中でその特色を発展させることを考えなければならない。まして地場産業の振興については、世界的なレベルでの技術革新を絶えず意識する必要がある。地方文化、地場産業の現況について認識を深めることが大学のカリキュラムに加えられたとしても、カリキュラムの根幹を形成するものではない。学生の卒業後の長い人生の間の変化に備えるためには、地域を超えた教育が基本とならなければならない。

一方、研究面での地域との協力に関連しては、国の機関が地方自治体から直接に財政的援助を受けることが法令で禁止されているので、それを取り除く意味で大学の非国立化が問題になっているのかもしれない。しかし、実際上はこのような障害はさまざまな工夫によってかなりの程度克服できる技術的な問題である。むしろ、府県立であればどのような形で研究面で地域への貢献が確保されるかということ进行を明らかにすることが必要である。その際、大学は地域産業振興のための試験施設あるいは研究施設とは自ずから異なる学問の府であることを忘れてはならないであろう。

大学の個性化、活性化についても、同様に府県立にすることとの関係は自明とはいえない。したがって大学の地方移管は、地方分権の議論の外にあるべき問題であることを結論したい。なお、この議論は公立大学の意義を否定するものではない。現在の公立大学は地方分権のために設けられたものではなく、その地域の国立大学および私立大学の分布も考慮して、地域住民のニーズに応えるべく設置されたという大きい意義がある。また、過去において、そのような経緯で設置された公立大学も、場合によっては国に移管されてより広い公共性をもつようになった歴史があるが、逆に国立から公立へ移った例はないことも指摘されるべきであろう。

#### 4) 国立大学の必要性

最後に国立大学を私立大学とするべしという議論にコメントしたい。どの国においても大学の教育研究の公共性を重んじて国立(場合によっては州立)大学が存在する。わが国のように学生定員の70%以上が私立大学で占められている国は他に例をみない。一方、わが国においても、自然科学諸分野や文科系でも国際性をもつ雑誌での論文数等の定量的な研究業績の尺度が利用できる分野では、大学院の教育および研究面で国立大学が主力となっていることを示すことができる。前述のように、学部教育と大学院教育の関連がこれからますます重要となることも考慮すれば、国立大学は、わが国の高等教育の基準を与えるものと位置付けることができる。このような基準を与える学校群は、国立ないしはそれに準じる形で設置されることが望ましい。

最後に、特殊法人化は、国の機関として国立大学が受けている種々の制約を回避するための立法技術ないしは予算編成技術である側面があって、現状改変の手段として本質的な意味を見極めるのは困難であるから、設置形態の一般論としては、立ち入らないことにする。ただ、国立大学の定員配置にフレキシビリティを持たすために、フランスのCNRSのように、教授相当の研究者を含む多数の研究員を擁し、各大学に支部を持つ特殊法人の設置を待望する意見があることを付記しておきたい。

## 2 学内運営における学長等の役割

筑波大学を除いては、現在の国立大学は評議会、学部、大学院研究科、研究所、その他の教授会が大学の意思決定機関である。一方、国の機関であるために、予算を伴う事項については、文部省に最終決定権がある。このはざまにいる学長、学部長等に明確な権限を与えられていないことが、大学活性化を阻害している要因であることがしばしば論じられている。しかし、現在でも実際の学内運営は、大学によってかなり異なる。学長、学部長等に明確な権限があって、はじめてリーダーシップが発揮しうようになるか、あるいはそのような権限があってもリーダーシップを発揮できるかという問題は各大学の「社会構造」にも関係していて議論の分かれるところである。中根千枝氏が説かれている「タテ社会の特徴」の一つに上下の権限の境界がフレキシブルに移動することがある。「ヨコ社会的」と考えると考えがちな大学社会にも多分に「タテ社会の特徴」が存在しているように思われる。あるいは、日本の社会が急速に「ヨコ社会的」になっていて、かつては西欧文明の影響をもっとも早く受けていた大



学が取り残されているのかもしれない。

あえて、「昔はよかった」的な表現をとれば、大学や学問の全体的な動向については外国の情報を頼りにし、他方教育研究については各講座の守備範囲の発展だけを考えばよかった時代とは異なって、これからは、大学、学部、さらには学科において学問および社会の全体的な動きを的確に把握した運営が期待される。そのためには、「経営」の気宇が要求されると同時に、「紅旗征戎は吾が事にあらず」という学者が安心して仕事に没頭できるような雰囲気作りにも理解がなければならない。ここで、あえて主語が脱落した文章を書いたのは、学長、学部長、場合によっては学科長にこのような気宇や理解が要求されると同時に、「教授会」にも全体としては同様な気構えが必要であると考えからである。しかし、いずれにせよ、学長、学部長等は評議会、教授会の結論を代弁する以上の機能をますます要求されるようになるであろう。

今まで、評議会、教授会が運営の中心と考えられてきたので、それをある程度是正する意味で、学長、学部長等の機能を強化し、また学内調整のための権限を明瞭に示す制度を導入することが、近未来の課題と考える。そのためには、まず学長(学部長)補佐機関、例えば副学長等の制度の導入が必要である。このような補佐制度は学長権限の拡大というよりも、機能の強化と言った方がよい。このような強化された機能を背景に、学長、学部長等が予算と人員についてある程度の権限をもつことが望ましい。すでに学長が自由にその用途を裁定できる経費が小額ではあるが、配分されるようになっている。これを現状以上に増額することに加えて、教授も含めた教員および教育研究支援職員の定数配分についても全学的な調整を促進できるような制度が早期に実現することを期待したい。

運営全般に関する権限についても、大雑把に言えば、総論は賛成であるが各論にはいろいろと異論ないし反対がでる事項については、学長、学部長に最終決定を委ねる方向で運営が行われることが望ましい。教授会等の長時間の審議が行われる原因の一つは、各論についてその場で合意を形成しようとするところにあるように思われる。

### 3 大学の教育研究組織

#### 1) 教授、助教授

大学の教員は教授、助教授、講師、助手のランクに分かれている。その基礎となる学校教育法第五十八条によれば、「教授は、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。」、「助教授は教授の職務を助ける。」、「講師は、教授又は助教授に準

ずる職務に従事する。」、「助手は、教授及び助教授の職務を助ける。」とあるが、これが将来の大学の運営に適切な表現であるかどうかは「助ける」という言葉の定義をはじめ種々意見の分かれるところであろう。以下では、現行の講師は例外的なポジションであるので議論の対象としない。

教授1、助教授1の講座制では、助教授は教授をリーダーとするグループのサブリーダーとして「教授の職務を助ける」のが標準的なパターンであった。しかし、助教授はまったく独立したグループを率いている例が増加している。また、複数の教授、複数の助教授で構成される大講座制をとる例も増加しているが、その際の助教授の職務はそれぞれの場合で異なっているのが実情である。

教授、助教授の区分を教育研究業績その他の実績の評価に基づくものとし、教育者、研究者としては同じ職務を行うものとする将来像を提案したい。ただし、必要な分野において、教授、助教授の協力関係を保証する制度を導入することを妨げるものではないとする。なお、この提案は講師または準教授を加えた3ランク制の可能性も含んでいる。ランク付けをしないという考え方もあるが、ランク制が若い研究者、教育者の努力を促し、人事の流動性を高めるというメリットを評価したい。

## 2) 助 手

助手は、大別して教育・研究の支援者である場合と、教員の職階の最下位であって、いずれは独立した研究者・教育者となる者という二つの性格をもっている。個々の助手は、教育・研究の支援に専念する人々と、独立の研究者・教育者である人々を両極端として、その間に分布してさまざまな職務を遂行している。

はじめから意図して独立した研究者として取り扱われているのは、例えば法学部等で実施されている、事実上任期付きでその間自己の研究に専念させる助手制度であろう。また、理工学でも個人的研究が主である分野では、助手は教授、助教授と独立して研究を行っている場合が多い。このような場合、教育者としての業務を行う場合も、独立した教育者である場合が多い。

複数の研究者が協力して研究を行う分野では、研究・教育の支援を通じてトレーニングを受けることもあるので、少なくとも初期の段階では研究支援者との区分が明確でない場合が多くなる。さらに、高度の学問的な知識を必要とする大型の機器、一般的でない機器等の保守管理、運転、設計等が、わが国では助手が担当している場合が多い。この場合の助手(専門技術者)は、研究にも力を注ぎつつある期間の後には、プロジェクトリーダーとしての研究者・教育者になる人、研究支援者的な役割を続けつ

つ機器開発等で独創的な成果をあげて教授、助教授、あるいはそれに相当するポストにつく人等に分かれる。この他に文科系、理科系で分野によらず、研究・教育支援業務に専念している助手がかなり多いことも事実である。なお、国公私立大学全般での助手制度の実態と問題については、高等教育調査研究コンソーシアム(事務局:放送教育開発センター高等教育研究室内、代表吉本圭一氏)平成7年3月発行の「大学における助手制度の実態と問題に関する調査報告書」が詳細なデータを与えている。

助手の問題の複雑さは、教育者、研究者の養成での徒弟的雰囲気、教育研究支援体制の不備、教育研究支援の意味についての社会通念の未成熟等の要因に由来する。将来像は、これら諸要因が将来どのように変化するか依存しているので、ここでは現状改革の第一歩として、独立の研究者あるいは早期に独立の研究者となることが期待される人に着目して、新しい制度を創設することを提案したい。すなわち、学位取得直後あるいは1年後に、任期制に基づく一定期間、有為の若手研究者が支援業務から解放されて研究に専念する制度を創設する。ただし、研究に専念するといっても、独立の教育者、研究者として大学院の教育に従事することは可能であるとする。この制度は、若手に独立研究者としての自覚を促し、グループ帰属意識を薄くして、独創的な研究者を育成することを狙いとする。また、研究・教育の支援を通じてトレーニングを受けるという見習段階は、たとえ必要であるとしても、一般にその期間は長期に亙る必要はないことを明示する意味もある。このようなポストは当然数に限りがあり、一人の研究者としてこのような環境をあまり長期間占めることは好ましくないこと、また恵まれた処遇に伴う責任の自覚を促すためにも、有限の任期を付けることが適当である。このポジションを任期付きの講師あるいは助教授としてもよいであろう。

なお、複数の研究者が協同して研究を行う分野では、協力関係を保障するために研究グループ所属の助手制度の存続の希望が多い。前述のように、この問題は教育研究支援体制の将来とも関係していることである。後述の教育研究支援組織の整備充実と、前記任期付き講師または助教授の実現を待って、また研究の協力関係についての意識の変化を見極めてからその将来像を構築することが適当であろう。

### 3) 教育研究支援組織

平成4年7月の学術審議会の答申でも述べられているように、研究支援組織の充実にはわが国の研究発展にとって重要な課題である。また、教育においても、諸外国に比べて支援体制が不備であることは多くの人によって指摘されている。さらに、定員削

減が支援体制全般の劣化をもたらしていることは、すでに本書でも論じられているところである。ここでは、このような現状の背後にあるわが国の教育研究支援についての認識の浅さを指摘したい。

研究と研究支援の区分は元来確然としたものではない。ことに、わが国での研究の概念は非常に広く、ヨーロッパやアメリカでは研究支援と考えられる職務を広く包含している。このことが、一方では助手の職務を非常に幅の広いものとしているとともに、研究支援が狭く解釈され、研究に比べて第二義的のものという誤解を生んでいる。原子質量測定法の創始によってノーベル化学賞を受賞したアストンが、技術者であって教授としては遇せられなかったというのは有名な話である。原子質量の測定は、一方においては原子核の研究に必須のデータを提供するものであり、他方ではその技術を多数の原子の集合体に応用することで生体高分子についての貴重なデータを与える。また、地球科学、宇宙科学の分野でも原子や分子の質量分布の測定は、同じ元素について質量の異なる原子核(いわゆる同位体)がどのような割合で混じっているかについての知識(いわゆる同位体比)を与えることによって、物質の起源等を探るための重要な手がかりを与える。しかし、原子核、生体高分子、地球科学の研究にとって原子分子の質量測定は研究手段であって研究の目的ではないとみることもできる。技術開発を行う人は、その技術分野では当然に研究者であるが、技術を用いる分野からみれば研究支援者である。しかし、研究支援業務が学問的に非常に意義が高く、研究支援者が高い評価を受けた例は多い。ノーベル賞受賞者としては、アストンの他に粒子線の速度制御法の開発者ヴァン・デル・メールを挙げることができる。同様なことが教育についてもいえることは、語学教育における情報処理技術開発等の例からも明らかであろう。

教育研究支援体制の充実には、学内外で教育研究支援の意義を正しく認識することが第1であると考えられる。教育研究にとって第二義的なものではないという認識が行き渡れば、支援体制が高度の技術者がその貢献にふさわしい処遇を得られる可能性を含むようになるであろう。また、優秀な人材が得られて、前記のノーベル賞受賞者のような高度な技術者が育つ環境を作るためにもそのような認識が前提となる。

#### 4 大学の機能の多様化——教官と二つ以上の組織——

冒頭にも述べたように、21世紀に向けて大学はより多彩な機能をもつことが模索されている。医学における診療、カウンセリング、産業との交流および協力、さまざま

まな形での社会人教育，留学生受入れ，逆に海外への日本人学生の派遣，国際共同研究，その他日本社会の国際化の窓口としての機能，芸術活動等が例である。これらの機能に対応してさまざまな組織，例えば病院，相談室，留学生センター等が設置されている。現在の国立大学では，教官については，必ず一つの組織にいわば本籍を置くことが要求される。他の組織にも同時に参加したときには，その組織に本籍を置く教官（専任教官）と区別して兼任教官，その他専任教官と区別した名称で取り扱われる。

この問題は，いわゆる大学院重点化においても顕在化した。大学院が学部，研究所に基礎を置いて，それ自身独自の組織でなかったときは，学部も研究所もかなり平等な形で大学院教官組織を形成していたが，学部よりも大学院を本籍とする“重点化”された大学院では，研究所の教官は協力講座に属する兼任教官になり，かつて学部の教官であって大学院専任となった教官と区別が生じる。この区別を本質的なものと受け取るかどうかは，教官の意識の問題であるという見方もできる。基幹講座，協力講座の区別は予算編成上の技術的なもので，大学としては区別なしに大学院を運営することもできる筈である。しかし，実際には教官の心理に微妙な影を落としているのが現実であろう。

現在の国立大学では，教育研究の組織の変更は細部に至るまで概算要求の事項になっていて，大学内部だけの議論で実現できない。また，教官が二つ以上の組織に属し，それぞれの組織で構成員としての完全な待遇を受けること，例えば，それぞれの組織の長あるいは評議員等の代表者になることができるかという問題はなお未解決の問題であるように思われる。前述のように，専任か兼任かということで運営への参加に差を設けることがあるのは，単に教官の意識の問題だけでなく，学内的な合意だけではその効力に限界があるために，法令上も完全に平等に扱われないと安心できないことによるのであろう。

二つ以上の組織に「本籍」を置くことを可能にすることは，一つには大学の多様な機能を確保するためという意義がある。また，二つ以上の分野に教育研究活動がまたがるような学問の発展を促すためにも，必要である。将来の大学運営の一つの課題として提案したい。

## 5 む す び

この小論は国立大学の設置形態，学長等の役割，教育研究組織等について，大学運営上基本的と考えられる問題点を洗いだし，現状改善のために進むべき方向を模索す

ることをテーマとした。ここで取り上げなかった事項も多々あり、また取り上げた問題でも力点の置き方が偏っていることをご海容いただきたい。

小西甚一先生の『日本文学史』で展開されている「雅」と「俗」の議論を援用させていただくと、永遠なるものへの憧れには「完成」と「無限」の二つの極がある。「雅」は完成を目指して別の在り方に置き換えられることを好まないのに対し、「俗」は、いまだ拓かれていない世界を目指して、みずみずしい純粹さや、ひろびろした自由さなど含む。大学はこの意味で「俗」の方向を持ち続けなければならないと考える。従来の大学形態を固執して磨き上げることもないが、一方、国家、企業、さらには外国の大学等の既成の組織概念を追い掛けてもあまり発展がない。大学運営の将来像が筆者に与えられたテーマであったが、その将来像は、大学が常に未完成のままさまざまな方向へ発展して行くことを可能にすることを基本とするべきであろう。そのためには、「俗」を志す人を抑制しない制度が必要である。

## 3 21世紀におけるわが国の科学技術

### 1 はじめに

21世紀においては科学技術の極端な発達が望まれる。とくに資源もまったくなく食糧の自給率も50%程度で、加工産業に依存して原料や食糧の支払いをしなければならぬのに、製品の輸出をも含めてすべてに高額の輸送コスト負担があることを考えると、本来、わが国は工業立地条件についてもよいことはまったくない。

しかし、過去において繁栄した国を考えてみると、必ずしも条件に恵まれたとは限らない。海上輸送力を活用した英国、科学技術の力を藉りたスコットランド、米国といったように、物理的条件の悪い国々は、人間の知恵と努力によって繁栄を築いた。日本もまた、戦後焦土の中から立ち上がって50年にして世界のトップレベルの豊かな国となったのだが、今後また再び同じ道を歩かなければなるまい。しかし、こんどの旅立ちは、50年前のそれとまったく様変わりして、考えられもしなかったような物質的には夢のような出発である。

しかし、過去においてもそうであった如く、世界中の歴史と蓄積のある国々に伍して、恵まれない条件の下で繁栄を築き上げることは容易なことではない。よほど優れた科学技術を生み出さない限り、日本は過疎地：お墓と坊さんだけの国にならざるを得なくなる。

過去50年の場合には、科学技術というよりむしろ生産力によって経済力を強化した。米国の方針であり、それに基づいた援助が大きかったことは言を俟たない。だから戦後の日本の科学技術研究と教育は新しいものを生み出さんというよりは、海外に

教えを乞うというかたちのものが圧倒的に多かった。これはこれとして温存すると共に、戦前には存在した新しい科学技術を生み出していくという研究と、それらをやっていく人材の教育という二つの点を新設するというのはいいすぎとしても、強化しなければならない。

## 2 21世紀に対応した科学技術者の養成

しかるに、現在の理工科からの若者の逃避は、いろいろの原因があるが、そのうちの一つに科学技術罪悪論があり、基礎純粋科学は上品、生産に近い科学は下品という感覚がある。科学技術が罪悪視されている最大の理由は、戦争その他で科学技術が悪用された多くの見聞が誤解を生じさせていることと、戦後、日本の生産と生活とが、科学技術を正当にばかりは利用しなかったために、多くの環境破壊が行われ、正常に用いられた時の恩恵には、誰しも首まで浸かりながら自覚がなかったし、周囲からの指導教育もまったく不十分だったということなのである。今以て科学技術罪悪論は消えておらず、機会あるごとに湧き上がっている。何事もすべてと行って決して誤っていないと思うが、功あれば罪あり、利あれば失ありで、両刃の剣である。まして、正常な利用法を守らず、利益優先となれば、ハイテクほど被害が大きいといえよう。

第2に、日本人のみならず、一般に応用軽視といわんより蔑視というべきものが人間にはある。より純粋なものを志向するという本性に基づくものなのだが、収益をあげるということを希求させることによって活性化をさせているのが常識であるが、医学におけるように、そのみでは甚だしい齟齬を生じがちで、やはり、仁術つまり人間愛が必要なと同じく、科学技術者たるもの、心の底に人間愛を持つことが絶対不可欠であろう。

21世紀において、あらゆる分野の人達が人間愛のもとに結束していなかったらいかなることになるであろうか。既に、その傾向は明白に現われており、今後ますます技術が高度化した場合、犯人の確定自体が甚だしく困難になって、犯罪自体が発見困難であるから、人間同士の相互信頼が維持できにくくなる。技術者も、その能力を利用して犯罪を犯したとき、凶器利用に類する刑罰も必要となろうが、何よりも、科学技術教育における人間性の育成がますます重要になってくる。おそらく科学技術者教育のみに留まらず、人文、社会などの分野においても、何よりも大切なことであろう。

個性教育によって、各人の人生観、ロマンを持たせ育て上げ、絶えざる社会の変動



に依りても、適正な判断を下し得る人を用意しておく必要がある。このような「長屋の大家」的コア人間の育成についても重大な責任がある。

### 3 科学技術と大学教育

現在の大学では、教官の自己評価は、研究論文数という容易かつ安直な目安があるために研究評価に偏り、教育能力が高く評価されなかったり、ほとんどまったく評価されなかったりするものが普通である。

また、根本に教育より研究をしている方が高尚であるとする気風が強くなることは否めない。勿論、大学教育ともなれば、ハンドブックを開いて見れば何でも書いてあるという程度の職業につく学生を養成しているだけでは済まない。ある程度の問題はハンドブックに書いてなくても自ら一寸した実験を考えて問題を解決するぐらいの能力は必要である。だから、本来、大学ではすべての学生に研究の手ほどきをした。これが新制に切り換ったとき、卒業研究の廃止がかなりの大学で検討、あるいは実施された。そもそも研究者の養成と研究自体を特徴とした東北大学でも卒業研究が廃止された学科もあり、廃止とまではいかなかったが、殆どすべての学科で従来ほど重視されなくなった。つまり一律化、研学の平等が実施された。

これと時を同じくして進んだのが、日本の工業、つまり科学技術の変質である。戦前の日本には近代工業的な大量生産はまったくなかったといえる。手工業が多量生産のすべてであった。

戦後になって、戦時中に軍需生産によって若干わがものとしていた生産工学は、米国の懇切な指導によって急速に芽を吹いた。そして思いもかけず、宗主たる米国をも追い抜くことになった。現在、日本人は元々生産が旨かったなどと僭称しているが、これは手先の器用さとはまったく関係のない話で、あるとすれば、気転がきくということであろう。しかし、近年生産自動化が進むと共に、手先の器用さも気転がきくという特性も共に失れつつある。そんなことで、今後増々気転がきく、きかないに関係なく生産に好成績を収めるような工学を構築していかなければならない。

このように、戦後50年の間に築き上げた生産技術の地位を確保しつつ上げていくことも容易ではなく、その中にも絶えず創意工夫を活かしていかなければならないのは勿論である。極めて広い裾野を持っている半導体集積回路産業ですら、予想もしなかった短期間に韓国の追走を受け、既に花形で最も日本が得意とした記憶用ICでさえ追い越されたとさえいわれている現実を見れば、物真似改良と揶揄された戦後の工業

展開を維持するのさえ極めて困難であることは容易に理解されよう。

しかも、今、世界一の平均給与国となって宗主国ともいうべき欧米の工業生産を圧倒してしまっ、新製品の創出、新産業の創成も自ら行わなければならない状態になってしまった。今後、日本が工業立国を目指していかなければならないとすれば、当然、継続的に次から次へと新産業の創成、新製品の創出を実現していかなければならない。

ここで、戦前、江戸時代の寺小屋や藩校の教育を基盤として欧米、とくに欧州から導入した学校教育制度が大成功を収め、国内教育だけで世界の第一線に位置する研究者も多く輩出するようになっていたのに、戦後、工業が国内で育てるより欧米で教えてもらえばよいとする考え方に支配されて、戦前ですら弱かった学と産との結びつきは一向に強化されず、逆に欧米と結びついて成功した産からは軽んぜられるまでになった。その結果、僅かに成功していた大学と国公立研究所が衰退し、とくに学の衰退は著しかった。

研究環境を含め、待遇の著しく劣化した大学からは、人材が次第に産に向かって去り、均等平等を目標とした大学を充足するだけの数の人員を揃えることと相俟って志気が低下し、大学の質的低下が起こった。

待遇改善を考えようとしても「これだけ大学の教官の数が増えては」ということになる。しかし、本来の教官の質を保ってこそ大学なのであって、質が低下したのではいくら数を揃えても大学とはいえないという矛盾に早く気がついて対策を講じなければならない。

#### 4 大学の多様化

東北大学は、日露戦争の賠償金をあてにして研究を中心として第三番目に設立された。ほとんど同時に第四番目に設立された九州大学は工業中心の大学であった。つまり、今日でいう科学技術重視の大学であった。各々が工学の基礎と応用を担当したことになる。

最初に設立された東京大学も次に設立された京都大学も各々特徴を持った出発をしている。東京大学は世界で最初の工学部を持った大学[有馬朗人(前東京大学長)のご指摘による]であったが、その前身は工部省に工部大学校を設立したのも卓見であった。が、両者が廃止されるに至って東京大学工学部となったのであるが、グラバーの推輓によると思われる志度聞多・伊藤俊助・山尾庸三らがグラスゴー大学に学び、評

価値のためと考えられる強い影響が、そのまま東京大学工学部になっても持続していた。

ところが、有馬先生がよく引かれるダイエルを介しての、ケルビン卿との関係がとくに強化されたのはユーイング教授が機械工学の担当教授として来日してからのことであると考えられる。ケルビン卿の高弟であるユーイング教授は、田中館愛橘教授の招聘によって物理学教室担当に移り、メンデンホール教授(エール大学)の後をつぎ、地震学の創始や磁性材料の履歴現象の研究を始めて今日の磁区理論をはじめなど多くの成果を挙げた。この時学生として強い影響を受けたのが本多光太郎で、帰朝した長岡半太郎教授の指示によって、欧州留学に際しては、グラスゴー大学流の研究を逆にゲッチング大学でつづけ、ゲッチング大学流の基礎物性的研究をベルリン大学で受けて帰国し、東北大学教授となった。此処に実際の現象の観察を基とする実学の研究、これはケルビン卿の熱力学第二法則の発見に対応しゲッチング大学流学風につながるが、さらに実用強磁石材料の開発という産学協同的研究、これはケルビン卿がユーイング教授らを指揮して行ったとされる大西洋横断海底ケーブルの敷設に対応するものといえる、グラスゴー大学流が唯一日本に影響したといえる例であろう。

ところが、この学風を見て感動しさらに進めたのが、当時工科大学の開設を待つて仙台高工で教授をしていた東京大学電気卒の八木秀次教授で、東北大学工学部は理学と工学の間をやろうと決心された。この為、物理学の勉強をしておられたのにさらに磨きがかかって、遂には大阪大学新設のときは、物理学教室主任となられるまでになった。本多門下の村上武二郎が金属工学という名で物性応用の学科をつくり、これが東北大学の工学部の特徴となった。理学部物理の本多教授、化学の眞島利行教授と併せ、ここに今日でいうジェネリックテクノロジー研究の集団が形成され、当時世界をリードする素晴らしい成果を次々と挙げ、基礎方面でも実学の立場から、磁気物性物理学、天然物有機化学などで新しい分野が次々とできていった。しかも、創設間もない日本の学会で実現されたことはまったく刮目に値する。

## 5 21世紀へ向けての大学の対応

以上からいえることは、各大学が各々個性のある教育を志向することがまず大切である。研究センターの大学からは、21世紀の創造的科学技術・ジェネリックテクノロジーを生み出すような卒業生を育成しなければならない。大学院では、研究や雑誌論文の討論などを主にし、他分野の講義を聞くことを中心として、専門分野の講義などは

余り多くしないような方針を持つべきではないかと、私的には考えている。なるべく重点的講義を行って、原理原則をよく考えさせるのがよいと思う。

これに対し、高等職業人養成のプログラムでは、学部でも若干のアップツウデートな現実的機器や方式の講義と実習までをも行うのは勿論であるが、大学院ではさらに高度の機器を使用して実習を行い、習得した知識が古くなった場合には、再び入学して斬新な知識を補充して再出発することを可能にするようであってはならない。このような制度は米国の大学で非常に発達している。

二つの典型についてのべたが、大多数の大学は、この間に入ると考えられる。研究志向の大学の場合にはとくに顕著であるが、指導教官の影響は甚だしく個人依存性がつよいことは、洋の東西を問わず極めて顕著である。例として松下村塾の吉田松陰を挙げるまでもないことである。貧乏藩であった長州藩に虜囚の身となっていた吉田松陰の話を知りたいと聞き伝えて集まった若者に僅か2年足らずの間、接触しただけで、維新の大近代化の原動力を育て上げたことは、世界の教育界がこぞって大きな興味を示した、最も顕著な例である。

入学志願者が、教官や大学の個性を知って大学を選ぶような大勢に戻していくことは絶対に必要である。すべての必要に対して、一つの大学がベストの人材を供給し得ると考えるのは大きな誤りである。もしできたとしても、規格品ばかりでは、危機対応能力は著しく弱いものになる。

宮城音彌教授その他の研究によれば、天才的研究者には、学業成績が優秀な者は一人もいないと結論されている。天才的政治家・軍人は学業成績優秀とされている。

現在の偏差値が、この様な研究が数多くあるのに、余りにも単一の物差しとして信頼されすぎているのは誤っている。戦後、果たしてきたセンター試験の功績は大きい。それだけに、無批判といわれる程までに信頼されているのは甚だしく危険である。余りにも信頼され、目標とされるために、受験勉強が偏差値を上げるための暗記勉強になって、余りにも大量な知識を暗記する結果、思考力の伸びが非常に阻害されている例はよく見聞する。しかし、幸いにしてセンターの方でも近年出題問題が非常に進歩してきている。多面的に努力を傾注すべきであろう。

今、国際化が重要になってきているのは当然であるが、海外より一流の学者を招き、海外に優秀な学生を派遣することが盛んであるが、このままでは、海外と同じことをやるだけで、外国人は一人も興味を示さなくなる。外国ではやられていないことが研究され、その中から卓越した研究成果が上がるようになったとき、これを本当の国際化というのではないか。従来の経験を振り返って、模倣にならぬ新機軸を教育に

おいても創りつづけねばならない。

[広い問題は既に「新潮45」、1994年3月号、32～40頁にのべたが、本稿はその一部を拡大したものである。]

## 4 COE としての大学のあり方

### 1 はじめに——21世紀は知価の時代

21世紀がどのような時代になるか、何人にも正確な予測は困難であるが、いくつかの確実な、または極めて可能性の高い現象を指摘することができる。まず第1は、人口の増加、資源の不足、自然の破壊、環境の汚染などが起こることが想定され、持続可能な(sustainable)、もしくは制約された経済成長しかできないことである。従って大量生産、大量消費の時代は終りを告げたと見るべきであろう。第2に、このようなポスト工業社会では、付加価値の高い技術の展開が必要となり、知識、技術、情報が大きな価値を持つ知価の時代になるであろうと考えられることである。第3に地球化社会の時代となり、政治、経済、文化の面のみでなく学術の分野でも国際化が一層進むであろう。従って研究者や学生の国際交流は増し、情報の交流も一層活発となると考えられる。

このような未来社会にあっては、知の創造に関わる大学や研究所の役割は大変重要となる。世界の国々から注目される研究機関を有し、常に世界へ情報発信をすることができない限り、その国の繁栄は期待できないであろう。21世紀という時代は、知識の時代であり、知の生産能力によって一国の盛衰が決まると考えてよいのではなかろうか。

## 2 わが国の大学の現状と課題——COE形成の必要性

このような近未来予測に立ってわが国の現状を見ると、憂慮すべき点が大変多い。戦後わが国は学制改革を断行し、旧制度の大学と専門学校を、新制大学へと統合した。その結果大学の数も、卒業生も飛躍的に増加し、国民の平均の知的レベルを著しく上昇させた。このことは戦後の経済発展の大きい原動力になったことは確実であろう。

しかし、学制改革は他方では旧制度にあった個々の大学や専門学校の特色を失わせ、著しく均一化するという弊害をもたらした。修学年限が旧制大学より1年短くなったこともあって、大学のレベルの低下は否めない事実となった。しかも戦後の過度の平等思想によってすべての大学は平等であるべきであるという理念が一般化した。もちろん現実には大学間格差は明らかに存在するが、建て前としてはすべてが横並びに同じであると扱われてきた。このことも大学の特徴を失わせる一因となったといえよう。

加えて国立大学では歳入の減少に基づいて施設整備費は昭和54年をピークとして著しく減少した(但し昭和63年度よりは文部省の努力で改善されている)。そのため新設の新構想大学と統合移転を行っていた大学を除いては、施設が著しく老朽化し、狭隘化した。学問の飛躍的な進歩にもかかわらず、大学の研究室の基準面積は昭和34年に設定されて以来、平成6年度まで改定されなかった。また定員削減は、技術職員や秘書などの教育、研究補助職員数を著しく減少させる結果となった。アメリカはもとより多くの先進諸国に比し、わが国の大学の施設、設備は著しく貧困となってしまった。

このような状態で国際交流が始まったわけである。現在わが国は各種学校も含めると50,000人以上の留学生を受け入れているが、そのほとんどが途上国からであって、先進国からは特別の分野を除いて極めて少ない。また、わが国からはアメリカやヨーロッパの大学に多くの研究者が留学しているが、その逆は極めて少ない状態である。このような一方通行の学術交流は、貿易摩擦に類似した批判を政治家の間に生み出し、均衡アクセスが求められるようになった。

それでは何故欧米の研究者がわが国に来ることが少ないのか。その理由は国際的によく知られ、しかも設備も整った大学や研究所が極めて少ないためである。そして日本で研究をしても、その履歴が評価されないことによる。従って世界によく知られた公的な研究機関を一定数育て上げていかない限り、学術の均衡アクセスを達成するこ

とは不可能である。いわゆるセンター・オブ・エクセレンス (COE) が求められる所以である。

今日までわが国は、経済大国でありながら人類の共有財産となるような思想、科学、芸術などの面で、それらの発展に何ら貢献していないと国際的に評価されてきた。次の世紀にはこの評価を覆し、世界の文化の発展に寄与できるようにしなければならない。そのためには COE の構築は不可欠となる。

### 3 COE の歴史

COE とは何かを考える前に、COE の歴史を簡単にふり返ってみたい。

およそ学問は稀有な才能に恵まれた天才によって大きく飛躍することが多い。ある学問が発展して、もはやそれ以上の進歩は望めないと考えられているときに、独創的な発想によってブレークスルーがもたらされ、新しい地平が開かれた例は科学の歴史の中で枚挙にいとまがないほどである。

しかしかにかに優れた才能の持ち主でも、全くの無から新しい発見ができるわけではない。学問の源流を辿ってみると、必ずそれに至る伏流が存在するものである。天才はその伏流から、新しい流れを引き出す役割を果たすといつてよいであろう。また天才の優れた才能を磨き上げる環境も重要である。多くの逸材が、相互に啓発し合う中から、創造的な発想が生まれることは、著明な哲学者を輩出した古代ギリシアや中国の戦国・春秋時代の例をみても明らかである。

12世紀になると大学が生まれた。大学は当初は神学、法学、医学など、神や社会に仕える人材を教育する場であった。しかしやがて学問が発展して、優れた才能を育成する培養基の役割を果たすようになった。19世紀になると科学が進歩し、偉大な科学者を中心とした研究所が、俊才を集めて人材育成の場となった。しかし今日一般に見られる center of excellence (COE) の形が整うのは、主として20世紀に入ってからであるといつてよいであろう。その一例としてロックフェラー研究所の歴史をふり返ってみたい。

今世紀の初頭、学問の中心はヨーロッパにあり、アメリカははるかに後進国であった。1930年までのノーベル賞受賞者の中に、アメリカ人は1人しかいないことをみても、この間の状況がうかがわれる。そこでアメリカの学問を発展させる目的で、J. D. ロックフェラーの資金援助を基礎にして、1901年ロックフェラー研究所が発足した。この研究所は大変な成功を収め、世界的に有名な COE となったが、その理由は



資金にあるだけではなく、理事会と初代所長 S. フレキシナーの先見性によるものである。

フレキシナーの先見性は、次の三点に要約される。まず第1はヨーロッパに留学して帰国したアメリカ人のほかに、人材を広く世界に求めたことである。フランスから A. カレル、オーストリアから K. ランドスタイナー、日本人の野口英世など、その顔触れは大変国際的であった。

第2にロックフェラー研究所は感染症の研究を目指して設立されたが、フレキシナーは研究を狭い範囲にしぼらず、生化学、生理学など広い範囲の研究を行った。例えば O. T. アベリーは1913年ロックフェラー研究所で肺炎球菌の研究を始めたが、1945年には DNA が遺伝子であることを示す重要な研究を行ったことを見ても、この研究所の幅の広さがうかがわれる。

第3に最も大切なことは、若い研究者に研究の自由を与えたことであろう。当時のヨーロッパの研究所は、著明な研究者の権威と指導のもとに運営されていた。しかしロックフェラー研究所では、一人の研究者の指導する範囲を狭くし、若い人が自分の発想で伸び伸びと研究することを許した。この伝統は今日アメリカで一般に見られるものであり、ロックフェラー研究所の発展の一つの大きい要因である。

以上述べた特徴は、いずれも COE を形成する上で、必要なことであると考えられる。事実ロックフェラー研究所(後に大学院大学となる)からは、13人がノーベル賞を受賞し、COEであることを証明した。このような成功の蔭には、歴代所長の強力な指導力があつたことも見逃せない。日本のように短期間で交代するのではなく、歴代所長は長くその職にあり、時代の変化と学問の流れに対応して、研究所の方向を変えていった。1954年には、第三代所長 D. ブロンクが、大学院大学に組織変えすることによって、若い力を導入し、活性化することに成功した。今日もロックフェラー大学は、世界の先端の大学であり続けている。

#### 4 COE とは何か

前項でロックフェラー研究所の発展の跡を辿りながら、それが COE であると述べた。それでは COE とは果たして何であろうか。その概念には幅があつて正確に定義することは困難であるが、文部省学術審議会の答申(平成4年7月)では、「創造性豊かな世界の最先端の学術研究を推進する卓越した研究拠点」と定義している。

そして COE の一般的特徴として、次の7項目を挙げている。

- ① 当該分野について、世界においてトップレベルの研究成果をあげており、それが世界で認知されている。
- ② 当該分野において、世界最高水準の研究者を擁している。
- ③ 卓越した施設・設備を備えている。
- ④ わが国における当該分野の情報の集積拠点となっている。
- ⑤ 上記③及び④を支える支援体制が整備されている。
- ⑥ 外に対し、とくに国際的に開かれている。
- ⑦ 知的交流が盛んであり、研究者の流動性が高く、活性化している。

さらに COE の研究組織としては次の四つの型を挙げている。

① 組織構造が明確で比較的大規模な研究組織型、② 複数の研究組織が緩やかに結合した集合体型、③ 優れた研究者を中心に研究者の集合したグループ型、④ 施設・設備の共同利用を中心とする共同利用型などである。

さらに、継続性の観点から見て、流動的な運営を中心とするものと比較的長期にわたるものに分けられる。

これは学術審議会が長い討論を通じてまとめたものであり、わが国の現状に応じた適切な COE の概念といえよう。

しかし、国際的に見るともう少し異なった概念で捉えられているようである。例えば R. M. クラウゼは 1992 年三菱生命科学研究所主催の講演で、(1) 変わり続ける科学のフロンティアの中で、常に国際的に高いランクの研究を維持し続けること、(2) 若い研究者に常に機会を与え、十分なポストドクラル・トレーニングが受けられること、(3) 国家の研究と教育の高い水準になるような、エクセレンスの頂点を維持し続けること、と述べている。この定義では、教育がかなり重視されているといっただよいであろう。

1994 年 12 月 12-13 日、イギリスの科学雑誌「ネイチャー」は、その発刊 125 周年を記念して、ネイチャー東京国際会議を、「現代の大学とセンター・オブ・エクセレンス」というテーマで開催した。この会にはわが国のみでなく欧米、アジア諸国からも学長や学長経験者が出席し、熱心な討議が行われた。そして「エクセレンス(優秀性)に関しての普遍的原則」について同意がなされた。その内容を紹介すると、大学における「センター・オブ・エクセレンス」とは、教育と同時に研究についても優秀な学科または部局、あるいはほとんどの学科が「センター・オブ・エクセレンス」である大学をいう。また、優れた研究を行う大学以外の機関・組織であっても、「センター・オブ・エクセレンス」となりうる。

そして、各国が独自の文化、言語、社会規範を持っており、それが大学や研究機関での研究・教育環境に影響を及ぼしていることを認識した上で、すべての国・文化に共通して教育・研究におけるエクセレンスを向上するための次のような普遍的原則があるという見解がまとめられた。

#### I. エクセレンス (Excellence)

エクセレンスは人事・研究費配分の根本基準でなければならない。これは、個人、部門、機関のすべての段階で認識・奨励されるべきである。

#### II. 教育と研究 (Teaching and Research)

部局も教官個人も、研究における優秀性を教育の凡庸さの口実に使ってはならない。大学の中にあつては、一般に研究部局もまた教育を行う使命を持つからである。

#### III. 評価 (Assessment)

エクセレンスを保つにはその研究機関で行っている教育・研究の質を外部評価も含め定期的かつ客観的に評価することが不可欠である。

#### IV. 柔軟性及び学際性 (Flexibility and Interdisciplinarity)

研究機関は柔軟でなければならない。柔軟であれば新しい研究の機会、外部評価の結果、社会の急激な変化に対応することができる。各部門は変わりゆく環境と社会の要求にそって進展し得るよう組織されるべきであり、また学際的な研究を推進し、アイデアを相互に活性化するメカニズムを持つべきである。

#### V. 雇用 (Recruitment)

大部分の教官・研究者を内部から昇進させ採用する学科や部局は、センター・オブ・エクセレンスにはなれないし、センター・オブ・エクセレンスであり続けることもできない。着任直後における語学力の問題を容認し、可能な限り、外国人職員を自国の職員と同じ条件で処遇するべきである。

#### VI. ネットワーキング (Networking)

センター・オブ・エクセレンスは孤立しては存在し得ない。拡大しつつあるコンピューター・ネットワークの使用や、科学者の国際的な交流の増加とともに、世界の研究機関と情報・人材の交換に関して、本質的な結び付きを確立することが不可欠である。

#### VII. 管理運営と財源 (Administration and Finance)

ある機関がセンター・オブ・エクセレンスになり、あるいはあり続けるためには、その公的資金の大部分の用途を自ら自由に決定することが必要である。し

かし、これはその機関が担っている社会的目的に沿った責任の適切な範囲内で行わなければならない。また、これは研究助成機関の側に自己抑制と不介入の姿勢を要求するものでもある。そして、これは当該研究機関とりわけ学長や部局長に大きな責任を課するものである。

(Nature 372 (6508): III (日本ページ), 1994 より許可を得て引用)

このネイチャー国際会議が提唱した原則は、外部評価も含めた定期的な評価が不可欠であること、組織の柔軟性と学際性を強調したこと、人事の流動性、開放性を強く求めたこと、国際的なネットワークの必要性和管理運営や財政における自主性を重視したこと、などの点で、21世紀を視野に入れた一歩踏み込んだものといえよう。また研究のみでなく教育にも力を入れる使命があることを主張している点は、学術審議会の答申と異なっている。

わが国ではCOEというと、大学とは独立した研究所と受け取る人が少なくない。もちろん研究所の中にもCOEの条件を満たすものはかなりあるであろう。しかし研究と教育を並行して行い、多くの秀れた研究者を育成する大学こそCOEの中心でなければならないとする考えが、欧米では主流のように思われる。そして大学にどのようにしてCOEを構築していくかが、これからのわが国の課題であろう。

## 5 COEをどのように構築するか

### 1) 大学と研究所のバランスの取れた発展

現在の大学は、すでに1960年代にクラーク・カーがマルチバーシティと言ったように、余りにも巨大化し、守備範囲が広がっている。しかも学問のフロンティアを切り開きながら、伝統的な学問も守っていくという使命を負わされている。従ってある一定のプロジェクトについて研究を進めるには研究所の方が有利である面がある。また巨大な施設を必要とする研究には、研究所の方が適しているであろう。

しかし、研究所はプロジェクト指向的であるので、まったく新しい学問分野を生み出す場所としては適していない。また若い研究者が少ないので組織のあり方に常に配慮を続けないと大学より老化しやすいという問題点もある。そこで大学と研究所は、各々その特徴を生かしながら、切磋琢磨し、また交流していくのが理想であろう。現在わが国で始まっている大学院の客員講座、いわゆる連係大学院は、両者を結ぶ一つの方法であると考えられる。

## 2) COE 形成のための条件

COE を形成するためには、何よりも創意のある研究者が必要である。そのために人事が開放的になされており、広く人材を天下に求める姿勢が要求される。先に述べたロックフェラー研究所は、今世紀初頭に全世界から人材を集め、COE の形成に成功した。わが国では言葉の問題もあろうが、外国からの研究者のリクルートを真剣に考えねばならない。若手研究者の人事の流動性も必要な条件である。

研究環境の整備もなされねばならない課題である。研究遂行にこと欠かない広さ、十分な研究設備と研究費、若手研究員のポジション、技術員、秘書などの研究支援体制の整備などが重要である。これらの点はわが国ではまだ不十分であり、今後改善していかなければならない点である。

COE は国際的に開かれたものであり、外国の研究機関ともネットワークを持ち、常に情報を発信できる研究機関でなければならない。また定期的に外部からの評価を受け、研究・教育の質を高める努力がなされねばならない。

## 3) COE を維持するための条件

COE は本来は、自然発生的なものである。秀れた研究者が何人かいて活発な活動が展開され、多くの若い研究者が集まれば COE へと発展するであろう。政府や大学はその研究グループを支援し、発展を促す努力をすればよい。

しかし、21 世紀という時代には科学技術のライフサイクルはさらに短くなり、一つの学問分野の盛衰も今世紀より短い時間で起こることが予想される。そのためいったん COE が形成されても、それを長い時間維持することは必ずしも容易ではない。これを可能にするためには任期制の導入をはじめとし、組織の柔軟性を維持する方策を講じておく必要がある。また大学や研究所の管理運営体制を改革するとともに、大幅な自由度を与え、状況の変化に速やかに対応できる制度にしておくことも不可欠である。現在のわが国の予算制度では、改革にかなりの長時間を必要とし、規制も多く、学問の変化についていけない可能性が大きい。

最後に強調しておきたい重要なことは、先見性を持った視野の広い指導者の存在である。ロックフェラー大学の成功は、変わりゆく研究分野に適切に対応した歴代所長の見識と手腕に負うところが大きい。わが国では指導者の在任期間が短いため、長期的な視野に立って新しいフロンティアを開いていくことが一般に困難である。COE における指導体制の確立も、一つの大きい課題であろう。

## 6 むすび——21世紀のジレンマ

21世紀は最初に概観したように、制約された経済成長の時代である。しかも先進諸国では人口の高齢化に直面し、社会保障のための費用は増大する。そうした状況下で、他方では学問を発展させ、常に新しい技術を生み出さない限り、人類の繁栄は望めないであろう。そこに新しい世紀の大きいジレンマがある。

こうした状況下では、限られたリソースを有効に使用して、研究を発展させねばならない。しかも学問のめまぐるしい変化にも対応していかねばならない。大学や研究所の果たすべき役割と責任は、大変大きいものがある。新しい時代の要請に耐えうるようなCOEを、できるだけ多く作り上げていくことが、わが国の将来にとって重要な課題であろう。

## 5 将来の大学教育のあり方試論

### 1 はじめに

昭和59年8月総理府に設置された臨時教育審議会は、従来の画一教育の弊害から脱却するために、教育改革の基本理念として、個性尊重の教育への転換、生涯学習体制への移行、国際化・情報化など近年の変化への対応の三原則を示し、多方面にわたる改革の方策を提言した。この提言に基づき、大学審議会をはじめ多くの審議会が設置され、それぞれ数年の審議の後、報告書や答申が提出された。これらの内容は、臨時教育審議会の三原則の方向に沿うものであった。そして、これらの教育改革を行うのに必要な法律改正が、あいついで行われた。このなかで、平成3年の大学設置基準を「大綱化」(自由化、弾力化)する改正を契機に、わが国の大学は第2次大戦終結後の教育制度の大変革以来の大きな変革期に入った。これは、明治・大正時代の高等教育体制の整備期から数えると、第3次変革期ともみなされる。

今次の大学改革の特徴は、基本的には各大学の創意工夫により個性的な改革をめざすところにあるが、一般教育と専門教育の間の壁の撤廃を基本とした教育課程の改正、教養部廃止を軸とした組織改革、時代の変化や社会の要請に対応した学部・学科、大学院の組織と内容の改革などが含まれる。

本書では別章において、「学部教育のあり方」、「大学院のあり方」、「入学試験」について、それぞれ造詣の深い執筆者により当面する課題あるいは近未来の課題について体系的に述べられる。したがって、ここでは大学教育のあるべき姿について私見をエッセイ風に述べ責を果たしたい。

## 2 大学における「教育研究」について

真偽のほどは定かではないが、次のような話を昔何かで読んだか、聞いたかした記憶がある。心臓の心房と心室が一定の順序とリズムで収縮と拡張の運動をくり返すのに重要な役割を果たす刺戟伝導系に房室結節、またの名を田原結節がある。この結節の発見者の田原先生はこの研究をしている頃、文字通り寝食を忘れて研究に没頭し、夜は大学の研究室に泊まり込み、家に帰らず、日露戦争が勃発したことも、終結したことも知らなかったという。研究者はかくあるべしとの趣旨であったのか、あるいはマッド・サイエンティストの典型例としてのものであったのかも忘れたが、大いに感心して、心に残った。

しかし、一体この先生は研究に没頭している間、学生に対する教育はどうしていたのであろうか。解剖学の教授だったのであるから、当然学生実習はあったのであろう。

大学や大学教員の役割や機能を記述する文書には、当然のことながら、「教育研究」という用語が頻繁に出てくる。この場合、教育・研究と記されるときもあるが、多くの場合、中ポツは省かれる。教育研究活動、教育研究予算、教育研究施設などのとおりである。教育研究という語はいうまでもなく、教育と研究という二語からなる複合語である。わが国の大学教員の多くは昔から最近に至るまで多かれ少なかれ研究中心であった。その意味では、研究と教育の二語は並列的な等価値をもつものではなかった。現在でも、研究か教育かの何れに生きがいを求めるか正直に答えよといわれれば、多くの教員は躊躇なく研究と答えるのではなかろうか。そのような状況のもとでは、教育研究という語は、教育か研究かの二者択一を迫る反対語からなる複合語の響きすらもつ。

昔から研究に専念する大学教員にとって、都合のよい殺し文句がある。曰く、「大学では教え過ぎてはいけない。学生は、黙々と研究に精を出す偉大な研究者のうしろ姿をみて育つものである」と。この言葉を文字どおりでなく、学ぼうとする者は、受動的、消極的であってはならない。すべからく、能動的、積極的な勉強意欲をもつべきである、という意味に解釈すれば、現在でも通用する一面の真理はある。しかし、近年の各種の審議会等の提言にみられる教育改革の方向は「偉大なる研究者のうしろ姿」理論の逆を指向する。多くの大学では、学生全員に詳細な授業要覧(シラバス)が配布され、懇切な授業ガイダンスが実施される。大学教育(授業)の大道具(ハードウェア)の整備と小道具(ソフトウェア)の開発などについての議論が盛んに行われている。



る。

大学における教育改革のこの方向は正しいに違いない。むしろ、遅きに失したというべきかもしれない。私の属する医学の領域についてみても、偉大な研究者のうしろ姿をみて育つ時代はとうの昔に過ぎ去ったと思う。近代の基礎医学各分野の知識の集積は膨大で、それを理解するためには、基礎医学各分野の基盤となっている細胞生物学や分子遺伝学などの学習が不可欠となっている。臨床医学各科の先端医療技術、治療法など、習得すべき必須の事項は山積している。これらを一定期間内に系統的、効率的に教育するためには、一層の工夫が必要であることはいうまでもないであろう。私の専門外の他の自然科学、人文・社会科学の各領域においても、類似の状況が存在するに相違ない。

このような教育改革は、教員の側の時間的、精神的、身体的な負担の増加を伴うのは当然である。特に、教育改革の推進役を果たすべき教員の負担と責任はいやが上にも大きくならざるを得ない。これらの変化を過重負担ととるか、当然の職務ととるかは個人によって異なると思われるが、研究指向になれた多くの教員にとって、当然の職務と感ずるまでには、相当の意識改革が必要ではなかろうか。

改めて強調するまでもなく、研究には苦しみとともに、成就のあかつきには大きな喜びを伴う。ある人はそれを創造の喜び、知的好奇心の満足などと表現し、ある人は科学者の野心、名誉欲の充足などと表現するであろう。また、ほとんどの大学では、大学教員の採用や昇任は、専ら研究業績の評価が基礎となっている。研究において創造の喜び、知的好奇心の満足を享受できたほどの実績のある研究者は、大学において相応の処遇が得られるであろう。

これに対して、教育への努力の報いは一体存在するのであろうか。

「教育研究」のうち「教育」を少なくとも「研究」と同じレベルまで復権させるために、次の二つの点を指摘しておきたい。先ず第1は、大学教員の教育能力、教育実績の客観的評価方法を確立することが必要である。教育は次代の科学の創造を担うべき人材の育成であることは間違いない。したがって、教育における卓越した努力が、正当に評価され、適切に報われるべきである。第2に、卓越した研究拠点(センター・オブ・エクセレンス)の形成に係る中核的研究機関支援プログラムなどを、「研究拠点」に限定せず、「教育拠点」にも拡大して、同程度の巨費を投ずることが望ましい。

近年、学部教育ハイテク設備費、高度化推進特別経費など、学部や大学院の教育条件の改善に資する予算項目が設けられているが、教育にもさらに必要なハード、ソフ

ト両面の抜本的改善には思いきった大型の重点的予算配分が必要である。

### 3 大学教育における画一への回帰からの脱却のために

大学における教育機能の整備と充実のために何をなすべきかについて、多くの国立大学教員の従来の研究中心主義への反省をこめて前項に述べた。そこに書かれた教育改革が実現されると、学部教育の精緻なシラバスが作られ、懇切なガイダンスが行われ、各種のいわゆる小道具も整備され、十分な設備を備えた教育施設で教育が行われることになる。教育の効果も大いにあがるに違いない。特に、各専門領域において高度の知識・技術を備えた専門家を養成する教育には相応の効果が期待できよう。

しかし、問題は人文・社会科学や自然科学のそれぞれの分野において、わが国の学問水準を飛躍的に向上させる可能性を秘めた創造性に富む人材の教育にも、このような方向の教育改革のみで満足すべき実効があがるであろうか。上述の教育改革は、教育のマニュアル化の域を出ないものだとすると、これに基づく教育は次元の異なるレベルにおいて、再び画一化が起きるであろう。個性尊重の教育への転換を標榜し、それぞれの学生の多様な能力・個性を発見し、それを高度に発展させることが教育の理想であるならば、思いきった方法論の導入が必要であろう。そのためには、入学試験、学部教育の教育課程、修得科目・単位、修学年限、評価方法など教育にかかわるすべての事項について、現在の常識からみると冒険とも思えるような相当の自由度を持たせることが必要ではなかろうか。前項の末尾において指摘した卓越した研究拠点の概念に匹敵する卓越した教育拠点の形成の概念の中には、このような壮大な教育実験も含んだ話を述べたつもりである。

平均的な教員が平均的な努力の結果作成するマニュアルに依拠する教育は画一的な結果しか生み出さないと断定するつもりはないが、学問の領域においても世界各国との競争に堪え得る人材を多数つくりあげるには、それぞれの大学が個性的方法を生み出し、勇気を持ってそれを試行することが必要だと思う。

冒頭で述べたように、大学設置基準は自由化された。そのために、教育課程の編成などはそれぞれの大学側の自由裁量の幅が著しく増加した。しかし、国立大学の組織・機構のいわゆるリストラは基本的には概算要求事項で、大学側の自主的努力による改革構想が認可されるためには、夥しい量の資料の作成と合計すると長い時間を要する説明が要求される。そうしても必ずしも認可されるとは限らない。計画案が个性的であればある程、認可される可能性から遠ざかる場合もある。大学の各部局の概算

要求に費されるエネルギーの総和は相当の量になるであろう。規制緩和により組織・機構の改革が大幅に各大学の自由裁量でできるようにならないものであろうか。そうならない限り、設置基準の大綱化だけでは、真の意味における高等教育の「自由化」は果たされないし、多様な個性と創造性を発展させるための教育改革にも限界があるのではなかろうか。

#### 4 む す び

本稿の内容を要約すると次のとおりである。

1) 昭和 59 年 8 月設置された臨時教育審議会の提言以来、大学審議会、生涯学習審議会など多くの審議会が設置され、今日までに夥しい報告や答申が出されている。そのなかに、大学における教育改革の目標や方向性を見出すことができる。しかし、それにも拘らず、大学教員の意識のなかにおける教育への比重を研究に対するものと少なくとも同程度にまで復権させることが必要である。そのためには、教員の教育上の実績と能力を正当に評価する方法論の確立と教育環境の改善のための強力な財政的基盤の整備が不可欠である。

2) 高度に整備された教育上の大道具、小道具を用い、精緻なマニュアルに基づく教育は、一定のレベル以上の専門的知識・技術を有する人材の養成には有用であろうが、多くの学問領域において、わが国の学問レベルを飛躍的に向上させ得る創造性と世界的競争力を兼ね備える人材の育成には、思いきった教育上の方法論の冒険的試行を勇気を持って行う必要がある。そのためには規制緩和が必要で、機構・組織改革における大学側の自由裁量を大幅に認めるべきであろう。

なお、本稿の『2 大学における「教育研究」について』は、『大学と学生』(文部省高等教育局学生課編) 357 号(平成 7 年 3 月)に掲載された拙稿『「教育研究」について思うこと』を短縮・修正したものである。



## 6 大学と社会

### 1 はじめに

動物達も巣をつくって子供を育て、人間のように集団生活を営むものも多い。おとぎ話や童話にはよく動物たちが擬人化され、蟻が餌源を見付けて、列をなして巣まで運ぶさまを見ても、いかにも秩序ある人間社会を連想しがちである。では人間の社会生活と基本的に違うところがあるか。これについては私と一緒に1973年ノーベル医学生理学賞を与えられた3人の学者による動物の行動生態学(ethology)の研究成果が答えてくれるのである。

即ち、フォン・フリッシュ博士は蜜蜂、ロレンツ博士は鷺鳥、ティンバーゲン博士はかもめ達の生態行動を詳細に観測した結果、そこでは遺伝子としてもって生れた本能的な行動のパターンが支配的であることを明らかにしたのである。つまり外部からの特定の刺激に対しては、ある定まった行動をとり、これは決して動物たちが習ったものでもなければ、経験によって得たものでもない。変えようとしてもちょっとやそっとでは変えられない。彼らの言を借りれば、“fixed program”に基づいてすべての行動をとっている。

私はここに人間が他の動物と著しく違う点があると思うのである。人間だけが自分の行動を律するプログラムを臨機応変に書くことができる。人間の、言わば、この遺伝外情報を自ら創造するという能力は100万年以上の昔から少しずつ培われたのであろうが、ひとたび、この能力を身につけると、アダムが禁断の木の実をかじった時のように、人間は自分で自分の進化を促進しはじめたのではないであろうか。

言うならば、動物達については、体形——ハードは勿論、その行動——ソフトもまた、遺伝情報によってすべてが決められている。ところが、人間については、ハードのところは動物同様、遺伝情報によって決められているのであるが、われわれの高度なソフトはすべて遺伝外情報、即ち、“man-made program”であるという点で動物達と大へん異なっている。われわれは、小、中、高、そして大学、さらに大学院教育を受けるということは、この人工のプログラムが入力されることであり、われわれはそれに全面的に依存して社会生活を営んでいるということを認識すべきであろう。

教育で伝達される遺伝外情報とは、読み、書き、ソロバンをはじめ、現代社会に生きていくために不可欠なノーハウ、さらに次世代に伝えられるべき民族、あるいは人類の貴重な文化遺産などである。このように考えてみると、人間はハードは自然、ソフトは人工というやや不自然なハイブリッド構造を成している。そして、ソフトの部分は教育によって大いに左右されるので、いつの時代、どの国においても、教育は社会の中心課題の一つになっているのである。

言うまでもなく、学年を追って、さまざまな科目のプログラムが順次、教え込まれるのである。そして、教育の目指すところが独立人間の育成にあるとするならば、自由意志の表現として、自分の行動を律するプログラムを作ることができる能力を身につけさせねばならないのである。考えてみれば、われわれの知性の能力は大きく分けて二つあると考えられる。一つは与えられたプログラムを解析し、理解し、判断し、それを忠実に実行する能力、これを、ここで分別力 (judicial mind) と呼ぶことにしよう。もう一つは、豊かな想像力と先見性のもとに自分で新しいプログラムを書く能力、これは人間として貴重な才能の一つで創造力 (creative mind) と呼ばれるものである。学術上の飛躍的發展、政治、経済における新機軸、すべて、創造性に富むプログラムに依ると考えてよい。ここに、創造力は大へん個性的であり、未知への挑戦だとすれば、分別力は没個性の側面を持ち、既知のものを取り扱うのだ、と言えるであろう。

時代の移りと共に、社会は大きく変化する。事実、私は1925年生れであるが、物心がついて以来今日まで、戦前、戦中、戦後の廢墟から復興、高度成長期を経て経済大国へと、実にさまざまな移り変りを経験した。その変化に対応する教育のあり方は、当然、重要課題なのである。従来のプログラムは無用になり、時代に適応した新しいプログラムの作成が求められる。

ところで数年後にひかえる21世紀の社会は、現在のものからどのように変り、どのような特徴を備えているであろうか。まず次の3点を指摘することができるのでは

ないであろうか。

### 1) 少子化・高齢化社会

出生率低下による若手人口の減少、少子化と、保険、医療の整備による平均寿命の伸びが相俟って、高齢化した社会が出現する。これは、わが国において顕著であるが、勿論、世界的傾向である。65歳以上の人口が全人口の中で占める割合は、1950年には僅か5%であったが2010年頃には20%を超える。1993年現在、日本人の平均寿命は男76.3歳、女82.5歳であるが、その頃になれば、90歳を超えることは確実である。では、個人生活において、あるいは社会への貢献という点において、如何に充実した90歳を生きるか、は教育に俟つところが多いであろう。大学院、生涯教育、リフレッシュ教育、公開講座などが一層充実されねばならない。その頃になれば、人生の4分の1、即ち、各人は20年以上、パートタイムを含めて学校で過すのが基準になるであろう。青少年の数が少なくなるだけに、一人一人を念入りに high quality の人材に育てられるであろう。

### 2) メリトクラシー(能力主義)化社会

わが国においても年功序列、終身雇用、画一主義、平等主義が崩れつつある。個人の能力、即ち“メリット”が問われ、それが生かされ、評価されるのが21世紀の社会ではないであろうか。メリトクラシー(meritocracy)とは“メリット”即ち、功績に基づいて任用、昇進が行われる能力主義あるいは功績尊重主義を意味し、また、“メリット”のある人達がエリートとして主導権を握る社会制度を指す。また、メリトクラシーへの移行とともにわが国の社会の集団主義的傾向は薄れるであろう。

### 3) グローバル化社会

人、モノ、カネ、そして知識、情報はますます地球的規模で動き易くなるであろう。文字、音声、画像などの多様な情報が国境を超えたネットワークを通じて行き交う高度情報通信社会が出現しつつある。双方向テレビの普及により、通信と放送の融合も進むに違いない。このように進歩した情報通信技術は個人生活をはじめ、産業経済活動に大きな影響を及ぼすが、教育面においてもこの技術の活用が一層進むに違いない。ECのように、地域によっては borderless のところが多くなり、経済面における相互依存性、学術、文化面における国際交流も、一層盛んになることは明らかであろう。このような社会では、広い視野とすぐれた見識を具備した国際的に活躍できる

人材を育てることを教育界は求められるであろう。

## 2 社会資本と個人の知的財産

さて、教育の方針に影響を与える社会の価値観について考えてみよう。われわれ人間は集団のルールに適応して、その中で安住したいと欲する気持と、個人人間として集団から邪魔されずに自由に生きたいと思う気持と、やや相反する二つの面を持っている。そして、グループを大事にするか、あるいは個を大事にするかによって、当然、社会の価値観が変わってくる。即ち、共同体全体の安寧と繁栄にプライオリティを置き、その構成員である個は全体に仕えるものとして二次的な価値しか置かない共同体社会と、個人の自由と幸福にプライオリティを置き、人権を尊重し、共同体は個に仕えるものとして二次的な価値しか置かない個人主義的社会の二つがある。日米を敢えて比較するならば、わが国は前者、アメリカは後者の傾向が強いと言えるのではないであろうか。

ところで、筆者が高校時代に読んだ安倍能成著『時代と文化』（岩波書店、昭和16年刊）の“社会と個人”という章のはじめに次のようなくだりがあったので紹介しよう。「およそ我々人間の思想と行為とは、ことごとく一と多、普遍と特殊、全と個、平等と差別との形式に還元し得られないものはなく、……この対立せる両者の関係こそ、実に我々の知識、意志、感情を支配する根本形式として、人間の文化が始まって以来、絶えず人間を悩ました又悩ます所の根本問題である。」

ここで、高等教育の目的、内容などについて、上に記した異なる二つの視点から考察してみることにしてしよう。まず教育の目的は何か、となると、安倍能成ではないが、社会の立場と個人の立場では目的とするところが当然違ってくる。前者では社会全体に帰属する共有財産、即ち、教育により社会資本を築くという立場であり、後者では、個人に帰属する知的財産を築くという立場である。

わが国では明治のはじめ以来、西欧先進諸国を範とする近代工業化社会に成長させるべく、さまざまの施策が講じられたが、教育政策もその重要な一環であった。1877年創立された東京帝国大学も近代化に貢献する *Bureaucrat* や *Technocrat* などの人材を養成し社会資本を築こうとしたのである。また、最近では“若者の理工系離れは技術立国の危機”などと論じられ、わが国の発展のためには、社会資本としての多くの優れた技術者の育成が不可欠であるとされている。これらは何れも社会の発展、経済の向上の手段として教育を位置づけていると言ってよいのである。

一方、個性的な知的財産を築くという立場では、まず個人の特性に焦点を合わせ、各人の持つユニークさを最大限に引き出すことに努めるのである。そもそも英語の *education* は才能を「引き出す」という意味のラテン語に由来する。各人それぞれの個性が生かされれば、生きがいがあり、満足できる人生が送れるに違いない。ルネサンスに発するヒューマンイズムの自由教育 (*liberal arts education*) では深い教養と強健な身体を持つ個性豊かな人格形成を目標としたのである。

言うまでもなく、自由教育では哲学、歴史、文学、語学、自然科学、情報などを習得させながら、知性や感性を刺激し、学生の思考能力や評価判断力を培い、自国の文化への関心は勿論、異国のそれにも強い好奇心を喚起するのである。しかし、自由教育の原点とも言える何よりも重要なことは、自己発見ではないであろうか。それには意外と、時間と努力を要するが、自分の持って生まれたタレントを見極めてはじめて人生の計画を立てられる。そして、その時点から自分が選ぶ専門職業教育を受け始めるのが当然の筋なのである。事実、大学で個性的な人材を築く立場を取るアメリカにおいては、学部では主として“自己発見の旅”であり、大学院が専門職業教育を行う場である。私はこのような教育制度は、社会に貢献する優れた人材を生む可能性が多いのではないと思われる。私はノーベル賞受賞者を多く知っているが、共通していることは、一芸、一能に秀でたと言うよりも、意外と幅の広い視野を持っていることである。リベラル・アーツ教育によって多角的な視点を備えることが、創造力の一つの原動力になるのかもしれない。

戦後のわが国の大学制度はアメリカのそれを模倣したのであるが、アメリカと異なり、学部において自由教育、専門教育両者を行うことにしたのである。日本の高校生は多量の知識を短時間で詰め込む受験勉強の末、大学に入学するのであるが、多くの場合、入学の時点で専門を決めねばならないのである。日本の学校では“自己発見”をする期間が殆ど与えられないというのが実情であろう。このことからくる問題は学習態度に自発性に欠けること、さらに当然のことであろうが、ミスキャスト、つまり職業を間違えて選んだ人が意外と多いということ。しかも自分でそれに気づいていない場合が少なくないのである。

最近ほどの学問分野をとっても進歩が著しく、専門職業教育で教えねばならぬことが多くなってきた。自由、専門両教育を学部でやっている場合には、当然、自由教育が圧迫され、縮小される運命になる。ところで充分なりべラル・アーツの教育課程を通らなかった大学卒業生はやはり視野が狭く、興味や関心事も限定され、問題解決能力にも物足りなさを感じさせる。これでは持って生まれたタレントが十分に伸ばされ



たとは思えない。

有名なルソーの自然主義教育思想は、子供がもって生まれた特性や能力を妨げることなく、最高度に発揮させようとするものであった。アメリカの教育学者、ジョン・デューイなどは、教育は社会の指示によるよりも、むしろ動機づけられた生徒自身の活動にまつものであるとした。生徒がひとたび、勉学に動機づけられると、学習は能動的になり、先生はそばからそれを助けるだけでよいことになる。興味や好奇心に支えられた生徒の自主的学習の意義を強調したのはルソーやデューイだけではない。ソクラテスでも、トマス・アクイナスでも、教育者はだれしも、生徒の側に能動的姿勢があつてこそ、真理をつかみ、学が身につくと説教したのである。

わが国のように社会資本を築くという立場からは4年間、学部を通じての自由教育は無駄と映るのであろうか。どうも、従来のがわが国の教育は、平等主義と効率主義が支配し、人間を画一的な型にはめ、社会において置き換え可能な人間を作っているようである。個性的な人材は、当然、置き換え不可能なのである。

### 3 大学の改革

大学は古い社会機構の一つであるだけに、過去にしばられることが多いが、先駆者達の努力や若手の力、あるいは時代の流れによって新しい方向に向きを変えてきた長い歴史がある。中世から産業革命期までの欧米の大学に眼を向けると、オックスフォードやケンブリッジは言うに及ばず、そこに貴族達が子弟を送れば「紳士」につくられ、また、教師、牧師、医師、弁護士(士)など「師」をつくる場所でもあった。この時期の大学は、少数者支配の形をとり、知的エリートが「真理のための真理」を追究する象牙の塔であり、一般的に保守的傾向が強かった。

18世紀末、英国で始まり、忽ち西欧を席卷した産業革命の波は社会に急激な変化をもたらした。機械の活用による技術革命、それに伴う社会改革。中世紀的封建制度は打破され、近代的資本主義自由経済への道が開かれたのである。大学も当然これに呼応した。新しく演ずる役割として、より広範囲なさまざまな分野における専門的職業教育を行う場となった。実用の学である技術が重んじられるようになったのもこの時期である。

その頃、現れたアダム・スミスは国富を築くため、教育の役割の重要性を強調したのである。彼にとって、労働は資本であるが、より教育された労働はより価値の高い資本と映った。製造行程の運営には教育が決定的役割を演じることを認めた。また彼

は、オックスフォードやケンブリッジなどの権威ある大学は最も改革に抵抗を示し、改めるにしても最後であることを指摘した。

19世紀、大学の新しいあり方として注目されたものは、1809年、フォン・フンボルトによって創設されたベルリン大学である。そこには学部、大学院、研究所などが設けられ、科学や哲学をはじめ広い教科が準備された。また、この大学では教授と学生に、それぞれ教える自由(Lehrfreiheit)、学ぶ自由(Lernfreiheit)が与えられたが、実はそれらが、充実した大学院教育、活発な研究活動に結びついたのである。このダイナミックな機能を持つベルリン大学のあり方は、忽ち全ドイツに広がり、やがて世界の大学の基準となっていったのである。わが国の大学、とくに戦前のものはこのドイツ型であると言えるであろう。

ところで、20世紀になり、とくに第二次世界大戦後、グローバルな技術革新の波に乗ってわれわれ先進国の産業社会は一段と高度化されてきた。そして、ここで果たすべき大学の役割も大きな変貌を遂げたことは言うまでもない。国によってそれぞれ事情が異なり、程度の違いはあるが、次の三つのことは先進国の間では共通した傾向である。(1)多くの人々が大学の門を叩き、大衆化が促進したこと。(2)社会の要請により、大学院が充実し、同時に大学における研究活動が極めて増大したこと。(3)教育、研究両面における国際交流が活発化し、留学生も多くなり、それが大学の国際化に結びついたこと。そして国際的に活躍する人材も養成される。(この件については、本書のII-7「国際化への対応」を参照されること)

#### 4 アメリカの大学

前述の通り、戦後、わが国はアメリカの大学制度を取り入れたのであるが、わが国の大学の現在の傾向を論じる前に、まずアメリカの大学の源流を探ることにしたい。アメリカの大学で起る諸問題が日本の大学に多くの示唆を与えてくれるからである。

まず、第1の流れは、学部レベルにおいて選抜された学生に対し優れた教育を施す英国の伝統。第2の流れは、研究と大学院における専門教育、これはさきに述べたドイツの主知主義の伝統である。第3にいえることは、Pragmatism(実用主義)のアメリカ自身が19世紀後半に作り出したものであるが、その頃、急速に開拓されつつあった工業と農業の進歩への貢献、これは、いわば、大学を取り囲む社会に対するサービスである。このきっかけを作ったのは1862年、リンカーン大統領が著名した有名なモリル法である。この法により大学に土地が無償で提供され、当時、アメリカで発

展しつつあった大学教育の民主主義的傾向、即ち、それは特権階級を維持するためのものではなく、すべての者に門戸が開放される教育の機会均等も大いに促進されることになった。アメリカにおいてはじめて、社会各層の人々の生活と大学が密接な結びつきをもったと言えるのである。大学進学率の上昇が、アメリカの経済活動を活発化させ、生活水準の向上に寄与したのであるが、また、この生活水準の向上がさらに、大学進学率を高めることにもなったのである。

第4の流れとしては、第二次世界大戦中から、各主要大学は国家の防衛にかかわる科学技術開発に協力することが求められ、科学研究に対する連邦政府の多大の援助が始まったこと。さらに第5の流れとして、第二次世界大戦および朝鮮戦争からの帰還軍人のための「復員軍人援護法(G・Iビル)」が、戦後、大学への進学率を高めることに大いに貢献したことである。

このようなさまざまな歴史の流れによって、現代のアメリカの大学の特徴が定まったのである。その中で次の三つの大きな課題が与えられ、いかにそれに対処したかに注目せねばならない。

(1) 教育と研究をいかに両立させるか。

教育もそうであるが、研究活動にはより創造力が求められる。大学院において、とくに博士課程においては研究を通じて教育されるので教育と研究は車の両輪に譬えられるであろう。

(2) 大学への進学率が50%を超えるという大衆化の中で、いかに大学教育の質を維持するか。

(3) 多様化した大学をいかに管理運営するか。——学長の器量

アメリカの大学学長の器量についてはクラーク・カー著『大学の効用』(UP選書33, 東京大学出版会刊)から引用することにする。

「大学学長とは、いったい何者だろうか。……学長は「指導者 (leader)」なのか、あるいは「役職者 (office holder)」なのか? 「教育者 (educator)」なのか、あるいは「世話人 (caretaker)」なのか? 「将来に向けた創造者 (creator)」なのか、あるいは「過去の遺産継承者 (inheritor)」なのか? 「創始者 (initiator)」なのか、あるいは「意見の統一者 (consensus-seeker)」なのか? 「権力の行使者 (the wielder of power)」なのか、あるいは「説得者 (the persuader)」なのか? 通りを良くする「ポンプ」なのか、あるいは通りを悪くする「びんの口 (bottle neck)」なのか? が問題なのである。……学長は問題屋 (trouble maker) でなければならない。というのは、教育上の改革はすべて、教授の中の誰かしらの今までの行き方を変えることを意味するからであ

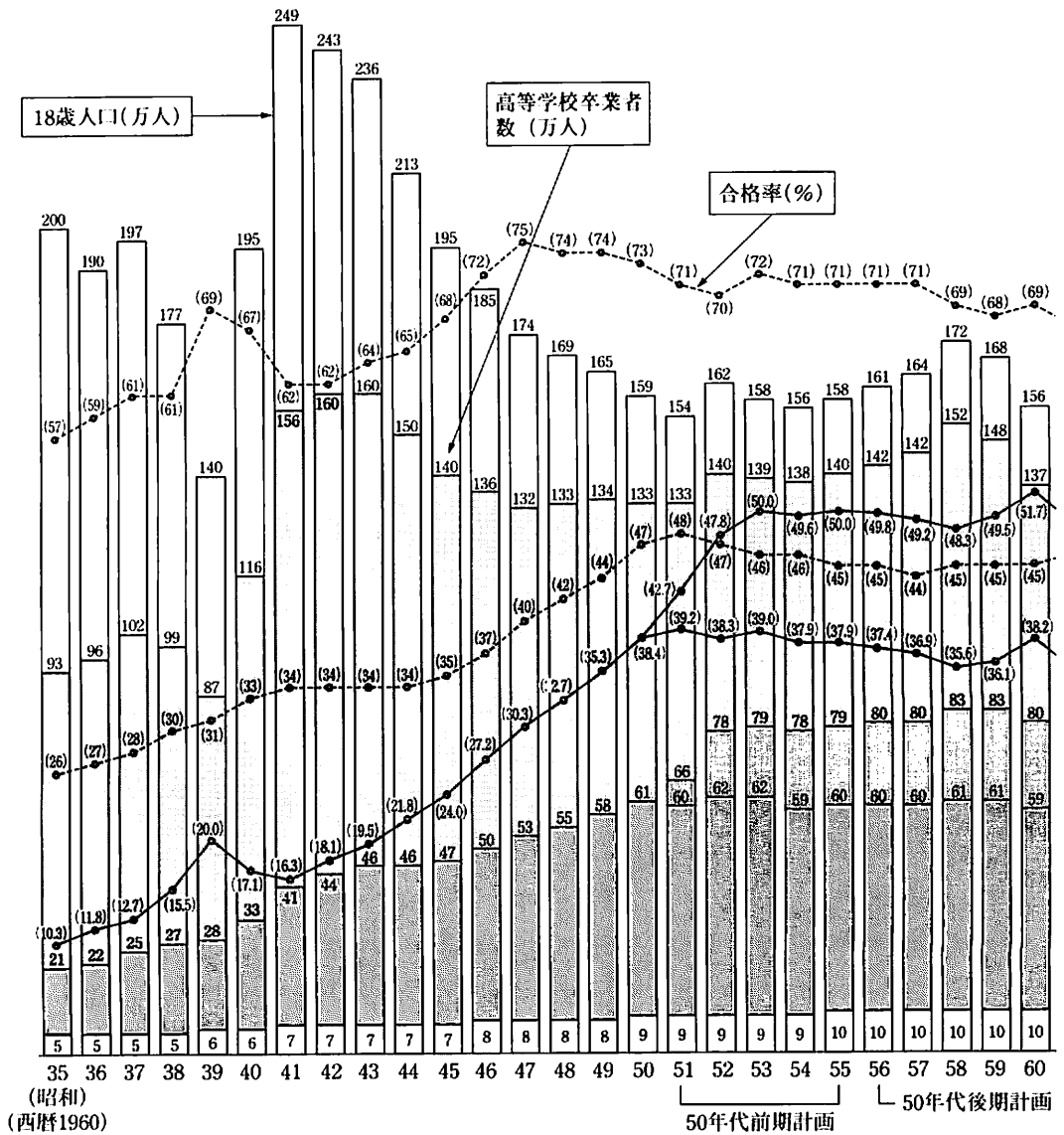


図 1 高等教育の規模等

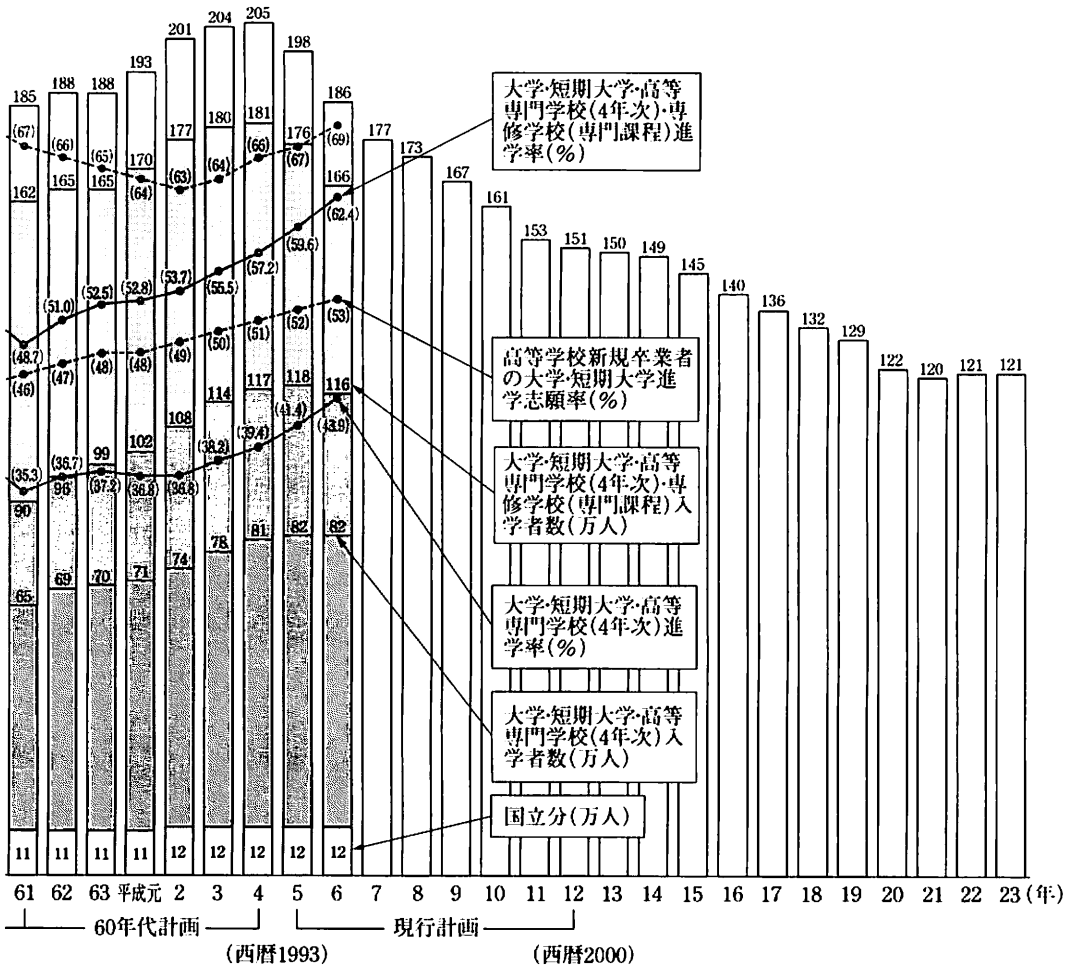
● 18歳人口 = 3年前の中学校卒業生数

● 高等学校新規卒業生の  
大学・短期大学進学志願率 =  $\frac{\text{当該年度高等学校卒業者のうち、大学又は短期大学へ願書を提出した者の数}}{\text{当該年度の高等学校卒業生数}} \times 100$

● 大学・短期大学・高等専門  
学校(4年次)・専修学校  
(専門課程)進学率 =  $\frac{\text{当該年度の大学・短期大学・専修学校(専門課程)入学者数及び高等専門学校4年次進学者数}}{\text{3年前の中学校卒業生数}} \times 100$

● 大学・短期大学・高等専門  
学校(4年次)進学率 =  $\frac{\text{当該年度の大学・短期大学入学者数及び高等専門学校4年次進学者数}}{\text{3年前の中学校卒業生数}} \times 100$

● 合格率 =  $\frac{\text{大学・短期大学入学者数(過年度卒業者を含む)}}{\text{志願者総数(過年度卒業者を含む)}} \times 100$



の推移: 18歳人口の推移

る。そのため学長は「勇気(courage)」と「不屈の精神(fortitude)」と「正義感(justice)」と「慎重さ(prudence)」といった偉大な「徳目(moral virtues)」を必要とする。……」

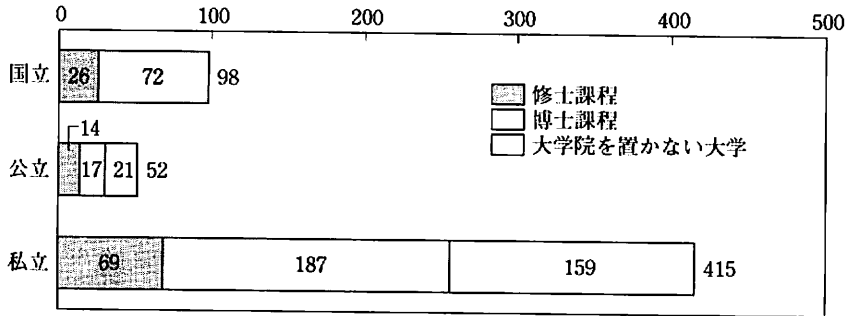
## 5 わが国の大学

ここで、わが国の大学の諸問題に戻ることにしよう。第二次世界大戦前、日本の大学は40校余りで学生数も同一年齢人口の2~3%に過ぎなかった。戦後、1949年、180校が新制大学として発足したが、1994年現在、その3倍以上に当たる552校に達している。図1に1960年(昭和35年)以降の高等教育の規模の推移を18歳人口の推移と共に示す。図の通り1960年、大学進学率は10.3%であったが、1994年(平成6年)になると大学、短大、高専および専修学校を含めての進学率の合計は実に62.4%に達し、4年制大学への進学率だけでも30.1%である。ここにおいても、大学進学率の上昇、経済成長、生活水準の向上、そして大学進学率の上昇というサイクルが見られるのであろう。18歳人口は、1992年の205万をピークとして急速に減少し、2000年には151万、2010年には実に121万に減少する。進学率が尚、上昇するとしても、このような18歳人口の減少は、大学間の受験生獲得競争に拍車がかかることは明らかである。各校は競って受験生から見て(教職員側からでない)大学を魅力ある存在にするべく、大いに努力を払うに違いない。これは一般的に大学の質の向上に役立つと期待できるであろう。

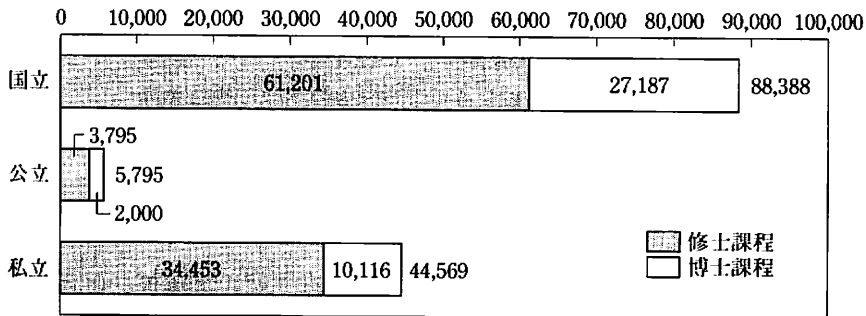
さて、わが国の大学院の現状を図2に示す。大学院はかなり多くの私学にも置かれているが、在学者数において国立大学は私学の約2倍である。大学院在学者数の推移をみると、1960年(昭和35年)から1994年(平成6年)の34年間に8.8倍と急増している状況である。しかし、国際的に比較すれば図3に示す通り、学部学生に対する大学院学生比率、人口千人当たり大学院学生数、何れを取っても、アメリカ、イギリス、フランスに比べ、わが国の大学院の規模が弱小である。

そもそも大学院は、さまざまな分野において、高度な知識やノウハウを身につけた専門職(Professional)を育てる教育の場であると同時に、新しい知識を生み出す研究拠点でもある。研究のプロセスに参加させて教育する、研究は創造過程であるから、それによって大学院学生に創造力を身につけさせるのが目標である。

(1) 大学院を置く大学(平成7年5月1日現在)



(2) 在学者の状況(平成6年5月1日現在)



(3) 在学者数の推移(各年度5月1日現在)

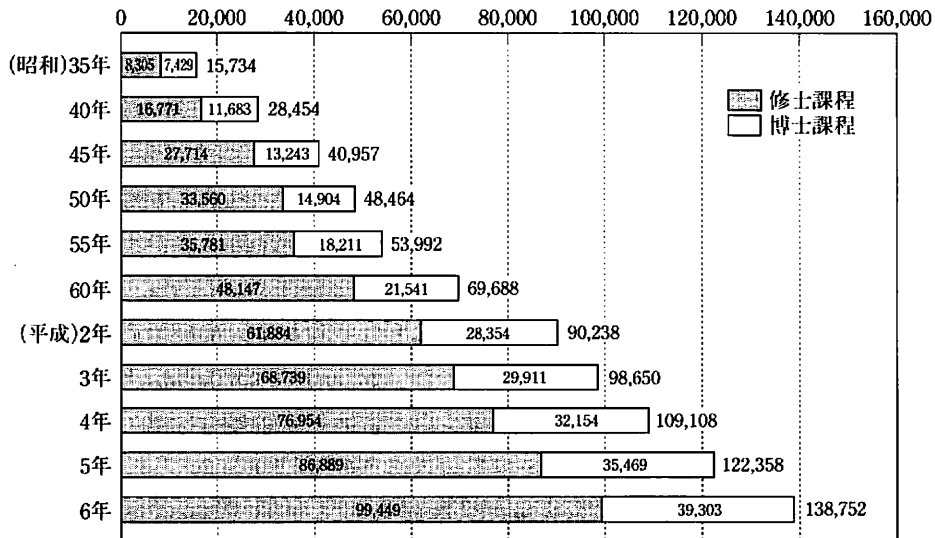


図2 日本の大学院の現状

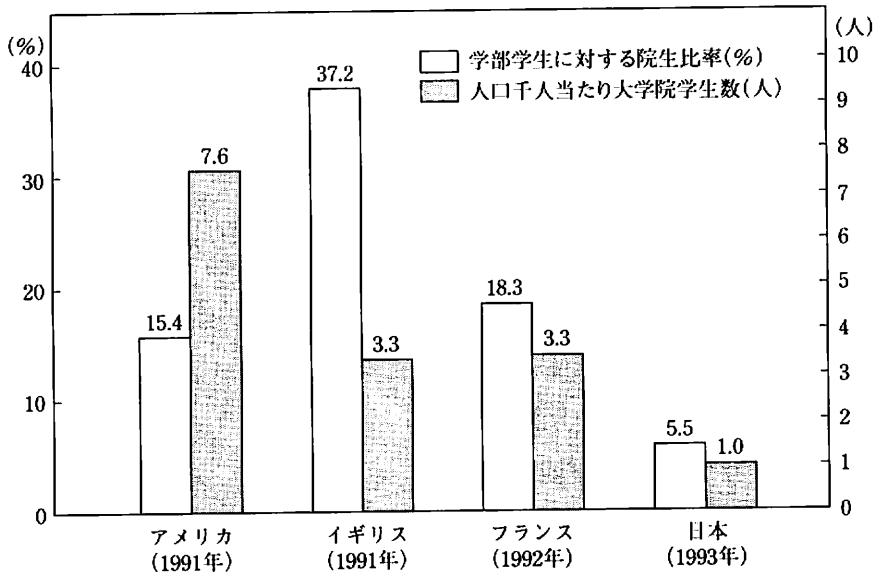


図3 学部学生に対する大学院学生の比較(国際比較)

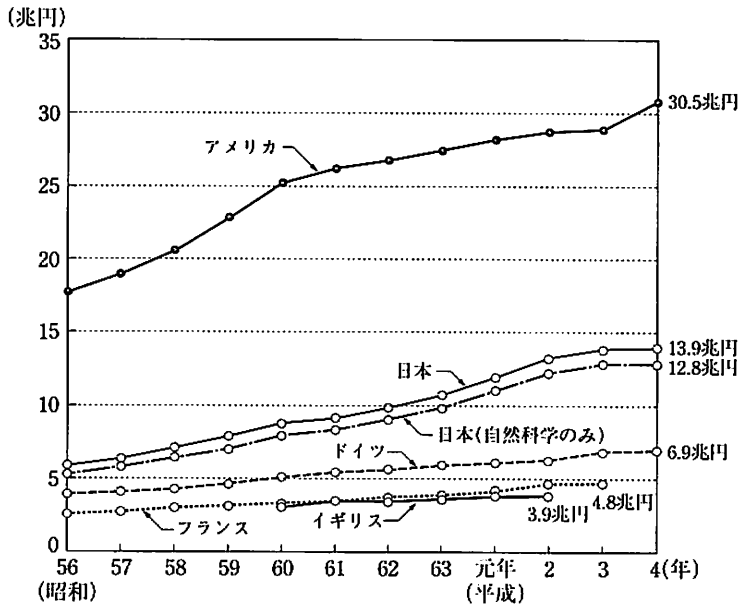
## 6 わが国の研究活動

高度に情報化されたわれわれのような先進産業社会では、大規模な研究活動、そこで創造される新しい知識は、単に学術の進歩に貢献するというだけではなく、広く社会、経済の発達に不可欠な原動力であり、研究活動の活性度、その成果の良否は地域や国家の興亡をも決定する要因になるのである。このため、図4に示すように、主要国においては毎年、巨額の研究投資を行っている。わが国の政府、民間合わせた研究開発費総額は1992年(平成4年)度、約13.9兆円で世界第2位であり、表1にはこの日本の研究開発費の分野における負担額と使用額を示す。表1の示す通り、大学における使用額の割合は18.5%である。研究開発費はその性格によって基礎、応用、開発の三つに区分されるが、わが国におけるその区分の割合は、それぞれ、14%、24%、62%となっている。

大学は、当然のことであるが、基礎研究を主体とし、独創的、先駆的研究、あるいは長期的視点に立つ研究を行っている。勿論、産、官、学の研究開発協力も最近、活発である。また、大学は研究開発の人材養成という重要な役割を負っている。高度の研究者は大学院で教育されることはいうまでもない。

図5には毎年増加する主要国の研究者数の推移を示す。日本の研究者総数は1994年(平成6年)、64万1千人であるが、この内大学における研究者数は22万9千人で





[注] 各国とも人文・社会科学の研究費を含む。  
 [出典] 総務庁『科学技術研究調査報告』, 科学技術『科学技術要覧』より作成。

図 4 主要国における研究費の推移 (OECD 購買力平均換算)

表 1 日本の研究開発費(1992年)

(単位: 100万円)

	負担額		使用額	
		割合(%)		割合(%)
産 業	9,882,935	71.1	9,560,685	68.7
政 府	2,696,717	19.4	1,160,101	8.3
大 学	1,231,821	8.9	2,576,281	18.5
民営研究機関	84,615	0.6	612,427	4.4
外 国	13,405	0.1	—	—
合 計	13,909,493	100.0	13,909,494	100.0

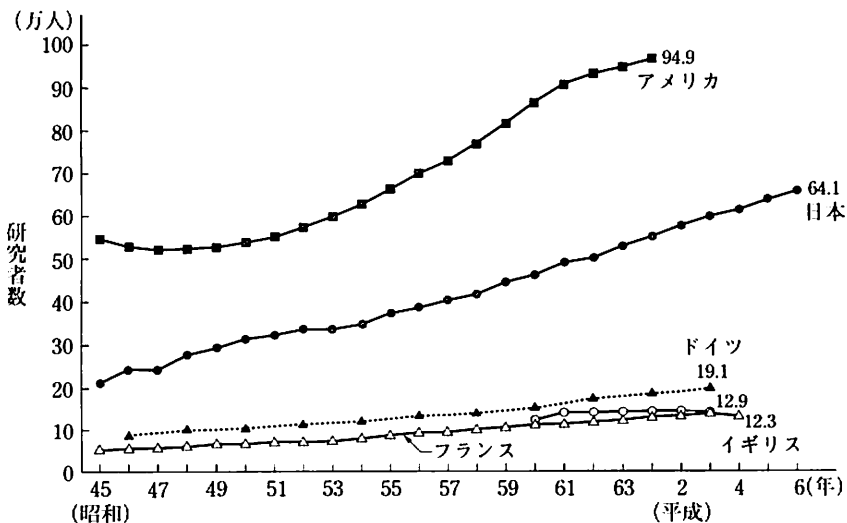
[注] 負担額の政府には、政府研究機関、国立および公立大学を含む。  
 負担額の大学は、私立大学。  
 使用額の政府は、政府研究機関。  
 研究開発費は自然科学と人文・社会科学の合計である。

[出典] 総務庁『科学技術研究調査報告』。

あるから、人数の割合は36%に上がっている。

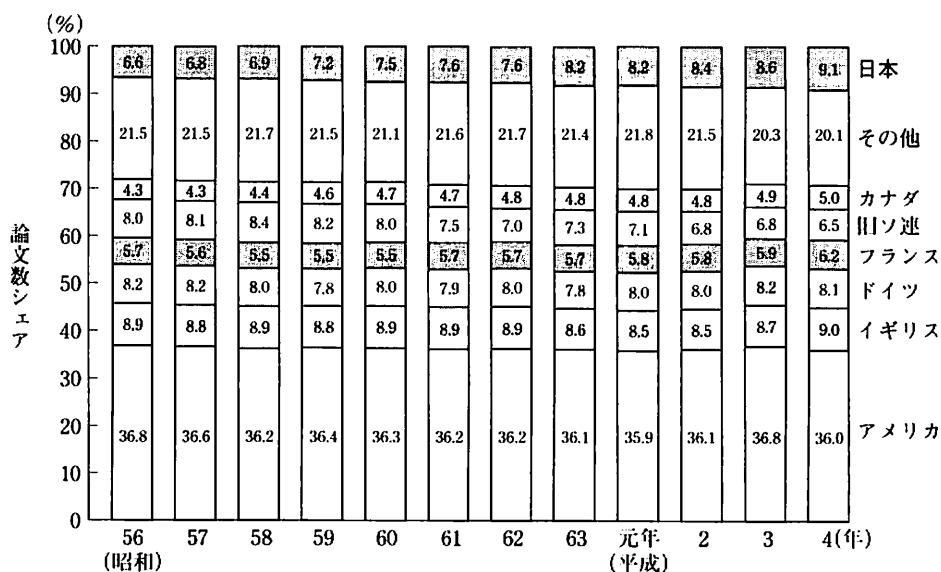
ここで、わが国の研究成果の質と量について、主要国と比較してみよう。研究開発の成果を示す指標として発表された論文数と論文の影響力を示す被引用回数の二つが使われる。図6は論文の発表件数の国別シェアの推移である。これを見て、まず言えることは、日本は多額の研究費(図4)を投じ、多数の研究者(図5)がいるにもかかわらず、発表論文件数のわが国のシェアは僅か9.1%である。日本語の論文が、図6には含まれていないとしても、日本が米国の4分の1であり、年間研究費僅か4兆円程度の英国と同程度である。

次に日本からの論文の被引用回数について世界の主要国と比較をしなければならない。この件については『科学技術指標』(科学技術庁、1994年版)および『学術研究と評価』(平成5-6年度、科研費総合研究A、代表、中井浩二、1995年3月)に詳細に論じられているが、残念ながら、日本の成績は良いとは言えない。要約すれば、日本の論文の平均被引用回数はアメリカをはじめ殆どの西欧、北欧諸国のそれに劣り、イタリア、旧ソ連、インドなどに比べるとよいという程度で「中の下」という評価が下されているのである。被引用回数の国際的シェアをとれば、米国が断然トップ、英国、ドイツがそれに続き、研究投資13.9兆円のがわが国は第4位に甘んじていることになっている。つまり、これは世界の科学知識の宝庫への日本の貢献度が投資額に比



[注] 日本の研究者数は、FTE換算を計っていない。  
ドイツの平成3(1991)年は推計値である。

図5 主要国の研究者数の推移



【出典】“Science Citation Index Database”に基づいて集計。

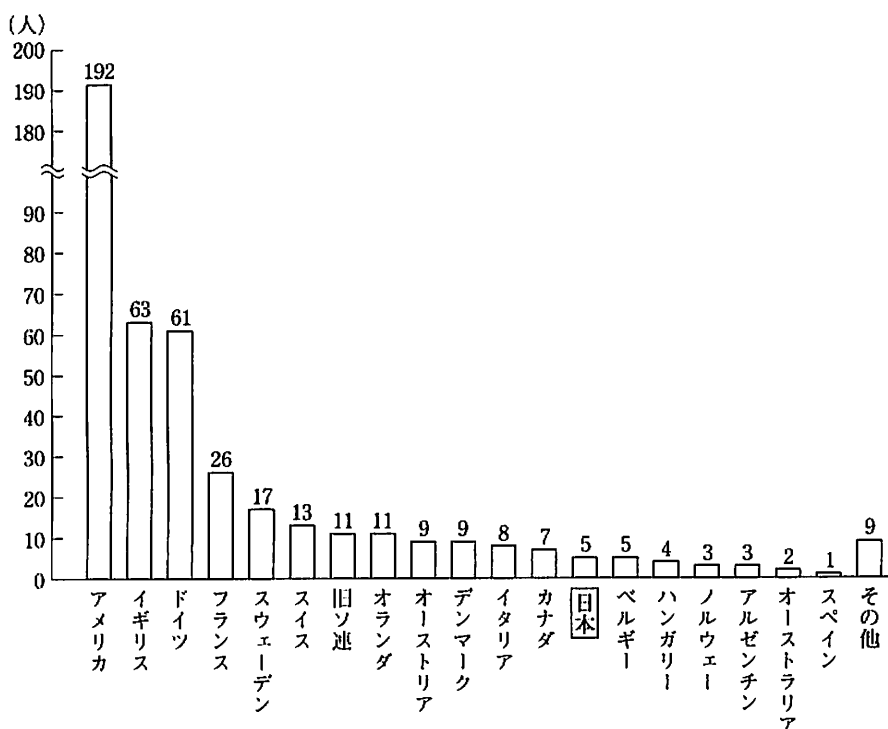
図6 科学技術論文の発表件数の国別シェアの推移

べて少ないことを物語っている。図7に示す国別ノーベル賞受賞者数をみても、全体の40%強を占める米国を筆頭に、英、独、仏と続き、この4国で受賞者の75%を占めているが、わが国の受賞者数は5人、僅か全体の1%に過ぎない。これまでのノーベル賞受賞者の80%以上は大学人であるだけに、わが国の大学における基礎研究の質が問われているのである。これらの事実から、わが国の研究者の創造性の平均値が欧米先進国のそれに比べてかなり劣ると結論せざるを得ないことになる。

ここで、科学と技術に関連して、基礎と応用の問題に触れてみたい。

(1) 基礎研究： 科学者は、自然の驚異に挑戦し、さまざまな新事実を発見して、自然に関する知識を創造する。研究は本来、それが役に立つ、立たない、などには捉われない自由のもとでなされるべきであり、得られる知識は前以って予想できないという側面がある。そして、偉大な発見は科学の進歩の上で一つの大きな飛躍である。そこでは個人の創造性が決定的な役を演ずる。この活動が一般的に基礎研究と呼ばれるものである。

(2) 応用、開発： 技術者は基礎研究で得られた科学知識を実際にどのように役立たせるかを考え、その実現に努力する。とくに注目すべきは、最近の情報工学、コンピューター技術の進歩は、科学知識の実用化の道を著しく短縮させた。技術者は目的志向であるから、ある程度研究の成果は予想できる。もちろん技術者も研究開発過程



【注】物理学、化学、生理学・医学、経済学の分野を合わせたもの(1901～1994年の合計)。

【出典】スウェーデン王立科学アカデミー発表を基に文部省で作成。

図7 国別のノーベル賞の受賞者数

でたまには革命的な発明をすることがあるが、一般的に技術者の努力は日進月歩のたゆまぬ改良に導く。ここでは、個人プレーよりも、多くの技術者の協同作業が決め手となる。新技術開発には組織の知性、先見性のあるマネジメントが大きな役を演ずる。この活動は通常、応用研究、あるいは開発、デベロップメントと呼ばれるものである。

基礎と応用は相互に補完し合う関係で、まさに車の両輪なのであるが、わが国の基礎の輪が応用の輪に比べて弱体であるため、高度で独創的な新技術を基礎からはじめて、日本だけの力で切り開いていくことが難しいのである。

## 7 むすび

考えてみれば、わが国は過去100年余り、多くの分野で欧米先進国に範を取り、追い付き、追い越せと「キャッチアップ型」の努力を重ね、それなりの成果を収めてき

たのである。確かに、アジアの国としては、はじめて、欧米に比肩できる生活水準に到達した。このわが国の高度成長には教育によって築かれた豊富な“社会資本”が大いに与かって力になったことは疑いない事実である。

しかし、今やこの手法だけでは、わが国の将来の発展に限度があることは明らかである。基礎研究からの独創的な萌芽が乏しく、これまでのように応用、開発を主体とするだけでは、そこにいくら優れた才知気転の能力を発揮しても、経済摩擦の火種を無くすることは難しい。もし、われわれが21世紀、文化学術立国などを目指すならば、改革すべき大きな課題が横たわっていることを認めざるを得ないであろう。

学校の成績を、excellentを最高にvery good, ただのgood, そしてfairを最低とする4段階に分けるとするならば、わが国の学校教育は“分別力”を持つvery goodあるいはgood studentsを大量に輩出させることに焦点を合わせてきた。ところが、今や、数はともかく、優れた“創造力”を備えたexcellentな人材をどうしても必要とするようになった。彼等こそ、わが国の文化、学術の発展、新産業の開拓に指導的な役割を演ずるからである。今や、教育の主眼を社会のレベルから個人のレベルに移し、広く創造的タレントを掘り出さねばならない時がきたのである。

端的に言うならば、これまで教育者が考えた優等生の大学卒業者をいくら揃えても、日本の将来の舵取りは難しい。「これまでの日本人を超えた日本人」に期待をかけねばならないのである。

## IV 提 言

天 城 勲——国立大学の課題

飯島 宗一——国立大学の制度的あり方

石川 忠雄——大学の個性化と規制緩和

岡本 道雄——大学院大学の創設と一般教育の重要性

小野田 武——卓越したリーダー層の育成に向けて

塩野谷 祐一——専門と教養

永井 道雄——知性の混乱の中での大学の活路

福井 謙一——広い視点から大学の未来を考えよう

森 亘——教育，研究，そして思索

山本 卓興——文科系への期待

(50音順)

## 国立大学の課題

— 天 城 勲 —

今日、国立大学は98校で国公私立全大学552校中の17%、学生数で22%を占めるに過ぎない。経済成長、科学技術革新、第一次、第二次ベビーブーム等の時期を通じて大学は拡大膨張し、大学数で2.4倍、学生数で4.7倍の増加をみたが、この増加は主として私学に依るところが大きく、国立大学は少なくとも量的にはこの現象に余り寄与していない。一方大学院については、他の先進国に比べその遅れが指摘されているが、近年ようやく発展の兆しが見えはじめ、大学院を置く大学は362校に達している。しかし大学院生の64%、大学院担当教員の60%は98の国立大学の大学院に集中していることから、この面では国立大学の寄与はかなり高いと判断される。このような見方には異論はあろうが、国立大学をカテゴリーとして捉えるための視点の一つとしてあえて試みてみたが、あくまでも相対的な位置づけである。それでも国立大学は多いという意見もあり、教育研究水準は国際的には劣っているという批判もある。

現在、大学の画一化を是正して個性化、多様化を図るため関係規定・基準の大綱化、弾力化による大学改革が進行中である。この文脈の中では国立大学を一つのカテゴリーとして捉えるのではなく、98国立大学も個性化と多様化を真剣に図らなければならない。現在の新制の国立大学はそれぞれに異なる前史があるが、戦後は新制大学として公・私立大学と共通の基準で律せられ、かつ国立として設置者・国の行財政の同一規準の下に置かれ、おしなべて平準化が進められてきた。しかし、新制の大学は旧制大学水準への上昇肩並べ気運が強く、一方では共通一次入試の導入以後は、とくに偏差値による格差、序列問題に過敏に悩まされるという矛盾した状態にある。

ここで国立大学の課題に直面する。

「知識の制度」として大学機能の原点を確認する。知識の創造，獲得は研究，創造，獲得された知識の伝達は教育，その利用，応用は大学の社会サービスである。この3機能の発揮こそが大学の活性化である。国立大学はこの3機能を比較的発揮しやすい基盤をもつ。しかし，すべての国立大学がいわゆる研究大学になるべしというのではない。それぞれの大学の設置目的，経緯，立地条件，学部構成等により3機能の重点や現われ方は異なる筈である。それが個性である。ところで国立大学の個性化にとって無視できないのが設置者・国との関係である。個性化のための規制緩和は決して自由放任ではない。予算，教員定数，給与等については設置者の責務が重いだがこれが隠微な行政指導と批判されないためには，国立大学に関して，今日，先進国の共通課題である卓越性，適宜性，多様性について国は基本構想を明らかにし，個別大学の創意，工夫，努力を促進し助成するための行財政措置をとることが不可欠である。国立大学の個性化，活性化，多様化は大学と国とのパートナーシップによる二人三脚事業であることを銘記すべきであろう。



## 国立大学の制度的あり方

飯島 宗一

臨時教育審議会で論議の焦点の一つとなったのは、国立大学の設置形態の問題であった。臨教審の「教育改革に関する第三次答申」（昭和62年4月1日）には、「大学の設置形態は、国により、時によって種々の類型があり、必ずしも一様ではない。しかし、その焦点は大学の組織・運営に対する公権力の関与のあり方と大学自治の関係、ならびに大学に対する公財政の支持の程度にあり、一般には大学の社会的効用、公共的使命に対する公財政的援助と大学の自主性、自律性との調和が、望ましい設置形態の課題であるということができよう。」、「国立大学については、その組織・運営に改革・改善すべきところが少なくなく、ことに各大学の自主・自律性の確立、社会に開かれた活動の展開の必要が以前から指摘され、現行の国立大学という設置の形態を改めるべきであるとする提案が各方面から行われている。本審議会はこれらの提案を受けとめ、国立大学に公的な法人格を与え、特殊法人として位置づける可能性について具体的検討を重ねてきたが、国の関与のあり方、管理・運営の制度、教職員の身分、処遇上の取扱い、現行の設置形態からの移行の措置など、諸般にわたって理論・実際の両面にわたり考慮すべき事項が多く、その解決のためには、さらに幅広く、本格的な調査研究を必要とするという結論に到達せざるを得なかった。」、「現行の特殊法人の在り方は、それ自体としては『大学』に必ずしも適しないといわなければならないが、国立大学の特殊法人化の提案は、大学の自主・自律性を確立する上で有益な示唆を与えるものである。新たな特殊法人として大学にふさわしい形態を模索することは不可能ではなく、政府および大学関係者が、国民の付託に直接こたえ得るこの意味の新たな設置形態の創造のため、中長期的にさらに積極的な調査研究を進め、深めるこ

とを強く要請する。」と記してある。

国立大学の設置形態の問題は、ひとり国立大学の法制的なあり方のみにかかわる技術的事柄ではない。これからの人類社会でおよそ「大学」とはいかなる存在であり得るかを一方において踏まえ、他方国際環境のなかで日本という国の政治・経済・行政がどのような形であることが望ましいかという視野で取り上げられるべき課題であろう。それゆえ、早急な成案を得ることが可能であるとは思わないが、少なくとも予算・会計・人事の弾力化、多元的な資金の導入、管理・運営の自主性の強化等国立大学の制度・運用の改革を推進し、それに応じて文部行政のあり方を大局的に改めるなど、前提としての「よき慣行」の定着に努めるべきであると思われる。臨教審第4部会長として当時上掲の文章の起草に当たった者として、国立大学協会の求めに応じて、以上のことをあらためて「提言」しておきたい。

## 大学の個性化と規制緩和

—— 石川 忠雄 ——

提言を一つというご依頼を受けましたが、簡潔に二つのことを申し上げたいと思います。

その第1は、よく知られていますように、昭和18年現在の国立大学は19校、私立大学は28校でありました。それが今日では、4年制大学だけで550校をこえております。いわゆる大学の大衆化現象が起っているわけで、大学を一つの概念で規定することはもはや不可能になってきております。学生諸君の条件も多様化しておりますし、大学の条件も多様化しております。そういう状況のなかで高等教育の充実を考えるならば、それぞれの大学が、個性的な目標と特徴をもち、その目標に向けて内容を充実することが極めて重要であると考えます。そう考えると、国立大学も画一的なものではなく、より個性的な特徴をもった方が良いように思います。大学では研究のない教育はありえませんし、教育のない研究も考えられません。しかし、研究により重点をおく大学があっても差し支えありませんし、教育により重点をおく大学があっても差し支えないと思います。また、ある分野の学問の研究と教育について、とくに重点をおいた大学があっても差し支えないと思います。どういう個性的な大学であつたらよいか、それぞれの国立大学で真剣に考えるべきでしょう。

第2に、国立大学はその財政の基本部分が国費によって賄われているため、組織編成とか管理運営のかなりの部分が国の法規によって規制されています。そのため、研究と教育を大学の考える方針によって自由に行うことが難しいという面があります。これはある程度やむを得ないことではありますが、こういう法的規制はできるだけ少なくする方が良いと思います。国立大学という設置形態が批判される一つの理由はこ

ここにあるわけで、臨時教育審議会で、国立大学廃止論が議論された際の重要な問題の一つはこれであったと思います。その意味で、国立大学の組織編成の方法、予算の編成とその執行の方法、資産管理、職員人事等々の面で、すべての国立大学をおおっている法的規則および行政上の制約をどこまで解除して、研究と教育の効率的運用を実現できるか、真剣に検討すべきであります。そしてその検討結果をもって文部省と話し合うべきであります。このことは決して容易なこととは思いませんが、今日まで、あまり真剣かつ具体的に議論されてこなかったように思います。これからの傾向を考えますと、国立大学のもつこういう問題は年ごとにその繁雑さを増し、それが、研究教育面で悪い影響を与えていくことが予想されるだけに、何としても解決しなければならない問題であると考えます。

## 大学院大学の創設と一般教育の重要性

岡本 道雄

おそらくこのようなことは、既に工夫されていることと思うが、旧帝大を「大学院大学」にする方向は賛成である。もっと徹底的にやって、学部を持たない大学院大学にして、他のどの大学学部卒業生も自由に受験し、入学できるようにすること。いろいろ問題はあると予想されるが、それらの多くは過去の慣習とか、差別とか、格差とかの従来タブー視されてきた観念に基づくものが多いと思う。

しかし、一国の大学教育の構造といった大きな立場に立ったとき、思い切って実現することが大事である。勿論、このことは学部と大学院を持った他の大学の存在を否定するものではない。卒業生は学部を送った自らの大学の大学院に入ってもよいし、上述の大学院大学に進学してもよいわけである。専門と教授を選んで決定すればよい。

もう一つ、学部教育において一般教育の重視とそのあり方の検討が緊急の課題である。何れにしても、大学教育を受けるものに現代の科学技術を生んだ国の西欧科学技術に対する基本的理念の理解なくして専門教育に入ることは、根本的に問題がある。

このことは、西洋の文明を導入した時のわが国の実情を考えれば、極めて大事なことである。充分な省察なくして極めて急いで近代化したのである。科学哲学はもちろんのこと、一般的に哲学的にももの考えることをしっかり教えること。一般教育の教師は、従来の老教授を、といった考え方ではなくて、学内、学外、国内、国外を問わず本当に優れた学者を選んで、人間とこの文明などに対するその講演にふれさせること。その際、学生のみでなく市民にも開放し、地域の文化の向上にも役立てる工夫をすると、それが却って学生への魅力ともなる。一般教育に対するそのような優れた教

師の選択は、その大学に属する一般教育の専任教授でなくても専門課程の教授も参加して特別の委員会を作って行ってもよい。その中で論議を尽くして一流の学者を選び、出講を乞うとよい。

大学院大学の入試では、それぞれの専門科目に優れると共にそのような一般教育レベルが重視されることが肝要である。

哲学的にものをしっかり考える基盤を持つことは、今後日本が世界の中で発言力を持つためにも絶対に必要。勿論、一般教育の中には多くの文化的要素を含む。そのうち東洋の古典は重要である。

学問や芸術の世界のみでなく、とにかく今後世界に生きる指導者としては、そのようなものを欠くことのできない時代に移りつつある。国立大学の学術教育が西洋科学技術一辺倒でなく広く世界の英知の上に立つことを強く希望する。

以上、私の主張は大学院大学の創設と、一般教育の重要性の指摘である。

## 卓越したリーダー層の育成に向けて

—— 小野田 武 ——

社会の成熟，多様な価値観，学術文化の専門の深化と末梢化，急速な技術進歩，情報化社会の進展，世界秩序の流動化，高度文明社会の負の面の顕在化，先進国の閉塞感等の現代を象徴するキーワードは，一般論としてリーダーの存在を困難ならしめ，一方ではその不足，不在を感じさせる。

わが国のさまざまな面で構造的問題が提起されているが，その将来展望への混迷は新しいタイプの卓越したリーダー層の必要性を強く促している。即ち，極めて高い見識をもった高度なゼネラリスト，ゼネラルな感性をもった高度なスペシャリスト，および異能ともいえる高度なスペシャリストに分類されよう。とくに，前2者を確実に育成することが国立大学の重要な使命の一つである。

かつてわが国の国立大学を中心とする高等教育は，先進ヨーロッパの大学教育を手本に手作りに社会のリーダー層を育成し送り出してきた。しかし，経済の高度成長はより多くの人材の供給を要請し，それに応えて周辺環境整備（施設，教官すべてについて）を二の次にした定員の拡大に走った。高等教育のマスプロ化，大衆化が進み，果ては見かけの受験しやすさと選抜しやすさを目的とする入学試験と受験戦争の激化をもたらし，初等中等教育までもその歪の中に巻き込んでしまった。野放図な要請を強いた経済界や社会風潮の罪は問われてしかるべきであるが，わが国の最高の知的機関であり，世界，人類，国益等の将来に冷静な判断力が求められる大学人の無為無策の責任も軽くない。

今，進学該当年齢者の減少が，高等教育のますますの大衆化とレベルダウンをもたらすであろうことが不可避の問題とされる。かかる事態に対して大学院重点化構想

は、ある意味では学部教育の大衆化とレベルダウンには目をつむり、選抜過程を一つ加えたリーダー育成充実への動きであり、一見合理的な解決方向であるようにもみえる。しかし、人間の最も感受性が高く人格形成の基盤となる若年期にももっと関心をはらうべきである。

そもそも教育システムの使命の一つは、個人の能力と適性にもとづく適切な差別化プロセスを構築することである。学部教育と入学試験に大胆なメスを入れねばならない。即ち、国立大学十把ひとからげではなく、見識と広範な基礎知識教育のCOE化を学部レベルで図らねばならない。それには、定員の削減や施設、教官の充実による手作的教育強化とともに、しっかりした基盤知識と知的負荷へのキャパシティを問う選抜(受験科目の拡大)、更には受験回数や年齢の制限も考慮すべきであろう。

この学部レベルの一部COE化は新たな混乱を初等中等教育にもたらすが、不毛の現状と大学院進学時での再選抜機会を考慮すれば許容の範囲であり、むしろ教育の正攻法ではなかろうか。



## 専門と教養

—— 塩野谷 祐一 ——

大学設置基準の大綱化にともなって、各大学では履修制度や授業科目の編成がかなり自由になった。教養科目と専門科目とを初めの2年と後の2年とに分離して教えるのではなく、4年一貫的に教えるのが理想である。しかし、これまで1,2年で集中的に教えられていた教養科目を専門科目によって置き換えるというのが、大学改革における一般の傾向のようにみえる。たしかに、これまでの教養科目の教え方は、おしなべて高等学校の延長のようであって、専門の学問を学びたいと思っている新入生を引きつけるものではなかった。そこで教養部というスタッフ組織を廃止すると同時に、教養科目も大幅に削減しようというわけである。わたくしはこれは由々しい事態であると憂慮している。

専門馬鹿という言葉が一時大学人の中で使われたことがある。わたくしの記憶によれば、大学紛争の際、一部の学生が教官を吊し上げ、専門馬鹿呼ばわりしたが、東京大学の当時のさる理学部長は、専門馬鹿でもただの馬鹿よりはましだと名文句を吐いた。専門馬鹿とは、専門の知識や観点しか持たない人間のことをいうのであろう。閉鎖された専門の領域の中で、仲間内で専門用語を語っているだけで業績と見なされる学者の場合には、それでいいかもしれない。しかし、大学を狭い専門的知識の伝達の場に、学生にそのような教育だけを与えて、専門馬鹿を社会に送り出すことは、社会に対して確実に弊害を撒き散らすことになる。

最近のオウム真理教のサリン事件などを見ると、これに関わった大学卒業生の行動は専門馬鹿どころではなく、狂気と犯罪そのものである。彼らは実験室での専門知識を持ち、その能力を発揮する自由な場に惹かれたのかもしれないが、善悪の観念を

む社会的常識をまったく欠いていた。彼らの常識を克服するのに、怪しげな宗教が役割を演じたということも興味をそそる点である。

自然科学であれ社会科学であれ、知識を学んで社会に出る学生は、人間や社会についての一定の認識を欠くわけにはいかない。大学で社会科学を専門に学んでいれば、専門馬鹿でも社会で通用するかといえば、そうではない。細分化した社会科学の知識の弊害も、自然科学の場合と同じように、相当なものである。経済学などは合理的人間行動のみを想定しているから、合理的馬鹿と呼ばれる人間類型しか取り扱っていない。企業にとってビジネス・エシックスの認識が要請されるのはそのためである。人間と社会についての総合的な知識は、かつて哲・史・文と呼ばれた哲学・歴史・文学を含む人文科学によってのみ与えられる。これが専門に偏しがちな大学教育において、人間形成に資する教養科目の意義なのである。

個々の学問は人工的に対象の世界を作り上げているのであって、そのままの形で現実に適用することはできない。哲学・歴史・文学は現実を全体性においてとらえている点で他の学問と異なっており、個々の専門的学問を相対化し、総合する場を与えている。しかもそのような全体性の境地は、専門の学問の追求を通じて初めて有効な形で見出されるものである。教養科目を専門から切り離して別に教えていたところに、旧来の新制大学の欠陥があった。教養科目を廃止して専門に徹すればよいというものではない。教養科目と専門科目とを総合する4年一貫教育のあり方を工夫しなければならぬのである。そこには新しい学問的フロンティアを切り拓く可能性すら含まれている。

教養科目の先生の発言力が弱く、自然科学の学長が大部分である国立大学において、専門分野のエクセレンスを追求するあまり、専門化の弊害に基づく大学の危機を認識している人がどれだけいるだろうか。

## 知性の混乱の中での大学の活路

—— 永井 道雄 ——

一般に、大学の機能には、次の三つがあるとされている。第1は研究、第2には専門教育、そして第3に一般教養の教育である。教育に関して言えば、高度な専門的知識とともに、人間として身につけるべき広く深い教養とのバランスのとれた人材を数多く送り出すことが、大学には期待されているのである。

最近の大学改革を見ると、概して専門教育が強化される傾向にある。研究環境や専門教育の充実は当然進められるべき努力だが、その一方で一般教育が著しく弱体化していくことに問題はないのか。

今日、大学を卒業した者に、知識はあっても社会人としては未成熟な者が多い、という声をしばしば耳にする。高等教育を受けたからといって見識ある教養人とは限らない、という常識が定着しつつある。

これでは、大学が教育機関としてのバランスを欠いていることになる。年齢相応の社会的経験を積む余裕のないまま大学に入ってくる学生に対して、結果的には大学さえもが精神的成熟の機会を与えることができていない。一般教育の軽視は、このアンバランスを助長することになるのではないか。

日本の大学では、戦後の急速な規模の拡大の中で、早くから一般教育の形骸化が指摘されてきた。学生数の急激な増加の中で、単なる知識の伝授ではない、ものの見方、考え方を伝えるという微妙な作業はやりにくくなる一方であった。また、価値観の多様化によって、教養の概念が解りにくくなった側面も否定できない。

さらに現代は、各種メディアの発達によってコミュニケーションの形態が複雑化しており、商業主義のコミュニケーションへの介入によって、学生の生活を教養教育に

近付けることは、ますます難しくなっている。

しかし、多くの非効率や困難をとまなうことではあるが、大学が人間形成の教育を諦め、放棄してしまうわけにはいかない。本来、大学における専門教育と一般教養は、互いに矛盾するものではない。真理の探究は無制限でも無目的でもなく、究極的には人類の平和と自由を求めるものである。その意味で、1956年にカナダのパグウォッシュに世界の代表的科学者、哲学者が集まった際に掲げた理想は、冷戦終結後の今日もその意義を失っていない。このような人類の理想を、専門教育と並行して次世代に伝えていくことができるのは、大学をおいてないのである。

今日の世界では、PKOを含む安全保障や環境破壊など、解決の困難な問題が多く、知的にも情緒的にも不安定な現状の中で我々は生きている。この状況の中にあって、安定した文明、文化を創っていくことこそが、今日の課題であると断言しても過言ではないと思う。日本の大学から、新しい社会の形成に資する、深い教養と、確かな学力を兼ね備えた人格が輩出されるよう、さらなる大学制度の工夫に期待したい。

## 広い視点から大学の未来を考えよう

福井 謙一

今世紀の科学と技術のめざましい発展について大学の果たした役割の大きさは、改めて論じるまでもない。そして、今後とも、人間社会における大学への期待は深まるばかりであり、大学はそれに応えていかねばならない。

そこで私の提言したいことは、次のとおりである。すなわち、未来の大学の役割について考えるに際しては、必ずしも国公立の別に拘泥せず、むしろこれらすべてを共通の視点から眺め、しかも焦点を常に日本に合わせるよりは、眼をより広く世界に向けて考えようとする努力を惜しまないことである。

このような提言の理由は、近年の科学文明の展開のあとを振り返り、将来を展望すれば明らかとなるであろう。今日のいわゆる「先端技術」なるもののすべては、今世紀の初頭から中頃にかけて発見された自然界の基本原理の上に築かれたもので、人類の欲望と結びつき、多大の利便と安楽をもたらしたが、その一方で地球環境を変化させ、その対策には、地球的規模でのきわめて高度の科学技術を必要とする状況を招いた。

しかも、地球が狭くなり、情報化が進むにつれて、科学技術の拡散のスピードが増し、大学の役割は完全に国際的になっていく。一つの大学が教育した学生は、やがて世界中に散っていき、そこで人類への普遍的な貢献をするようになっていくであろう。

こうした傾向は、当然、科学推進の方法論の上でも大きな変革をもたらすことになる。自然科学、人文科学、社会科学の間の壁は、それらを学ぶ人間にとっては、次第に薄いものとなっていくであろう。なぜならば、たとえば自然科学といえども、地球

的規模で考える場合には、当然、人文・社会科学の助けを必要とし、従来からの狭い枠をのりこえる必要に迫られるからである。自然科学の内部にあっても、一見かけ離れた異分野の結びつきが、人類にとって大きな意味をもつブレークスルーを生み出すといった傾向が、いよいよ増していくであろう。

これらのいくつかの必然的傾向の存在のもと、人類が大きな困難を克服して進むべき方向を探るためには、時としては、その欲望を抑え、あるいは政治経済のしがらみを超越する必要も生じるであろう。そのような場合、卓越した先見性を具えた判断を下す基準、あるいは価値観を導くための客観的指針が必要となる。

社会にあって、このような基準や指針を生むエネルギーを、直接・間接に供給する役割を担う機関は、何といても大学を措いて他にはない。このことを大学も、それを支える側も、ともに銘記すべきである。大学人がこのことを忘れ、大学を支える側がこれを怠れば、それは地球・人類全体の損失にほかならない。

## 教育，研究，そして思索

—— 森 巨 ——

大学を去って、もう5年以上になる。久しいと言うべきであろうか。それでも、お陰様で、いろいろなところから声をかけていただいて、いまだに社会の中で多少なりとも活動する機会を与えられているのは、有難いことだと思っている。こうして、やや外側から大学を眺めていると、大学に対する世の中の期待や批判が、今まで以上に分かるような気がする。

今、世の中に見られる多くの流れの中の一つとして、私のような立場のものが頻繁に耳にする言葉に「評価」がある。いろいろな場合に、いろいろなレベルでこの言葉は用いられているので、一概には言えないが、とにかく、なんらかの厳しさをもっているという点は共通であろう。

世の中万事、恐らくいかなる場合にも、反省の機会をもち、少なくとも自ら評価する心構えを忘れないことは必要であろう。ましてや、国立大学ともなれば、経費のほとんどが国民の税金によって賄われている以上、絶えずそうした姿勢をもち続けることが、納税者に対する義務でもあるように感じられる。ただ、その場合、「評価」となれば当然、判断のための「物差し」を必要とする。そしてその「物差し」には、えてして、効率性とか経済性という要素が重きをなすようである。

よく、大学とは何をするとところか? と尋ねると、「教育と研究」という答が返ってくる。私もまた、実際そのような言葉を口にしたことが希ではなかった。ただし、医学部の特性として、診療をそれに加えたこともあったが、ところが最近、本当にそれだけでよいのだろうか、と考えることが多い。

この頃の私には、大学というものがもう一つの意味をもっているように思えてなら

ない。教育の場、研究の場、それに思索——もちろん討論も含めて——の場とも呼びうるようなものである。思索は、時として非常に個人的なものであるが、それなくしては「良い社会」が作られようはずもなく、法律も、経済も、科学技術も、思慮深いものとはなりえない。にもかかわらず、今の世に最も欠けているのは本当の意味での思索のように思われる。

効率性とか経済性を主たる物差しとする、いま流行の評価からすれば、思索などはまったく無視されるであろう。教育とか研究と称されるものの中には、当然、思索の部分がかかり含まれるが、一般にはその必要性、価値は余り理解されない。いわば別項目として思索なるものを独立させない限り、それは認められそうになく、しばしば無駄、浪費、怠惰などと混同されがちである。

だから私は、この頃、人から「大学の役目は？」と聞かれると、「教育と研究と思索」とお答えしている。因みに、私は、大学の評価に関して、文系と理系をまったく同じ物差しで行おうとする人々には、しばしば異議を申し上げている。



## 文科系への期待

—— 山本 卓真 ——

近時、創造性に富む人材への期待が著しく高まっている。極度の円高によるわが国の人件費の高騰は、創造力による付加価値を伴わない限り維持できないのは明らかである。創造について従来は理工系への期待が論ぜられてきたが、次の二例からも、広く社会の変化が期待される場所である。

20年近く前、富士通が出資していたアメリカのベンチャー企業の大型コンピュータの1号機がNASAに採用された。ベンチャーが1号機を出荷する頃は大体において資金も底をつき、外からみてもリスクに満ちたクリティカルな時期といえる。私はアメリカの友人に、「経営的にみて安定とはいえないベンチャーの、それも1号機を、よくぞ政府機関が買ってくれたな。会社がつぶれたらさぞ会計検査院がうるさいだろうな。」と聞いてみた。答は、政府機関は購入に当って新技術育成の効果、ベンチャー育成などを評価する、ということで、どうしてそんな質問をするのか逆に不思議がられた。日米間の減点主義と得点主義の差がでているように思われる。

日本がGATTウルグアイラウンドで米の部分開放を容れたとき、漸進的かつ猶予付きのシナリオが提起された。残念ながらこのアイディアは日本発ではなく欧州のある国だと伝えられている。外交案件でも通商案件でもわが国が主体的によい案を出したり、世界的スケールの戦略を打ち出すのは稀で、誠に遺憾なことである。米問題はとくに政治的にも行政的にも難しく、下手な議論や提案はできなかつたであろうことは容易に想像できるが、困難の一言で片付けて全員思考停止に入ってしまうのは、民間でもよくみられる日本社会の宿痾かも知れない。

第1の例は、文科系を含む社会一般が、新技術や、それに係わるベンチャー企業を  
やまもと たくま：富士通株式会社代表取締役会長

育成する風土であるかどうかを示している。理工系だけが創造への努力をするのではなく、文科系もまた新技術やベンチャーの育成のためにリスクを負う(これも社会的な戦略性といえるだろう)ようになってもらいたいと思っている。教育研究機関などが予算を請求する時、欧米に先例があれば獲得しやすいとか、成功が目前に見えていれば獲得しやすいという傾向を打破するため、文科系の方々にも教育期間中に創造とは何かを体験するプログラムを組み込んでいただきたい。

米国の有名な研究所で長く働いたことのある友人によると、18~20歳位が推理力の最も伸びる時だそうであるが、日本の大学生、とくに文科系はこの時機に最も弛緩しているのではないかと心配される。産業界、とくに製造業が高付加価値を要求され、一方経済の国際化の進展に伴って、政官民共に戦略性、能動性、創造性を問われる今日、変らねばならない程度と速度とは、理工系よりは文科系の方が大きいのではないだろうか。

## 編集を終わって

国立大学協会の白書とも言うべき、「文化学術立国をめざして——国立大学は訴える」の編集を終わって、感じたことの一部を記したい。

本書は国立大学の現状と直面している多くの課題を明らかにするとともに、国立大学がわが国において果たしてきた、また現に果たしつつある役割について考察を加え、将来への展望を拓くために企画したものである。したがって本書は国立大学の自己点検の報告書であると同時に、社会へのメッセージともなっている。

わが国で国立大学が果たしてきた役割を理解するためには、“存在しなかった歴史”を考えるのが一つの方法である。もし明治初年に国立大学が作られなかったら、わが国の近代史はどのようになったであろうか。もし戦後国立大学が増加しなかったら、戦後の経済復興はどのようになったであろうか。それは考えてみる価値のある“存在しなかった歴史”である。

この問いは丁度アメリカの場合と逆の設問であるといえよう。アメリカでは建国当初国立大学が計画されながら、遂に実現しなかった。大学は周知のようにすべて州立、市立などの公立大学と私立大学である。そのことがアメリカの大学の今日の多様性をもたらしたことは疑いがない。したがってもしわが国でも国立大学がなかったら、アメリカとは国情が違うので一概にはいえないが、大学はもう少し多様化していたであろう。

しかし明治初年大学が地方自治体や個人に委ねられていたら果たしてどうなったであろうか。地方自治体はおそらく初等、中等教育で手が一杯であったであろう。また優れた先覚者が大学を設立しても、当時のわが国の経済状態では経営が大変困難であったに違いない。とくに理工系の大学を持つことは非常に難しかったと思われる。わが国の近代化が、とくに工業化が著しく遅れたことは確実であろう。

戦後の経済発展期にはどうであったか。国立大学は工学部を拡充し、多くの技術者を育成した。そのことが戦後のわが国の工業を基礎にした経済発展に大きく貢献したことは疑いのないところである。そして国立大学がなかったら、工学部の拡充は、このように効率的に行うことはできなかったと思われる。

もっともこの時期急速に増加した大学への進学圧を、国立大学は十分受けとめるこ

とはできなかった。それを受けとめたのは私立大学であり、高度経済成長期以後私立大学が急速に増加した。国立と私立の役割分担がある程度明らかになってきたのはこのときからである。本書でも指摘されているように、国立大学では大学院に重点が移りつつあり、博士の学位も大部分が国立大学から出ている。またさまざまな分野でわが国の研究を支えてきたのも国立大学である。このことは、とくに理、工、農、薬、医などの理系で顕著である。そしてこの傾向はおそらく今後も続くであろう。学問が、研究が、益々重要になる21世紀へ向けて、国立大学の果たすべき役割は一層大きくなるものと考えられる。

21世紀がどのような時代になるか予測は容易でないが、ポスト工業化社会になることは確実である。大量生産の時代は終りを告げ、省資源で、しかも附加価値の高い産業が発展するであろうし、知識や情報が価値を生む時代であろう。そしてまた地球という制約された空間の中で多くの生命体が共存するための、新しい哲学が、思想が、そして文化が求められる時代である。わが国は科学技術立国をめざすのではなく、もっと幅広い文化学術立国をめざすべきである。本書のタイトルを“文化学術立国をめざして”とした所以も、ここにある。

しかし国立大学の前途も決して楽観できる状態ではない。何よりも大学への投資が少ない。大学は国公立、私立も含め、将来の国家を、社会を担う人材を育成する場所であり、先行投資を行うべき最も重要なところである。政府は他の先進国と同じように、より多くの予算を高等教育や研究に支出すべきであるし、企業、自治体、その他の団体や個人の大学への投資や寄附も望まれる。そして大学もまた社会の変化に対応しながら、その附託に答えて行くよう努力しなければならない。いわゆるアカウンタビリティが益々重要となるであろう。

また、国立大学への規制も大変厳しい。そのため変化の激しい時代への対応が極めて難しくなっている。この傾向は、今後益々顕著になるであろう。規制緩和によって国立大学がどのように自主性を確立していくかが今後の課題である。

最後に忙しい中を執筆して頂いた著者の方々、短期間に出版を可能にして頂いた東京大学出版会、御助言を頂いた文部省各関係部局の方々に、心からお礼を申し上げます。

文化学術立国をめざして  
——国立大学は訴える——

---

1995年11月発行

編集発行 国立大学協会 ©

〒113 東京都文京区本郷 7-3-1

☎ 03(3812)2111 内 7950, 7951

直通 03(3813)0647

FAX 03(3818)8656

製作 財団法人 東京大学出版会

---